

令和5年度 包括外部監査結果報告書

学校教育に関する事業の財務事務の執行について

令和6年2月
柏市包括外部監査人
税理士 弁護士 小林 義和

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、割合や比率の計算を除き、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として柏市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、柏市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【指摘】と【意見】に分けて記載している。【指摘】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

また、【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

4. 消費税及び地方消費税（消費税等）の表記

本報告書に記載されている取引金額は、原則として消費税等を含んだ金額である。消費税等を含まない金額で表記する場合には、別途その旨の記載を行っている。

5. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	⇒	地教行法
柏市財務規則	⇒	財務規則

目 次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間	2
5. 監査の実施期間	2
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係	2
第2章 監査の視点	3
1. 監査の基本的な方針	3
（1）事業の有効性	3
（2）事業の経済性及び効率性	3
（3）法規等準拠性（合規性）	4
（4）学校教育にかかる事務を監査対象とする際に特に留意すべき点	4
2. 監査要点	6
（1）事業の有効性	6
（2）事業の経済性及び効率性	6
（3）法規等準拠性（合規性）	6
（4）教育事業について	7
（5）施設管理について	7
3. 監査手続	8
（1）監査対象事業の概要把握	8
（2）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問	8
（3）現地又は現物の視察	8
（4）監査報告書の作成	8
第3章 監査対象の基本的事項	9
1. 教育委員会制度について	9
（1）教育委員会制度の概要	9
（2）教育委員会制度の意義	9
（3）教育委員会制度の特性	10
（4）教育委員会制度の仕組み	10
（5）教育委員会の職務権限	11
2. 柏市の学校教育	12
（1）柏市教育委員会の組織（生涯学習部を除く）	12
（2）柏市立小中高等学校の状況	15
（3）柏市の教職員	17
（4）柏市教育振興計画	18

3. 監査対象事業	21
(1) 教育費の推移	21
(2) 監査対象事業	23
第4章 外部監査の結果及び意見—総論—	26
1. 指摘事項及び意見の総括	26
(1) 学校往査の結果について	27
(2) 柏市の学校教育全体にかかわる論点	35
2. 指摘事項及び意見一覧	45
第5章 外部監査の結果及び意見—各論—	50
I 教育総務課	50
1. 事務局運営事業	50
(1) 事業の概要	50
(2) 監査の結果	52
(3) 監査対象事業に対する意見	52
II 教育施設課	54
1. (仮称) 柏北部東地区新設小学校整備事業(継続費)	54
(1) 事業の概要	54
(2) 監査の結果	55
(3) 監査対象事業に対する意見	56
2. 小学校施設管理事業、中学校施設管理事業	61
(1) 事業の概要	61
(2) 監査の結果	64
(3) 監査対象事業に対する意見	65
3. 小学校施設整備関係経費、中学校施設整備関係経費	69
(1) 事業の概要	69
(2) 監査の結果	70
(3) 監査対象事業に対する意見	70
4. 柏市立学校施設個別施設計画の改定に向けて	74
(1) 事業の概要	74
(2) 監査の結果	77
(3) 監査対象事業に対する意見	77
III 学校給食課	81
1. 学校給食事業	81
(1) 小学校給食事業の概要	81
(2) 中学校給食事業の概要	82
(3) 小中学校給食事業の概要	84
(4) 監査の結果	85
(5) 監査対象事業に対する意見	88

IV 学校給食センター	92
1. 学校給食センター事業特別会計	92
(1) 学校給食センター事業の概要	92
(2) 監査の結果	95
(3) 監査対象事業に対する意見	99
V 学校教育課	104
1. 学校の適正配置事業	104
(1) 事業の概要	104
(2) 監査の結果	105
(3) 監査対象事業に対する意見	105
2. 学校の労働安全衛生事業	108
(1) 事業の概要	108
(2) 監査の結果	109
(3) 監査対象事業に対する意見	109
3. 地域とともにある学校づくり推進事業	111
(1) 事業の概要	111
(2) 監査の結果	112
(3) 監査対象事業に対する意見	112
4. 就学援助関係経費	113
(1) 事業の概要	113
(2) 監査の結果	115
(3) 監査対象事業に対する意見	115
5. 学校環境衛生事業	117
(1) 事業の概要	117
(2) 監査の結果	118
(3) 監査対象事業に対する意見	118
6. 健康診断事業	122
(1) 事業の概要	122
(2) 監査の結果	123
(3) 監査対象事業に対する意見	124
VI 学校財務室	126
1. 柏市立小中学校マイプラン事業	126
(1) 事業の概要	126
(2) 監査の結果	127
(3) 監査対象事業に対する意見	128
2. 小学校管理運営業務・中学校管理運営業務	129
(1) 事業の概要	129
(2) 監査の結果	136
(3) 監査対象事業に対する意見	139
3. 教育振興関係事業（小学校費・中学校費）	141
(1) 事業の概要	141
(2) 監査の結果	144
(3) 監査対象事業に対する意見	144

4. 教育振興関係事業（高等学校費）	149
(1) 事業の概要	149
(2) 監査の結果	149
(3) 監査対象事業に対する意見	149
VII 指導課	150
1. 教育課程に関する事業	150
(1) 事業の概要	150
(2) 監査の結果	151
(3) 監査対象事業に対する意見	151
2. 調査研究	153
(1) 事業の概要	153
(2) 監査の結果	157
(3) 監査対象事業に対する意見	157
3. 学校図書館活用推進事業	159
(1) 事業の概要	159
(2) 監査の結果	161
(3) 監査対象事業に対する意見	162
4. 学校体育の促進関連事業	165
(1) 事業の概要	165
(2) 監査の結果	168
(3) 監査対象事業に対する意見	169
5. 国際理解教育に関する事業	171
(1) 事業の概要	171
(2) 監査の結果	174
(3) 監査対象事業に対する意見	175
6. 開かれた学校づくり推進事業	176
(1) 事業の概要	176
(2) 監査の結果	177
(3) 監査対象事業に対する意見	177
7. 児童生徒の作品展示会等事業	178
(1) 事業の概要	178
(2) 監査の結果	179
(3) 監査対象事業に対する意見	179
8. 理科支援事業	180
(1) 事業の概要	180
(2) 監査の結果	181
(3) 監査対象事業に対する意見	182
9. 個性が輝く特色ある学校づくり促進事業	183
(1) 事業の概要	183
(2) 監査の結果	187
(3) 監査対象事業に対する意見	187
10. 情報教育の推進	189
(1) 事業の概要	189
(2) 監査の結果	199
(3) 監査対象事業に対する意見	200

1 1. 教職員の指導力向上事業	205
(1) 事業の概要	205
(2) 監査の結果	207
(3) 監査対象事業に対する意見	207
1 2. ICT推進室	209
(1) 事業の概要	209
(2) 監査の結果	216
(3) 監査対象事業に対する意見	216
VII 児童生徒課	219
1. 就学相談事業	219
(1) 事業の概要	219
(2) 監査の結果	220
(3) 監査対象事業に対する意見	220
2. 教育相談事業	223
(1) 事業の概要	223
(2) 監査の結果	224
(3) 監査対象事業に対する意見	224
3. 生徒指導推進事業	226
(1) 事業の概要	226
(2) 監査の結果	227
(3) 監査対象事業に対する意見	227
4. 不登校児童生徒の支援事業	229
(1) 事業の概要	229
(2) 監査の結果	230
(3) 監査対象事業に対する意見	230
5. 特別支援教育の推進事業	234
(1) 事業の概要	234
(2) 監査の結果	235
(3) 監査対象事業に対する意見	236
6. 防犯教育推進事業	240
(1) 事業の概要	240
(2) 監査の結果	240
(3) 監査対象事業に対する意見	241
7. 防犯活動推進事業	242
(1) 事業の概要	242
(2) 監査の結果	242
(3) 監査対象事業に対する意見	243
8. 交通安全推進事業	245
(1) 事業の概要	245
(2) 監査の結果	245
(3) 監査対象事業に対する意見	246
IX 市立柏高等学校	248
1. 市立柏高等学校の事業	248
(1) 事業の概要	248
(2) 監査の結果	253
(3) 監査対象事業に対する意見	253

第 1 章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

学校教育に関する事業の財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

小学校から高等学校までの学校生活は市民一人一人が経験を有するものである。それゆえ学校教育に関する行政サービスの内容は、特に市民が強い関心を寄せるものといえる。加えて、学校教育に関連する支出は柏市の一般会計の中でも大きな割合を占めており、令和 4 年度予算においては歳出総額 1,484 億円のうち 205 億円（約 14%）であった。このうち、歳出の中で特に重要といえるのが学校施設の整備にかかるものである。最近の柏市における学校関連施設の設置動向では、柏北部エリアの児童生徒数の急増に対応するため、令和 3 年度に柏の葉小学校の増築が行われ、令和 4 年度には田中北小学校の移転新設、さらに令和 5 年度には田中中学校増築と予定が続いている。また、柏北部エリア以外においても校舎等の増設や給食センター移転建替などが計画されており、市民の注目度も高いと考える。

以上の点から、市民が関心を寄せる行政サービスである学校教育は外部監査にてその適否を問う意義が大きいと考える。

また、小学校や中学校における財務には教育委員会で執行される予算の他に、各学校において執行される予算もある。これらの再配当予算の執行状況は、学校という小さな組織において管理されている。それゆえ、有効な内部統制のもとで管理されているかという点を確認することは重要である。

さらに、学校教育を取り巻く環境は、ここ数年で大きく変化した。特に新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン授業など実施方法の多様化が進み、また急速なデジタル化は個人情報の取扱いなど情報資源の管理について新たな認識を持つことを迫っている。これらの問題については、職員の意識改革だけでなく、新たな設備の導入などを通じて行われるため、財務的な影響も大きくなる傾向がある。

私は、このように学校教育特有の論点にも留意した監査を実施することにより、柏市の学校運営に大いに貢献できると考え、令和 5 年度の包括外部監査の対象事件を「学校教育に関する事業の財務事務の執行について」とした。

4. 監査の対象期間

原則として令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
ただし、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

令和5年5月29日から令和6年3月31日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	税理士 弁護士	小林 義和
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	税理士 公認会計士	加藤 聡
	税理士 公認会計士	木下 哲
	公認会計士	宮本 和之
	税理士 公認会計士	棟田 大介
	税理士 公認会計士	森田 清人

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の視点

1. 監査の基本的な方針

令和5年度柏市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえて決定した監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

(1) 事業の有効性

市が行う事業は、それぞれ固有の事業目的を有する。市が市民の負託を受けてこれらの事業を実施する以上、その目的が達成されているかどうかは監査上最も留意すべき点として検証しなければならない。特に、事業の成果が数値によって具現化するような事業の場合には、この数値の動向をもって事業目的の達成度を検証していくこととなる。

しかし、教育事業の場合、その有効性が目に見える形で容易に認識あるいは把握することが難しいものもある。例えば、児童生徒の意識や意欲を培う目的の事業や人格的成長を促す目的の事業が挙げられる。このような事業においては、具体的な成果が現れるまでかなりの時間を要する場合や成果そのものが数値等によって現れないこともあり、これらの特徴を考慮して検証していく必要がある。

今般の監査においては、このような教育事業の特徴を踏まえ、直接その有効性を測定することに加えて、後述する市の教育振興計画が掲げた目標に沿った事業が計画どおりに展開されているか、その事業の実施状況は適切にモニタリングされているか、そのモニタリング結果は翌年度以降の事業実施に生かされているか、といった事業の実施過程に着目し、これらが適切に行われていることで事業が目的達成に向けて進んでいることを確認し有効性の検証としていくこととする。

(2) 事業の経済性及び効率性

自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と記載されている。これより、市が実施する事業は、同じ効果が期待されるならば1円でも安価な方法が選択されるべきということになる。それゆえ、監査においては、事業の内容から非効率な部分がないか、より経済的に優れた方法がないかといった点を検証していくこととする。

一般的に、教育事業を効率の概念や経済的な尺度で議論することには違和感を覚える向きもあるかと思われる。これは、『(1) 事業の有効性』でも記載したとおり、事業の中には、具体的な成果が現れるまでにかかなりの時間を要するものや成果そのものが数値等で記述できないものが多く、これらは一見したところ無駄な事業と誤

解されてしまうことが背景にあると考えられる。しかし、事業の現場において、意味もなく重複した事務が行われていたり、ほとんど使われない設備が存在したり、もっと効率的な方法を採用する方が限られた予算を多くのことに利用できるとするならば、これを指摘する意見を述べることもまた柏市の教育行政のためになると考えられるため、教育事業の経済性や効率性についても積極的に検証していくこととする。

(3) 法規等準拠性（合規性）

教育事業にかかる事務は、法令・条例・規則等（以下「法令等」という。）に則って実施されなければならない。

法令等は自治法及び自治令のほか、財務規則などを中心とした体系的なルールであるが、これらに詳細な規定がなく、教育委員会の各所管部署において実施マニュアル又は要綱等（以下「実施マニュアル等」という。）により必要なルールを定めている場合には、これらの内部的なルールにも準拠した事務の執行が求められる。

また、仮に実施マニュアル等の内部的なルールが定められていても、当該「ルール」が事務を執行するにあたって有用なものでなければ適切な事務の執行を阻害する要因となってしまう。「ルール」には現時点における必要事項が網羅的に規定されるよう、市は実態に合わせ適時に見直しを行い、更新していかなければならない。

(4) 学校教育にかかる事務を監査対象とする際に特に留意すべき点

① 学校現場で管理されている財務事務について

柏市における市立小学校及び中学校にかかる経費のうち学校管理費等の一部については、教育委員会から各学校に配当されたのち、各学校で立案した予算計画に基づいて、消耗品や備品などの購入に充てられている。

また、学校徴収金（校納金）は、県費及び国費以外の経費で、学校教育活動上必要となる経費として各学校において児童生徒及び保護者から徴収する経費である。そして、これについても各学校の管理下においてその事務を行っている。

このように教育事業を監査対象とする場合、現場である学校における事務の状況を検証する必要があるが、各学校における予算執行は、その資金使途がそれぞれの学校の実情に即して考えられることや学校の自治能力を高め、教職員のモチベーションアップに繋がる反面、学校によって管理状況にバラつきができてしまうことや教職員の業務を増やしてしまう可能性があることなどのデメリットも考えられる。

教育事業を監査する上では、これらの点を念頭におき、一部の学校に赴いて監査を実施し、財務事務の執行状況を実地で検証することも必要であると考えている。

② 教職員の労務管理について

昨今、教職員の過剰な労働時間を問題視することが多くなった。また、このような状態が放置されることにより、教育現場における人材的な観点からその質と量の維持が困難になるのではないかと危惧する向きもある。

柏市においても、働き方改革により総労働時間の縮減を掲げ、様々な施策を講じている。そこで、今般の監査においても、教職員の負担軽減や適切な労働環境の維持を念頭においた方法が採用されているかといった点に関心を持ち、財務事務の執行が適切に行われているかを検証していくこととする。

2. 監査要点

『1. 監査の基本的な方針』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

(1) 事業の有効性

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合しているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 経費の削減が主目的になって、サービスレベルが著しく低下している事実は見当たらないか。
- ・ 長期間継続している事業は、その規模や実施方法が社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 財源に国又は県の支出金等がある事業は、市として主体的に有効性等を勘案して実施しているか。

(2) 事業の経済性及び効率性

- ・ 総コストを計算した上で、事業の実施方法を決定しているか。
- ・ 事業費の積算見積りは適切に行われているか、またその妥当性については常に注意を払った事務が行われているか。
- ・ 契約金額について、複数の見積りを徴するなど、低減努力がなされているか。
- ・ 他の事業との重複や無理な細分化はないか。

(3) 法規等準拠性(合規性)

- ・ 関係する法令等に準拠した事務が行われているか。
- ・ 市の事務が依拠するルールは実態に即したものとなっているか。また、当該ルールを不断に見直しているか。

(4) 教育事業について

- ・ 柏市教育振興計画における目標は達成されているか。
- ・ 学校の評価は適切に行われ、それに基づいて適宜是正が行われているか。
- ・ 就学援助、奨学金、各種助成などの児童生徒への支援は適正に行われているか。
- ・ 教職員の労務管理の実態が的確に把握され、必要な対応が取られているか。
- ・ 学校現場における財務事務は適切に行われているか。

(5) 施設管理について

- ・ 学校の備品等は適切に管理され、かつ有効に活用されているか。
- ・ 施設の老朽化や児童生徒数に対するキャパシティ不足、又は学校の地域的偏在等による問題を解決するために適切な学校建設や立替増築の計画が立てられているか。
- ・ 学校図書館の運営は教育効果を勘案して行われているか。
- ・ ICT 教育にかかるインフラ整備は、教職員用、児童生徒用いずれについても適切に行われているか。

3. 監査手続

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象事業の概要把握

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業の所管課から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

監査対象事業について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管部署に対し質問を実施している。

(3) 現地又は現物の視察

監査対象事業の現場である学校に対しては、以下の要領で学校往査を実施し、事業の実施状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

学校往査対象： 小学校6校 中学校6校

学校往査実施時期： 令和5年9月7日から令和5年11月8日まで

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第3章 監査対象の基本的事項

1. 教育委員会制度について

(1) 教育委員会制度の概要

教育委員会は、都道府県・政令指定都市と市町村・一部事務組合に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開する組織である。

都道府県・政令指定都市の教育委員会は、教育方針の大枠や教職員の採用などについて権限を持っており、市町村・一部事務組合の教育委員会は、都道府県の教育委員会が決めた教育方針に従って、より地域の特性に合った細かい施策を行っていく。以下、教育委員会制度の特徴について、文部科学省のホームページから抜粋し記載する。

(2) 教育委員会制度の意義

教育委員会制度は、以下に記載する必要性から確立したものである。

○ 政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要である。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要である。

○ 継続性、安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要である。また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要である。

○ 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である。

(3) 教育委員会制度の特性

教育委員会制度は、以下のような特性を持つものである。

○ 首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保している。

○ 合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行っている。

○ 住民による意思決定(レイマンコントロール)

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督し、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現している。

(4) 教育委員会制度の仕組み

教育委員会制度の仕組みとして、以下のものがあげられる。

- 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置されている。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付けとなっている。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行する。
- 月 1～2 回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催している。
- 教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。任期は教育長 3 年、教育委員 4 年。再任可となっている。

(5) 教育委員会の職務権限

教育委員会の職務権限は、地教行法第 21 条において規定されている。

【地教行法】

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

2. 柏市の学校教育

(1) 柏市教育委員会の組織（生涯学習部を除く）

① 教育総務部

教育総務部は、以下の4課と給食センターを所管している。なお、組織名称は令和5年度のものである。

○ 教育総務課

教育委員及び教育長の秘書業務、教育委員会議、教育委員会事務局職員の人事管理及び教育行政の基本的計画の総括等の業務を担当している。

- ・ 教育委員及び教育長の秘書業務
- ・ 教育委員会議
- ・ 教育委員会事務局職員の人事管理
- ・ 職員の処分等
- ・ 教育行政の基本的計画の総括
- ・ 教育に関する事務の点検・評価

○ 教育政策課

教育政策課は以下の事項を所掌している。

- ・ 重要な教育政策の企画、計画策定及び推進に関すること
- ・ 教育行政の総合調整及び進行管理に関すること
- ・ 教育改革の推進に関すること
- ・ 柏市立小中学校の配置・規模についての検討に関すること

○ 教育施設課

教育施設課は、柏市立小学校42校、中学校21校等の施設整備や維持管理等に関する業務を行っている。

《財務担当》

- ・ 学校施設の整備に係る補助金及び起債に関すること
- ・ 学校用地、学校施設に関することなど

《計画担当》

- ・ 学校施設の整備に係る調査及び計画に関すること
- ・ 学校施設の中長期保全計画(個別施設計画)の策定及び進行管理に関すること

《建設担当》

- ・ 学校施設等に係る工事等の施行に関すること
- ・ 学校施設等の建設に関すること

《管理担当》

- ・ 学校施設等の維持管理に関すること
- ・ 学校施設等に係る修繕及び軽易な工事に関すること
- 学校給食課
学校給食課は、柏市立小中学校の給食に係る業務を担当している。
- 学校給食センター
センター方式の学校給食調理、配送等を担当している。

② 学校教育部

学校教育部は、学校教育課、教職員課、指導課及び児童生徒課の4課、市立高校、並びに教育研究所を所管している。また、学校教育課には学校財務室が、指導課にはICT推進室が、さらに児童生徒課には少年補導センター（※詳細は略）が、それぞれ付設されている。

- 学校教育課
 - ・ 学校教育行政の企画・推進・調整に関する業務
 - ・ 学籍及び就学援助等に関する業務
 - ・ 児童生徒及び教職員の保健衛生、学校保健の調査・統計、災害に対する医療費等の請求事務などを担当している。
 - 《企画担当》
 - ・ 学校教育行政の基本的計画の企画、策定、推進及び調整
 - ・ 地域とともにある学校づくり
 - ・ 通学区域等審議会
 - 《学務担当》
 - ・ 小中学校の転入学手続き
 - ・ 就学援助、特別支援教育就学奨励費に関する事務
 - ・ 学区(通学区域)に関すること
 - 《保健担当》
 - ・ 児童生徒の健康診断
 - ・ 医療費等の請求事務
 - ・ 就学援助(医療費)
 - ・ 小学校入学予定者の就学時健康診断
 - ・ 学校環境衛生検査
 - ・ AED(自動体外式除細動器)の設置
- 学校財務室
学校財務室は、学校予算の適切な執行管理、大型備品の調達、寄附採納などの業務を担当している。

- ・ 小中学校の予算執行に関すること
 - ・ 小中学校の財務に係る指導助言に関すること
 - ・ 教材、備品(保健及び給食に係るものを除く)の調達及び管理に関すること
 - ・ 学校事務の効率化に係る指導助言に関すること
 - ・ 寄附採納(用地及び施設を除く。)に関すること
 - ・ その他学校財務に関すること
- 教職員課
小中学校教員等の人事管理
- 指導課
指導課は、学校教育方針の策定、教育課程編成の指導・助言、教育指導の支援、教職員の研修などの業務を担当している。
- ・ 研究学校の指定、教育研究の支援
 - ・ 教職員研修会の開催
 - ・ 各種作品展、発表会、協議会の開催
 - ・ 児童生徒への日本語支援
 - ・ 外国語指導助手(ALT)、外国語活動支援員の配置
 - ・ 学校図書館指導員、理科教育支援員の配置
 - ・ 学校評議員の委嘱
- ICT推進室
教育委員会内の市立小中高等学校の情報システムの構築・維持管理及び情報セキュリティに係る業務を担当している。
- ・ 市立小中高等学校 ICT 環境整備計画に関すること
 - ・ 市立小中高等学校 ICT 機器の構築・維持管理に関すること
 - ・ 教育情報ネットワークの構築・維持管理に関すること
 - ・ 教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティの総括に関すること
 - ・ 柏市情報政策との連携に関すること
- 児童生徒課
児童生徒課は、児童生徒が学校内外の生活で直面する諸問題の解決に向けて、助言・支援を行う。規範意識、自己肯定感や自己有用感を育むために、生徒指導や教育相談、特別支援教育、安全教育の充実に努めている。
- ・ 豊かな人間関係づくりに向けた支援
 - ・ 生徒指導関係機関の連絡協議会開催
 - ・ いじめ解消に向けた支援と「柏市いじめ問題対策連絡協議会」の開催
 - ・ 中学校「いじめ防止サミット KASHIWA」の開催

- ・ 就学相談、教育相談の実施
 - ・ 不登校児童生徒支援及び相談(教育支援センター等)
 - ・ 特別でない特別支援教育の体制整備
 - ・ 安全教育の充実に向けた支援の充実(不審者、交通安全対策)
 - ・ 学級経営アドバイザー、スクールサポーターの配置
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
 - ・ スクールロイヤールの派遣
 - ・ 個別支援教員、教育支援員の配置
 - ・ 特別支援教育巡回相談員等による巡回相談
- 市立柏高等学校
市立柏高等学校の管理運営を行っている。
- 教育研究所
教育研究所は、教職員研修・幼児教育・教育研究等の業務を担当している。
- ・ 教職員研修
 - ・ 教職員研修講座の開催
 - ・ 幼児教育
 - ・ 幼児教育の研究・研修
 - ・ 幼保こ小連携
 - ・ 教育研究
 - ・ 学びづくりフロンティアプロジェクト
 - ・ 学力・学習状況調査の実施、データ管理及び分析
 - ・ 算数科授業力向上事業

(2) 柏市立小中高等学校の状況

柏市における小中高等学校の学校数、児童生徒数及び学級数の状況は次のとおりである。

図表 1 小中高等学校数 (令和4年度) (単位:校)

区分	小学校	中学校	高等学校	合計
学校数	42	21	1	64

図表 2 小学校の児童数及び学級数 (令和4年5月1日現在) (単位:人、学級)

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
児童数	3,640	3,604	3,395	3,491	3,483	3,654	751	22,018
学級数	126	125	116	114	112	116	137	846

図表 3 中学校の生徒数及び学級数（令和 4 年 5 月 1 日現在）（単位：人、学級）

区分	1 年	2 年	3 年				特別支援	合計
生徒数	3,402	3,426	3,325				306	10,459
学級数	103	99	98				58	358

図表 4 高等学校の生徒数及び学級数（令和 4 年 5 月 1 日現在）（単位：人、学級）

区分	1 年	2 年	3 年					合計
生徒数	320	258	312					890
学級数	9	10	10					29

また、小中学校の学校数、学級数及び児童数の推移は次のとおりである。

小学校については、児童数はほぼ横ばいであるが、学級数が増加している。また、中学校についても同様に生徒数はほぼ変わらない状況が続いているが、学級数は増加している。

図表 5 小学校の学校数、学級数及び児童数の推移（単位：校、学級、人）

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
学校数	42	42	42	42	42	42
学級数	767	772	778	789	796	814
児童数	21,465	21,443	21,415	21,525	21,714	21,935
区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	42	42	42	42	42	42
学級数	822	830	826	835	846	866
児童数	22,007	22,116	21,969	22,015	22,018	21,948

図表 6 中学校の学校数、学級数及び生徒数の推移（単位：校、学級、人）

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
学校数	20	20	20	20	20	20
学級数	314	319	318	323	323	326
生徒数	9,941	9,985	10,023	10,022	10,045	9,998
区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	21	21	21	21	21	21
学級数	332	339	339	348	358	358
生徒数	9,879	9,857	9,968	10,234	10,459	10,538

(3) 柏市の教職員

柏市における県費負担教職員の状況は次のとおりである。

県費負担教職員制度：

- (1) 学校の設置者は、その学校の経費を負担するのが原則(学校教育法第 5 条)であるため、公立学校の教職員の給与は当該学校を設置する地方公共団体が負担するのが原則である。しかし、市(指定都市を除く。)町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の教職員の給与については、例外的に都道府県が負担することとされている(市町村立学校職員給与負担法第 1 条)。
- (2) 県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属する(地教行法第 37 条)。また、県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、都道府県の条例で定めることとしている(地教行法第 42 条)。
- (3) これらは、都道府県内の人事交流の円滑化を図るとともに、地方財政の大きな負担となる教職員の給与費を財政的に安定している都道府県の負担とすることで、義務教育水準の維持向上に資することとしている。

(出典：文部科学省HP)

図表 7 県費負担教職員数 (令和 5 年 5 月 1 日現在) (単位：人)

区分	男	女	合計
小学校	410	798	1,208
中学校	376	271	647
合計	786	1,069	1,855

※ 講師：192 名(定数内欠補：72 名、代替(産育休等)講師：120 名)

※ 非常勤講師：23 名

また、県費負担教職員数の推移は次のとおりである。

教職員数についても、学級数の増加に応じて増加している。

図表 8 小学校の県費負担教職員の推移 (単位：校、人)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
学校数	42	42	42	42	42	42
教職員数	1,095	1,048	1,034	1,050	1,064	1,064
区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	42	42	42	42	42	42
教職員数	1,096	1,100	1,115	1,171	1,182	1,208

図表 9 中学校の県費負担教職員の推移

(単位：校、人)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
学校数	20	20	20	20	20	20
教職員数	594	572	565	577	572	569
区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	21	21	21	21	21	21
教職員数	589	598	594	640	648	647

(4) 柏市教育振興計画

① 教育振興計画

平成 18 年の教育基本法改正により、地方公共団体においては教育の振興に関する計画を定めることが努力目標として位置付けられた。

【教育基本法】

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

これを受けて柏市においても教育振興計画を策定することとなった。

最初の柏市教育振興計画は、平成 24 年 3 月に「柏市教育振興計画(前期基本計画)」(平成 24 年度～平成 27 年度)として策定された。続いて平成 28 年 3 月には、「柏市教育振興計画(後期基本計画)」(平成 28 年度～令和 2 年度)を策定した。これらの計画の対象は、学校教育を中心に家庭や地域における教育活動も含めた子どもの教育に係る分野であった。

上記の計画が令和 2 年度に終了した後、市は「第 2 次柏市教育振興計画」を策定する。第 2 次柏市教育振興計画は、学校教育だけでなく生涯学習に関する内容も計画に位置付けており、計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間である。

② 第2次柏市教育振興計画の方向性

第2次柏市教育振興計画の方向性は次のとおりである。以下は、「第2次柏市教育振興計画の概要」からの抜粋である。

【学ぶ意欲を育成する】

子どもたちが生涯にわたり学び続ける基礎を培うため、教職員の指導力を高めることで、学校図書館、ICT、人的支援を効果的に活用した、子どもたちの実態に合った分かる授業を推進し、子どもたちの学ぶ意欲を育成します。

【互いの立場を尊重し合い、安心して学び合える環境をつくる】

いじめ・不登校対策の充実、特別支援教育の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境に向けた取組を推進します。また、互いに認め合い、多様性を尊重する意識の醸成に向けた取組を推進します。

【教職員の力量・学校の組織力を高める】

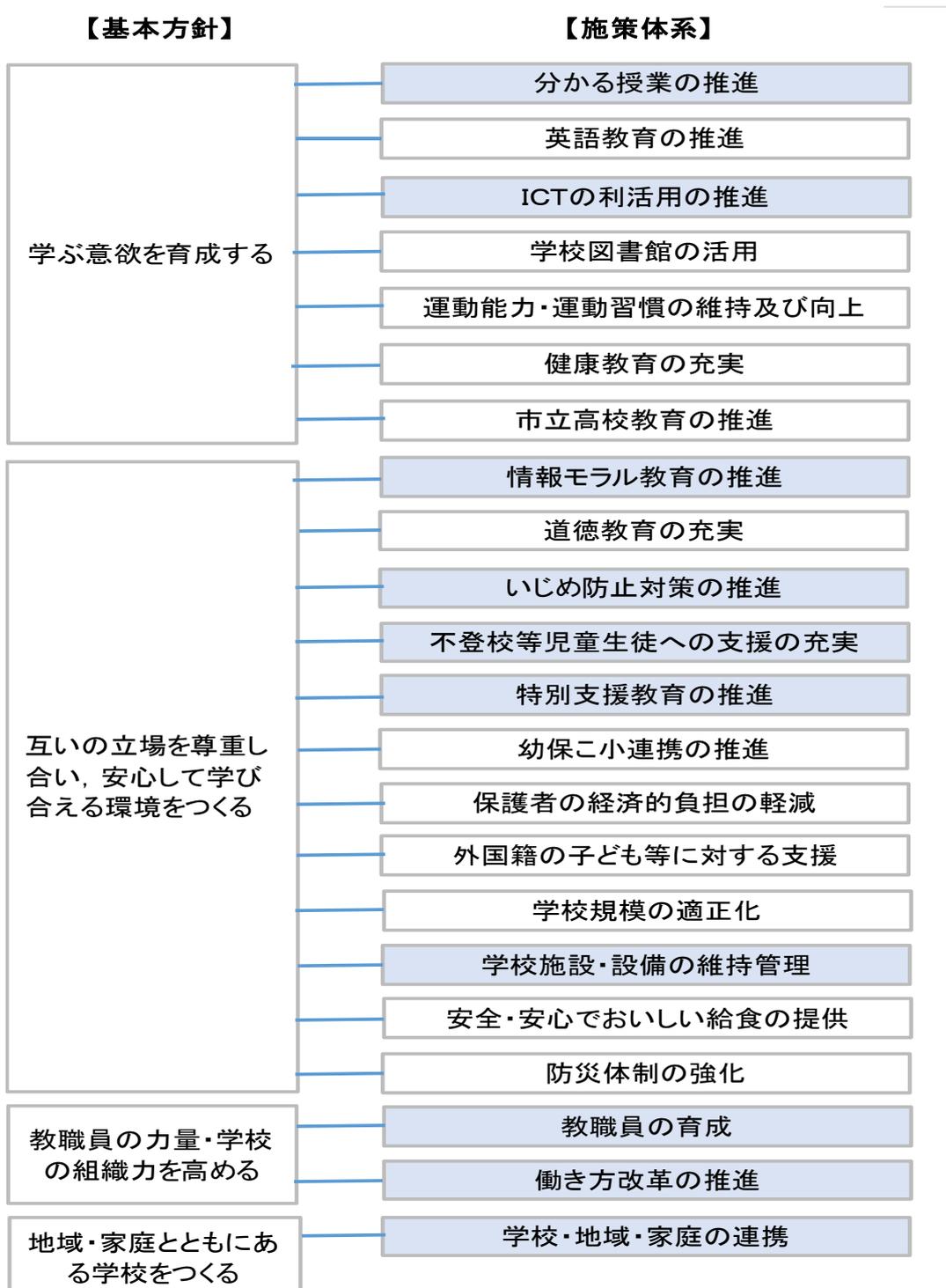
独自性のある研修を実施することで、教職員が個々の力量を高めつつ、相互に学び合い、高め合える体制づくりを推進するとともに、子どもに向き合う時間を確保するため、教職員の負担軽減に向けた取組を推進します。

【地域・家庭とともにある学校をつくる】

全校が、コミュニティ・スクールとなることで、地域とともにある学校づくりを進め、持続可能な取組を継続していくことにより、地域の活性化につなげていきます。また、家庭教育の支援の充実・放課後の子どもの居場所づくりに向けた取組を推進します。

③ 基本方針及び施策体系(学校教育分野)

第2次柏市教育振興計画の基本方針及び施策体系(学校教育分野)は下図のとおりである。施策体系の中で着色しているものは、重点取組として設定したものである。



3. 監査対象事業

(1) 教育費の推移

教育費(当初予算)の推移は、**図表 10**のとおりである。

近年では、小学校費の学校建設費が大幅に増加している。令和2年度の内容には、令和元年度から続いている「(仮称)柏北部東地区新設小学校整備事業」や「校舎長寿命化改良事業」などがある。また、令和3年度の内容には、「柏の葉小学校校舎増築事業」、「田中小学校校舎建替事業」、「柏第三小学校校舎増築等事業」などがある。令和4年度の内容には、「(仮称)柏北部東地区新設小学校整備事業」が主なものとして挙げられる。

図表 10 教育費(目的別)の推移

(単位：百万円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
教育総務費	1,679	1,961	2,018	1,996	2,215	2,360	2,706	3,098	3,465
小学校費	2,594	3,277	2,703	2,635	3,021	5,963	7,971	9,313	7,731
学校管理費	1,157	1,064	1,126	1,158	1,213	1,268	1,323	1,395	1,366
教育振興費	550	590	594	599	566	622	688	706	692
学校建設費	886	1,622	982	876	1,242	4,073	5,960	7,211	5,671
中学校費	1,796	3,777	4,368	3,344	1,291	1,521	1,692	1,629	1,406
学校管理費	622	602	640	697	686	699	728	704	696
教育振興費	301	304	268	362	334	371	378	341	305
学校建設費	871	2,870	3,458	2,283	271	450	585	583	405
高等学校費	945	961	912	987	983	1,238	1,145	1,133	1,017
学校管理費	810	816	841	791	826	821	831	819	824
教育振興費	66	67	65	68	75	73	73	72	78
学校建設費	67	77	5	127	81	343	241	242	114
諸費	0	0	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園費	1,004	1,209	1,265	1,277	1,395	2,063	2,738	2,662	2,721
社会教育費	1,028	1,051	1,030	1,076	1,046	2,071	1,820	1,051	1,161
保健体育費	2,710	2,707	2,938	2,730	2,896	2,381	2,493	2,837	3,059
教育費合計	11,759	14,946	15,237	14,047	12,851	17,601	20,569	21,727	20,563
一般会計 予算額	114,350	122,220	124,570	122,730	124,460	134,260	138,170	141,500	148,470
教育費比率	10.3%	12.2%	12.2%	11.5%	10.3%	13.1%	14.9%	15.4%	13.9%

また、経費別の教育費(当初予算)の推移は、**図表 11** のとおりである。

経費別の教育費の推移も目的別の推移とリンクしており、近年では投資的経費が増加している。一方で、令和 2 年度以降は、教職員の増加に応じて人件費も増加している。

図表 11 教育費（経費別）の推移

(単位：百万円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
消費的経費	8,504	8,896	8,755	8,731	9,429	9,300	9,899	10,440	10,726
人件費	2,722	2,738	2,763	2,617	2,681	2,478	<u>3,621</u>	<u>3,739</u>	<u>3,907</u>
物件費	5,527	5,894	5,711	5,778	6,404	6,522	5,916	6,325	6,428
その他	254	263	281	334	343	299	362	375	390
維持補修費	153	153	277	311	349	385	423	294	263
扶助費	1,230	1,450	1,485	1,443	1,598	2,315	2,925	2,827	2,881
投資的経費	1,688	4,245	4,537	3,366	1,250	<u>5,386</u>	<u>7,066</u>	<u>7,927</u>	<u>6,456</u>
積立金	0	0	0	0	—	—	—	—	—
繰出金	182	199	179	194	224	213	255	237	236
教育費合計	11,759	14,946	15,237	14,047	12,851	17,601	20,569	21,727	20,563

また、児童生徒一人あたりの教育費の推移は次のとおりである。ここでも、小学校については、学校建設費の増加が影響している。

図表 12 児童生徒一人あたりの教育費の推移

(単位：千円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	121	152	124	120	137	269	362	423	351
中学校	179	376	434	334	130	154	169	159	134
高等学校	982	1,008	944	1,023	1,014	1,308	1,210	1,276	1,136

(2) 監査対象事業

監査対象とした事業は次のとおりである。なお、学校給食センター事業特別会計については、その歳入及び歳出を全て監査対象とした。なお、所管課欄に記載されている部署は令和4年度時点のものである。

図表 13 監査対象事業

(単位：千円)

項	目	所管課	R4 当初 予算額	主な内容
1教育 総務費	1教育委員会費	教育総務課	5,017	教育委員会
	2事務局費	給与厚生室	1,112,383	一般人件費 138 名分
			15,717	特別職人件費 1 名分
		学校教育課	1,031	学校の適正配置事業
			5,334	学校の労働安全衛生事業
		教育総務課	26,009	事務局運営事業
		—	36,063	一般事務経費
		学校教育課	(11,628)	(学校教育課一般事務経費)
		学校財務室	(7,508)	(学校財務室一般事務経費)
		教育施設課	(11,900)	(教育施設課一般事務経費)
	教職員課	(5,027)	(教職員課一般事務経費)	
	3 教育指導費	児童生徒課	10,330	就学相談
			25,601	教育相談
		—	657,179	教育指導
		指導課	(1,018)	(教育課程に関する事業)
			(891)	(調査研究)
			(103,943)	(学校図書館活用推進事業)
			(29,191)	(学校体育の促進関連事業)
			(159,983)	(国際理解教育に関する事業)
			(1,418)	(開かれた学校づくり推進事業)
			(3,058)	(児童生徒の作品展示会等事業)
			(13,991)	(教科書選択・供与等に関する事業)
			(77,833)	(理科支援事業)
			児童生徒課	(119,047)
		(2,957)		(一般事務経費)
		指導課	(91,246)	(低学年支援推進事業)
		教育研究所	(44,898)	(算数科授業力向上事業)
		学校教育課	(7,705)	(地域とともにある学校づくり推進事業)
		—	906,152	教育研究
		指導課・ICT 推進室	(19,015)	(個性が輝く特色ある学校づくり促進事業)
			(840,688)	(情報教育の推進)
	教育研究所	(346)	(幼児教育の推進)	
		(1,806)	(一般事務経費)	
	指導課	(8,456)	(教職員の指導力向上事業)	
		(4,824)	(一般事務経費)	
	教育研究所	(30,874)	(学校教育推進・調整事業)	

項	目	所管課	R4 当初 予算額	主な内容	
		学校教育課	(143)	(公立夜間中学設置検討作業)	
		教育研究所	3,770	教職員研修	
		学校教育課	161,757	就学援助関係経費	
		児童生徒課	97,178	不登校児童生徒の支援	
			386,866	特別支援教育の推進	
		学校財務室	14,985	柏市立小中学校マイプラン事業	
2小学校費	1 学校管理 費	給与厚生室	13,750	一般職人件費 3 名分	
		—	1,319,214	小学校の管理事業	
		教育施設課	(405,820)	(小学校施設管理事業)	
		学校財務室	(724,599)	(小学校管理運営業務)	
		教職員課	(157,530)	(事務補助員等配置事業)	
		ICT 推進室	(31,265)	(小学校管理運営業務)	
		学校教育課	33,713	校外学習用バス派遣事業	
	2 教育振興費	—	581,614	教育振興関係事業	
		学校財務室	(156,146)	(教育振興関係事業)	
		ICT 推進室	(425,468)	(教育振興関係事業)	
		学校財務室	95,791	振興備品整備事業	
		学校教育課	15,585	特別支援教育就学奨励費	
	3 学校建設 費	—	5,671,512	小学校施設整備事業	
		教育施設課	(907,051)	(施設整備関係経費)	
			(4,389,875)	((仮称) 柏北部東地区新設小学校 整備事業(継続費))	
			(67,000)	(校舎長寿命化改良事業(その 3)(継続費))	
			(307,586)	(田中小学校校舎長寿命化改良事 業(継続費))	
	3中学校費	1 学校管理 費	給与厚生室	17,357	一般人件費(3名分)
			—	678,846	中学校の管理事業
教育施設課			(234,102)	(中学校施設管理事業)	
学校財務室			(361,037)	(中学校管理運営業務)	
教職員課			(66,509)	(事務補助員等配置事業)	
ICT 推進室			(17,198)	(中学校管理運営業務)	
2 教育振興費		—	240,450	教育振興関係事業	
		学校財務室	(96,864)	(教育振興関係事業)	
		ICT 推進室	(143,586)	(教育振興関係事業)	
		学校財務室	(52,391)	振興備品整備事業	
		学校教育課	(12,625)	特別支援教育就学奨励費	
3 学校建設 費		—	405,291	中学施設整備事業	
		教育施設課	(188,791)	(施設整備関係経費)	
			(134,400)	(田中中学校校舎整備事業(継続 費))	
			(31,200)	(柏第四中学校校舎整備事業(継続費))	
			(50,900)	(風早中学校空調設備更新事業(継 続費))	
4高等学校 費		1 学校管理 費	給与厚生室	598,350	教育職人件費(71名分)
			49,166	一般職人件費(5名分)	

項	目	所管課	R4 当初 予算額	主な内容
		市立柏高校	165,995	高等学校の管理運営
			11,408	教職員・生徒の保健衛生
	2教育振興費	市立柏高校 学校財務室 市立柏高校	68,748	教育振興関係事業
			4,370	教育振興関係事業
			5,569	振興備品整備事業
	3 学校建設費	市立柏高校	114,275	高等学校施設整備事業
	7保健体育費	2保健安全給食費	給与厚生室	158,102
財政課			236,000	学校給食センター事業特別会計繰出
—			551,066	小学校給食事業
学校保健課			(80,250)	(一般事務経費)
			(124)	(放射線対策事業)
			(470,692)	(給食管理事業)
—			172,364	中学校給食事業
学校保健課			(67,179)	(一般事務経費)
			(70)	(放射線対策事業)
			(105,115)	(給食管理事業)
—			1,684,498	小中学校給食事業
学校保健課			(1,334,312)	(学校給食調理業務事業)
			(275,186)	(学校給食センター整備事業)
			(75,000)	(学校給食センター整備事業(継続費))
—			242,869	保健衛生事業
学校保健課			(3,936)	(一般事務経費)
			(1,955)	(学校保健の指導事業)
			(59,097)	(学校環境衛生事業)
			(145,332)	(健康診断事業)
			(32,549)	(医療扶助)
—			14,425	学校の安全対策事業
児童生徒課			(371)	(防犯教育推進事業)
			(3,821)	(防犯活動推進事業)
			(10,233)	(交通安全推進事業)

第4章 外部監査の結果及び意見－総論－

1. 指摘事項及び意見の総括

令和5年度柏市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「学校教育に関する事業の財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章『**2. 指摘事項及び意見一覧**』に事業ごとの監査の結果及び意見の要約を一覧形式でまとめ、続く『**第5章 外部監査の結果及び意見－各論－**』において、事業ごとの監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

※【指摘】

【指摘】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

※【意見】

【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

(1) 学校往査の結果について

① 備品の現物管理【指摘 1】

備品の現物管理については多くの学校で次のような事例が散見された。学校にある備品は適切に管理されたい。

- 一部の備品について備品管理票(備品シール)が貼付されていなかった。
- PTA 等がベルマーク収集活動によって得た備品等を学校に寄附したことにより取得した備品について備品管理票(備品シール)の貼付がなく、また備品台帳への記載がなかった。
- 備品棚卸の方法を確認したところ、棚卸の対象としているのは音楽、美術、家庭科など管理する教員が特定されるものに限定しており、机・椅子・台類、書庫・棚・箱類は棚卸の対象外とされていた。
- 管理備品を中心に実施された備品棚卸の結果を閲覧したところ、棚卸リストを見ても棚卸結果(現物確認を行ったか否か等)が分からないもの、実際に棚卸が適切に実施されたのか否かの判断ができないものが散見された。また、棚卸リスト下部の確認欄に担当者の署名押印がないものもあった。
- 備品の廃棄申請後、承認が行われていない備品があった。また、既に廃棄されていたにもかかわらず廃棄の手続が行われていないものがあった。

備品の現物については、備品管理票(備品シール)の貼付及びこれに合わせた管理簿の作成を適切に行う必要がある。

また、市の備品にかかる棚卸の方針は、すべての備品を棚卸の対象とし、平成 20 年度以前の備品で備品台帳への登録漏れを発見した場合には、随時備品台帳に登録していくこととしている。備品数や学校敷地内全域に渡る保管場所、平成 20 年度以前の古い備品が多数存在すること等を考慮すると、毎年、すべての備品を対象とした棚卸を実施するのは事務手続上困難であることも考えられる。その場合、例えば、ローテーション的に重点項目を設け、何年かかけて備品台帳を整備するなど計画や体制について現実的な方針を検討されたい。

さらに、廃棄手続についても適切に進められたい。手続の処理漏れとなっている備品がないかどうか、あらためて備品台帳の内容と現物との整合性が不明な場合には棚卸を行う際に確認しなければならない。

② 学校安全点検表の活用【意見 1】

学校保健安全法及び同施行規則に、学校における安全管理の一環として、設備等の安全点検が定められており、千葉県教育委員会作成の「学校安全の手引き」巻末資料に「学校安全点検表・集計表例」が示されている。これに基づき、柏市内の市立小中学校では、各学校において「学校安全点検表」を作成し、学校設備の不備や不調を適宜点検するようにしている。

学校安全点検表は、各学校が独自の書式で作成しているものであるが、学校によっては、書式に学校設備の不備や不調を記載する欄はあるものの顛末を記載する欄や完了の押印欄がないため、その後当該箇所がどのように処理されたかが不明な場合が見られた。

学校設備の不備や不調は認識するだけでなく、それへの対応が必要である。学校安全点検表を効果的なものとするためには、顛末を記載する欄を設け、どのように対応したのか記録しておくことが必要である。

【学校保健安全法】

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

【学校保健安全法施行規則】

(安全点検)

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

③ 出勤簿の必要性【意見 2】

現状、市内小中学校においては、柏市学校管理規則第 40 条により、校長は出勤簿を作成し、出張や研修、休暇などを出勤簿に記載しなければならない。また、柏市立小学校及び中学校職員服務規程第 5 条の規定により、教職員は出勤後直ちに出勤した旨を出勤簿に記載しなければならない。

一方、市では令和 5 年度に校務支援及び出退勤管理システムを導入しており、出勤時刻や退勤時刻などの出退勤情報はシステム上で記録されている。これにより、手書きで記載しなければならない出勤簿の必要性は薄まっている。

出張や研修、休暇などの情報については、現在の教職員管理システム上記録さ

れていないが、これらについてもシステム化することにより、業務効率化と誤計算防止が格段に増進されると考えられる。

出退勤管理システムは、労務管理の必要性から導入されたものであるが、これを機に出退勤管理そのものをシステム化し、手書きの出勤簿については例規改正も含めて見直しを行うべきと考える。

(柏市立小学校及び中学校管理規則)

(出勤簿)

第 40 条 校長は、出勤簿を作成しなければならない。

2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、週休日、代休日、休暇、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職等の処分を受けた場合についても同様とする。

(柏市立小学校及び中学校職員服務規程)

(出勤)

第 5 条 職員は、所定の出勤時刻までに出勤し、直ちに自ら出勤簿に出勤した旨を記載しなければならない。

2 (略)

④ 学校配当予算における分割発注【指摘 2】

学校配当予算(以下「配当予算」という。)については、各学校において、学校長の判断のもと年間計画を立案し、その範囲で必要に応じた物品購入や業務委託等の契約事務を行っている。この配当予算の執行において、短期間で同種の契約又は物品購入を小分けにして発注している事例が複数見受けられた。

柏市における配当予算は 5 万円を超えると見積り合わせを要し、さらに 10 万円を超えた場合には、学校長が物品等購入要望書を作成し、教育委員会が契約を行うこととされている。そのため、事業者としては 5 万円又は 10 万円を僅かに下回る契約金額にしようとする誘因がある。

他方、学校としては学校の事情に精通した事業者との契約は手続きをスムーズにするメリットがある。したがって、1 つの契約にすべきところを 5 万円未満の 2 つの契約に分割して発注する利点は、両者にあるということになる。しかし、これでは契約金額の低減効果が期待できないし、他の事業者の参入を阻むことになり不公平も生じる。

このような状況を避けるためには、ほぼ全ての学校で発生するような業務にかかる契約又は物品購入については、教育委員会でまとめて発注することを検討されたい。

これにより、各学校における契約事務の負担を軽減でき、また、事業者においても契約対象を何校かにまとめることによるスケールメリットを享受できることとなる。そして、何より競争性のある事業者選定により契約における経済性と公平性も担保できる。

なお、保健関連の物品購入や業務委託等については、既に教育委員会でまとめて発注しているものもある。各学校の実情や条件、あるいは学校自治上の必要性を勘案して各学校において契約すべきものもあると考える。それ以外のものについては、教育委員会にて契約することを検討されたい。

⑤ 校納金管理に必要な書類の作成【指摘 3】

「柏市小中学校校納金取扱マニュアル」(以下「校納金取扱マニュアル」という。)には、次のように記載されている。

『本市では、柏市立小中学校が取り扱う公金以外の現金を準公金として考えており、学校徴収金(以下「校納金」という。)についても同様に適正な会計処理が必要とされており、このことから、学校校納金の取扱マニュアルを定め業務の流れや具体的な手順を明確にしなくてはなりません。』

これより、校納金(学級費、給食費、PTA 会費、校外学習費、日本スポーツ振興センター災害共済掛金、副読本・教材費等のいわゆる私費)についても、公費と同様の管理水準が求められることとなり、各学校において適切に管理する必要がある。以下に、往査対象として選定した小中学校において見られた事例を列挙する。

- 柏市立小中学校校納金取扱要領(以下「要領」という。)によれば、校納金について金銭出納簿を整備することとされているが、全ての徴収費目(教材費、給食費、積立金)について出納簿が作成されていなかった。しかし、通帳のみでの詳細な管理は困難であり、情報集約性の利点を考えると出納簿を作成するメリットはあると考えられることから作成すること検討すべきである。
- 要領によれば、年度毎又は学期毎に収支の状況を保護者に説明しなければならないとされているところ、給食費について会計報告が作成されていない。しかし、保護者からの信託に基づき、金銭の徴収及びそれを使った契約を行っているという性質を考えると、徴収した給食費が過不足なく給食センターに給食費として支払われたのであれば、その旨を、会計報告を通じて保護者に報告する必要がある。

¹ 市では、令和元年9月に「柏市立小中学校校納金取扱要領」を制定した。校納金取扱マニュアルは、この要領と「柏市学校徴収金システム取扱説明書」を基に校納金に関する事務の明確化のために作成したものである。

- 校納金では、口座引落をすることができなかった生徒分について、保護者又は生徒から現金で徴収した場合、領収書を渡すことになる。学校で保管していた領収書(控)を確認したところ、記載漏れや記載誤りが発見された。具体的には、以下のような領収書(控)があった。
 - ・ 日付の記載がない領収書(控)があった。
 - ・ 対象月の記載が誤って記載されていた。
 - ・ 内訳において、給食費とすべき金額が教材費欄に記載されていた。記載漏れや記載誤りがないように注意を払って適切に作成すべきである。
- 「1 学年校外学習費」において、「校外学習費立替分」として令和 4 年 12 月 1 日に 4,030 円を教員宛てに現金で支出しているが、払出伺書に領収書が添付されておらず、用途等の記載もなされていなかった。また、「2 学年旅行関係費」において、「修学旅行準備金」として 11,000 円を教員宛てに現金で支出しているが、同様に、払出伺書に領収書が添付されておらず、用途等の記載もなされていなかった。確認を依頼したところ、「校外学習費立替分」は軍手等の購入費用に係る立て替え分であり、「修学旅行準備金」はコピー用紙等の購入費用とのことであり、領収書は教員の手元に保有されたままの状態であった。払出伺書には必ず領収書等の根拠資料を添付した上で校長等の管理者の確認及び承認を受けるとともに、散逸等を避けるため、教員個人の手元に保有したままの状態とせず、払出伺書とともに保管する必要がある。
- 令和 3 年度第 1 学年教材費会計報告及び第 2 学年教材費会計報告においては、差引収支が 0 円として保護者に報告されているが、実際には、第 1 学年で 110 円、第 2 学年で 76,300 円の繰越金が生じている。本来、特定の教材を使用しなかった場合等においては対象者への返金等により残余が生じないよう運用することが適切であるが、保護者との合意の上で当該残余を翌年度に繰り越す場合には、当該繰越額を会計報告の差引収支に金額を明示し、当該額を翌年度に繰り越す旨の説明を付すことが適当である。

⑥ 校納金に未納があった場合の対応【意見 3】

市は、校納金について上述した要領を作成している。そして、各学校は、要領に則り保護者から校納金を徴収し、管理を行っている。

各学校では、校納金を口座引落としにより徴収しているが、残高不足等で引き落せなかったものについては、事務員等が電話や手紙により督促している。事務員による督促で支払われない場合は、教頭等の管理職が督促をする学校が多い。

しかし、一時的であるにせよ回収できない状況が続いた場合、資金融通上でのしわ寄せは誰かが背負うこととなる。

そこで、複数の学校で確認されたのが教頭等による立て替えである。また、中には、教材や食材を購入する相手先事業者に支払いを待ってもらっているケースや当該未納額を全て給食費において発生したものとし、副教材費、積立金及び PTA 会費については完納された扱いとなっている学校もあった。これらは、それぞれ教頭等の管理職個人、又は事業者、さらには柏市学校給食センターに資金融通上でのしわ寄せを背負わせていることと同義である。

これに対し、校納金取扱マニュアルでは未納が発生した場合の記載もあるが、その場合、事実の確認と保護者への通知について示されているだけで、どうしても納付されない場合の対応については記載がない。校納金は私費であるため、各学校において管理が任されてしまうが、本来的には学校教育とは直接関係のない事務である。現場の教職員には学校における教育及び指導に集中してもらうためにも、一定期間を経過した案件については教育委員会で一律の対応をすることが望ましい。無論、債権管理は業務の性質上、回収できるかどうかは不確実である。しかし、まずは現場の個人等に負担させないことを主眼とし、教育委員会で状況の把握から始めることは必要である。

その上で、極力校納金扱いとなる支出項目を作らないなどの工夫は必要である。例えば、従来校納金で購入していたものでも公費で購入すべきものはないか検討する、あるいは、児童生徒が個人的に所有あるいは享受することとなる物品やサービスにかかる対価は保護者と事業者が直接取引できるようにする取り組みは既に実施している学校もある。現場の教職員の事務負担軽減の意味でも多くの学校を巻き込んで検討されたい。

⑦ 校納金の繰り越し【指摘 4】

年度末において校納金が余ってしまうことは相当な頻度で起こり得ることであるが、発生した余剰は、その年度中に児童生徒に返金することが原則である。このことについて要領には特に記載が見られないが、「2 定義」には次のような記載が見られる。

(要領)

2 定義

この要領において校納金とは、教育活動上必要となる経費のうち、受益者負担の考えに基づき、保護者から徴収する校外学習費、教材・教具費、卒業関係費、児童・生徒会費、給食費、部活動費のほか、学校が指定する物品の購入に関わる経費をいう。

つまり校納金により対価が支払われる経費には「受益者負担」の考え方があるため、徴収した資金はそれを負担した児童生徒と直接的に結び付いた経費にのみ充当されることとなる。そのため、ある児童生徒から徴収した資金が別の児童生徒のために使われることは予定していないともいえるため、発生した余剰資金は、その年度中に保護者に返金することが当然視されると考えられる。

一方、返金せずに繰り越して翌年度の支出に充当することもないわけではない。例えば、小学校の6学年や中学校の3学年を除いた学年の児童生徒は翌年度にも在籍していることが合理的に予想でき、加えて、発生した余剰の金額が少ない場合には、これを対象者の人数で割って返金することが事務的に難しい場合がある。そのような条件を満たす場合には、敢えて返金せずに翌年度に繰り越して使用することも肯定されることである。

しかし、返金する場合、あるいは翌年度に繰り越す場合のいずれにおいても保護者への会計報告は必要である。また、上述した受益者負担の考え方が成り立たず、校納金を負担した児童生徒とは別の児童生徒のために使わざる得ない状況が想定される場合には、当該年度において校納金を負担した児童生徒の保護者には何らかの方法で承諾を得ることが必要と考える。

(要領)

13 会計の報告

校長は、年度ごと又は学期ごとに収支の状況を保護者に報告しなければならない。個別事由により徴収した場合は、その事由の完了後、速やかに収支の状況を保護者に報告しなければならない。ただし、校外学習等については事業終了後、速やかに収支の報告を行うこととする。

今般の監査において校納金の繰り越しにかかる問題としては次のような事例が見られた。

- 給食費の期首繰越金が 8 万 6180 円と記載されており、令和 4 年度末である令和 5 年 3 月時点での同繰越金が 1 万 5936 円と記載されていた。他の費目では、繰越金を処理して 0 円としていたものもあったが、給食費については 0 円として処理した形跡はなく、翌年度に繰り越していると思われる。保護者に返金せずに翌年度に繰り越す場合は、保護者の承諾をもらうべきである。
- 生徒会費口座について、令和 5 年 3 月 31 日現在で 31,303 円の繰り越しが生じている。校納金について会計年度末に余剰が生じるおそれがある場合には、保護者に返金処理を行うなどして繰越をゼロにしておく必要があり、本校も教材費口座は年度末に残高をゼロにしている。
一方、生徒会費については、会費という性質を踏まえ、財産は共同体に属しているとして最小限の繰り越しを認める考え方もある。生徒会費の繰越金の是非について市としての考え方を明確にしておくことが望ましい。
- 令和 4 年度に当時の 5 年生が林間学校に行った後、当該林間学校にかかる会計報告を作成し、保護者に報告している。この会計報告においては、1 児童当りの支出総額とその内訳が記載されているが、林間学校終了後の積立金残高が記載されていない。実際には、林間学校終了後の積立金残高が、翌年度(6 年生)に繰り越されており、このことについて会計報告を通じて保護者に報告する必要があったと考える。

⑧ 教職員の立替払い【意見 4】

校納金によって支払われる経費について、教職員が一時的に立替払いをすることがある。この教職員による立替払いについては次のような事例が見られた。

- 令和 4 年 11 月から令和 5 年 2 月にかけて教職員が調理実習用の材料等を立替購入(計 17 枚のレシートで合計 19,741 円)しており、その精算が令和 5 年 2 月にまとめて行われている。立替金の精算までの期間が長期化している点については、時間が経つと立替内容の妥当性の検証が困難になる恐れがあるため可及的速やかに精算を行うべきである。
- 1 年生教材費について、令和 5 年 2 月 27 日に家庭科の担当教員に対し 63,700 円が支払われている。内訳は、10 月 3 日から 2 月 18 日までの間、授業用の食材等を立替払いで購入しているものである。これと併せて同教員に対しては、2 年生教材費として 9 月 5 日(11,250 円)、3 年生教材費として 11 月 25 日(17,200 円)の支払いが行われている。

少なくとも複数月にわたりまとめて精算するようなことはせず、遅くとも当該月内には精算を行う等、速やかに立替を解消することが適切である。

- 1 学年校外学習費において、「校外学習費立替分」として令和4年12月1日に4,030円を教員宛てに支出したものは、それまでに教員が立て替えた経費の精算であるが、これは、令和4年5月25日(550円)、6月26日(3,204円)、11月20日(276円)をまとめて精算したものであった。あくまで保護者からの預り金からの支出であることから、現金払いによる一時的な立て替えが必要な場合であっても、複数月にわたりまとめて精算するようなことはせず、遅くとも当該月内には精算を行う等、速やかに立替を解消することが適切である。
- 2 学年副教材費において、家庭科実習費に充当するものとして159,000円を担当教員に対して現金で払い出し、食材等の購入に充てているが、実際に要した金額は159,123円であり、123円を教員が立て替えたままの状態となっている。なお、監査時点において、担当教員が人事異動により本校には在籍していないため、不足分を請求しなかった理由等については不明である。少額ではあるものの、本来、教員が立て替える性質のものではないことから、最終的に過不足なく精算することが必要である。

(2) 柏市の学校教育全体にかかわる論点

① 時間外在校等時間と業務の持ち帰りについて【意見 5】

令和元年12月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(以下、本項において「法」という。)は、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が平成30年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、休日の「まとめ取り」のため、一年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるようにしたものである。

このうち、ガイドラインの法的根拠のある「指針」への格上げについては、法第7条において、文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めることとされているところである。そして、当該規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以

下、本項において「指針」という。)が、令和2年1月に告示された。

図表 14 指針の概要

趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。</u> ・ 公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることには変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。 ・ このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。
上限時間	<p>① <u>1か月の時間外在校等時間について、45時間以内</u></p> <p>② <u>1年間の時間外在校等時間について、360時間以内</u></p> <p>※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで)</p>
教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置	<p>(1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。</p> <p>(2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。</p> <p>(3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。</p> <p>(4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。 － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。等 <p>(5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。等</p>

監査実施年度である令和5年度現在においては、上表にある「教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置」(1)から(5)について、柏市教育委員会は全項目について既に取り組んでいる、もしくは、次年度には取り組む予定であることを確認した。一方で、上限時間を超えた勤務実態が依然として少なくないことも事実である。

令和4年度における市立小中学校教員等の時間外在校等時間のデータを見ると、時間外在校等時間が上限を超えることが全くなかったという学校はむしろ少ない状況であった。

また、上限時間を超えていなければ問題ないとも言い切れない。今般の監査においては市立小中学校のうち12校について往査を実施したが、教員等が学校業務を自宅に持ち帰って対応している事例が複数確認された。

この点については、指針においても次のような記載がある。

(3) 持ち帰り業務について

- 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

やはり、上限時間を設けても教員等が携わる業務自体が減少していなければ、必然的に持ち帰って対応することが増えることは想定されることである。

対応としては、思い切った業務の削減が必要であるが、往査を実施した小中学校では、例えば、校納金の取扱事務を削減するのではなく、校納金そのものを減らす工夫をするように、業務の発生元からその必要性を疑問視し、改善している学校は教員等の負担を減らすことに成功しているように見受けられた。また、管理職である学校長や教頭が率先して、具体的な業務削減を試みている学校においても同様に教員等の負担軽減を実現できているようである。以降、これら業務の削減について実効性のある方法を検討されたい。

② 会計年度任用職員の勤務時間管理と残業代について【意見 6】

会計年度任用職員は、勤務状況報告書に毎日の出勤時間・退勤時間等を手書きで記載し、上司の確認を受けて、教育委員会に提出している。そして、給与については、基本的には勤務状況報告書に基づいて計算され支払いが行われている。

勤務状況報告書の記載内容を監査したところ、学校配置の会計年度任用職員及び学校配置ではない会計年度任用職員についても、出勤時間・退勤時間は1分単位の記載ではなく、所定勤務時間と思われる1分単位の端数の記載がない出勤・退勤時間にて記載されていた。

本来、勤務した時間については、1分単位で残業代等を計算して賃金を支払うべきである。

監査ヒアリングによると、会計年度任用職員に対しては、日ごろから定時に勤務が終わるように指導しているとのことであるが、1日も1分単位の超過時間が出ないということは考えづらい。

また、現在は出勤時間・退勤時間は手書きでの作成となっているが、正確な勤務時間を把握し給与に反映させるためにも、電子タイムカード等を採用するなどデータ化し、給与計算もそのデータと連動させて計算することで業務の効率化、勤務時間の正確な把握及び正確な給与の支払を図ることができるようにすることを検討されたい。

③ 契約及び契約書の内容について

市が教育事業を行っていく上で、外部者の協力を得ることは必要不可欠なことである。そして、市の教育事業におけるどの部分をどのような形で外部者に協力してもらうかは市が主体的に定義しなければならない。この定義した内容を記載したものが契約書であり、その瑕疵や不備は市の教育事業に負の影響を及ぼす可能性がある。

今般の監査においては、市が外部の事業者等と締結している契約に複数の不備が見受けられた。内容としては、契約行為そのものに関する事案や契約書の記載内容に関する事案などであった。これらの指摘事項及び意見の中で代表的なものについて、その概要を以下に記載する。

【指摘 5】土地に係る無償賃貸借契約の見直しについて

現在、柏市においては、小中学校の敷地等として 4 件の土地を無償にて借り入れて使用しているが、このうち 1 件は貸主が既に死亡しているにも関わらず、契約書の変更がなされていない。

柏市によれば、死亡した貸主の親族とは定期的に接触をとっているものの、未だに当該土地の新たな名義人が登記されていない状況であることから、契約書の更新を見合わせていたとのことである。

遺産分割協議が長引いていることも考えられるが、正規の貸主との間で契約書を締結していないことは、契約関係として不安定である。このため、まずは、貸主の親族に遺産分割協議の進捗状況を確認し、終了している場合には、当該土地の相続人との間で新たな無償賃貸借契約(使用貸借契約)の締結交渉に入るとともに、遺産分割協議が未了であり、今後も時間がかかることが想定される状況であれば、市の法務担当部署と協議し、その間の取り扱いについて検討されたい。

また、現行の土地賃貸借契約書においては、死亡した貸主自身が当該土地を相続にて取得することが想定された内容となっており、当該土地の相続手続きが完了した後、双方協議の上で市が買い取ることが約されている。

市によると、契約時においては、当該土地を市が買い取ることを前提として、相続手続きが完了するまでの間、暫定的に無償賃貸借契約(使用貸借契約)を締結したことが推測されるとのことである。しかし、契約締結時から40年以上が経過しており、予算措置の無いまま、買い取る旨を約した契約を継続することは適切ではない。今後、当該土地の相続人との間で新たな無償賃貸借契約(使用貸借契約)の締結交渉を行うに際しては、あくまで当該土地の貸借のみの契約内容とすることが適切である。

【指摘9】学校給食物資売買契約書の支払請求書提出期日について

学校給食センターでは、毎月及び各学期に給食用物資の見積り合わせ等を執行し、見積り合わせの結果で各学校給食物資供給業者と学校給食物資売買契約を締結している。

学校給食物資売買契約書では、学校給食物資供給業者は契約期間に含まれる各月に納品された物資の代金について、当該月末までに取りまとめ、翌月の5日までに市に対して、支払請求書を提出することとしている。

実際の学校給食物資供給業者からの支払請求書を確認したところ、翌月の5日までに支払請求書を提出していたのは、3月分だけであり、3月以外の月は概ね翌月の10日前後の提出となっており、契約書とおりの翌月の5日までの支払請求書の提出となっていなかった。

学校給食物資供給業者の実際の運用では、翌月5日までの支払請求書の提出は困難とのことであった。そうであれば学校給食物資供給業者の実状に合わせて、学校給食物資売買契約書の支払請求書の提出期日を変更すべきである。

【指摘10】学校給食物資売買契約書の原本保管について

学校給食センターで保管している学校給食物資売買契約書を確認したところ、学校給食物資売買契約書(5月分、3学期分)の原本が2通とも学校給食センターで保有されており、供給者に原本を渡していなかった。

契約の締結を証し、取引の安全性を確保するためにも、学校給食物資売買契約書を学校給食物資供給者に渡し、それぞれで契約書を保有すべきである。

【指摘13】公文書溶解処理委託の溶解処理について

公文書溶解処理委託は、柏市の機密文書類に係る公文書(ビニール製のファイルその他の公文書に附属するものを含む。以下「公文書等」という。)の適正な処理及び紙資源の再資源化を図るため、当該公文書等の収集、運搬及び溶解処理を委託するものである。回収場所は市立小中学校で、業務委託期間は令和4年7月1日から令和4年8月31日まで、指名競争入札によりA社が6.6円

／kgで受注している。

仕様書では公文書の溶解処理までを委託しているが、溶解処理は契約の相手方ではなく、B社が行っている。

仕様書では処理報告として受託者に対して、各作業工程の様態を撮影した写真、溶解証明書及び処理報告書の提出を求めている。各作業工程の様態を撮影した写真はA社が提出しているが、溶解証明書(機密文書溶解証明書)と処理報告書(検量書)は、B社が市に提出している。

現状では、A社とB社の関係、B社と市の関係が不明確となっている。

契約の相手方はA社であることから、B社はA社の再委託先と考えられるが、仕様書には再委託の取扱いが明記されていない。仕様書では、受託者が直接、溶解処理を行うことまでは要求していないが、溶解処理を再委託することを容認する規定もない。

本業務の仕様書にも再委託等の取扱いを規定しておく必要がある。

④ 相談事業の件数増への対応

市では、児童生徒やその保護者を対象として、様々な相談事業を実施している。中でも就学相談と教育相談については、その需要増に対応が追い付いておらず、課題が浮き彫りになっていると思われる。下記に記載するとおり、実効性を確保するための体制や仕組みを再構築することを強く要望する。

就学相談：主に就学前や小中学校在籍の児童生徒の保護者から申し込みを受けて、就学先について相談を行う事業である。具体的には、保護者からの申し込みを受けて発達検査や行動観察を行い、就学先について通常の学級にするのか、特別支援学級にするのか、県立の特別支援学校に行くのかを保護者と相談しながら決定する事業である。

教育相談：スクールカウンセラー等が、柏市内の小中学校の児童生徒及び保護者のカウンセリングを行う。カウンセリングの内容は、不登校、発達に関するものが多いがそれらに限らない。

【意見 65】(就学相談)就学相談の迅速かつ十分な実施に関する課題について

就学相談の件数は基本的には毎年増加傾向にあり、就学相談指導員の勤務日数を増やすなどして対応している。しかし、現状は、案件が増えているため、就学相談の申込があっても、迅速に相談を入れることができず、場合によっては初回面談が2カ月以上も先になってしまう件もある。

また、就学相談心理士も件数の増加に伴い検査実施回数も増えている。検査については、検査実施にかかる時間だけでなく、その検査結果を書面で作成することにも時間がかかるものである。また、面談を担当する指導主事自身が行動観

察や就学後の経過観察も行くことが望ましいが、十分に行くことができていない現状もある。

現在、就学相談事業に割り当てられているウェルネス柏の部屋は2部屋である。相談を迅速に実施するためにも、時期によっては、3部屋を割り当て、指導主事や就学相談心理士を増員し、現状は同時刻には2組のみの対応しかできないところ、3組の対応をしていくことができるようにする体制構築等の検討も必要であるとする。

また、事務職員が1名いるが毎日来ているわけではないため、事務職員が増員されれば、事務職員が不在のときに電話受付や受付予約、来所時の対応等を指導主事等が行う必要もなくなり、就学相談事業により集中することも可能となるので、事務職員を増やす等の対策も検討すべきであるとする。

【意見 66】(就学相談)就学後の学校訪問結果について

就学相談を行った児童生徒のうち、就学相談を実施したが合意形成を図れなかった児童生徒、情緒通級指導教室に行くことになった児童生徒、通常の学級で経過観察がついた児童生徒等一定の児童生徒については、就学後も学校訪問を行い、経過観察を行っている。経過観察の結果については、担当者のメモや教育支援委員会での報告事項として一部記録が残ってはいるとのことである。

しかし、本事業では、就学相談をした児童生徒毎に記録化してファイリングしていることから、就学後経過観察を行った児童生徒については、対象児童生徒毎のファイルに経過観察結果を記録として残していくべきである。

【意見 67】(教育相談)予約待ち状況の改善について

教育支援室では、相談件数の増加に伴い、相談希望者が予約をとろうとしても1カ月以上待ちが続く状態となることもあり、相談希望に十分応えられているとは言えない状況である。予約を入れた日から相談日までの平均日数を指標化し、人員増加等により待ち日数を減少させていくなどして、早期に相談ができる体制を整えていくべきである。

【意見 68】(教育相談)発達検査について

教育支援室では、発達検査を行って欲しいという要望も多い。しかし、発達検査の実施には、検査に2、3時間かかり、またその検査所見をまとめることに2時間くらいかかる。1日6時間の枠であるため、検査を実施すると相談が1件しか入れることができず、相談予約が滞留してしまう。そのため、年間に行う発達検査の件数に上限を設けている状態であり、この点でも児童生徒側のニーズに十分応えることができていない状況である。そのため、発達検査を行うことができる教

育相談心理士を増員することや、発達検査を外注等することが可能かどうかも検討されたい。

【意見 69】(教育相談)Web 等での相談実施について

教育支援室は、田中北小学校の一部屋において電話相談・面談相談の対応を行っている。また、相談だけでなく、必要性や要望により、発達検査も実施している。一方で、面談相談を希望しても時間的に田中北小学校まで来ることができない保護者も一定数存在する可能性がある。相談方法を多様化し、より広く相談のニーズに対応するためにも、Web 等の相談実施やそのための Web 環境整備についても検討していくべきである。

⑤ 特色ある次世代教育について

第 2 次柏市教育振興計画には、柏市がどのような公教育を実施していこうとしているのかが記載されている。中でも情報関連の項目が目玉を引く。ICT などの情報技術関連のものから、学校図書館にかかるもの、あるいは外国語などもコミュニケーションツールという意味では情報に関するものである。児童生徒の学ぶ意欲を育成するという観点からは、市が情報関連項目に力を入れていることがわかる。

このような情報関連項目の中でも特に ICT 関連の教育内容は特異である。まだ社会的に認知されてから間もなく定着しているといえる状況ではないため、教育現場では教職員と児童生徒の双方にとって負担となっている可能性がある。

ICT を推進していこうとする施策や事業は、その課題の方向性も様々である。例えば、単純にその機器や設備の扱い方がわからないというもの、さらにはそれにより、その機器や設備が利用されず投資が無駄になっているという場合もある。また、その機器や設備の導入により、作業の効率性や生産性が向上したか不明瞭な場合もあり、それにより、かつてのアナログな方法が見直されることもある。

このように ICT 関連の事業については、時代的に未成熟な部分もあると思われる。それゆえ、今後市が PDCA サイクルを機能させ事業を充実させていくことが望まれる。以下に、情報関連項目の指摘事項及び意見の中で代表的なものについて、その概要を記載する。

【意見 42】中学生向けの情報モラル教育の実施について

情報モラル教育は令和 3 年度から実施されており、ネットワーク配信型教育用コンテンツの利用が開始されたのも令和 3 年度からである。情報モラル教育教材(ネットワーク配信型教育用コンテンツ)の活用実績を見ると、中学生における情報モラル教育教材の利用度が著しく低い。中学校においては、小学校と異なり科目担当制を採用しているため授業での活用が困難であることや、教育カリキュラム

の面から情報モラル教育の時間を作るのが困難である等が、中学生における情報モラル教育教材の低利用の要因とのことである。

しかしながら、高度な操作が可能となる中学生がインターネット上でトラブルに巻き込まれる可能性は高くなっており、義務教育の過程で情報モラルを身に付けることは生徒の将来にとって非常に重要であり有益なことである。中学生の教育カリキュラムが小学生と異なるのは当然であり、小学生と中学生双方に対して同様のアプローチを考えること自体に無理があるように感じる。

まずは情報モラル教育を実践する教員の意識改革を促し、他の市町村における事例も含め、中学校における情報モラル教育の好事例等の紹介、また事件等がネットニュース等で取り上げられたタイミングで実際の事例を用いた指導等、柏市において実行可能な具体的方法を検討していく必要があると考える。

【意見 43】ICT を活用した授業の実践について

令和 3 年度より児童生徒に対し 1 人 1 台端末を活用した授業を実施している。また、教員向け情報リテラシー及び情報モラルに関する研修の実施状況にある通り、主に夏季において ICT を活用した授業の実践に向けての研修講座を複数開催している。

そのうち、夏季情報活用研修講座は 5 日間で 10 講座が開催され、延べ 215 人が参加している。令和 4 年度版柏市教育年報によると、令和 5 年 5 月 1 日現在の柏市の教員数は小学校が 1,208 人（県費負担教員の人数であり、臨時的任用教員は含まず。中学校も同じ。）、中学校が 644 人の合計 1,852 人であり、複数受講者を考慮外とすると研修参加率は 11.6%に留まっている。

夏季情報活用研修講座は実機を使った操作系研修であるため、元々大人数の研修を想定しておらず、すべての教員が ICT を活用した授業の実践に向けての現行研修を受講することは不可能に近い。しかしながら、教育現場においては ICT を活用した授業を実践しなければならないというプレッシャーもあり、多くの教員が不安を抱えていることは想像に難くない。

現在のところ、研修には参加定員が決まっていることもあり、希望制という形をとっているものが多いが、研修のオンライン配信や研修の収録・動画配信について検討されたい。

まずは、各学校の教員組織の中において、ICT 担当者とその補助者で構成する複数担当者制を導入し、ICT 支援員等とも連携しながら、とにかく身近なところからでも構わないので、ICT に触れる機会をできるだけ増やすことから始めるのが良いのではないかと考える。

【意見 45】中学校における学校図書館の利用状況について

令和4年度の中学校における平均貸出冊数の目標値 15 冊に対して、実績は 4.9 冊と目標の 30%程度に留まっており、直近 3 年間の実績も横ばいである。目標値を達成している小学校も中学校同様、各小学校に 1 名の学校図書館指導員が配置されており、小学校と中学校で環境整備のレベルに大きな違いは見られない。

ただし、小学校では、1 週間に1回は授業の一環として学校図書館を利用する機会を設けており、このことが目標値達成の 1 つの要因となっている。中学校では、教科毎に教員が変わるため、小学校と同じような利用機会の創出が困難であることは理解できるが、中学校の利用状況が著しく低位であることは事実であり、学校図書館コーディネーターを中心として、中学生の実態を踏まえた上で、小学校とは異なる中学校向けの学校図書館を活用した授業の研究や学校内の体制作りを積極的に行っていただきたい。

【意見 52】成果指標の充実について

本事業の成果指標としては、教科書に掲載された理科実験を児童生徒が実施した割合を設定している。当該指標は、児童生徒が理科実験に主体的に取り組むことができるようにするという本事業の趣旨に沿ったものであり、目標の実施割合 100%に向けて引き続き取り組んでいただきたい指標である。

一方、児童生徒の「理科離れ」の背景には、理科や科学に興味がない、若しくは理科や科学が嫌いな児童生徒が多く存在していることも要因として考えられる。本事業は、理科教育支援員等及び ICT を活用して魅力的な授業づくりを行い、児童生徒に理科や科学を好きになってもらうことも大事な目的ではないかと考える。ついては、毎年度策定している「教育に関する事務の点検・評価報告書」における英語に関する指標で測定しているような、「理科の授業が好きだと答える児童生徒の割合」を成果指標に追加することを検討されたい。

【意見 87】生徒用・教職員用タブレット端末等の購入について

現在、「柏市GIGAスクール」の運用は、教育委員会学校教育部指導課・ICT推進室が中心となって進められている。ICT推進室では、主に小学校1、2年を対象に iPad の各1台の貸与、小学校3年生～6年生及び中学校1年生～3年生を対象にノート型 PC(chromebook)の各1台の貸与を行っている。一方、市立柏高等学校は、高校が直接生徒用タブレットの購入を行っている。

「柏市GIGAスクール」の運用については、ICT推進室にノウハウが蓄積されており、柏高校におけるタブレット端末の購入も含め、ICT推進室に当該業務を移管するなど、業務を一元化することも検討の余地がある。今後検討が望まれる。

2. 指摘事項及び意見一覧

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりである。指摘事項が 22 項目、意見が 88 項目あり、合わせて 110 項目である。

指摘事項または意見		頁
【全般的事項】		
指摘 1	備品の現物管理	27
意見 1	学校安全点検表の活用	28
意見 2	出勤簿の必要性	28
指摘 2	学校配当予算における分割発注	29
指摘 3	校納金管理に必要な書類の作成	30
意見 3	校納金に未納があった場合の対応	32
指摘 4	校納金の繰り越し	33
意見 4	教職員の立替払い	34
意見 5	時間外在校等時間と業務の持ち帰りについて	35
意見 6	会計年度任用職員の勤務時間管理と残業代について	37
【教育総務課】		
意見 7	委員謝礼金の源泉所得税について	52
【教育施設課】		
意見 8	工事請負契約第 26 条第 6 項(インプレスライド)に係るスライド額協議開始日の設定等について	56
意見 9	太陽光発電設備に係る改修計画の策定について	58
指摘 5	土地に係る無償賃貸借契約の見直しについて	64
意見 10	相指名業者への下請けの見直しについて	65
意見 11	発注単位の見直しについて	67
意見 12	小中学校空調設備更新時における事業手法の検討準備について	70
意見 13	長寿命化計画における施設整備水準及び整備スケジュールの見直しについて	77
意見 14	校舎以外の施設関連計画等の反映について	78
意見 15	新たな学校づくり基本方針等を踏まえた見直しについて	80
【学校給食課】		
指摘 6	グリストラップ清掃及び汚泥等処理業務委託の検査願届について	85

指摘事項または意見		頁
意見 16	給食管理システム改修(八訂成分表改訂対応)業務委託について	88
意見 17	100万円未満の建設請負契約について	89
意見 18	給食残渣処理業務委託仕様書について	90
【学校給食センター】		
指摘 7	学校給食センター給食運搬業務委託について	95
指摘 8	給食管理用パソコン等賃貸借契約書の文言について	95
指摘 9	学校給食物資売買契約書の支払請求書提出期日について	96
指摘 10	学校給食物資売買契約書の原本保管について	96
指摘 11	学校給食物資売買契約書の記載について	97
指摘 12	学校給食用物資売買明細書の記載について	97
意見 19	学校給食物資売買契約書の作成について	99
意見 20	学校給食センター日常業務報告の押印見直しについて	101
意見 21	学校給食物資見積り合わせについて	101
意見 22	学校給食費の債権管理について	102
意見 23	100万円未満の建設請負契約について	102
意見 24	学校給食センター敷地内除草委託の工事写真帳について	103
【学校教育課】		
意見 25	小中学校の規模の差について	105
意見 26	ストレスチェックの受検状況について	109
意見 27	ミニ集会との関係について	112
意見 28	修学旅行費・校外活動費の報告について	115
意見 29	最低制限価格制度適用について	118
意見 30	再検査の仕様書への記載について	120
意見 31	年度末における配当予算の執行について	120
意見 32	随意契約理由について	124
【学校財務室】		
意見 33	謝金の取扱いについて	128
指摘 13	公文書溶解処理委託の溶解処理について	136
指摘 14	公文書溶解処理委託の溶解処理の従事者について	137
指摘 15	公文書溶解処理委託の実績について	137
指摘 16	学校警備業務委託の報告書について	139

指摘事項または意見		頁
意見 34	消火器点検委託と粉末消火器他物品売買契約の関係について	139
意見 35	学校の光熱水費について	140
意見 36	学校運営費補助金の執行率について	144
意見 37	学校運営費補助金の実績報告書の様式について	147
意見 38	学校運営費補助金の実績報告書の記載内容と添付書類について	147
意見 39	領収書又は支出を証明する書類の取扱いについて	148
意見 40	大会参加補助金の実績報告書の添付書類について	149
【指導課】		
意見 41	時数管理の効率化について	151
意見 42	中学生向けの情報モラル教育の実施について	157
意見 43	ICT を活用した授業の実践について	157
意見 44	随意契約の妥当性について	162
意見 45	中学校における学校図書館の利用状況について	162
意見 46	会計年度任用職員の勤務状況管理について	163
意見 47	小学校体育サポート教室授業の実施回数の偏りについて	169
意見 48	水泳指導事業の委託について	170
指摘 17	ALT 派遣料の支払方法について	174
意見 49	日本語支援の実施体制について	175
意見 50	学校栽培作物放射性物質検査業務委託の実施対象の選定及び終了基準について	177
意見 51	展示会等の周知方法について	179
意見 52	成果指標の充実について	182
意見 53	部活動指導者派遣事業の実施要領について	187
意見 54	塾連携学習会業務委託の公平性について	188
意見 55	デジタルドリルの供与について	200
意見 56	セキュリティ内部監査について	200
意見 57	住民監査請求が提出された事案について	203
意見 58	必要な教育専門アドバイザーの確保について	207
【ICT 推進室】		
意見 59	指名競争入札における業者選定について	216
意見 60	業務の平準化について	217

指摘事項または意見		頁
意見 61	参考見積の徴収について	217
意見 62	柏市指名業者選定基準の記載について	218
【児童生徒課】		
指摘 18	就学相談受付票のチェック漏れについて	220
意見 63	業務の無駄の削減について	220
意見 64	相談記録の書式等について	221
意見 65	就学相談の迅速かつ十分な実施に関する課題について	221
意見 66	就学後の学校訪問結果について	222
意見 67	予約待ち状況の改善について	224
意見 68	発達検査について	224
意見 69	Web 等での相談実施について	225
意見 70	スクールカウンセラー等の配置基準について	225
意見 71	スタンドバイの有効活用について	227
意見 72	スクールサポーターの統合について	228
意見 73	スクールソーシャルワーカーの配置時間の増加について	230
意見 74	指標の設定について	232
意見 75	きぼうの園指導員等の資格要件について	232
指摘 19	巡回相談派遣申請の期限について	235
指摘 20	要領の記載内容訂正について	236
指摘 21	確認印の押印漏れについて	236
指摘 22	柏地区特別支援教育研究連盟補助金の限度額について	236
意見 76	教育支援員の配置について	236
意見 77	個別支援教員(特別支援)の配置について	238
意見 78	医療的コーディネーターの業務内容について	238
意見 79	看護委託について	239
意見 80	特別支援教育巡回相談員のミーティング報告書について	239
意見 81	パンフレット配布について	241
意見 82	「すくすくメールかしわ」への登録促進について	243
意見 83	「すくすくメールかしわ」の管理・運用方法について	243
意見 84	保護者に対する情報配信の手段について	244
意見 85	早期対応が難しい危険個所についての対応について	246

指摘事項または意見		頁
意見 86	保護者等からのさらなる情報の吸い上げについて	247
【市立柏高等学校】		
意見 87	生徒用・教職員用タブレット端末等の購入について	253
意見 88	指名業者について	253

第5章 外部監査の結果及び意見—各論—

I 教育総務課

1. 事務局運営事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

1) 教育長の秘書業務

教育長の行事日程等の管理及び連絡調整等を行う。また、教育長交際費の支出、慶弔等に関する事務を行う。

2) 教育行政の基本的計画及び教育の事務に関する点検・評価

柏市教育振興計画は、学校教育を中心に家庭や地域における教育活動を含めた子どもの教育に係る分野を対象とした計画で、令和4年度は第2次計画(令和3年度～令和7年度)に掲げた各事業に取り組んでいる。

また、学識経験者の知見を活用しながら教育の事務に関する点検及び評価を行い、改善に向けた取組を進め、PDCAサイクルを確立している。

3) 産休育休等の代替職員の配置

産休育休、病休等により教育委員会事務局内で欠員が生じた場合に、代替職員を配置し、その報酬等の支払事務を行う。

4) 職員の人事・給与・福利厚生等(市立高等学校の校長及び教員並びに会計年度任用職員を除く。)

任免に関する事務、組合交渉関係事務、用務員に対する給与支払い事務等を行う。また、教育委員会内職員のサービスの管理を行う。

5) 職員の研修

教育委員会内職員に対し、必要に応じて研修を実施する。

令和4年度の実施状況は次のとおり。

- ・ 新規採用職員研修
- ・ 教育委員会制度及び文書事務研修
- ・ 避難所見学

6) 公立学校共済組合

市立小中高等学校の用務員及び市費負担会計年度任用職員の公立学校共済組合、公立学校教職員互助会に対する事務手続を行う。

7) 公務災害補償

教育委員会職員の公務災害、労働災害について事務手続を行う。

8) 組織の調整及び定数管理

組織の調整については、教育委員会内の所属長ヒアリング等を通じ、より効果的な組織の実現に向けて随時検討する。また、定数管理についても、所属長ヒアリング等を通じ、次年度の事務事業及び各所属の実情の把握に努め、人事課との協議を経て、定員を決定する。

9) 文書事務の統括に関すること

行政課及び関係各課と連携を図りながら、教育委員会の規則改正を行う。また、教育委員会の文書管理事務を行う。

10) 部内及び事務局の取りまとめ等

部内各課の予算、庶務的事項等のとりまとめ、また、部内他の課の所管に属しない事項、その他他の部の所管に属しない事項に関する対応をしている。

11) その他

令和4年度は、令和4年3月25日付で提出された「柏市いじめ重大事態調査検証委員会報告書」の提言等に対する対応を検討するため、アドバイザリーボードを設置し、その運営に関する経費を支出している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	19,883	21,308	26,009
決算額	13,208	16,215	17,978

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	10,361	会計年度任用職員報酬
職員手当等	1,919	会計年度任用職員期末手当
共済費	228	会計年度任用職員共済組合負担金
報償費	361	委員謝礼金
旅費	310	費用弁償他
交際費	104	教育長交際費
需用費	1,481	消耗品費、食糧費、印刷製本費
役務費	135	郵便料、電信電話料他
委託料	111	会計年度任用職員健康診断委託、公文書 溶解処理委託他
使用料及び賃借料	1,491	複合機機械維持料、電算システム・機器等 借上料他
備品購入費	37	事務用備品代
負担金、補助及び交付金	1,434	会計年度任用職員社会保険料、年会費他
合計	17,978	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 7】委員謝礼金の源泉所得税について

本事業では、次のような謝礼金等が発生している。

図表 15 謝礼金等の内容

内容	報酬
● 教育に関する事務の点検・評価に係る学識経験者への謝礼	40,000円×2名=80,000円 (※源泉所得税 10.21%:4,084円)
● 柏市いじめ重大事態調査検証委員会報告書 提言対応アドバイザーボード	8,000円×7名×5回=280,000円 (※源泉所得税 10.21%:816円)

報酬・料金等の支払を受ける者が個人の場合の源泉徴収の対象となる範囲は、
限定列举されており、これに該当する場合のみ源泉所得税を徴収することになる。

今般のような委員謝礼金は、「原稿料・講演料等」に該当する可能性がある。講演料等とは、「作家に原稿料を支払うときや大学教授などに講演料を支払うときは、報酬・料金等として所得税および復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。」²とされ、その税率は支払金額の 10.21%となる。

しかし、いわゆる単発的な集会等における司会者、助言者、研究発表者、パネリスト等に支払われる謝金は、講演料に該当せず、源泉徴収は不要となる場合があるので、注意が必要である。

一方、一定の委嘱期間が定められているようなときは、たとえ会合に出席した場合にのみ謝金が支払われることになっていても、国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬となり、原則として給与等と見なされる。この場合の税率は、給与所得の源泉徴収税額表（月額表又は日額表）に従うこととなる³。

ここで、上表に記載した 2 つの委員謝礼金について考える。

「教育に関する事務の点検・評価に係る学識経験者への謝礼」であるが、報酬等支給明細書によると、支給内容の期間の欄に「R4. 8. 5」から「R4. 11. 25」と記載されており、一定の委嘱期間があるとも解釈できる。このことから、給与等として源泉所得税の計算をすることも考えられる。

また、「柏市いじめ重大事態調査検証委員会報告書提言対応アドバイザーボード」の謝金については、特に委員の委嘱をしたわけでもなく、集会等に出席してもらい助言を求めたものにすぎないため、源泉徴収は不要となることが考えられる。

繰り返しになるが、源泉所得税はその原因となる報酬・料金等が限定列举されており、とりあえず徴収しておくことは認められない。上述の判断には、包括外部監査人の私見も含まれているが、上記 2 つの委員謝礼金への源泉所得税が税率 10.21%となっていることには再考の余地があると言わざるを得ない。結論としては、所轄の税務署に質問するなどして対応すべきと考える。

² 国税庁 HP タックスアンサー 「No.2795 原稿料や講演料等を支払ったとき」

³ 国税庁 HP 法令解釈通達法第 28 条《給与所得》関係 28-7 委員手当等

II 教育施設課

1. (仮称) 柏北部東地区新設小学校整備事業 (継続費)

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

つくばエクスプレス柏たなか駅周辺の人口増加に伴う児童数の増加に対応するため、新設小学校を整備する事業である。令和 5 年 4 月から、移転後の田中北小学校として開校している。また、それに伴い学区再編となり、田中小学校から小青田地区を学区に編入している。

整備にあたっては、4 つの基本理念を基に、子ども達が安心して過ごせる快適な環境整備と、近隣住民からも愛着の持てる地域のシンボルとなる学校を目指したものである。

図表 16 新設小学校 (移転後の田中北小学校) の基本理念及び建物等の概要

所在地	柏市船戸一丁目 7 番地 1		
敷地面積	27,177.28 m ²		
施設規模等	校舎棟	13,235.51 m ²	RC 造一部 S 造 4 階建て
	体育館棟	2,789.66 m ²	RC 造及び SRC 一部 S 造 2 階建て
	その他	132.98 m ²	
着工	令和 3 年 7 月 12 日		
竣工	令和 5 年 2 月 17 日		
基本理念	<input type="checkbox"/> 「主体的・対話的で深い学び」を実現する学校 <ul style="list-style-type: none"> ・アクティブラーニングを実施する環境を整える「広い教室」を整備 ・ラーニングセンターを中心とした「ラーニングコモンズ」の整備 ・働き方改革を意識した働きやすい環境づくり <input type="checkbox"/> 地域コミュニティの中心としての学校 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方が集いやすい場所の整備 ・防災機能の充実 ・学校施設を地域施設として有効活用 <input type="checkbox"/> 大規模校のメリットを生かすマルチでシンプルな学校 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の帰属感を持てるユニット構成 ・大規模校でありながら一体感のある建物構成 ・充実した運動スペースの確保 ・多目的に利用できる場所の確保 <input type="checkbox"/> 「やすらぎの森」を最大限活用した学校 <ul style="list-style-type: none"> ・保養樹林を活かした自然豊かな学習環境 ・地域と共生する森づくり 		

(出典: 市提供データより監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	1,945,630	2,112,900	4,389,875
決算額	1,977,749	132,039	5,566,412

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
委託料	75,015	(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事 監理業務委託他
工事請負費	5,491,368	(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事 (校舎棟)建築工事、(仮称)柏北部東地区 新設小学校建設工事(体育館棟)建築工事 他
負担金、補助及び交付金	28	発電設備工事費負担金
合計	5,566,412	

④ 現在の在籍児童数等について

令和5年4月から、移転後の田中北小学校として開校しており、令和5年5月1日現在の在籍児童数は830人であり、31の学級が設置されている。

図表 17 令和5年5月1日現在の在籍児童数及び学級数

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支 援学級	合計
児童数	199	158	154	110	90	86	33	830
学級数	6	5	5	4	3	3	5	31

(出典:柏市立小学校児童数・学級数/中学校生徒数・学級数【オープンデータ】より監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 8】工事請負契約第 26 条第 6 項(インフレスライド)に係るスライド額協議開始日の設定等について

「(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事(校舎棟)建築工事」及び「(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事(体育館棟)建築工事」は同一の事業者が受注しており、契約の概要は以下のとおりである。

工事件名	(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事(校舎棟)建築工事
契約日	令和 3 年 5 月 26 日
工期	(全体工期) 柏市議会令和 3 年第 2 回定例会の議決の日の翌日から 令和 5 年 2 月 17 日まで (実工期) 令和 3 年 7 月 12 日から 令和 5 年 2 月 17 日まで
受注者	A 社
請負代金	3,146,000,000 円
変更契約日	令和 4 年 11 月 4 日
変更後請負代金	3,241,696,700 円(インフレスライドによる 95,696,700 円の増額)

工事件名	(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事(体育館棟)建築工事
契約日	令和 3 年 6 月 8 日
工期	(全体工期) 柏市議会令和 3 年第 2 回定例会の議決の日の翌日から 令和 5 年 2 月 17 日まで (実工期) 令和 3 年 7 月 12 日から 令和 5 年 2 月 17 日まで
受注者	A 社
請負代金	1,028,500,000 円
変更契約日	令和 4 年 11 月 4 日
変更後請負代金	1,055,477,500 円(インフレスライドによる 26,977,500 円の増額)

「(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事(校舎棟)建築工事」及び「(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事(体育館棟)建築工事」の各建築工事請負契約書においては、第 26 条にて「インフレスライド」条項を定めている。

【建設工事請負契約書】

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認

めたときは、相手方に対して請負代が金額の変更を請求することができる。

(略)

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當になったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(注)「(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事(校舎棟)建築工事」及び「(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事(体育館棟)建築工事」における各建築工事請負契約書において同内容。

インフレスライドとは、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置であり、手続きの詳細については、「建築工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド)の運用マニュアル 令和5年3月 柏市」(以下「運用マニュアル」という。)に定めている。

「(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事(校舎棟)建築工事」及び「(仮称)柏北部東地区新設小学校建設工事(体育館棟)建築工事」については、令和4年8月1日付けにて、受注者から契約に基づくスライド協議の請求を受けており、その後のスライド額(案)の算定、受注者との協議等を経て、令和4年11月4日に確定したスライド額を反映した変更契約を締結している。

その際、運用マニュアルにおいては、スライド協議の請求日から7日以内に、受注者の意見を聴いてスライド額の協議開始日を定め、書面により通知する旨が定められているが、実際には、請求日から12日後の令和4年8月12日付けにて、協議開始日を令和4年8月1日とする通知を発送している。

また、建築工事請負契約書第26条第7項において、請負代金額の変更額(スライド額)については、発注者と受注者とが協議して定め、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定めて受注者に通知する旨が定められているが、実際には、協議開始日から2ヶ月近くが経過した令和4年9月27日になってスライド額を提示し、令和4年10月6日付けにて、受注者から当該スラ

ド額に異存ない旨の承諾書を徴取している。

本来は、スライド額協議開始日までに、それまでの工事の出来高等の確認を行った上でスライド額(案)を算定する必要があるが、実際にスライド額(案)を提示したのは令和4年9月27日であり、請求日と同日の令和4年8月1日をスライド額協議開始日として通知したことが誤りであった。

本件においては金額等の誤りは検出されなかったが、建築資材や労務費の高騰が続く中、今後もインフレスライドに係るスライド協議の請求を受ける可能性もあることから、あらためてルールを確認し、正確な事務処理を行われたい。

図表 18 インフレスライドに係る事務処理の流れ

区分	建設工事請負契約書又は運用マニュアルの定め	実際の書面の発付日等
スライド協議の請求日	—	○令和4年8月1日
スライド額協議開始日の通知	請求日から7日以内	○令和4年8月12日
基準日	請求日を基本とし、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。	○令和4年8月1日
スライド額協議開始日	—	○協議開始日： 令和4年8月1日 ○スライド額の提示： 令和4年9月27日
スライド額確定	スライド協議開始日から14日以内	○承諾書： 令和4年10月6日
変更契約	—	○令和4年11月4日

(出典：市提供データより監査人作成)

【意見 9】太陽光発電設備に係る改修計画の策定について

柏市においては、公共施設から排出される温室効果ガスを削減するため、平成12年度以降、全ての職員が取り組むべき省エネ行動(ソフト面)及び高効率機器の積極的な導入策(ハード面)等の規範として「柏市エコアクションプラン」を実践してきたところである。また、令和5年4月からは名称を「柏市役所ゼロカーボンアクションプラン」に改め、より積極的に温暖化対策に係る取組を進めることとしている。

「柏市役所ゼロカーボンアクションプラン」にも記されているように、柏市では、「公共施設の新設、長寿命化改良又はリノベーションの際には、原則として太陽光発電設備を設置」する方針であり、柏北部東地区新設小学校整備事業(移転後の田中北小学校)においても、校舎屋上に50kWの太陽光発電設備を設置している。

工事件名	(仮称) 柏北部東地区新設小学校建設工事(太陽光発電設備工事)
契約日	令和4年2月7日
工期	令和4年2月8日から 令和5年2月17日まで
受注者	B社
請負代金	66,770,000円

令和4年度の本件設置工事により、令和4年度末までに柏市内の小学校8校及び中学校3校に太陽光発電設備が設置されている。

図表 19 小学校における太陽光発電設備の設置状況

区分	容量(kw)	蓄電池(kWh)	売電の有無	設置年度
土小学校	10	—	—	令和2年度
花野井小学校	10	—	—	平成22年度
松葉第二小学校	10	—	—	平成22年度
風早南部小学校	10	36	—	平成22年度
柏の葉小学校	103.3	—	有	平成23年度 平成27年度
田中小学校	20	—	—	令和3年度
柏第三小学校	10	—	—	令和3年度
田中北小学校	50	—	有	令和4年度
合計	8校:223.3kw	1校:36kWh	2校	

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 20 中学校における太陽光発電設備の設置状況

区分	容量(kw)	蓄電池(kWh)	売電の有無	設置年度
柏中学校	10(蓄電池あり)	15	—	平成26年度
	20(蓄電池なし)	—	有	
中原中学校	10	—	—	平成22年度
柏の葉中学校	100(屋上)	—	有	平成29年度
	4.8(壁面)	—	—	
合計	3校:144.8kw	1校:15kWh	2校	

(出典:市提供データより監査人作成)

そもそも太陽光発電設備は屋外に設置されていることから、強風による破損等が生じやすいが、そのような災害事故等がなくとも、その機能を良好に維持するためには、太陽電池モジュール(パネル)で発電された電気を交流電力に変換するパワーコンディショナーや太陽光モジュール(パネル)等の定期的な改修工事等が必要となる。

特に、柏市内の各小中学校は災害等が発生した際の避難所に指定されており、太陽光発電設備は、災害等による停電時の非常用電源を確保する機能が期待されていることから、その機能維持は重要である。

パワーコンディショナーの耐用年数は10～15年程度とされており、太陽電池モジュール(パネル)自体の耐用年数は20年程度とされるものの、経年劣化に伴い発電効率が低下することから、場合によってはより短い年数での交換等も必要となる可能性がある。

現在、教育施設課では空調設備(EHP:Electric Heat Pump)、受変電設備、トイレ等の改修計画を策定し、計画的な修繕に取り組んでいるが、太陽光発電設備についても設置台数が増加していることから、良好な機能維持に向けて改修計画の策定及び運用を検討されたい。

2. 小学校施設管理事業、中学校施設管理事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

市内 42 校の小学校及び 21 校の中学校施設等(令和 4 年 5 月 1 日現在)の維持管理を行う事業であり、主に以下の業務を行っている。

区分	内容
1. 学校施設維持管理	<p>小中学校施設及びその附帯設備の維持管理に係る保守点検業務等を専門業者に委託し実施するもの。</p> <p>[例]</p> <p>貯水槽清掃委託、自家用電気工作物保安業務委託、空調設備保守点検委託、建築物法定点検委託等</p>
2. 学校施設修繕 3. 学校施設整備に関する小規模工事	<p>保守点検業務を委託した業者からの点検報告及び各小中学校からの修繕依頼等に基づき状況調査を行い、怪我に繋がるものや学校運営に支障を与える可能性があるものから優先的に修繕又は改修工事を行うもの。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修繕事業:雨漏り修繕、床修繕、漏水修繕等 ○小規模工事事業:外壁補修工事、カーテン設置工事、スロープ設置工事等 <p>なお、予定価格が 5 万円未満の簡易な修繕工事については、各小中学校にあらかじめ配当した予算から、各学校が直接発注を行っている。</p> <p>[例] 照明器具修繕、建具修繕等</p>
4. 防火シャッター法令対応修繕	<p>学校校舎建設時において建築基準法の規定により設置された防火シャッターについて、平成 17 年の法律改正により求められることとなった危害防止装置(挟まれ防止機能)を設置するよう改修するもの。</p> <p>なお、校舎に係る改修は完了しており、給食室に係る改修についても令和 6 年度までに完了予定。</p>
5. 学校設備等予防保全	<p>消防設備やポンプ等の学校運営に重要な設備について、学校運営への影響を最小限に抑えるため、不具合等が発生する前に修繕を行うもの。</p> <p>[例]</p> <p>火災受信機修繕、非常放送設備修繕、揚水ポンプ修繕等</p>

② 事業費の推移

[小学校施設管理事業]

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	386,161	341,390	405,820
決算額	324,906	316,962	450,262

[中学校施設管理事業]

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	241,550	217,741	234,102
決算額	185,409	201,895	254,052

③ 事業費の主な内訳

[小学校施設管理事業]

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報償費	12	無償借地貸主報償品
需用費	195,916	柏市立柏第八小学校屋上防水修繕、柏市立柏第二小学校他 19校プール循環浄化装置修繕 他 各種修繕料
役務費	2,248	建物総合損害共済 共済基金分担金 他
委託料	139,908	柏市立小学校ガス冷暖房機(GHP)保守点検業務委託、柏市立高田小学校支障樹木伐採委託 他
使用料及び賃借料	21,202	学校用地借地料(3校)
工事請負費	90,973	柏市立高柳西小学校トイレブース改修工事、柏市立柏第四小学校給食棟屋根防水工事 他
合計	450,262	

[中学校施設管理事業]

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	102,184	柏市立柏第四中学校他4校給食室挟まれ防止等シャッター修繕、柏市立高柳中学校空調設備修繕 他 各種修繕料
役務費	1,438	建物総合損害共済 共済基金分担金 他
委託料	71,396	柏市立柏中学校支障樹木伐採他委託、柏市立中学校ガス冷暖房機(GHP)保守点検業務委託 他
使用料及び賃借料	35,609	学校用地借地料(3校)
工事請負費	43,422	柏市立柏中学校屋上受水槽塔屋開口部閉塞工事、柏市立富勢中学校樹木伐採抜根及び整地工事 他
合計	254,052	

④ 各小中学校への配当予算について

予定価格が5万円未満の簡易な修繕工事については、各小中学校にあらかじめ配当した予算から、各小中学校が直接発注を行っている。令和4年度における配当予算は42,500千円であり、執行額は40,562千円である。

図表 21 小中学校への配当額及び執行額等（修繕料）

区分	配当額	執行額	執行残額
小学校	26,850 千円	25,381 千円	1,468 千円
中学校	15,650 千円	15,181 千円	468 千円
合計	42,500 千円	40,562 千円	1,936 千円

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

【指摘 5】土地に係る無償賃貸借契約の見直しについて

現在、柏市においては、小中学校の敷地等として 4 件の土地を無償にて借り入れて使用しているが、このうち 1 件は貸主が既に死亡しているにも関わらず、契約書の変更がなされていない。

契約書の件名は土地賃貸借契約となっているが、賃借料は無償であることから使用貸借契約と解されるところ、貸主の死亡は民法 597 条に定める使用貸借契約の終了事由に該当しないことから、本件使用貸借契約自体は現在も有効なものと考えられる。しかし、本来は、貸主の地位を相続により承継した相続人との間で契約が継続することから、新たな貸主との間で無償賃貸借契約(使用貸借契約)を締結し直す必要がある。

【民法】

(使用貸借)

第五百九十三条 使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。

(期間満了等による使用貸借の終了)

第五百九十七条 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。

2 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。

3 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

柏市によれば、死亡した貸主の親族とは定期的に接触をとっているものの、未だに当該土地の新たな名義人が登記されていない状況であることから、契約書の更新を見合わせていたとのことである。

確かに、遺産分割協議が長引いていることも考えられるが、正規の貸主との間で契約書を締結していないことは、契約関係として不安定である。このため、まずは、貸主の親族に遺産分割協議の進捗状況を確認し、終了している場合には、当該土地の相続人との間で新たな無償賃貸借契約(使用貸借契約)の締結交渉に入るとともに、遺産分割協議が未了であり、今後も時間がかかることが想定される状況であれば、市の法務担当部署と協議し、その間の取り扱いについて検討されたい。

また、現行の土地賃貸借契約書においては、死亡した貸主自身が当該土地を

相続にて取得することが想定された内容となっており、当該土地の相続手続きが完了した後、双方協議の上で市が買い取ることが約されている。

市によると、契約時においては、当該土地を市が買い取することを前提として、相続手続きが完了するまでの間、暫定的に無償賃貸借契約（使用貸借契約）を締結したことが推測されるとのことである。しかし、契約締結時から40年以上が経過しており、予算措置の無いまま、買い取る旨を約した契約を継続することは適切ではない。今後、当該土地の相続人との間で新たな無償賃貸借契約（使用貸借契約）の締結交渉を行うに際しては、あくまで当該土地の貸借のみの契約内容とすることが適切である。

また、当該土地の購入の必要性についても、別途、あらためて検討を行い、必要な場合には、予算措置を踏まえた購入手続を行われたい。

【土地賃貸借契約書】

第1条	甲は、柏市立〇〇小学校通学路として末尾表示の土地を乙に賃貸し、賃借料は無料とする。
第2条	土地の賃貸借期間は、昭和〇年〇月〇日から甲の相続完了までとする。ただし、相続完了後双方協議のうえ買収するものとする。

(注1) 甲：貸主、乙：柏市

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 10】相指名業者への下請けの見直しについて

小中学校に設置されているプール機械室内の循環浄化装置の修繕工事については、小学校及び中学校の単位で委託しており、令和4年度においては、小学校20校、中学校7校を対象に行っている。

工事件名	柏市立柏第二小学校他19校プール循環浄化装置修繕
契約先選定方法	制限付き一般競争入札
契約日	令和4年5月18日
工期	令和4年5月19日から令和4年12月28日まで
受注者	A社
請負代金	11,069,300円
対象小学校	柏第二、柏第四、柏第五、光ヶ丘、土南部、旭、酒井根西、高田、名戸ヶ谷、増尾西、逆井、富勢東、酒井根東、松葉第一、花野井、十余二、手賀東、大津ヶ丘第一、大津ヶ丘第二、柏の葉

工事件名	柏市立柏第二中学校他 6 校プール循環浄化装置修繕
契約先選定方法	制限付き一般競争入札
契約日	令和 4 年 5 月 19 日
工期	令和 4 年 5 月 20 日から 令和 4 年 12 月 28 日まで
受注者	A 社
請負代金	2,255,000 円
対象中学校	柏第二、柏第三、西原、逆井、松葉、豊四季、手賀

契約先の選定は制限付き一般競争入札にて行われており、いずれの入札においても、落札した A 社と、B 社の 2 者が応札し、両契約ともに、落札した A 社から B 社を下請業者とする「下請業者選任届」が提出されている。

市によれば、両者ともに対象とする循環浄化装置の製造者であり、A 社が受注したものの、B 社が製造した循環浄化装置が設置されている小学校 14 校、中学校 4 校については、B 社が修繕工事を行うことが適切であるとして、再委託を承認したとのことである。

図表 22 令和 4 年度修繕対象小中学校における循環浄化装置の設置状況

区分	循環浄化装置製造者	設置校
小学校	A 社	柏第二、柏第四、光ヶ丘、土南部、旭、酒井根西 (計 6 校)
	B 社	柏第五、高田、名戸ヶ谷、増尾西、逆井、富勢東、酒井根東、松葉第一、花野井、十余二、手賀東、大津ヶ丘第一、大津ヶ丘第二、柏の葉 (計 14 校)
中学校	A 社	柏第三、豊四季 (計 2 校)
	B 社	柏第二、西原、逆井、松葉 (計 4 校)
	その他	手賀 (計 1 校)

(出典: 市提供データより監査人作成)

同一の入札等に参加する他の業者を相指名業者と呼び、落札した業者が相指名業者に対して下請け発注(再委託)を行うことは法令等において明確に禁止されていないものの、①再委託先が自ら応札した額を下回る額で業務を履行する可能性があること、②入札前に下請負させることを約束、あるいは下請負することを約束させる等により、特定の業者が受注し、あるいは特定の業者に受注させる等の業者間における談合等の不適切な行為が行われるおそれ等があることから、再委託の承認については慎重に判断することが求められる。

本件の場合、相指名業者から、契約の履行に必要な役務の一部を調達する必要

性は一定程度存在するものの、結果的に、各循環浄化装置の製造者 2 者のみが応札している状況であり、相指名業者が下請業者となることを認めることは、入札の競争性を阻害するおそれが高いものと言える。

現状の発注方法の場合、製造者間で相互に下請に入ることが容易に推測される。技術的な理由等から、そもそも製造者以外の者が業務を行うことが困難であり、入札にそぐわないものと判断される場合には、製造者以外が受注し得ない理由を明確にした上で、製造者ごとに発注単位を分割した一者随意契約とすることもやむを得ないが、仕様等を見直し、より競争性を発揮し得る発注方法について検討されたい。

【意見 11】発注単位の見直しについて

学校設備等予防保全の一環として、令和 4 年度においては、酒井根西小学校及び旭小学校において非常放送設備の修繕工事が行われている。

工事件名は異なるが、いずれも非常放送設備に係るアンプ(120W 10 局)の更新修繕であり、概ね同一の修繕工事であるが、酒井根西小学校の非常放送設備に係る契約と旭小学校の非常放送設備に係る契約とは別個のものとして発注されている。

工事件名	柏市立酒井根西小学校非常放送設備修繕
契約先選定方法	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく随意契約(見積合わせ)
契約日	令和 4 年 10 月 26 日
工期	令和 4 年 10 月 27 日から 令和 5 年 1 月 31 日まで
受注者	C 社
請負代金	1,287,000 円

工事件名	柏市立旭小学校非常放送アンプ更新修繕
契約先選定方法	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく随意契約(見積合わせ)
契約日	令和 4 年 11 月 8 日
工期	令和 4 年 11 月 9 日から 令和 5 年 2 月 28 日まで
受注者	C 社
請負代金	1,287,000 円

各契約の予定価格(設計額)は130万円以下であったことから、柏市財務規則第140条第1号(工事又は製造の請負)に定める限度額130万円を超えないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき、随意契約として、柏市が指名した3者による見積合わせにて契約先を選定している。

確かに個々の学校単位では予定価格は130万円を超えないが、両契約ともに非常放送設備に係るアンプ(120W 10局)の更新修繕であるとともに、突発的な故障や自然災害等への対応ではなく、予防修繕の一環として計画的に行っているものである。

3者による見積合わせは行っているものの、両者を一体の契約として対象金額を大きくし、入札により参加事業者の範囲を広げた入札を行うことにより、より効率的な執行が可能となる可能性もある。

契約の透明性、公平性及び競争性のより一層の向上の観点からも、今後、予防修繕等のように計画的に行う修繕工事等において、複数の学校における類似の工事を集約化する等の見直しを図り、入札により執行する余地を拡大することを検討されたい。

【自治令】

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

【財務規則】

(随意契約にできる額の範囲)

第140条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる契約の種類に応じてそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

3. 小学校施設整備関係経費、中学校施設整備関係経費

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

市内 42 校の小学校及び 21 校の中学校(令和 4 年 5 月 1 日現在)の施設整備を行う事業であり、令和 4 年度においては、主に以下の業務を行っている。

区分	令和 4 年度における内容
小学校施設整備関係経費	設計・監理・機器移設業務委託、教室不足対応・校舎外壁改修・大規模改修・屋上防水改修工事 等
中学校施設整備関係経費	設計委託、教室不足対応・受変電設備改修工事 等

② 事業費の推移

[小学校費]

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	764,774	604,745	907,051
決算額	1,363,777	1,031,596	1,282,273

[中学校費]

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	401,398	417,999	188,791
決算額	548,208	524,521	503,230

③ 事業費の主な内訳

[小学校費]

(単位:千円)

節	令和 4 年度 決算額	主な内容
役務費	180	柏市立西原小学校校舎長寿命化改良工事 構造計算適合性判定料金 他
委託料	72,540	柏市立柏第四小学校校舎大規模改修工事 設計業務委託、柏市立松葉第二小学校屋 内運動場長寿命化改良工事設計業務委託 他

使用料及び賃借料	312,723	柏市立小中学校空調設備賃貸借(小学校分)、柏市立田中小学校工事仮設校舎賃借料 他
工事請負費	888,162	柏市立酒井根東小学校屋内運動場長寿命化改良工事(建築工事)、柏市立柏第三小学校校舎改修工事(建築工事) 他
負担金、補助及び交付金	8,668	柏北部東地区新設小学校水道申込納付金
合計	1,282,273	

[中学校費]

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
委託料	35,638	柏市立柏第五中学校校舎大規模改修工事設計業務委託 他
使用料及び賃借料	97,019	柏市立小中学校空調設備賃貸借(中学校分) 他
工事請負費	370,573	柏市立富勢中学校屋内運動場長寿命化改良工事(建築工事)、柏市立柏第三中学校他1校トイレ改修工事(建築工事) 他
合計	503,230	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 12】小中学校空調設備更新時における事業手法の検討準備について

柏市においては、平成30年度に、従前から空調設備が設置されていた旧沼南町の小中学校を除く57校(小学校41校及び中学校16校)を対象に、空調設備をリース方式にて整備している。

整備にあたっては事業者を公募型プロポーザル方式にて選定しており、空調機器の賃借及び保守を含めたリース契約(賃貸借契約)を、平成30年4月1日から令和13年3月31日までの13年間を期間として締結している。

リース料総額は 4,212,000 千円であり、毎年度のリース料（賃借料）の支払額は 324,000 千円（小学校分 230,517 千円、中学校分 93,482 千円）である。

契約件名	柏市立小中学校空調設備賃貸借
契約先選定方法	公募型プロポーザル方式
契約日	平成 29 年 6 月 29 日
賃貸借期間 (リース期間)	平成 30 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで(13 年間)
受注者	A 社 (その後のリース事業の分社化に伴い、令和 2 年度に B 社へ契約移管)
リース料総額	4,212,000,000 円(税込)
対象	小学校 41 校、中学校 16 校

また、本件契約後に新設された学校及び大規模な改修等が予定されていた学校については、別途、B 社と同内容のリース契約（賃貸借契約）を締結している。令和 4 年度における契約状況は次表のとおりであり、いずれも賃貸借期間の終期は令和 13 年 3 月 31 日である。

図表 23 令和 4 年度における B 社とのリース契約の状況

契約日	リース料総額	年間リース料	対象校
H29.6.29	4,212,000 千円	324,000 千円	小学校 41 校、中学校 16 校
H30.3.30	11,525 千円	898 千円	田中北小学校、藤心小学校、 名戸ヶ谷小学校
R1.7.24	25,940 千円	2,240 千円	柏第一小学校、柏第二小学校、 柏第四小学校、柏第五小学校、 柏第七小学校、旭小学校
R2.4.30	11,768 千円	1,086 千円	田中北小学校
R2.6.30	8,096 千円	759 千円	西原中学校
R3.1.22	11,752 千円	1,175 千円	田中北小学校、田中中学校
R3.5.11	22,002 千円	2,238 千円	増尾西小学校、柏第四中学校
R4.2.7	5,809 千円	645 千円	田中中学校
R4.11.22	30,878 千円	318 千円	増尾西小学校、柏第三中学校、 田中中学校
合計	4,339,774 千円	333,359 千円	

(出典: 市提供データより監査人作成)

小中学校を中心とする学校への空調設備の整備にあたっては、一般に、地方公共団体が直接発注する手法と、PFI-BTO方式、PFI-BOT方式及びリース方式等との比較検討を行った上で事業手法を選択する地方公共団体が増加している。

図表 24 代表的な事業手法の概要

事業手法	概要
市の直接発注/管理委託方式	設計施工：請負契約 維持管理：委託契約
PFI - BTO 方式	民間事業者が施設等（空調装置）を設置。 完成後に地方公共団体に所有権を移転し、移転後は民間事業者が維持管理を行う。
PFI - BOT 方式	民間事業者が施設等（空調装置）を設置。 事業期間中は民間事業者が維持管理を行い、事業期間終了後地方公共団体に所有権を移転し、移転後は民間事業者が維持管理を行う。
リース方式	民間事業者が設置した施設等（空調装置）を地方公共団体が賃借。賃貸借期間中は、民間事業者が賃貸借契約に基づき維持管理を行う。

いずれの手法にもメリット・デメリットがあり、また整備を行う地方公共団体が置かれた環境や優先すべき事項等も異なることから、どの手法を採用するかは地方公共団体によって異なり、柏市においては、平成 28 年度に空調設備導入調査委託を行った上で、リース方式にて整備することとしている。

リース方式には、契約形態や事業開始後のモニタリング等が複雑ではなく、整備期間の短縮や事務作業量の抑制等のメリットがある一方、所有権の関係から、国の学校施設環境改善交付金の対象とはならない。この点については、平成 28 年柏市議会第 2 回定例会 6 月 15 日 学校教育部理事答弁によると、本件空調設備の整備時においては、近隣市においても空調施設整備に対する学校施設環境改善交付金の交付事例がなく、同様の空調整備を行う松戸市においても補助金が交付されていないという現状認識を踏まえて判断したものと言える。

一方、結果的には、PFI-BTO方式を採用した松戸市においては、8億7,000万円程度の国庫補助金が交付され(平成 29 年 3 月 8 日 松戸市議会教育環境常任委員会 教育施設課長答弁)、また、令和 6 年 3 月 31 日までに整備を予定している松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業に係る特別教室等空調設備整備業務においても、当初導入時と同様に学校施設環境改善交付金を活用し、約 5 億円

の交付を見込んでいる旨の議会答弁がある(令和 5 年 6 月 22 日 松戸市議会教育環境常任委員会 学校施設課長答弁)。

繰り返しになるが、必ずしも国庫補助金の交付の有無により整備手法を選択するものではなく、事業費全体としての負担総額や整備期間の長短等を踏まえて総合的に判断するものである。

しかし、平成 29 年当時における検討段階と環境が変わってきている面もあることから、令和 14 年 4 月以降を対象とする空調設備の整備にあたっては、リース方式も含めた事業手法間の比較検討をあらためて行い、より効率的な事業手法を採用することが適切である。

複数の事業手法間の比較検討や、選択した事業手法の導入準備期間等を勘案した場合、令和 14 年度開始の契約とは言え、他の地方公共団体の導入事例等の情報収集と分析を早期に進めておく必要がある。効率的な施設整備とするよう、事業手法の検討準備を鋭意進められたい。

4. 柏市立学校施設個別施設計画の改定に向けて

(1) 事業の概要

① 柏市立学校施設個別施設計画の概要

柏市においては、公共施設等の最適化を図る取組等を推進するための計画として「柏市公共施設等総合管理計画」を策定しており、更に、学校施設分野の下位計画として、学校施設の中長期的な維持管理コストの縮減や予算の平準化に努め、継続的な施設整備を行うことで、学校施設に求められる教育機能を確保することを目的とした「柏市立学校施設個別施設計画」(以下「個別施設計画」という。)を平成31年3月に策定している。

図表 25 個別施設計画の概要

計画名	柏市立学校施設個別施設計画
目的及び位置付け	上位計画である柏市公共施設等総合管理計画に基づき、市内の学校施設の老朽化等の状況を把握し、施設の中長期的な維持管理等に係る費用の縮減・予算の平準化を実現しつつ学校に求められる機能を確保するもの。
計画期間	平成28年度から 令和37年度まで(40年間) ○第1期:平成28年度から 令和7年度まで ○第2期:令和8年度から 令和17年度まで ○第3期:令和18年度から 令和27年度まで ○第4期:令和28年度から 令和37年度まで
対象施設	小学校42校、中学校21校、高等学校1校
学校施設を取り巻く現状と課題	課題①:児童生徒数の変動傾向<地域によって異なる状況> 課題②:老朽化の進行 課題③:整備時期の集中
学校施設整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建替と長寿命化の併用による効率的な施設整備 ・地域の実情に応じた効果的かつ段階的な対策の実施 ・新学習指導要領への対応等教育環境の充実 ・学校施設の有効活用(複合化・共用化)
計画のフォローアップ	学校教育を取り巻く環境の変化や、児童生徒数の動向等、将来変化を反映するため5年ごとに計画の見直しを行う。また、上位計画である柏市公共施設等総合管理計画を踏まえ、本計画を市全体の公共施設マネジメントの一環として進める。

(出典:個別施設計画より監査人作成)

また、個別施設計画の中において学校施設長寿命化計画(以下「長寿命化計画」という。)を設定し、具体的な対象校ごとの整備方式及び整備スケジュール等を示している。なお、個別施設計画では、計画のフォローアップとして5年ごとに計画の見直しを行う旨を定めており、本来であれば令和5年度を目途に最初の見直しを行うこととなるが、長寿命化計画の整備スケジュール上、第1期が平成31年度から令和7年度までの7年間であることから、その実施状況等を踏まえて、令和6年度から7年度の2年間で、第1期期間の見直しを行う予定としている。

図表 26 長寿命化計画の概要

計画名	学校施設長寿命化計画
整備方式	<p>[整備方式]</p> <p>校舎は学校単位で4つの整備方式(全体建替型、長寿命化型、建替・長寿命化併用型、大規模改修型)に区分し、築20年以内の学校と長寿命化に適さない学校は大規模改修型とする。</p> <p>屋内運動場は全て長寿命化改修を実施し、改修後40年使用する。</p>
整備スケジュール	<p>[整備スケジュール]</p> <p>老朽化状況、棟の経年及び各棟の面積を勘案し、今後37年間で財政目標ラインにおさまるように各学校の整備スケジュールを設定。</p> <p>整備スケジュールは、適正配置・適正規模化の検討結果、柏市の財政状況及び本計画の進捗状況にあわせ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1期:平成31年度から 令和7年度まで ○第2期:令和8年度から 令和17年度まで ○第3期:令和18年度から 令和27年度まで ○第4期:令和28年度から 令和37年度まで

図表 27 長寿命化計画における整備方式

校舎整備方式	整備方針	整備内容
全体建替型	整備実施年に全ての棟を建替	児童生徒推計を反映させ、校舎の規模を決定し、全棟の建替を行う。
長寿命化型	整備実施年に全ての校舎棟を長寿命化	躯体の老朽化対策と、外部・内部の改修を行い、機能向上を図る。また、増築・減築等の検討を行う。
建替・長寿命化併用型	1971年以前の建築の棟は建替、1971年以降の建築の棟は長寿命化	建替建物は児童生徒推計を反映させ、校舎の規模を決定。長寿命化建物は、躯体の老朽化対策と、外部・内部の改修を行い、機能向上を実施する。

校舎整備方式	整備方針	整備内容
大規模改修型	大規模改修を実施し、20 年後に長寿命化	機能回復を主とし、劣化状況に応じた外部・内部の改修を行う。
	大規模改修を実施し、20 年後に建替	

(出典:個別施設計画より監査人作成)

図表 28 学校施設長寿命化計画における整備スケジュールの概要

区分	校舎		屋内運動場	
	小学校	中学校・高等	小学校	中学校・高等
第1期(2019～2025)	7校	3校	12校	9校
第2期(2026～2035)	15校	4校	22校	9校
第3期(2036～2045)	13校	9校	2校	1校
第4期(2046～2055)	7校	4校	2校	1校
合計	42校	20校	38校	20校

(出典:個別施設計画より監査人作成)

② 長寿命化計画の進捗状況

長寿命化計画の第1期は平成31年度から令和7年度までであり、10校の校舎(小学校7校、中学校・高等学校3校)、21校の屋内運動場(小学校12校、中学校・高等学校9校)に係る長寿命化改修工事等を計画している。

このうち、現時点において工事等に未着手であり、かつ令和7年度までの具体的な計画もないものは、3校の校舎(逆井小学校、高柳小学校、大津ヶ丘中学校)、2校の屋内運動場(田中小学校、藤心小学校)である。いずれも、学区内の児童生徒数が減少傾向にあり整備規模等が確定せず保留とするものや、防衛省の補助金等が充当されている既存施設の取扱いの点から保留となっているものである。保留案件の早期の解消が望まれるが、整備に多額の財政支出を伴うことを踏まえると、重大な遅延等は生じていないものと言える。

図表 29 長寿命化計画第 1 期対象校における長寿命化改修工事等の進捗状況

区分	小学校		中学校・高等学校	
	工事完了等	保留	工事完了等	保留
校舎	柏第三、土、田中、西原、中原	逆井、高柳	柏第四、市立柏高等学校	大津ヶ丘
屋内運動場	柏第二、柏第七、酒井根、旭、豊、名戸ヶ谷、手賀西、酒井根東、風早北部、松葉第二	田中、藤心	田中、土、富勢、光ヶ丘、柏第四、酒井根、松葉、大津ヶ丘、市立柏高等学校	—

(注)「工事完了等」は、長寿命化計画改修工事等の完了及び着手済のものに加えて、令和 7 年度までの具体的な工事計画が想定されているもの。

(出典: 個別施設計画及び市提出資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 13】長寿命化計画における施設整備水準及び整備スケジュールの見直しについて

柏市においては、個別施設計画の第 1 期計画期間は令和 7 年度までであることから、工事の進捗状況や、これまでの建替えや長寿命化改修工事等の事業実施に伴い認識された課題等を整理し、個別施設計画を見直すことを想定している。

個別施設計画において定められている長寿命化計画においては、校舎等の建物は、原則として築 40 年で機能向上を含む長寿命化改修工事を行い、その中間年にあたる築 20 年目及び 60 年目で計画的に大規模改修工事を行うことにより、築 80 年まで長く安全に使用することとしている。

この考え方に沿うと、長寿命化計画第 1 期(平成 31 年度～令和 7 年度)においては、第 1 期対象校の施設の長寿命化改修工事を行うとともに、20 年後に長寿命化改修工事が予定される第 3 期対象校の施設は大規模改修工事の対象となる。しかし、第 1 期対象校の長寿命化改修工事は一定程度計画に沿った進捗がみられたものの、一方で、築 20 年目を対象に行う大規模改修工事は進捗していない。

第 1 期の期間内においては、20 年後に長寿命化改修工事が予定されている第 3 期対象校の校舎が大規模改修工事の対象となるが、工事の着手や令和 7 年度ま

での具体的な工事計画が想定されている学校は4校程度にとどまる。

柏市によれば、第1期の期間内においては、田中北小学校を始めとする校舎等の新設整備が重なったことや、長寿命化計画の第1期であり、長寿命化改修工事における整備水準も手探りの面があったこと等から、大規模改修工事が進捗していないとのことである。

第2期に向けては、第1期の経験を踏まえて個別施設計画を見直す中で、長寿命化改修工事等の整備水準を再検討するとともに、長寿命化改修工事及び大規模改修工事のスケジュールについても、一定以上の整備水準を保ちつつ実行可能性のより高いものとするよう見直されたい。

図表 30 長寿命化計画第3期対象校（校舎）における大規模改修工事等の進捗状況

区分	小学校		中学校・高等学校	
	工事完了等	保留	工事完了等	保留
校舎	柏第四、花野井、名戸ヶ谷	柏第二、柏第三、柏第六、土南部、旭、酒井根西、富勢東、旭東、富勢西、風早北部、手賀西	柏第五	柏、富勢、光ヶ丘、酒井根、西原、松葉、風早、手賀

(注)「工事完了等」は、大規模改修工事等の完了及び着手済のものに加えて、令和7年度までの具体的な工事計画が想定されているもの。

(出典:個別施設計画より監査人作成)

【意見 14】校舎以外の施設関連計画等の反映について

長寿命化計画においては、校舎以外の施設についても整備内容が記載されており、給食室や学校プールについては、整備方針を決定する旨が記載されている。

給食室に関しては、個別施設計画の上位計画である「公共施設等総合管理計画(基本方針編)」において、第1期計画期間に重点的に取り組む事項として、「給食サービスの提供のあり方や効率的な運営方式を、学校給食センターと合わせて検討」する旨が記載されている。所管課である学校給食課においては、令和3年3月に「学校給食将来構想」策定しているところであるが、令和4年度における「柏市学校給食調理等状況調査業務委託」及び「柏市学校給食施設に関する調査検討業務委託」の結果を踏まえて、あらためて見直しを検討しているとのことである。

学校プールに関しては、「公共施設等総合管理計画(基本方針編)」において、「多くの学校プールは老朽化が進んでおり、今後大規模改修が必要」となる一方、「学校プールの利用状況は夏季の一時期のみであるため、全ての学校プールを維

持することについて検討する必要」があるとの認識から、「学校プールの維持、隣接校との集約化、民間プールの利用等あり方を検討」する旨が記載されており、現在、指導課では水泳授業の民間委託化が試行され、水泳指導を含めた学校プールのあり方を検討しているとのことである。

【個別施設計画】

イ 校舎以外
(イ) 給食室・プールの整備内容
給食室整備は、平成 31 (2019) 年度に学校給食のあり方を検討したうえで、整備方針を決定します。プールは新学習指導要領を基に整備方針を決定します。

【公共施設等総合管理計画】

施設管理の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・給食室は、給食サービスの提供のあり方や効率的な運営方式を、学校給食センターと合わせて検討します。 ・学校プールは、維持、隣接校との集約化、民間プールの利用等あり方を検討します。
第 1 期計画期間に重点的に取り組む事項	<ul style="list-style-type: none"> ○給食室は、学校給食センターと合わせてあり方を検討します。 ○学校プールのあり方を検討します。

給食室にしても学校プールにしても、まずは学校教育の観点からそのあり方や位置付け等が検討されるべきものであるが、学校教育を行う環境を整える施設整備の観点からは、その方針が未確定の状況においては、その設置又は改修工事等の内容や水準が定まらず、計画的な老朽化対応が後手に回るおそれがあるとともに、場合によっては、非効率な投資を生じさせるおそれもある。

例えば、田中中学校校舎整備工事においては、令和 4 年度に工事設計業務を委託しているが、当初、給食室に関してセンター方式への意向を基本とした「柏市学校給食将来構想」に基づき業務を発注したものの、急遽、自校方式に変更したことから契約変更を行い、結果的に委託期間の 10 ヶ月の延長と委託料の 28,996 千円の増額が生じている。

契約件名	柏市立田中中学校校舎増築等工事設計業務委託
契約日	令和 3 年 6 月 10 日
業務委託期間	令和 3 年 6 月 11 日から 令和 5 年 5 月 31 日まで
受注者	A 社
請負代金	122,727,000 円

変更契約日	令和4年9月28日
変更後 業務委託期間	令和3年6月11日から 令和6年3月31日まで (10ヶ月の延長)
変更後請負代金	151,723,000円(28,996,000円の増額)

給食室をセンター方式から原則自校方式とする市の方針転換によるものであり、変更自体の是非を問うものではないが、個別施設計画第2期に向けては、給食室やプールといった校舎以外の施設関連計画等についても、可能な限り確定した内容を反映した見直しとされたい。

【意見 15】新たな学校づくり基本方針等を踏まえた見直しについて

現在、教育政策課において、柏市立小中学校児童生徒の「良好な教育環境の確保」及び「教育の質の向上」を目的とし、「柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針」(以下「基本方針」という。)を令和6年度中に策定予定であり、その策定を支援する委託契約に係る公募型プロポーザルを行い、事業者が決定したところである。

当該委託業務には、「市立小中学校の望ましい規模・配置(老朽化が進行した学校の再編にかかる検討を含む)の検討にかかる調査・分析・整理・資料作成」が含まれていることから、基本方針には、学校の適正配置の観点からの再編等の必要性についても盛り込まれるものと推測される。

また、柏第一小学校の校舎の老朽化による建て替えにあわせて、柏中学区の柏第一小学校と旭東小学校を柏中学校の敷地へ移転し、同一敷地内に小中9年間を見通した一体的な新校舎を整備し義務教育学校としての開校を目指すような新しい動きも始まっているが、これに関しても、当該委託業務に「教育効果の向上に資する学校教育のあり方(一貫教育の導入検討を含む)にかかる調査・分析・整理・資料作成」が含まれており、義務教育学校による一貫教育がより広がる可能性もある。

このように、基本方針の内容は、将来的な施設整備の量的な側面にも重要な影響を与えるものであり、可能な限り個別施設計画に反映させる必要がある。また、個別施設計画の上位計画である公共施設等総合管理計画についても、令和7年度において計画期間が終了するため、その見直しが検討されているところである。

柏市の将来的な教育政策の方針等や施設管理計画の見直し時期にあたることから、これらの方針等の内容を反映した見直しを行い、財政的な制約が厳しい中において、より一層効率的かつ新たな変化に対応した教育環境の整備を図られたい。

Ⅲ 学校給食課

1. 学校給食事業

(1) 小学校給食事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

ア. 一般事務経費

小学校給食事業の一般事務経費の事業内容は、学校給食課(令和5年3月31日まで学校保健課学校給食担当)が行う小学校の給食の管理事業である。

主な事業は、次の4点である。

- ・ 学校給食の指導及び助言に関すること
- ・ 学校給食の献立及び栄養に関すること
- ・ 学校給食の調査研究及び統計に関すること
- ・ 学校給食費扶助に関すること

学校給食費扶助は就学援助規則に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に学校給食費を無償で提供するものである。

イ. 給食管理事業

小学校給食事業の給食管理事業の事業内容は、小学校の給食施設の管理事業である。

主な事業は、学校給食の設備及び備品に関することである。安心・安全な学校給食を提供するための環境を維持するため、学校給食衛生管理基準に基づく施設及び設備の整備・管理を行っている。施設及び設備の老朽化が進行しており、施設及び設備を計画的に改修・更新を行っている。

② 事業費の推移

ア. 一般事務経費

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	89,199	87,188	80,250
決算額	92,726	73,321	67,763

イ. 給食管理事業

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	365,451	683,762	470,692
決算額	180,850	597,576	468,919

③ 事業費の主な内訳

ア. 一般事務経費

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	866	事務補助員報酬(事務)
職員手当等	175	
旅費	173	旅費、費用弁償
負担金、補助及び交付金	194	年会費
扶助費	66,255	学校給食扶助費
その他	97	
合計	67,763	

イ. 給食管理事業

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	134,346	光熱水費、消耗品費、修繕費
役務費	1,125	手数料
委託料	87,832	施設清掃委託、学校給食調査委託、廃棄物処理委託
使用料及び賃借料	3,065	賃借料
備品購入費	242,550	事務用備品代
合計	468,919	

(2) 中学校給食事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

ア. 一般事務経費

中学校給食事業の一般事務経費の事業内容は、学校給食課が行う中学校の給食の管理事業である。

主な事業は、次の4点である。

- ・ 学校給食の指導及び助言に関すること
- ・ 学校給食の献立及び栄養に関すること
- ・ 学校給食の調査研究及び統計に関すること

- ・ 学校給食費扶助に関すること

学校給食扶助は就学援助規則に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生費徒に学校給食費を無償で提供するものである。

イ. 給食管理事業

中学校給食事業の給食管理事業の事業内容は、中学校の給食施設の管理事業である。

主な事業は、学校給食の設備及び備品に関することである。安心・安全な学校給食を提供するための環境を維持するため、学校給食衛生管理基準に基づく施設及び設備の整備・管理を行っている。施設及び設備の老朽化が進行しており、施設及び設備を計画的に改修・更新を行っている。

② 事業費の推移

ア. 一般事務経費

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	72,292	68,423	67,179
決算額	72,252	57,039	55,978

イ. 給食管理事業

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	117,944	98,077	105,115
決算額	105,209	94,168	109,998

③ 事業費の主な内訳

ア. 一般事務経費

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
旅費	7	
負担金、補助及び交付金	89	年会費
扶助費	55,881	学校給食扶助費
合計	55,978	

イ. 給食管理事業

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	55,928	光熱水費、消耗品費、修繕費
役務費	543	手数料
委託料	29,849	施設清掃委託、廃棄物処理委託
使用料及び賃借料	1,488	賃借料
備品購入費	22,189	事務用備品代
合計	109,998	

(3) 小中学校給食事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

ア. 学校給食調理業務事業

小中学校給食事業の事業内容は、小学校及び中学校の給食調理業務の管理事業である。

主な事業は、学校給食の給食調理業務に関することである。学校給食調理業務を民間事業者へ委託し、児童生徒等に安心・安全な学校給食を提供している。

イ. 学校給食センター整備事業

小中学校給食事業の事業内容は、学校給食センターの整備事業である。

主な事業は、学校給食センターの建て替え整備の用地購入等に関することである。

ウ. 学校給食センター整備事業(継続費)

小中学校給食事業の事業内容は、学校給食センターの整備事業である。

主な事業は、学校給食センターの建て替え整備の施設の設計に関することである。

② 事業費の推移

ア. 学校給食調理業務事業

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	1,186,663	1,269,382	1,334,312
決算額	1,186,661	1,271,934	1,334,302

イ. 学校給食センター整備事業

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	275,186
決算額	—	—	—

ウ. 学校給食センター整備事業(継続費)

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	75,000
決算額	—	—	—

③ 事業費の主な内訳

ア. 学校給食調理業務事業

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
委託料	1,334,302	小学校給食調理業務委託、中学校給食調理業務委託
合計	1,334,302	

(4) 監査の結果

【指摘 6】グリストラップ清掃及び汚泥等処理業務委託の検査願届について

市では、給食施設に係るグリストラップ等が衛生的に機能するように清掃するとともに、そこから出る廃棄物の収集運搬及び処分を行うため、グリストラップ清掃及び汚泥等処理業務委託契約を締結している。

グリストラップ清掃及び汚泥等処理業務委託仕様書では、作業前及び作業後の写真を撮り、作業完了報告書(学校職員の確認印等があるもの)とともに、担当課へ提出することを求めている。

【令和4年度グリストラップ清掃及び汚泥等処理業務委託仕様書】

4 業務内容

対象校の給食施設に係るグリストラップ等が衛生的に機能するように清掃するとともに、そこから出る廃棄物の収集運搬及び処分を行う。

(1)清掃内容

ア グリストラップ内浮上廃油清掃

毎月1回(7月及び8月を除く年間計10回)グリストラップから浮上廃油を取り、その壁面及び阻集籠の清掃を行う(田中小を除く)。

イ グリストラップ内全量引き抜き清掃

年1回(7月又は8月)、グリストラップの内容物全量を引き抜き、グリストラップ全て(阻集籠を含む。)を清掃し、清掃終了後、必要な水を張る。

ウ 排水管清掃

年1回(7月又は8月)、給食室内最終ます若しくは排水立て管手前(グリストラップ側)からグリストラップへ至るまでの排水管(結合排水管を含む、以下同じ。)及びグリストラップから浄化槽及び公共汚水ますへ至るまでの排水管を高圧洗浄する。ただし、田中小については、4月に実施することとし、作業日については、委託者と調整する。

エ 結合貯留槽清掃(富勢小学校のみ)

富勢小学校に設置されている結合貯留槽(1つ)を、年3回(7月、12月及び3月)清掃する(内容物全量の引き抜きを含む。)

※風早南部小学校については、給食室内に3つあり、それぞれ清掃を行う。上記アに係る清掃等の回数について、洗浄室にあるものはアに同じ。調理室にあるものは2か月に1回以上。下処理室にあるものは、各学期1回以上。

※柏の葉小学校については、グリストラップの蓋が大きく、重量があるため、当該学校にある専用工具を使用しその蓋を開閉すること。

オ 汚水ピット清掃(柏中学校のみ)

柏中学校に設置されている汚水ピット(1つ)を、年1回(7月又は8月)清掃する。

カ 廃油・汚泥の運搬及び処分

アからオの作業時にグリストラップ等に溜まっている内容物について、処分業者まで運搬し、処分する。

(4)報告

ア 作業前及び作業後の写真を撮り、作業完了報告書(学校職員の確認印等があるもの)とともに、担当課へ提出すること。

イ 学校ごとに産業廃棄物管理票(マニフェスト)を作成すること。

ウ ア及びイに記載する書類は、各月の作業終了後、速やかに担当課へ提出すること。

エ 業務遂行中にグリストラップ及びその周辺において危険箇所等を発見した場合には、直ちに当該学校及び担当課へ連絡すること。

当該受託者が提出する令和4年度の検査願届と作業完了報告書を確認したところ、それらの書類の間で次のような不整合が発生していた。

まず、4月(第1回清掃分)から7月(第4回清掃分)までは検査願届と作業完了

報告書は整合していた。

8月の作業完了報告書では、7月分と8月分を合わせた第4回清掃分の作業完了報告書(学校職員の確認印等があるもの)が提出されており、施工写真帳は8月作業分の写真が提出されていたのに対して、検査願届は第5回目となっていた。

7月分と8月分を合わせた第4回清掃分の作業完了報告書(学校職員の確認印等があるもの)については、「仕様書 4(1)イのグリストラップ内全量引き抜き清掃」、「同ウの排水管清掃」を7月又は8月に実施することとなっており、その作業が7月と8月に亘っていたため、第4回清掃分と記載したものと推測した。これに対し、検査願届が第5回分となっていたのは、検査願届自体が年度で第5回目だったため、その「第5回目」との記載したものと推測した。

以上のように推測したとしても、第8回目となっている検査願届が11月分と12月分になっており、第10回目の検査願届が欠落していた。

これらの書類を適切に作成し、提出するように指導されたい。

図表 31 グリストラップ清掃及び汚泥等処理業務委託の検査願届及び報告

検査願届		作業完了報告書
検査該当期間 (委託の場合)		
(第1回目)	自 令和4年4月1日 至 令和4年4月30日	作業日 令和4年4月25日～令和4年4月28日 第1回分清掃
(第2回目)	自 令和4年5月1日 至 令和4年5月31日	作業日 令和4年5月26日～令和4年5月31日 第2回分清掃
(第3回目)	自 令和4年6月1日 至 令和4年6月30日	作業日 令和4年6月27日～令和4年6月30日 第3回分清掃
(第4回目)	自 令和4年7月1日 至 令和4年7月29日	作業日 令和4年7月19日～令和4年7月29日 第4回分清掃
(第5回目)	自 令和4年8月1日 至 令和4年8月31日	【施工写真帳】 着手 4年8月2日 完了4年8月23日
		作業日 令和4年7月19日～令和4年8月23日 第4回分清掃
(第6回目)	自 令和4年9月1日 至 令和4年9月30日	作業日 令和4年9月27日～令和4年9月30日 第5回分清掃
(第7回目)	自 令和4年10月1日 至 令和4年10月31日	作業日 令和4年10月25日～令和4年10月28日 第6回分清掃
(第8回目)	自 令和4年11月1日 至 令和4年11月30日	作業日 令和4年11月25日～令和4年11月30日 第7回分清掃
(第8回目)	自 令和4年12月1日 至 令和4年12月31日	作業日 令和4年12月21日～令和4年12月27日 第8回分清掃
(第9回目)	自 令和5年1月1日 至 令和5年1月31日	作業日 令和5年1月24日～令和5年1月27日 第9回分清掃
(第11回目)	自 令和5年2月1日 至 令和5年2月28日	作業日 令和5年2月20日～令和5年2月27日 第10回分清掃
(第12回目)	自 令和5年3月1日 至 令和5年3月31日	作業日 令和5年3月27日～令和5年3月31日 第11回分清掃

(5) 監査対象事業に対する意見

【意見 16】給食管理システム改修(八訂成分表改訂対応)業務委託について

日本食品標準成分表が改正され現在 2020 年版(八訂)となったため、給食管理システムも同様の内容に改修する必要が生じ、学校給食課と学校給食センターでは、給食管理システム改修(八訂成分表改訂対応)業務委託契約を締結していた。

給食管理システムは、献立作成や食材発注など、安全・安心で安定的な給食の提供に欠かせないものであり、不具合が生じた場合には、給食の提供、ひいては学校運営に多大な影響が生じるものである。給食管理システム改修(八訂成分表改訂対応)業務委託は、同システムへの機能作成及び追加であり、同システムの作成業務を請け負い、その内容に精通し、不具合が生じた場合にも迅速な対応が可能な事業者と一者随意契約を締結したものである。

学校給食課と学校給食センターの仕様書を確認すると、場所が学校給食課では「柏市立小・中学校 52 校及び学校保健課」、学校給食センターでは「学校給食センター 柏市大島田 305-2」と異なり、他は担当の連絡先が異なるだけで、他の仕様書文言は全く同じ内容であった。

受注者が学校給食課と学校給食センターに提出した「給食管理システム改修(八訂成分表改訂対応)業務委託 行程表」も全く同じ内容であった。

学校給食課の給食管理システムと学校給食センターの給食管理システムでは、それぞれでカスタマイズしている機能があるため、全く同じシステムではないものの、給食管理システム改修(八訂成分表改訂対応)業務委託の御見積書の内訳書を確認するとマスタ改修・情報登録・マスタ登録の作業で共通していた。

同じ事業者への一者随意契約であり、効率性及び経済性の観点からも今後、学校給食センターと同様のシステム改修等を行うことができる場合、学校給食課と学校給食センターを取りまとめて発注することを検討すべきである。

図表 32 給食管理システム改修(八訂成分表改訂対応)業務委託契約書の比較

業務委託の件名	給食管理システム改修(八訂成分表改訂対応)業務委託	給食管理システム改修(八訂成分表改訂対応)業務委託
業務委託の場所	柏市立小・中学校 52 校及び学校保健課	学校給食センター 柏市大島田 305-2
業務委託期間	自 令和 4 年 9 月 26 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	自 令和 4 年 9 月 26 日 至 令和 5 年 3 月 31 日
業務委託料	¥825,000-	¥715,000-

(出典:業務委託契約書(その 1)より監査人作成)

図表 33 給食管理システム改修（八訂成分表改訂対応）見積り合わせ結果報告書の比較

区分	柏市立小・中学校 52 校及び学校保健課	学校給食センター
見積り合わせ	令和 4 年 9 月 22 日午前 10 時 00 分 契約課	令和 4 年 9 月 22 日午前 10 時 15 分 契約課
決定金額	825,000 円(税込み)	715,000 円(税込み)

(出典: 見積り合わせ結果報告書より監査人作成)

図表 34 給食管理システム改修（八訂成分表改訂対応）内訳書の比較

(単位:円)

区分	柏市立小・中学校 52 校及び学校保健課	学校給食センター
給食管理システム改修		
成分表マスタ改修	150,000	120,000
栄養所マスタ改修	150,000	120,000
食品情報登録(食品マスタ)改修	150,000	120,000
調理量集計基本情報登録	105,000	100,000
発注基本情報登録	105,000	100,000
八訂成分表追加食品マスタ登録	90,000	90,000
合計	750,000	650,000

(出典: 内訳書より監査人作成)

【意見 17】100 万円未満の建設請負契約について

市の財務規則では、工事に関する契約でその契約金額が 100 万円未満の契約について、給付完了の確認のための検査書を省略することができると定めている。

100 万円未満の建設工事請負契約書を確認すると、第 32 条第 2 項で「工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。」との文言がある。

100 万円未満の建設工事であっても、工事完了の通知を受けたときには、当然、工事の完成を確認しており、口頭等で受注者に確認の旨を伝えているとのことであった。建設工事請負契約書では、「検査の結果を受注者に通知しなければならない。」とあるが、特に検査結果を書面で通知することを定めてはいない。しかし、取引の安全性を確保するためには、検査結果を書面で通知することを検討することが望ましい。

【財務規則】

(検査書等の作成)

第 154 条 検査職員は、第 152 条の規定による検査の結果、給付の全部又は一部の完了が確認されたときは、検査書及び出来高査定調書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係帳票類にその旨を記録することによって検査書及び出来高査定調書(第 6 号に該当する場合にあつては、出来高査定調書)を省略することができる。

- (1) 単価契約
- (2) 物件の買入れ契約
- (3) 工事若しくは製造の請負契約又は修繕に関する契約で、その契約金額が 100 万円未満のもの
- (4) 物品の賃貸借契約
- (5) その他の契約でその契約金額が 50 万円未満のもの
- (6) 前各号に掲げる契約以外の契約で、第 160 条第 1 項の規定による部分払をしないもの

(平 9 規則 17・平 11 規則 18・平 18 規則 50・平 24 規則 41・一部改正)

【建設工事請負契約書】

(検査及び引渡し)

第 32 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

【意見 18】給食残渣処理業務委託仕様書について

給食残渣処理業務委託の仕様書の記載では、報告書提出先が 10(1)の担当部署になっていた。しかし、10(1)は注意事項等が記載されており、報告書提出先は 11(1)と記載することとすべきであった。昨年度までの仕様書に項目を挿入したことから、番号が変更されたものと推測できる。

仕様書は業務委託内容を示す重要な書類であるため、仕様書の確認を十分に実施すべきである。

なお、監査終了後、市が電子保管している決裁済のデータを確認したところ、本意見に記載した事項は修正されていたとのことであった。

すなわち、監査の際に市が提示した紙データが決裁を受けた正規の書類ではな

かったことになる。以後、このような誤りがないように注意されたい。

【令和4年度給食残渣処理業務委託仕様書】

6 報告

業務実施日ごとの処理量を記載した月ごとの報告祖(任意書式)を、翌月の10日までに10(1)の担当部署へ提出すること。

10 注意事項等

(1) 本件業務の履行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令を遵守するとともに、本市の指示に従うこと。

11 問い合わせ先

(1) 3に記す「柏市立小・中学校52校」

柏市教育委員会事務局 学校保健課 学校給食担当

〒277-8503 柏市大島田48-1

電話 07-7191-7376(直通)

(2) 柏市学校給食センター

柏市教育委員会事務局 学校給食センター

〒277-0922 柏市大島田305-2

電話 07-7192-1140(直通)

IV 学校給食センター

1. 学校給食センター事業特別会計

(1) 学校給食センター事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

学校給食センター事業の主な事業は、学校給食センターの管理運営と学校給食の提供である。

ア. 学校給食センターの管理運営に要する経費

学校給食センターは、大津ヶ丘地区の大規模な開発に伴い新設される小中学校や旧沼南地域の既存の小中学校(当時は自校調理方式)を合わせて 12 校の学校給食を提供する目的で昭和 53 年に開所した。令和 5 年 4 月時点では旧沼南地域の小中学校 11 校に約 4,400 食の給食を調理し、毎日提供している。

対象校へ安心・安全な学校給食を安定して提供できるよう、学校給食センター施設の適正な環境整備を図り、施設の維持を図るため、必要な保守点検や修繕・工事に取り組んでいる。

老朽化した機器については、更新することで対応可能だが、施設においては現状維持さえも難しくなりつつある状況であり、学校給食センターにおける様々な問題を総合的に解決するためには、早急な建て替えの検討を行うことが必要となっている。

多くの自治体において、HACCP の概念に基づいた新たなセンターを建設し、学校給食衛生管理基準に合致した衛生的な施設において、安心・安全な学校給食の調理・提供が行われているにとどまらず、アレルギーに対応した学校給食の提供などが有効に活用されている。

学校給食センター建て替えまでの間は、現行の学校給食センターでの対応とならざるを得ず、いくつかの老朽化した施設、機具等の回収、更新が不可避であり、安定的な給食の供給を実現するため、必要な機器の更新、限定的にはなってしまうが、施設の改修を適宜実施している。

図表 35 学校給食センターの学校給食の提供小・中学校

風早北部小学校	手賀西小学校	手賀東小学校
高柳小学校	大津ヶ丘第一小学校	大津ヶ丘第二小学校
高柳西小学校	風早中学校	手賀中学校
大津ヶ丘中学校	高柳中学校	

イ. 学校給食事業に要する経費

学校給食センターでは、従来の直営方式から平成 10 年度に調理業務、平成 21 年度に配膳業務を民間委託し、以降、調理業務と配膳業務を同一業者に別契約してきたが、契約事務の簡素化及び事務連絡費等の共通経費の削減を図るため、平成 23 年度から両業務を一括契約で業務に取り組んでいる。

運搬業務は学校給食センター開所当初から業務委託し、業務に取り組んでいる。

安心・安全な学校給食を調理し、適切な搬送経路で運搬、そして配膳し、児童・生徒に美味しい給食を提供するため、調理業務、配膳業務及び運搬業務を民間委託することで効率化を図っている。現有設備の保守点検等を適切に実施し、併せて調理機器等の必要な修繕や入れ替えを図り、突発的な修繕には関係者と協議し、速やかに対処している。

給食費の会計処理は開所当初から公会計(徴収業務は除く)として業務に取り組んでいる。公平負担の原則に基づき、収納率を高め、安定した運営を保持するため、遅滞なく納付することを基本に未納者については学校と緊密に打合せをしながら早期に対策を講じている。

法令に則った学校給食費の徴収を行うためには、小中学校 11 校の児童・生徒・教職員を管理する徴収システムの導入が必要である。学校給食費の徴収については、学校会計において「公会計化(システム導入)」が検討されているため、そのシステム導入に合わせて、学校給食センターが給食を提供している小中学校 11 校も徴収システム導入を検討している。

② 事業費の推移

ア. 事業収入

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	222,928	218,081	218,204
決算額	215,068	220,710	221,382

イ. 学校給食センターの管理運営に要する経費

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	38,133	38,012	41,081
決算額	30,729	38,137	39,684

ウ. 学校給食事業に要する経費

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	423,741	410,966	409,346
決算額	375,816	386,402	412,753

③ 事業費の主な内訳

ア. 事業収入

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
賄材料費	220,437	賄材料費収入(小学校児童分、中学校生徒分)
過年度分	945	賄材料費収入(過年度未収入分)
合計	221,382	

イ. 学校給食センターの管理運営に要する経費

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	26,493	光熱水費
委託料	10,131	産業廃棄物処理委託、電算システム(開発)委託、グリストラップ清掃委託
工事請負費	1,298	小規模工事
その他	1,762	
合計	39,684	

ウ. 学校給食事業に要する経費

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	2,226	学校栄養士報酬
需用費	262,776	賄材料費、修繕料
委託料	141,480	調理及び配膳業務委託、給食運搬業務委託、保守点検等業務委託
工事請負費	1,809	小規模工事
備品購入費	3,451	事務用備品代
その他	1,009	
合計	412,753	

(2) 監査の結果

【指摘 7】学校給食センター給食運搬業務委託について

学校給食センターから旧沼南地区小・中学校 11 校への給食の配送・回収するため、学校給食センター給食運搬業務委託契約を締結している。

学校給食センター給食運搬業務委託の実施にあたり、受託者から着手届(委託)等の書類の提出を受けていた。それらの提出書類を確認したところ、着手届(委託)には日付の記載があったが、委託業務担当者届、御契約金額内訳明細書、工程表、下請業者選任届(委託)、略歴・資格等届の提出書類には、そのすべてに日付の記載がなかった。

学校給食センター給食運搬業務委託を適切に実施するために提出を求めている書類であるため、受託者の責任の所在を明らかにするためにも提出書類の年月日を明記するように適切に指導すべきである。

【指摘 8】給食管理用パソコン等賃貸借契約書の文言について

給食管理用パソコン等賃貸借契約書では、パソコン及び周辺機器を供する事業者が行う給付の完了の市による確認時期について、「令和 6 年 3 月 31 日」とすべき文言が「平成 6 年 3 月 31 日」と誤って記載されていた。

市だけでなく、パソコン及び周辺機器の適切な操作方法指導すること及び常時正常な状態で可動しうるよう保守を行う事業者、パソコン及び周辺機器を供する事業者も契約書の確認が十分ではなかった。取引の安全性を確保するため、契約書の文言の確認を十分にすべきである。

【給食管理用パソコン等賃貸借契約書】

(確認)

第 19 条 乙が行うこの契約の目的である給付の完了の甲による確認の時期は、令和 6 年 3 月 31 日とする。

2 丙が行うこの契約の目的である給付の完了の甲による確認の時期は、平成 6 年 3 月 31 日とする。

【指摘 9】学校給食物資売買契約書の支払請求書提出期日について

学校給食センターでは、毎月及び各学期に給食用物資の見積り合わせ等を執行し、見積り合わせの結果で各学校給食物資供給業者と学校給食物資売買契約を締結している。

学校給食物資売買契約書では、学校給食物資供給業者は契約期間に含まれる各月に納品された物資の代金について、当該月末までに取りまとめ、翌月の 5 日までに市に対して、支払請求書を提出することとしている。

実際の学校給食物資供給業者からの支払請求書を確認したところ、翌月の 5 日までに支払請求書を提出していたのは、3 月分だけであり、3 月以外の月は概ね翌月の 10 日前後の提出となっており、契約書とおりの翌月の 5 日までの支払請求書の提出となっていなかった。

学校給食物資供給業者の実際の運用では、翌月 5 日までの支払請求書の提出は困難とのことであった。そうであれば学校給食物資供給業者の実状に合わせて、学校給食物資売買契約書の支払請求書の提出期日を変更すべきである。

【学校給食物資売買契約書】

(代金の請求)

第 10 条 乙は、支払い請求書により甲に代金の支払いを請求するものとする。

2 乙は契約期間に含まれる各月に納品された物資の代金(以下「代金」という。)について、当該月の月末までに取りまとめ、当該月の翌月の 5 日までに甲に対し、支払請求書を提出することにより行うものとする。

【指摘 10】学校給食物資売買契約書の原本保管について

学校給食センターで保管している学校給食物資売買契約書を確認したところ、学校給食物資売買契約書(5 月分、3 学期分)の原本が 2 通とも学校給食センターで保有されており、供給者に原本を渡していなかった。

契約の締結を証し、取引の安全性を確保するためにも、学校給食物資売買契約書を学校給食物資供給者に渡し、それぞれで契約書を保有すべきである。

【学校給食物資売買契約書】

契約の締結を証するため、甲と乙は本書を 2 通作成し、それぞれ記名捺印の上その 1 通を保有する。

【指摘 11】学校給食物資売買契約書の記載について

「dv 学校給食物資売買契約書(1 学期分)」、「dv 学校給食物資売買契約書(2 学期分)」、「dv 学校給食物資売買契約書(3 学期分)」と記載された学校給食物資売買契約書があった。

学校給食物資の供給者が学校給食物資売買契約書 2 通を作成・押印し、学校給食センターに提出され、市が押印し、1 通を学校給食物資供給者に返送する。契約の締結を証するため、市と学校給食物資供給者それぞれが契約書を保有する。

学校給食物資供給者が売買契約書を作成しており、学校給食物資供給者が保有する電子データで契約書名の項目に誤った文言が記載された状態で毎学期の学校給食物資売買契約書を作成していたため、毎学期の学校給食物資売買契約書の冒頭に「dv」の文言が加えられたまま、継続して作成されたものと思われる。

不適切な売買契約書の文言となっているため、冒頭の「dv」の文言を削除し、「学校給食物資売買契約書(1 学期分)」と正しい書類名称とすべきである。また契約書は法的安定性を確保する書類であるため、契約書の文言について、適切に確認し、学校給食物資供給業者にも適切に記載するように指導すべきである。

【指摘 12】学校給食用物資売買明細書の記載について

学校給食物資売買契約書には学校給食用物資売買明細書の表があり、供給物資に関する見積り合わせの結果、供給業者の供給物資の明細が記載されている。見積り合わせは学期毎、月毎に執行しており、学校給食物資売買契約書は月毎、学期毎に作成され、学校給食用物資売買明細書も月毎、学期毎に記載されている。

各学期用の学校給食用物資売買明細書の注意事項では、見本・一般の部門別に記入し、見積番号は各々部門別に記入し、部門毎に一行を空けて記入することとしている。各学期用の学校給食用物資売買明細書を確認したところ、見本・一般の部門毎に一行を空けて記入されていないもの、見積番号が誤って記入されているものが発見された。また供給物資の名称及び規格についても、脱字があるものも発見された。

各月用の学校給食用物資売買明細書を確認したところ、見本・一般・野菜・肉類の部門の記入がないもの、一般と記入すべき物資を見本と記入していたもの、見本・一般の部門毎に一行を空けて記入されていないものが発見された。

以上の点について、注意事項に基づいて、適切に記入するように指導すべきである。

また、各月用の学校給食用物資売買明細書の注意事項では、各学期用の注意事項に加えて、「野菜・肉類については、産地名を必ず記入すること」としているが、産地名を記入している契約書はほとんどなかった。学校給食の献立作成の理由か

ら 1 か月以上前に売買契約を締結する場合もあり、契約締結後の天候不順等の影響から野菜類の生育状況の悪化や病原体による家畜の感染等の様々な不測の事態の発生により、産地名を確定することが困難な場合もあるかもしれない。しかし、安心・安全な学校給食を提供するためには、できる限り注意事項のとおり、野菜・肉類については、産地名を記入してもらうように供給業者に指導すべきである。

不測の事態の発生により、明細書に記載した産地のとおりの野菜・肉類を納入することができない場合には、契約書第 21 条に基づいて、市と供給業者の協議の上、代替産地の物資を納入することも容認できるようにし、供給業者に実状にも配慮し、産地名を記入するように促すべきである。

【学校給食物資売買契約書(学期分)】

学校給食用物資売買明細書(令和 年度 学期分)					
区分	部門	見積番号	供給物資の名称及び規格	単位	単価(円)
2	納入場所	柏市大島田 305-2 柏市学校給食センター (別途指示ある場合は指定場所)			
3	納入日	別途、発注書による。			
4	納入方法	別途、発注書による。			
<p>注意事項</p> <p>1. 部門には、見本・一般の部門別に記入し、見積番号は各々部門別(部門毎に一行空け。)に記入のこと。</p> <p>2. 食品栄養価及び成分配合内容等について表記された書類は全て提出すること。 上記給食用物資については、指示された発注書により誠実に履行します。</p> <p style="text-align: right;">(平成 30 年 2 月 23 日改正)</p>					
<p>(疑義の決定等)</p> <p>第 21 条 この契約の各条項の解釈について、疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。</p>					

学校給食用物資売買明細書(令和 年度 月分)					
区分	部門	見積 番号	供給物資の名称及び規格	単位	単価 (円)
2	納入場所	柏市大島田 305-2 柏市学校給食センター (別途指示ある場合は指定場所)			
3	納入日	別途、発注書による。			
4	納入方法	別途、発注書による。			

注意事項

1. 部門には、見本・一般・野菜・肉類の部門別に記入し、見積番号は各々部門別(部門毎に一行空け。)に記入のこと。
2. 見本検討品・一般物資については、食品栄養価及び成分配合内容等について表記された書類は全て提出すること。
3. 野菜・肉類については、産地名を必ず記入すること。

上記給食用物資については、指示された発注書により誠実に履行します。

(平成 30 年 2 月 23 日改正)

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 19】学校給食物資売買契約書の作成について

学校給食センターでは、毎月、給食用物資の見積り合わせ等を執行している。見積り合わせは、一般見本品検討・一般物資・野菜類・食肉類ごとに給食用物資見積書を期限までに学校給食センターに提出することとしている。

見積り合わせ及び見本品検討を実行した結果、学校給食用物資売買契約を締結する。学校給食物資売買契約書には、「学校給食用物資売買明細書」があり、見積り合わせの結果、供給物資の名称・単価等を記載して、学校給食物資売買契約書を作成するが、供給業者によっては、「見本・一般」と「野菜」に分けて、「見本・一般」の学校給食物資売買契約書と「野菜」の学校給食物資売買契約書を作成し、市及び供給業者が押印してそれぞれ 1 通ずつ保管しているものがあつた。

それらの学校給食物資売買契約書を確認したところ、その学校給食用物資売買明細書では見本・一般・野菜を部門毎に一行空けて、各々部門別に記入できるだけの行も十分にあり、学校給食物資売買契約書を別々で作成する必要性はなかった。市及び供給業者ともに押印手続きも少し省略することもできるため、学校給食物資売買契約書を取りまとめて作成するように変更することが望ましい。

その結果、同じ供給業者の学校給食物資売買契約書について、1種類の契約書を2通作成することとし、それぞれ記名捺印の上その1通をそれぞれが保管するように検討すべきである。

【学校給食物資売買契約書(月分)】

学校給食用物資売買明細書(令和 年度 月分)					
区分	部門	見積番号	供給物資の名称及び規格	単位	単価(円)
2	納入場所	柏市大島田 305-2 柏市学校給食センター (別途指示ある場合は指定場所)			
3	納入日	別途、発注書による。			
4	納入方法	別途、発注書による。			

注意事項

1. 部門には、見本・一般・野菜・肉類の部門別に記入し、見積番号は各々部門別(部門毎に一行空け。)に記入のこと。
 2. 見本検討品・一般物資については、食品栄養価及び成分配合内容等について表記された書類は全て提出すること。
 3. 野菜・肉類については、産地名を必ず記入すること。
- 上記給食用物資については、指示された発注書により誠実に履行します。

(平成 30 年 2 月 23 日改正)

【意見 20】学校給食センター日常業務報告の押印見直しについて

学校給食センターの日常業務を行う中で、学校給食センター調理業務及び配膳業務だけでも従事者健康点検表、検収・保存食記録簿、給食室記録簿、学校給食日常点検票、温度・配食記録表、在庫品出庫表、給食室ごみ計量記録表を受託者が作成し、学校給食センター所長に報告・提出が行われている。特に学校給食日常点検票の書類の枚数が多くなっている。

また、学校給食センター給食運搬業務でも、日常業務を行う中で、受託者が車両ごとの運搬時間が記載されている学校給食配送記録簿を作成し、学校給食センター所長に報告・提出される。

日常業務報告の書類の枚数が膨大であり、全ての書類に学校給食センター所長及び担当者が確認の押印を行っている。

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(注:「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。))について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされ、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印等の見直しを行っている。この押印等の見直しは国民や事業者等に向けたものであるが、自治体においても書類の押印等の見直しを検討することが望ましい。

現状の学校給食センターの日常業務報告の書類は膨大な量であることから、同じ様式の書類については、その書類を確認後、まとめた書類の一番上の紙にのみ押印する等、毎日の業務における押印数を見直し、押印の労力を少しでも削ることを検討することが望ましい。

【意見 21】学校給食物資見積り合わせについて

学校給食物資の見積り合わせは学期毎、月毎に執行しており、毎回、見積り合わせ参加業者から学校給食物資見積書の提出を受けている。見積り合わせ参加業者提出の学校給食物資見積書はFAX又は紙での提出であり、見積り合わせに際しては、紙の学校給食見積書の業者名と金額の箇所を切り、各業者の見積書を横並びに貼り付けており、目で確認して、見積り結果を決定している。

学期毎、月毎に見積り合わせを執行しているため、学校給食見積書の切り貼り作業は年間14回も行われていることとなる。見積り合わせの結果について、1学期分と数か月分を確認したが、適切に行われていたが、当作業は手作業であり、相応の

労力が費やされるとのことであった。

今後、学校給食会計の公会計化に合わせた給食管理システムの見直しが見込まれているが、この給食管理システムの見直しに合わせ、学校給食センターの学校給食物資見積合わせのシステム機能の導入も検討事項に挙げることが望ましい。

【意見 22】学校給食費の債権管理について

学校給食センターでは、債権管理は表計算ソフトで管理している。11校分の児童・生徒数は約4,000人のため、システム管理ではなく、表計算ソフトで管理しているとのことであった。しかし、延滞管理等について、学校との連携も必要であり、毎月の学校給食費の債権管理作業の負担は大きい。

学校給食の公会計化により、自校方式を採用する小中学校の学校給食費の債権管理も行うことになる。学校給食会計の公会計化に合わせて、学校給食センターの学校給食費の債権管理もシステム導入を検討することが望ましい。

【意見 23】100万円未満の建設請負契約について

市の財務規則では、工事に関する契約でその契約金額が100万円未満の契約について、給付完了の確認のための検査書を省略できると定めている。

100万円未満の建設工事請負契約書を確認すると、第32条第2項で「工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。」との文言がある。

100万円未満の建設工事であっても、工事完了の通知を受けたときには、当然、工事の完成を確認しており、口頭等で受注者に確認の旨を伝えているとのことであった。建設工事請負契約書では、「検査の結果を受注者に通知しなければならない。」とあるが、特に検査結果を書面で通知することを定めてはいない。しかし、取引の安全性を確保するためには、検査結果を書面で通知することを検討することが望ましい。

【財務規則】

(検査書等の作成)

第154条 検査職員は、第152条の規定による検査の結果、給付の全部又は一部の完了が確認されたときは、検査書及び出来高査定調書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係帳票類にその旨を記録することによって検査書及び出来高査定調書(第6号に該当する場合にあつては、出来高査定調書)を省略することができる。

(1) 単価契約

- (2) 物件の買入れ契約
- (3) 工事若しくは製造の請負契約又は修繕に関する契約で、その契約金額が 100 万円未満のもの
- (4) 物品の賃貸借契約
- (5) その他の契約でその契約金額が 50 万円未満のもの
- (6) 前各号に掲げる契約以外の契約で、第 160 条第 1 項の規定による部分払をしないもの

【建設工事請負契約書】

(検査及び引渡し)

第 32 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

【意見 24】学校給食センター敷地内除草委託の工事写真帳について

学校給食センターでは、敷地内の除草のため、敷地内除草委託契約を締結している。柏市学校給食センター敷地内除草委託の仕様書では、「業務終了後、施行前後の写真を提出すること。」を定め、受託者に提出を求めている。

受託者から除草施行前後の工事写真帳が提出されているが、工事写真帳の工期の記載がなかった。写真でも除草業務の年月が記載されたボードが写っていたが、日付の記載がなく、敷地内除草業務を実施日が不明となっている。

委託業務の報告を証する工事写真帳であるため、業務実施日が分かるように工期を記載するように適切に指導すべきである。

【柏市学校給食センター敷地内除草委託 仕様書】

6 業務内容

- ① 敷地内 1,580 m²の除草を年 2 回実施するものとする。
- ② 除草業務は機械刈りとする。
- ③ 実施日は、別途協議し決定するものとする。
- ④ 業務終了後、施行前後の写真を提出すること。
- ⑤ 除草終了後の廃棄物は適切に処理すること。
- ⑥ 道路側の除草は安全対策を十分に行うこと。
- ⑦ 業務開始前に担当者の指示を仰ぐこと。

V 学校教育課

1. 学校の適正配置事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

学校の適正規模を維持し、義務教育の公平性を確保するとともに、一定の教育水準の維持及び向上を図ることを目的とする事業である。

事業の内容は次のとおりである。

- 住民基本台帳を基に未就学児童数を踏まえ、各学校別の児童生徒数の推計を実施する(※向こう6年分)。
 - 各校の所有及び使用教室数を踏まえ、当面必要となる学級数を把握する(※必要に応じて対象校を訪問する)。
 - 学区外就学の制限や通学区域の変更、必要な教室(普通教室や特別教室)が確保できるよう関係部署と連携し学校施設の改修を行う。
- ※ 通学区域を変更する場合には、附属機関「柏市通学区域等審議会」での審議・検討が必要となる。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	560	666	1,031
決算額	434	227	294

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報償費	124	関係機関報償品 124
需用費	169	ポスター等印刷代 169
役務費	0	柏市通学区域等審議会委員報酬に係る源泉徴収票の送付
合計	294	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 25】小中学校の規模の差について

市は、平成 21 年 10 月に柏市立小学校及び中学校の適正配置に関する基本方針を公表している。同基本方針は平成 28 年 3 月に改訂されているが、改訂版には平成 27 年 5 月現在の学校別の児童生徒数が記載されている。

次表は、平成 27 年 5 月と令和 5 年 5 月の児童生徒数を比較したものである。児童、生徒とも増加している。

図表 36 児童生徒数の増減比較

(単位：人)

児童数					生徒数				
学校名	H27/5	R5/5	増減	増減率	学校名	H27/5	R5/5	増減	増減率
柏一小	695	629	△ 66	△9.5%	柏中	536	492	△ 44	△8.2%
柏二小	675	450	△ 225	△33.3%	柏二中	800	863	63	7.9%
柏三小	886	1,038	152	17.2%	柏三中	343	537	194	56.6%
柏四小	740	680	△ 60	△8.1%	柏四中	390	428	38	9.7%
柏五小	942	922	△ 20	△2.1%	柏五中	565	607	42	7.4%
柏六小	317	539	222	70.0%	土中	257	226	△ 31	△12.1%
柏七小	562	813	251	44.7%	南部中	447	322	△ 125	△28.0%
柏八小	572	492	△ 80	△14.0%	逆井中	517	615	98	19.0%
豊小	624	525	△ 99	△15.9%	富勢中	632	506	△ 126	△19.9%
旭小	605	557	△ 48	△7.9%	田中中	469	617	148	31.6%
旭東小	322	327	5	1.6%	西原中	552	492	△ 60	△10.9%
高田小	598	436	△ 162	△27.1%	光ヶ丘中	569	584	15	2.6%
名戸ヶ谷小	271	417	146	53.9%	酒井根中	683	666	△ 17	△2.5%
光ヶ丘小	740	919	179	24.2%	松葉中	603	657	54	9.0%
酒井根小	635	613	△ 22	△3.5%	中原中	517	426	△ 91	△17.6%
酒井根東小	539	420	△ 119	△22.1%	豊四季中	679	565	△ 114	△16.8%
酒井根西小	285	203	△ 82	△28.8%	風早中	330	311	△ 19	△5.8%
中原小	766	624	△ 142	△18.5%	手賀中	82	107	25	30.5%
土小	372	444	72	19.4%	大津ヶ丘中	491	589	98	20.0%
増尾西小	530	570	40	7.5%	高柳中	560	558	△ 2	△0.4%
土南部小	712	500	△ 212	△29.8%	柏の葉中		370	370	
逆井小	401	302	△ 99	△24.7%	合計	10,022	10,538	516	5.1%
藤心小	486	300	△ 186	△38.3%					
富勢小	762	634	△ 128	△16.8%					
富勢西小	178	190	12	6.7%					
富勢東小	103	104	1	1.0%					
田中小	680	772	92	13.5%					
花野井小	270	278	8	3.0%					
田中北小	138	830	692	501.4%					
西原小	619	611	△ 8	△1.3%					
松葉一小	546	718	172	31.5%					

児童数				
学校名	H27/5	R5/5	増減	増減率
松葉二小	669	580	△ 89	△13.3%
十余二小	535	540	5	0.9%
風早南部小	289	286	△ 3	△1.0%
風早北部小	839	673	△ 166	△19.8%
手賀西小	165	112	△ 53	△32.1%
手賀東小	48	69	21	43.8%
高柳小	729	678	△ 51	△7.0%
大津ヶ丘一小	350	310	△ 40	△11.4%
大津ヶ丘二小	375	300	△ 75	△20.0%
高柳西小	424	282	△ 142	△33.5%
柏の葉小	531	1,264	733	138.0%
合計	21,525	21,951	426	2.0%

(出典: 市公表データより監査人作成)

次表は、上表より平均、分散、標準偏差を比較したものである。

標準偏差は、児童数、生徒数とも令和 5 年 5 月の数値が平成 27 年 5 月の数値を上回っており、特に児童数はその差が大きい。

標準偏差が大きいということは平均から離れたデータが多いこと、すなわち、データのバラツキが大きいことを意味する。小学校では学校による児童数のばらつきが進んでいることになる。

図表 37 児童生徒数の増減比較

区分	児童数		生徒数	
	H27/5	R5/5	H27/5	R5/5
平均(人)	513	523	501	502
分散	50,216	67,057	26,525	28,543
標準偏差	224	259	163	169

『分散とは、データの散らばり具合を表し、この値が大きいほど平均値から離れた値のデータが多くなる。標準偏差は分散の二乗のことであり、分散と同様にデータの散らばり具合を表す。標準偏差より分散の方が計算が簡単なため、計算する上で分散を用いることも多い。』

平成 27 年 5 月の児童生徒数と令和 5 年 5 月の児童生徒数を比較すると、特に小学校では規模の差の拡大が進んでいる。

市においては今後ますます、小中学校の規模の差が拡大する可能性がある。

つくばエクスプレス沿線駅周辺や大規模な住宅の整備が進む一部エリアでは人口の流入が進み、児童生徒数が増加傾向にある、通学区域の大半が市街化調整区域のため人口流入が限られる地域や少子高齢化が進む地域では、今後、児童生徒数が増加することは想定しづらい。そのため、大規模校や小規模校が混在する状

況が想定され、教育環境に不均衡を生じさせ、学習面、生活面並びに学校運営面等に様々な影響が及ぶことが懸念される。

柏市では、将来における「新しい学校のあり方」を幅広い視点で検討し、「より良い教育環境の確保」と「教育の質の向上」を図るため、令和 5、6 年度の 2 ヶ年をかけて、「柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針」の策定に取り組むとしている。大規模校と小規模校が混在する状況においても、教育環境に不均衡が生じないよう努めていく必要がある。

2. 学校の労働安全衛生事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

教職員が教育活動に専念できるよう、適切な労働環境を確保するとともに、学校教育全体の質の向上を目指すことを目的とする事業である。

事業の内容は次のとおりである。

- 各小中学校の教職員に対して、毎年1回実施が義務付けられているストレスチェックを実施している。また、実施の結果、高ストレス判定を受けた対象者に対して、医師による面接指導受診を促している。
- 学校の職場環境の改善に寄与させるため、各小中高等学校長に対し、職場におけるマネジメントの必要性及びストレスチェック集団分析の活用方法を説明した研修会を実施している。
- 産業医を選任し、産業医による各小中学校の訪問を実施している。産業医の学校訪問の記録を確認することで、教職員の心身の健康管理状態の把握を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	3,939	3,727	5,334
決算額	2,448	2,542	2,442

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	1,876	産業医報酬 882 市医報酬 994
報償費	50	
需用費	0	
役務費	3	
委託料	511	ストレスチェック委託 511
合計	2,442	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 26】ストレスチェックの受検状況について

市は、柏市職員ストレスチェック業務委託により、職員のストレスチェックを実施している。

ストレスチェックとは、検査対象者がストレスに関する質問票(選択解答)に記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査である。労働安全衛生法により、労働者が 50 人以上いる事業所では、2015 年 12 月から、毎年 1 回、この検査をすべての労働者に対して実施することが義務付けられている。なお、契約期間が 1 年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の 4 分の 3 未満の短時間労働者は義務の対象外とされている。

市が委託しているストレスチェック業務では、高ストレス者と判定された職員に対して産業医による面接指導を希望するかどうかを確認しており、希望者に面接指導を実施している。

次表は、平成 28 年度から令和 4 年度までのストレスチェックの受検状況の推移を示したものである。

令和 4 年度は、法的要件に満たない職員(短時間勤務者等)も含め原則全ての教職員を検査対象としたため、対象人数が前年度より大きく増加している。また、このこともあり、高ストレス者数も大きく増加している。しかしながら、産業医による面接指導者数は令和元年度を除き一けた台で推移しており、高ストレス者に占める割合が比較的到低いと思われる。

面接指導は、産業医が面接を行い、ストレスその他の心身及び勤務の状況等を確認することで、職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図ることを目的の一つとしており、面接指導を受ける必要があると認められた職員は、できるだけ申出を行い、面接指導を受けることが望ましいとされている。

柏市職員ストレスチェック業務委託の仕様書では、面接実施場所は柏市沼南庁舎または面接指導を実施する産業医の勤務先、面接時間帯は平日夜(月曜日から金曜日の 16 時 30 分以降)及び土曜日(時間帯は都度調整)とされている。面接指導を受ける必要があると認められた職員において、現状の方法に面接指導の申出を躊躇させる要因がないかどうか、教育委員会は面接指導の方法を再検討することが望ましい。

図表 38 ストレスチェック受検状況

(単位：人)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対象人数	2,344	2,023	2,063	1,958	2,016	2,065	2,728
受検者数	2,154	1,829	1,970	1,945	2,013	2,026	2,615
未受検者数	190	194	93	13	3	39	113
受検率	91.9%	90.4%	95.5%	99.3%	99.9%	98.1%	95.9%
高ストレス者数	179	169	221	228	143	215	263
高ストレス率	8.3%	9.2%	11.2%	11.7%	7.1%	10.6%	10.1%
面接指導者数	0	3	6	10	8	3	3

(出典：市提供データより監査人作成)

3. 地域とともにある学校づくり推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

地方教育行政の組織及び運営の法律の改正(第47条の5)により設置が努力義務化されたコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を円滑に進めていくことを目的とした事業である。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が学校運営に意見を反映させることで、地域とともにある学校づくりを行うもので、主な役割は次の3項目である。

- 1) 校長の作成する学校経営(運営)の基本方針を承認する。
- 2) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- 3) 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる。

柏市では、令和5年度末までに市内全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして位置づけていくとともに、地域学校協働活動を進めるとしている。

令和4年度の実績は、27の協議会(中学校区11協議会、単独16協議会)が設置されており、市内小中学校63校のうち50校(中学校17校、小学校33校)が対応している。令和5年度には7協議会(中学校区3協議会、単独4協議会)の設置が予定されており、63校のうちの13校(中学校4校、小学校9校)も対応予定である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	2,805	5,959	7,705
決算額	3,688	4,555	5,449

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	2,672	教育専門アドバイザー報酬 2,083 学校運営協議会委員報酬 479
職員手当等	428	教育専門アドバイザー期末手当 428
報償費	50	講師謝礼金 50
旅費	21	教育専門アドバイザー通勤費 20

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	1,623	事務用消耗品費 1,209
役務費	68	郵便料 68
負担金、補助及び交付金	584	傷害保険料 584
合計	5,449	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 27】ミニ集会との関係について

千葉県教育委員会では、地域住民の声を学校運営に生かす地域とともにある学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として千葉市(政令市)を除く県内全ての公立学校を会場に、学校職員と保護者や地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合う「ミニ集会」の開催を推進しているとのことである。

ミニ集会のねらいは次の3つとされており、学校運営協議会と重なる部分もある。

- (1) 地域住民の声を学校運営に生かす地域とともにある学校づくり
- (2) 家庭と地域社会が理解し合い、協力し合う環境づくり
- (3) 学校を核とした地域コミュニティの構築

市教育委員会においては、学校運営協議会とミニ集会の関係をどのように位置づけるのか、考え方を明確にして市民に周知することが望ましい。

4. 就学援助関係経費

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

経済的理由のため就学が困難な児童生徒の保護者に対し、児童生徒の教育機会均等の実現を図るため、就学援助を実施するものである。

支給対象者と支給費目は次のとおりである。

図表 39 就学援助費の支給対象者

内容
柏市立学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれか一つに該当 ア 生活保護の停止や廃止などで学校へ納付する費用の負担が困難になった場合 イ 児童扶養手当を受給している場合 ウ 世帯の収入が少なく、生活が困難である場合(令和3年1月から令和3年12月の収入額で計算) エ 生活保護を受けている世帯(ただし、小学校6年生及び中学校3年生に対しての修学旅行費のみの援助)

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 40 令和4年度就学援助の支給費目

費目	小学生	中学生
新入学学用品費(※1)	51,060円	60,000円
学用品費(1年生)	年額 13,230円	年額 25,040円
学用品費(1年生を除く)	年額 15,500円	年額 27,310円
修学旅行費(※2)	交通費、宿泊費、見学科等の実費 (見学科は上限額3,000円)	交通費、宿泊費、見学科等の実費 (見学科は上限額5,500円)
林間学校費(※3)	交通費、宿泊費、見学科等の実費 (見学科は上限額2,000円)	交通費、宿泊費、見学科等の実費 (見学科は上限額5,500円)
学校給食費	免除	免除
医療費	学校保健衛生法で定められた疾病(虫歯、中耳炎、結膜炎など)について、学校から治療指示があった場合、治療費(保険診療の自己負担分)を援助	
入学準備金(※4)	60,000円	なし
PTA会費	実費	実費
クラブ活動等費(※5)	4,000円	7,000円

※1 1年生で4月認定者のみ。ただし、前年度に入学準備金の支給を受けたかたは除く

※2 小学校6年生、中学校3年生。ただし、旅行実施日以後に認定となったかたを除く

※3 小学校5年生、中学校2年生。ただし、林間学校実施日以後に認定となったかたを除く

※4 小学校 6 年生。ただし、第 2 学期前に認定廃止となったかたを除く

※5 生徒会費援助費含む

(出典:市提供データより監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	116,883	130,726	161,757
決算額	99,782	103,158	137,766

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 4 年度 決算額	主な内容
委託料	226	電算システム作成(開発)委託 226
使用料及び賃借料	660	電算システム・機器等借上料 660
扶助費	136,880	学用品等援助費 48,770 PTA 会費援助費 5,692 入学準備金援助費 26,519 新入学用品援助費 4,517 校外活動援助費 13,195 修学旅行援助費 25,343 クラブ活動費援助費 10,139 生徒会費援助費 2,701
合計	137,766	

④ 支給実績

令和 4 年度の支給状況は次のとおりである。就学援助の支給費目の中では、小学校、中学校とも学校給食費が大きな割合を占めている。その以外の費目では、学用品・通学用品購入費が多い。

図表 41 令和 4 年度の支給実績 (単位：人・円)

費目	就学予定者		小学生		中学生		計		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
学用品費	1年	0	0	213	2,596,690	340	8,045,080	553	10,641,770
	他の学年	0	0	1,299	18,938,190	725	19,190,720	2,024	38,128,910
	小計	0	0	1,512	21,534,880	1,065	27,235,800	2,577	48,770,680
入学準備金	192	10,379,520	297	16,140,000	0	0	489	26,519,520	
新入学用品費	0	0	45	2,297,700	37	2,220,000	82	4,517,700	
修学旅行費	0	0	275	4,971,947	349	20,371,793	624	25,343,740	
校外活動費	0	0	248	2,026,777	316	11,168,695	564	13,195,472	
PTA 会費	0	0	936	2,867,494	871	2,824,601	1,807	5,692,095	
クラブ活動費援助費	0	0	1,512	4,478,949	1,066	5,660,768	2,578	10,139,717	
生徒会費援助費	0	0	1,512	1,193,211	1,066	1,508,052	2,578	2,701,263	
計		10,379,520		55,510,958		70,989,709		136,880,187	

※ 令和 4 年度の支給実績のうち、学校給食費にかかるものは、小学校 66,255 千円、中学校 55,881 千円である。

(出典：市提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 28】修学旅行費・校外活動費の報告について

就学援助関係経費では、保護者が負担する修学旅行費や校外活動費(以下「旅行費」という。)も就学援助の対象とされている。

旅行費について学校は、次の書類を市教育委員会に提出する必要がある。

- ⑦旅行費実績報告書(総括表)
- ⑧旅行費実績報告書(参加者一覧)
- ⑨旅行費チェックリスト

- ㊦学校が作成した会計報告
- ㊧班別行動経費一覧(該当がある場合)
- ㊨就学援助費口座振込依頼書

修学旅行や校外活動は旅行代理店に委託している学校が多いと思われるが、委託化が進んでいる状況では、上記書類についても可能な限り委託先が作成するような契約とすることが考えられる。

㊦や㊨は学校が対応する必要があるが、㊧㊩は委託先が作成しても問題ないと思われる。現状でも旅行を委託している学校は、㊧㊩は委託先からの情報をもとに作成していると推測される。また、㊦も学校で作成する必要があるか検討の余地がある。

委託先が作成した書類は㊨により学校でチェックしたのち市教育委員会に提出することでも特段の問題はないと思われる。

市教育委員会においては、旅行費の提出書類のあり方を検討することが望ましい。

5. 学校環境衛生事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

児童生徒等の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るためには、健康的で快適な学習環境を作りあげることが必要であり、そのための学校環境衛生活動は学校経営における重要な役割を担っている。学校環境衛生活動は、学校教育法第1条で規定された「学校」(幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)は「学校環境衛生基準」に照らして、また、専修学校及び幼保連携型認定こども園においては「学校環境衛生基準」を準用して、適切な環境衛生の維持管理に努めなければならないとされている。

図表 42 学校環境衛生基準の概略

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準	●換気及び保温等 ●採光及び照明 ●騒音
第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準	●水質 ●施設・設備
第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準	●学校の清潔 ●ネズミ、衛生害虫等 ●教室等の備品の管理
第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準	●水質 ●施設・設備の衛生状態
第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準	●教室等の環境 ●飲料水等の水質及び施設・設備 ●学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等 ●水泳プールの管理

学校環境衛生事業は、上記の学校環境衛生基準を満たすために、主として各小中学校における環境衛生関連の消耗品の購入、各種検査及び点検を行うものである。詳細な内容は、『③ 事業費の主な内訳』に記載する。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	60,711	58,647	59,097
決算額	40,611	50,216	45,343

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	26,428	トイレ用品購入代、プール消毒薬剤等購入代、保健室用消耗品費、手洗い用石鹼購入代、設備修繕料、他
役務費	6	郵便料
委託料	17,146	水質検査委託、学校環境衛生検査委託、学校プール清掃委託、化学物質空气中濃度測定検査委託、害虫駆除委託、トイレ清掃委託、滅菌機保守点検委託、他
使用料及び賃借料	1,761	AED借上料(長期継続契約)
合計	45,343	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 29】最低制限価格制度適用について

本事業の委託料に学校プール清掃等委託業務がある。この学校プール清掃等委託業務は、市立小中学校 56 校におけるプール及びその周辺設備の清掃を行うものである。

図表 43 学校プール清掃等委託業務の概要

件名	学校プール清掃等委託業務(北部/南部)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> プール施設内の清掃及び除草 プール槽内排水溝の点検 不良個所の報告
委託先事業者名	(北部)E社 (南部)B社
当初契約金額(税込)	(北部)2,310,000円※ (南部)5,033,600円

※ プール清掃実施校の変更(26校→24校)に伴う変更契約を行い、2,131,800円となっている。

学校プール清掃等委託業務は、契約案件として北部の 24 校と南部の 32 校の二つに分けて発注している。その北部と南部の一般競争入札の結果は次のようなものであった。

図表 44 学校プール清掃等委託業務の入札結果

	北部 26 校		南部 32 校	
	見積業者	見積金額(税抜)	見積業者	見積金額(税抜)
1	A 社	3,100,000 円	A 社	最低制限価格未満の応札価格のため無効
2	B 社	3,718,000 円	<u>B 社(落札)</u>	<u>4,576,000 円</u>
3	C 社	3,588,000 円	C 社	最低制限価格未満の応札価格のため無効
4	D 社	4,000,000 円	D 社	最低制限価格未満の応札価格のため無効
5	<u>E 社(落札)</u>	<u>2,100,000 円</u>		
	予定価格(税抜)	4,030,000 円	予定価格(税抜)	4,960,000 円
	落札率	52.11%	落札率	92.26%

柏市契約事務取扱要領第 13 条の 3 には、業務委託のうち、予定価格(税込)が 500 万円以上に係る入札は予定価格の 100 分の 85 を最低制限価格とすると記載されている。これにより、上表のように北部の契約においては、最低制限価格制度が適用されず、落札率は 52.11%となったが、他方、南部の契約においては、応札した 4 者中 3 者が最低制限価格未満の応札をしたことにより、応札が無効となった。そして、その結果、最も高い金額で応札した B 社が落札者となった。これについては、事業の有効性を保ちつつ、より経済的に有利な方法がなかったか、結果論ではあるが制度運用の事例として適切であったか検討が必要であると考ええる。

この学校プール清掃等委託業務の入札公告には、案件概要として最低制限価格は、「決定者の決定後に公表」する旨の記載があり、最低制限価格制度の対象となることは明示されている。しかし、結果的には、4 者が応札したにもかかわらず、3 者が失格になってしまい、入札の競争性が損なわれることとなった。

根本原因としては、応札者の認識不足である。しかし、3 事業者がどのような理由で最低制限価格未満の応札に至ったかは調査すべきである。どのような理由にせよ、4 者中 3 者が失格になったことについて市の側に何らかの対処が可能ならば、以後それを修正し、入札が適正に機能するように努められたい。

【意見 30】再検査の仕様書への記載について

本事業の委託料に化学物質空気中濃度測定委託がある。業務内容としては、市立小中学校 63 校の化学物質空気中濃度測定をパッシブ法により、1 校当たり 1 箇所実施し、その結果を報告するものである。

図表 45 化学物質空気中濃度測定委託の概要

件名	化学物質空気中濃度測定委託
業務内容	(1) 検体の配付及び回収 ア 検査に係る器具等の配付 イ 検体の回収方法等 (2) 検査 検査項目：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン (3) 報告
委託先事業者名	F 社
契約金額(税込)	(63 校)623,700 円 (再検査 5 校)33,330 円

この化学物質空気中濃度測定委託では、基準値を超過した学校のみ再検査を行うこととなっており、実際、令和 4 年度においては 5 校が再検査を実施した。

しかし、この再検査については仕様書に一切の記載がなく、慣例的にそのような検査を実施しているようである。業務管理を適切に行う上で契約内容及び責任関係を明確化することは必要である。したがって、仕様書に再検査の実施要件とその内容を明示すべきと考える。

【意見 31】年度末における配当予算の執行について

本事業の需用費には、各学校における保健衛生関係の消耗品にかかる費用が含まれている。

図表 46 需用費/消耗品費の内容

節	細節	内容	決算額
需用費	消耗品費	事業用消耗品	931,731 円
		トイレ用品	8,185,936 円
		プール消毒薬剤等	3,916,816 円
		保健室用消耗品	9,799,938 円
		手洗い用石鹼	2,096,682 円

節	細節	内容	決算額
		事業用消耗品	12,368 円
		生理用品	559,355 円
		合計	25,502,826 円

これらの消耗品費は各学校に配当され、それぞれの学校の判断によって執行されるものであるが、この中で年度末間近の時期に発注し、納品されているものが見受けられた。

図表 47 年度末における配当予算の執行例

発注日	納品日	品名
令和 5 年 2 月 22 日	令和 5 年 3 月 10 日	レターケース、視力検査簡易セット、テーピングテープ
令和 5 年 2 月 24 日	令和 5 年 3 月 10 日	メラミンスポンジ他

無論、購入するものによっては 3 月中の活動や卒業式などの行事に使うものもあるため、一概に年度末の執行が不適當とはいえない。しかし、中には 3 月中の活動に利用する消耗品とは考えられないものもある。

年度末間近になってからの予算消化的な消耗品の購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので本来は避けるべきである。市においては、従来から計画的な需用費の執行を指導しているところであるが、逸脱が見られた場合には、特に年度内の必要に応じた執行を心がけるよう指導されたい。

6. 健康診断事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

児童生徒等の健康診断とは、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的として、子供の健康の保持増進を図るために実施するものである。

この健康診断には、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割がある。

学校保健安全法では、第 11 条にて就学時健康診断の規定がおかれており、また、第 13 条にて定期健康診断が規定されている。

【学校保健安全法】

(就学時の健康診断)

第十一条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあつて、その健康診断を行わなければならない。

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 (略)

また、学校保健安全法施行規則第 22 条及び第 23 条には、健康診断は学校医、学校歯科医等が実施すると規定されている。これより、柏市の市立小中学校では健康診断は学校医、学校歯科医が実施しており、その際の報酬も本事業から支弁している。

その他、児童生徒の救急搬送(学校病院間)、または外部で実施する健康診断(心臓二次、結核二次等)の際の移送に用いるタクシーの借り上げにかかる費用や保健衛生関係目的で利用する洗濯機や冷蔵庫などの備品の購入費用も本事業が充てられている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	147,631	139,656	145,332
決算額	133,016	125,599	130,492

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	77,497	学校医報酬、市医報酬(定期、就学時健康診断時の報酬)
報償費	80	講師謝礼
需用費	798	就学時知能検査表等購入代、定期健康診断関係書類印刷代、備品修繕料、他
役務費	665	郵便料、検査手数料、他
委託料	46,327	尿検査委託、胸部 X 線デジタル撮影及び読影委託、学校職員定期健康診断委託、脊柱側弯症検診委託、心臓検診委託、東葛飾地方中学校駅伝事前健康診断、健康診断用器具消毒委託、他
使用料及び賃借料	1,913	タクシー借上料
備品購入費	3,143	事業用備品代
負担金、補助及び交付金	67	就学時健康診断傷害保険料
合計	130,492	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 32】随意契約理由について

本事業の委託料には、健康診断用器具消毒等業務委託がある。この委託業務は、小中学校の健康診断で使用する器具を管理し、健康診断実施に際して各学校へ必要数量を配送した後、使用済み器具の回収及び消毒等を行うものである。

図表 48 健康診断用器具消毒等業務委託の概要

件名	健康診断用器具消毒等業務委託
業務内容	(1) 柏市が所有する次の健康診断用器具について、適切に保管する。 歯鏡、鼻鏡、耳鏡、舌圧子 (2) 小中学校において次の健康診断にあたり、必要な数量の器具を事前に各校に配付する。 定期健康診断(全小中学校)、就学時健康診断(全小学校)、秋冬季 歯科検診(一部小中学校) (3) 健康診断終了後、器具を速やかに回収する。 (4) 回収した器具を消毒する。 (5) 消毒後、器具が次回の使用に耐えられる状態か確認し、耐えられない ものについては別に保管する。 (6) 次年度使用可能な器具の数量を担当者に報告する。
委託先 事業者名	A 社
契約金額 (税込)	2,794,000 円

この委託業務は、A 社に対し一者随意契約にて発注されている。その一者随意契約理由書には次のように記載されている。

以下のすべてについて実施可能な業者が A 社のみであるため、契約の相手方として選定します。

- (1) 市が所有する健診器具を適切に保管・管理すること
- (2) 器具の種類に応じて適切な滅菌処理を施せること
- (3) 市立小中学校 63 校に直接発送・回収を行うこと

しかし、健康診断用器具消毒等の業務を行っている事業者は柏市周辺にも多数存在しており、加えて、柏市の有する健康診断用器具にも、あるいは実施する消毒等業務にも何ら特殊な事情がない以上、上記の理由は適当ではない。

そこで、随意契約についての事情をヒアリングしたところ、健康診断用器具の 1 次洗淨から委託できる事業者は上記のものしかおらず、それゆえ一者随意契約としていたとのことであった。

1 次洗淨を事業者任せない場合、各学校において器具を軽く洗淨してから事業者に渡し消毒を行ってもらうこととなるが、昨今の感染症対策の重要性に鑑みると、その業務を教職員等に負担させないという市の判断もありうべきものとする。

したがって、随意契約の理由としては 1 次洗淨から任せられる事業者である旨についても触れておくことが適切であったといえる。

なお、市では、既に契約・公表している令和 5 年度随意契約理由において、「感染予防上、器具使用後に学校で洗淨をせず消毒等を実施可能な業者は A 社のみであるため、契約の相手方として選定する。」と当該理由を修正している。

引き続き 1 次洗淨から任せられる事業者が他に存在しないかという点についても調査されたい。

VI 学校財務室

1. 柏市立小中学校マイプラン事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

柏市立小中学校マイプラン事業は、柏市立小中学校(以下「学校」という。)における教育課題の解決及び特色ある学校づくりを推進するため、学校長が企画したマイプラン事業を実施するものである。

実施されている事業は、講師による学力向上支援や部活動支援、演劇鑑賞や講演などである。

本事業は、通常の学校配当予算とは別枠で予算が確保されている。学校の事業に要する予算配分上限額は、柏市マイプラン事業実施要領(以下「要領」という。)別表で次のように定めている。

図表 49 マイプラン事業の予算配分上限額

事業実施前年度の5月1日付け児童生徒数(人)	予算配分上限額(円)
1～200	200,000
201～400	220,000
401～600	250,000
601～800	270,000
801～	300,000

(出典:要領より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	15,160	14,985	14,985
決算額	11,980	11,371	11,697

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報償費	8,395	学習ボランティア他講師謝礼金
需用費	891	マイプラン事業で使用する消耗品
役務費	40	穂場管理料

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
委託料	2,015	講師団体の招聘委託等
使用料及び賃借料	355	柏市民文化会館使用料
合計	11,697	

④ マイプラン事業計画書と事業報告

要領よりマイプラン事業を実施する学校長は、教育委員会が定める日までに、マイプラン事業計画書(以下「計画書」という。)を教育委員会に提出する必要がある。計画書の策定にあたっては、事業の目的として次表に示す内容を自校の特性にあてはめる必要がある。

図表 50 マイプラン事業の目的

項目	内容
ア. 有効性	当該学校が抱える教育課題を解決するために有効な事業であるか。
イ. 創意工夫	事業の内容や手法などが創意工夫に満ち、特色ある学校づくりのために有効な事業であるか。
ウ. 多様な交流	開かれた学校を推進し、児童生徒や保護者、地域住民等の参加交流が図れる事業であるか。
エ. 効率性	事業の対象者数と学校全体への影響(効果)はどうか。
オ. 優先度	限られた財源の中で、公教育における事業として、学校が直接実施すべき事業であるか。

(出典:要領より監査人作成)

また、学校長は、市教育委員会が別に定める日までに、マイプラン事業実績及び決算見込み額報告書(以下「事業報告書」という。)により事業の実施状況を市教育委員会に報告する必要がある。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 33】謝金の取扱いについて

『(1) 事業の概要 ③ 事業費の主な内訳』をみるとマイプラン事業の支出は報償費(講師謝礼金)が大きな割合を占めている。これは、講演会・研修等を実施する学校が多いため、その講師等に支払う謝金が多く発生していることによるものである。

マイプラン事業における謝金に関しては、柏市マイプラン事業謝金等に関する基準が定められている。同基準には柏市マイプラン事業謝金額等基準(上限)(以下「基準(上限)」という。)が定められており、学校は、基準(上限)に示されている時間単価を適宜選択して講師等に謝金を支払うこととされている。

基準(上限)には「講師の前例による金額」という項目が設けられているが、これについては時間単価の金額が記載されていない。このことについては、基準(上限)の設定日(平成30年9月1日)以前から謝金を支払っている場合には、従前からの支払額を継続することを容認しているとのことである。

学校が市教育委員会に提出している事業報告書を確認すると、実際に、基準(上限)に記載されていない金額を支給している事案が散見される。たとえば一部の小学校では、時間単価30,000円の謝金の支払が行われているが、基準(上限)の上限額は25,000円となっている。

講師とのこれまでのつながりや今後の対応などを踏まえれば、基準(上限)に定めている金額を厳格に適用するのではなく、弾力的な運用が可能な仕組みとすることは学校にもメリットがあると思われる。しかしながら、一方では恣意性が働いてしまう可能性もある。

市教育委員会においては、恣意性が働いているとみなされないよう十分に留意し、弾力的な運用を図っていく必要がある。

2. 小学校管理運営業務・中学校管理運営業務

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

小学校管理運営業務は柏市立小学校 42 校が円滑に学校運営を行えるように支援するもので、中学校管理運営業務は柏市立中学校 21 校が円滑に学校運営を行えるように支援するものである。

小学校管理運営業務、中学校管理運営業務とも、学校財務室が執行するものと、学校に予算を再配当し、学校で執行するものに分けられる。

小学校管理運営業務、中学校管理運営業務とも光熱水費が大きな割合を占めているが、光熱水費は学校財務室が執行している。

② 事業費の推移

小学校費

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	715,362	808,961	724,599
決算額	636,629	703,601	904,385

中学校費

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	393,501	384,801	361,037
決算額	344,249	350,278	452,588

③ 事業費の主な内訳

小学校費

(単位:千円)

節	令和 4 年度 決算額	主な内容
報償費	232	ボランティア等協力者へのお茶等謝礼品
需用費	654,675	光熱水費 557,187 消耗品費 90,342
役務費	41,949	通信運搬費 36,121
委託料	57,607	廃棄物処理委託 25,969 保守・点検等委託 9,926 保守・点検等委託(長期継続契約) 6,700
使用料及び賃借料	13,673	賃借料 12,907
工事請負費	3,014	小規模工事 3,014
原材料費	987	維持補修用原材料費 987

節	令和4年度 決算額	主な内容
備品購入費	129,890	管理用備品代 129,890
負担金、補助及び交付金	2,354	学校管理者賠償責任保険料 1,830
合計	904,385	

中学校費

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報償費	207	職場体験手土産等
需用費	352,555	光熱水費 303,195 消耗品費 45,485
役務費	21,087	通信運搬費 16,554
委託料	34,108	廃棄物処理委託 13,137 保守・点検等委託 2,698 保守・点検等委託(長期継続契約) 11,883
使用料及び賃借料	7,751	賃借料 7,339
工事請負費	676	小規模工事 676
原材料費	1,357	維持補修用原材料費 1,357
備品購入費	34,015	管理用備品代 34,015
負担金、補助及び交付金	827	学校管理者賠償責任保険料 827
合計	452,588	

④ 光熱水費

小学校管理運営業務、中学校管理運営業務とも光熱水費が大きな割合を占めているが、その状況は次のとおりである。

ア. 電気料金(小学校)

次表は、令和4年度の小学校の学校別の電気料金と、学校の規模を表す尺度として令和4年5月1日現在の児童数を用い、電気料金を児童数で除した児童1人あたり電気料金を示したものである。

図表 51 小学校の電気料金と児童数

(単位：円・人)

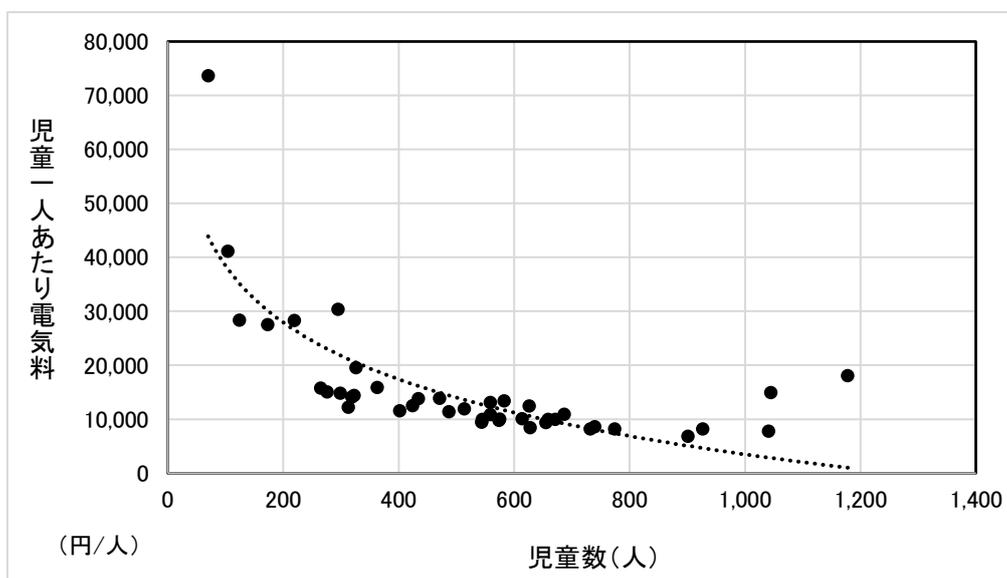
学校名	R4 電気料金	児童数	児童1人あたり電気料金	学校名	R4 電気料金	児童数	児童1人あたり電気料金
柏一小	6,576,923	659	9,980	増尾西小	7,339,277	559	13,129
柏二小	5,534,119	487	11,364	逆井小	4,504,390	319	14,120
柏三小	8,105,606	1,041	7,786	富勢東小	4,277,411	104	41,129
柏四小	6,673,189	671	9,945	豊小	6,080,346	559	10,877
柏五小	7,574,600	927	8,171	酒井根東小	5,996,546	434	13,817
柏六小	5,129,491	544	9,429	旭東小	4,649,971	323	14,396
光ヶ丘小	6,168,960	901	6,847	松葉一小	5,989,669	732	8,183
土小	5,314,042	424	12,533	松葉二小	5,301,991	628	8,443
田中小	15,582,659	1,045	14,912	花野井小	4,173,124	265	15,748
田中北小	5,776,439	363	15,913	富勢西小	4,765,863	173	27,548
西原小	7,823,767	583	13,420	十余二小	5,622,922	574	9,796
富勢小	6,136,395	655	9,369	風早南部小	8,952,872	295	30,349
土南部小	5,441,725	545	9,985	風早北部小	6,389,588	740	8,635
柏七小	6,354,073	774	8,209	手賀西小	3,520,202	124	28,389
柏八小	6,125,170	514	11,917	手賀東小	5,156,811	70	73,669
酒井根小	6,191,430	614	10,084	高柳小	7,499,550	687	10,916
旭小	5,783,329	575	10,058	大津ヶ丘一小	3,820,680	313	12,207
藤心小	6,383,331	326	19,581	大津ヶ丘二小	4,153,431	276	15,049
中原小	7,799,434	626	12,459	高柳西小	4,436,821	299	14,839
酒井根西小	6,199,185	219	28,307	柏の葉小	21,290,637	1,178	18,074
高田小	6,523,903	471	13,851	移転後の田中北小	540,628		
名戸ヶ谷小	4,646,894	402	11,559	合計	272,307,39	22,018	12,368

(出典：市提供データより監査人作成)

次のグラフは、上表より、児童数と児童1人あたり電気料金の関係を示したものである。なお、上表には令和5年4月開校の移転後の田中北小の電気料金を含めているがグラフには含めていない。

児童数が最少の手賀東小の児童1人あたり電気料金が最高額となっているが、同小は都市ガスが引かれておらず、ガス空調などがないためと考えられる。同小を除いた場合、児童数が少ない小学校ほど児童1人あたり電気料金は高くなっている傾向がある。

図表 52 児童数と児童 1 人あたり電気料金との関係



イ. 電気料金(中学校)

次表は、令和 4 年度の中学校の学校別の電気料金と、令和 4 年 5 月 1 日現在の生徒数、電気料金を生徒数で除した生徒 1 人あたり電気料金を示したものである。

図表 53 中学校の電気料金と生徒数

(単位：円・人)

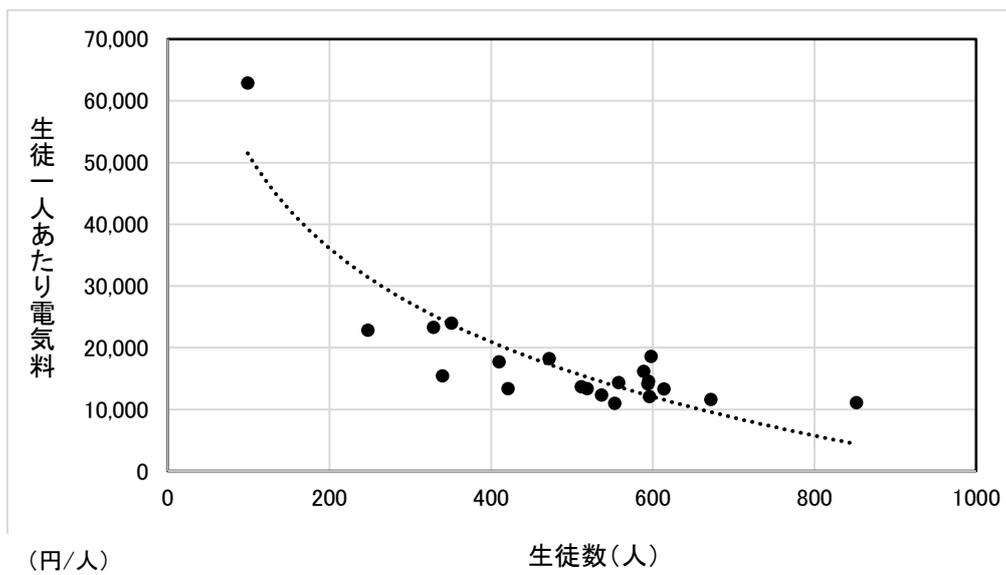
学校名	R4 電気料金	生徒数	生徒 1 人あたり電気料金	学校名	R4 電気料金	生徒数	生徒 1 人あたり電気料金
柏中	8,601,503	472	18,224	西原中	6,925,105	519	13,343
柏二中	9,423,674	852	11,061	松葉中	8,179,964	614	13,322
土中	5,656,790	248	22,810	逆井中	8,645,068	595	14,530
富勢中	7,007,842	512	13,687	中原中	7,258,215	410	17,703
田中中	8,400,655	594	14,143	豊四季中	9,505,302	589	16,138
光ヶ丘中	7,996,110	558	14,330	風早中	7,659,192	329	23,280
柏三中	6,615,368	537	12,319	手賀中	6,225,098	99	62,880
柏四中	5,618,339	421	13,345	大津ヶ丘中	11,119,486	598	18,595
南部中	5,241,464	340	15,416	高柳中	6,058,455	553	10,956
柏五中	7,190,640	596	12,065	柏の葉中	8,400,662	351	23,934
酒井根中	7,786,700	672	11,587	合計	159,515,632	10,459	15,252

(出典：市提供データより監査人作成)

次のグラフは、生徒数と生徒1人あたり電気料金を比較したものである。

生徒数が最少の手賀中の生徒1人あたり電気料金が最高額となっているが、同中も都市ガスが引かれておらず、ガス空調などが無いためと考えられる。同中を除いた場合、小学校と同様に生徒数が少ないほど生徒1人あたり電気料金は高くなっている。

図表 54 生徒数と生徒1人あたり電気料金の関係



ウ. 水道料金(小学校)

次表は、令和4年度の小学校の学校別の水道料金と、令和4年5月1日現在の児童数、水道料金を児童数で除した児童1人あたり水道料金を示したものである。

なお、手賀東小は、井戸水使用のため、水道料金の支払いがない。

図表 55 小学校の水道料金と児童数

(単位：円・人)

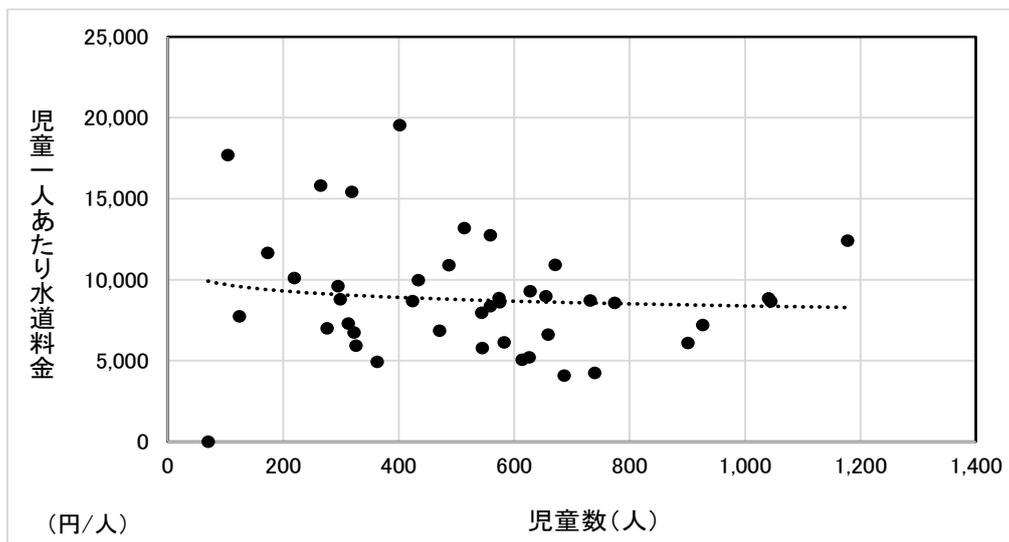
学校名	R4 水道料金	児童数	児童1人あたり水道料金	学校名	R4 水道料金	児童数	児童1人あたり水道料金
柏一小	4,354,548	659	6,608	増尾西小	7,120,149	559	12,737
柏二小	5,306,592	487	10,897	逆井小	4,918,793	319	15,419
柏三小	9,207,326	1,041	8,845	富勢東小	1,840,300	104	17,695
柏四小	7,325,965	671	10,918	豊小	4,671,936	559	8,358
柏五小	6,679,337	927	7,205	酒井根東小	4,328,971	434	9,975
柏六小	4,325,282	544	7,951	旭東小	2,177,167	323	6,741
光ヶ丘小	5,486,968	901	6,090	松葉一小	6,376,396	732	8,711
土小	3,679,169	424	8,677	松葉二小	5,829,382	628	9,283
田中小	9,043,022	1,045	8,654	花野井小	4,191,731	265	15,818

学校名	R4 水道料金	児童数	児童1人あたり水道料金	学校名	R4 水道料金	児童数	児童1人あたり水道料金
田中北小	1,787,874	363	4,925	富勢西小	2,017,345	173	11,661
西原小	3,568,829	583	6,122	十余二小	5,086,364	574	8,861
富勢小	5,879,353	655	8,976	風早南部小	2,833,864	295	9,606
土南部小	3,152,875	545	5,785	風早北部小	3,139,793	740	4,243
柏七小	6,630,629	774	8,567	手賀西小	960,410	124	7,745
柏八小	6,781,104	514	13,193	手賀東小	0	-	0
酒井根小	3,105,333	614	5,058	高柳小	2,806,708	687	4,086
旭小	4,946,329	575	8,602	大津ヶ丘一小	2,281,505	313	7,289
藤心小	1,932,766	326	5,929	大津ヶ丘二小	1,932,429	276	7,002
中原小	3,258,772	626	5,206	高柳西小	2,629,808	299	8,795
酒井根西小	2,211,484	219	10,098	柏の葉小	14,623,151	1,178	12,414
高田小	3,226,135	471	6,850	移転後の田中北小	-	-	-
名戸ヶ谷小	7,855,757	402	19,542	合計	189,511,651	21,948	8,635

(出典: 市提供データより監査人作成)

次のグラフは、児童数と児童1人あたり水道料金の関係を示したものである。電気料金と異なり水道料金は児童数との関連性が薄いことが見て取れる。

図表 56 児童数と児童1人あたり水道料金の関係



エ. 水道料金(中学校)

次表は、令和4年度の中学校の学校別の水道料金と、令和4年5月1日現在の生徒数、水道料金をその生徒数で除した生徒1人あたり水道料金を示したものである。

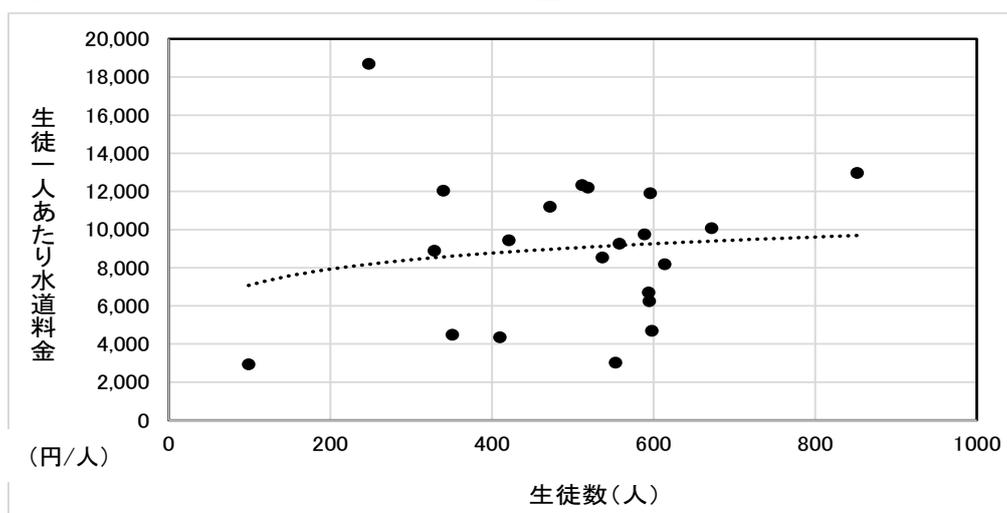
図表 57 中学校の水道料金と生徒数 (単位：円・人)

学校名	R4 水道料金	生徒数	生徒1人あたり水道料金	学校名	R4 水道料金	生徒数	生徒1人あたり水道料金
柏中	5,280,144	472	11,187	西原中	6,330,626	519	12,198
柏二中	11,041,796	852	12,960	松葉中	5,018,755	614	8,174
土中	4,633,880	248	18,685	逆井中	3,713,314	595	6,241
富勢中	6,316,272	512	12,337	中原中	1,780,955	410	4,344
田中中	3,974,278	594	6,691	豊四季中	5,741,394	589	9,748
光ヶ丘中	5,166,300	558	9,259	風早中	2,923,899	329	8,887
柏三中	4,582,608	537	8,534	手賀中	289,652	99	2,926
柏四中	3,972,249	421	9,435	大津ヶ丘中	2,799,623	598	4,682
南部中	4,089,355	340	12,028	高柳中	1,668,885	553	3,018
柏五中	7,089,620	596	11,895	柏の葉中	1,572,008	351	4,479
酒井根中	6,769,469	672	10,074	合計	94,755,082	10,459	9,060

(出典：市提供データより監査人作成)

次のグラフは、生徒数と生徒1人あたり水道料金を比較したものである。
中学校の水道料金も生徒数との関連は薄い。

図表 58 生徒数と生徒1人あたり水道料金の関係



(2) 監査の結果

【指摘 13】公文書溶解処理委託の溶解処理について

公文書溶解処理委託は、柏市の機密文書類に係る公文書(ビニール製のファイルその他の公文書に附属するものを含む。以下「公文書等」という。)の適正な処理及び紙資源の再資源化を図るため、当該公文書等の収集、運搬及び溶解処理を委託するものである。回収場所は柏市立小中学校で、業務委託期間は令和4年7月1日から令和4年8月31日まで、指名競争入札によりA社が6.6円/kgで受注している。

仕様書では公文書の溶解処理までを委託しているが、溶解処理は契約の相手方であるA社ではなく、B社が行っている。

仕様書では処理報告として受託者に対して、各作業工程の様態を撮影した写真、溶解証明書及び処理報告書の提出を求めている。各作業工程の様態を撮影した写真はA社が提出しているが、溶解証明書(機密文書溶解証明書)と処理報告書(検量書)は、B社が市教育委員会に提出している。現状では、A社とB社の関係、B社と市教育委員会の関係が不明確となっている。

契約の相手方はA社であることから、B社はA社の再委託先と考えられるが、仕様書には再委託の取扱いが明記されていない。

仕様書では、受託者が直接、溶解処理を行うことまでは要求していないが、溶解処理を再委託することを容認する規定もない。

市が公表している業務委託契約書の様式(「業務委託契約書(その1)」)には、再委託等の禁止として、次の文案が示されている。本業務の仕様書にも、下記文案を踏まえるなどして再委託等の取扱いを規定しておく必要がある。

図表 59 再委託に関する規定の例

(再委託等の禁止)
第7条 受注者は、業務の全部又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
2 受注者は、前項の主たる部分のほか発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
4 受注者は、前項の規定により承諾を受けた業務につき、受託者又は下請負人を決定したときは、当該業務の着手前に発注者に報告しなければならない。

※文中の「設計図書」は「仕様書」も含む。

(出典:業務委託契約書(その1)より監査人作成。)

【指摘 14】公文書溶解処理委託の溶解処理の従事者について

公文書溶解処理委託について、仕様書では、責任者及び当該委託業務に従事する従業員の氏名、連絡先等について委託業務を実施する前に届け出を求めている。この規定に従い受託者は、責任者、当該委託業務に従事する従業員の氏名、連絡先等を書面で市教育委員会に届け出ている。

また、仕様書では、公文書等を小中学校から運搬する際には、車両 1 台あたり 2 人以上の作業員を配置することを求めており、実際の作業も 2 人で行われている。

受託者が行っている届出はドライバーのみで、ともに作業を行う同乗者については届け出の書面に記載されていない。

市教育委員会においては、同乗者についても書面で届け出るよう、受託者に要請する必要がある。

また、溶解処理を行う B 社における従事者については特段の届け出はなされていないが、その取扱いについても明確にしておく必要がある。

【指摘 15】公文書溶解処理委託の実績について

公文書溶解処理委託について、公文書等の収集、運搬は令和 4 年 7 月 25 日から 7 月 29 日に行われている。

収集、運搬、溶解処理は段ボール箱(以下「箱」という。)単位で行われている。学校は廃棄文書を箱に入れ、中身が飛散しないようにガムテープ等で封をする必要がある。箱の寸法は決められていないが、学校に対しては 1 箱の重量が 20kg を超さないようにとの指示がなされている。

学校が処分を委託するとした箱数は、令和 4 年 7 月 19 日付で市教育委員会が作成している「柏市立小中学校等公文書(機密文書)回収日程表」(以下「回収日程表」という。)に記載されている。一方、B 社が溶解処理した箱数は、同社が溶解処理後に市教育委員会に提出している機密文書溶解証明書(以下「証明書」という。)の処理数量欄に記載されている。

このことについて、次表に示したように、回収日程表の箱数と証明書の箱数が一致していない事案が見受けられる。

図表 60 回収日程表と証明書の箱数比較

学校名	学校	回収日程表	証明書	差異
令和 4/7/25①	富勢小他	213 箱	200 箱	△13 箱
令和 4/7/25②	豊小他	205 箱	204 箱	△1 箱
令和 4/7/25③	西原小他	232 箱	232 箱	0 箱
令和 4/7/26①	柏二小他	253 箱	247 箱	△6 箱
令和 4/7/26②	柏四小他	284 箱	276 箱	△8 箱
令和 4/7/27	手賀西小他	181 箱	159 箱	△22 箱
令和 4/7/28①	酒井根小他	238 箱	210 箱	△28 箱
令和 4/7/28②	風早南部小他	266 箱	232 箱	△34 箱
令和 4/7/28③	土南部小他	250 箱	244 箱	△6 箱
令和 4/7/29①	柏一小他	238 箱	248 箱	+10 箱
令和 4/7/29②	光ヶ丘小他	212 箱	194 箱	△18 箱
令和 4/7/29③	柏五小他	271 箱	191 箱	△80 箱
合計		2,843 箱	2,637 箱	△206 箱

(出典:回収日程表、証明書より監査人作成)

公文書等の収集、運搬は4校～6校を一つのグループとして行っている。上表の回収日程表の箱数は、グループ内の各学校が処分を予定していた箱数を集計したものである。一方、証明書の箱数は処理業者が数えた箱数で、一つのグループの処分箱数の総数である。

処理業者が行っている溶解処理は回収した箱をグループ単位で一括して行っている。そのため処理業者は学校別の箱数は把握しておらず、証明書では学校別の箱数は把握できない。

回収日程表の箱数はあくまでも処分を予定していた箱数で、回収日程表作成後に学校が箱の廃棄をやめることや増やすことがあるとのことである。よって、現状では、学校には実際に処分を委託した箱数の記録がないことになり、このことについては見直す必要がある。

市教育委員会は学校に対して、回収日には担当者1名が立合い、すべての箱が回収されているか確認するよう求めているとのことである。その際に回収された箱数の記録を残すよう要請することが考えられる。

また、学校において排出総数量を把握することは困難とのことだが、箱を20kgまで排出できるサイズのものとして、各箱は20kgまで満たすことを徹底することも一つの方法である。その場合、20kg未満の箱は各校1箱にとどまり、証明書の箱数との誤差を減らすことは可能と思われる。

さらに、仕様書では、収集した箱数を記録しておくことを受託者に要請していない

が、今後の契約ではそれを見直し、受託者に収集した箱数の記録の提出を要請することも考えられる。

市教育委員会及び学校においては、実際に処分を委託した箱数を明確にしておくとともに、証明書の記録の妥当性を検証できる仕組みを整えておく必要がある。

【指摘 16】学校警備業務委託の報告書について

市教育委員会は柏市立小中学校の警備業務を委託している。委託契約は次のように 6 本に分かれている。

- ・学校警備業務委託(柏市立第一小学校 他 32 校) C 社
- ・学校警備業務委託(柏市立第二中学校 他 14 校) C 社
- ・学校警備業務委託(柏中) C 社
- ・学校警備業務委託(風早北部小他 11 校) C 社
- ・学校警備業務委託(柏の葉小学校他 1 校) D 社
- ・学校警備業務委託(田中北小学校) D 社

上記契約については仕様書が統一されており、警備報告として受託者は毎月の業務完了後、速やかに警備報告書を市教育委員会に報告すると定めている。このことについて、株式会社全日警からは警備報告書を受領していなかった。仕様書に従い警備報告書を受領しておく必要があった。

なお、令和 5 年度の委託業務では警備報告書を受領しているとのことである。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 34】消火器点検委託と粉末消火器他物品売買契約の関係について

市教育委員会は、消火器点検委託(小学校)契約(以下「点検委託契約」という。)により、柏市立小学校 42 校に設置されている消火器の点検業務を委託している。

委託内容は消防法に基づく消火器の点検業務で、点検は年 2 回としており、制限付き一般競争入札により E 社が、300 円/本(税抜き)で受注している。業務委託期間は令和 4 年 9 月 21 日～令和 5 年 3 月 31 日である。

中学校については、制限付き一般競争入札により F 社が、330 円/本(税抜き)で受注している。業務委託期間は令和 4 年 9 月 20 日～令和 5 年 3 月 31 日である。

また、市教育委員会は、令和 4 年 9 月 16 日に粉末消火器他を購入する粉末消火器他物品売買契約(以下「物品売買契約」という。)を F 社と締結している。本契約は希望納期を令和 4 年 11 月 30 日として、ABC 粉末消火器 10 型(蓄圧式)3.0 kg 等を柏市立小中学校に納品するものである。

ABC 粉末消火器 10 型(蓄圧式)3.0 kgについては、納品先は柏市立小学校 32 校に 248 本、柏市立中学校 19 校に 109 本、合計で 357 本であり、納品する学校と各校の納品本数は契約の際にあらかじめ決められている。

点検委託契約による消火器の第 1 回目の点検(小学校の場合)が令和 4 年 9 月 21 日以降に行われており、今後は、点検結果を速やかに反映するためにも、第 1 回の点検結果後に消火器を納品する小中学校を決定することも可能と思われる。

市教育委員会においては、点検委託契約と物品売買契約のあり方を見直すことが望ましい。

【意見 35】学校の光熱水費について

光熱水費の学校別の発生金額に関するデータを市教育委員会に依頼したところ、電気料金と水道料金の状況は、『(1) 事業の概要 ④ 光熱水費』に記載したとおりであった。

電気料金については、小学校、中学校とも、学校の規模(児童数・生徒数)が大きいほど電気料金は逓減傾向にあるが、水道料金については、小学校、中学校とも学校の規模との関連性は確認できなかった。市教育委員会においては、水道料金の発生状況を改めて確認することが望ましい。

また、ガス料金、電話料金については、会計課による自動振替払いと学校財務室による口座振替、納付書払いが混在しており、学校ごとの金額を集計するのが困難なため集計は行っていない。

ガス料金、電話料金についても、将来的には学校別の金額を把握できる仕組みを整えることが望ましい。

3. 教育振興関係事業（小学校費・中学校費）

（1）事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

教育振興関係事業(小学校費)は、柏市立小学校 42 校の主に授業で使用する教材等の振興経費と、小学校に係る各種補助金(学校運営費補助金)を含む事業である。

教育振興関係事業(中学校費)は、柏市立中学校 21 校の主に授業で使用する教材等の振興経費と、中学校に係る各種補助金(学校運営費補助金)を含む事業である。

② 事業費の推移

小学校費

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	141,439	143,463	156,146
決算額	126,872	128,471	142,563

中学校費

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	94,932	96,646	96,864
決算額	81,452	86,535	90,702

③ 事業費の主な内訳

小学校費

(単位:千円)

節	令和 4 年度 決算額	主な内容
報償費	5,550	報償品 5,550
需用費	118,632	消耗品費 117,039
役務費	2,111	手数料 2,111
委託料	791	物品輸送委託 791
負担金、補助及び交付金	15,477	学校運営費補助金 12,007
合計	142,563	

中学校費

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報償費	2,787	報償品 2,787
需用費	71,165	消耗品費 70,229
役務費	1,156	手数料 1,156
委託料	2,276	物品輸送委託 2,276
使用料及び賃借料	208	使用料 208
負担金、補助及び交付金	13,108	学校運営費補助金 7,519 大会参加補助金 3,991
合計	90,702	

④ 学校で執行される予算について

学校で執行される予算は学校配当予算と学校運営費補助金に大別される。
両者の主な内容は次表のとおりである。

図表 61 学校配当予算と学校運営費補助金

区分	学校配当予算	学校運営費補助金
根拠法令	柏市財務規則 柏市立小・中学校財務事務取扱要領	柏市補助金等交付規則 柏市立学校運営費補助金交付要綱 柏市立学校運営費補助金取扱要領
概要	目的別(教育費)・事業費別(管理運營業務・教育振興関係事業・振興備品整備事業・マイプラン事業)ごとに予算が決められており、予算の範囲で支出する。	学校長の口座へ学校財務室から1年分をまとめて入金し、年度末に精算する。
支払	学校は、相手方から受領した見積書・請求書を学校財務室に送付し、学校財務室が支払を行う。	学校での現金払い。 学校は領収書を入手する。(見積書・請求書が発行されない場合に利用)

(出典:市提供資料より監査人作成)

図表 62 学校配当予算を財源とする契約（発注）

物品購入価格等が 5万円未満(税込)	物品購入価格等が5万円以 上10万円未満(税込)	物品購入価格等が 10万円以上(税込)
学校長の権限で発注	学校で見積合わせを行う 施行伺(学校用)を作成する	学校は物品等購入要望書を作成して学校財務室に提出 学校財務室(80万円以上 (税込)は契約課)が契約を締結する

(出典:市提供資料より監査人作成)

図表 63 学校運営費補助金の対象事業等と対象経費

対象事業等	対象経費	例
学校運営	児童・生徒の緊急対応、救急移送 及び生徒指導に係るもの 学校行事に係るもの 地域行事に係るもの	協力者謝礼(手土産) 卒業証書筆耕料 入学式・卒業式・運動会・体育祭時 の物品賃借料
研修事業	教職員対象の研修に係るもの	研修参加負担金 講習会等参加負担金
クラブ活動 事業	大会参加費等	交通費・宿泊費・楽器運搬費
校外活動事業	自然教室(林間学校)に係るもの	バス借上料

※謝礼金・食糧費・慶弔費・記念品の購入には使用できない

※支払時には、できる限り品名宛名の入った領収書を受領する

(出典:市提供資料より監査人作成)

⑤ 学校運営費補助金の取扱いについて

学校運営費補助金の取扱いは次のとおりである。

- 年度当初に交付された補助金額が上限額となる(追加交付は行われない)。
- 各対象事業の上限額は柏市立学校運営費補助金交付要綱別表の定めによる。
- 支出伺書で決裁を受けてから現金を引き出し、現金出納簿にはその都度記帳する。
- 通帳は本補助金専用にし、通帳残額と現金出納簿の残額は一致させる
- 相手方への支払は金銭によること。ポイントカードの提示やクレジットカード支払などポイントを得る行為は不可。
- 両替手数料は補助対象となる。ただし、本補助金から支払をするときに要するものに限る。

⑥ 学校運営費補助金の使用が認められないもの

次の項目については学校運営費補助金の使用は認められない。

- 性質上、公金として支出できないもの。性質上、学校配当予算からの支出が認められないものは、補助金の使用も認められない。
- 食糧費、慶弔費、花束代及び記念品は使用不可。
- 謝礼金、委託料等個人への補助金使用はできない。これらは源泉徴収が必要となるが、学校では源泉徴収を行えないため、使用不可。ただし卒業証書筆耕料は非課税のため使用可能。
- 1,500 円を超える謝礼品への補助金使用は不可(高額の物品の供与には源泉徴収が必要となる場合があるが、学校では源泉徴収を行えないため)。ただし、謝礼品の供与自体推奨されない。
- 1,500 円以内の謝礼品でも商品券、図書券などの金券は使用不可。
- 協力者等に行政から報酬が支払われているときは、補助金から謝礼品を供与してはいけない。
- 学校配当予算により支出が可能なものへの補助金の使用は不可。相手方が事後の支払いを了承しており、見積書、請求書の徴収が可能である場合は、補助金ではなく学校配当予算から支出する。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 36】学校運営費補助金の執行率について

次表は、柏市立小学校 42 校及び中学校 21 校の学校運営費補助金の執行率を示したものである。

図表 64 学校運営費補助金の執行率

(単位：円)

小学校				中学校			
学校名	交付決定額	確定額	執行率	学校名	交付決定額	確定額	執行率
柏一小	406,500	229,112	56.4%	柏中	435,800	205,950	47.3%
柏二小	338,900	261,752	77.2%	柏二中	578,900	484,150	83.6%
柏三小	448,200	432,672	96.5%	柏三中	435,800	382,552	87.8%

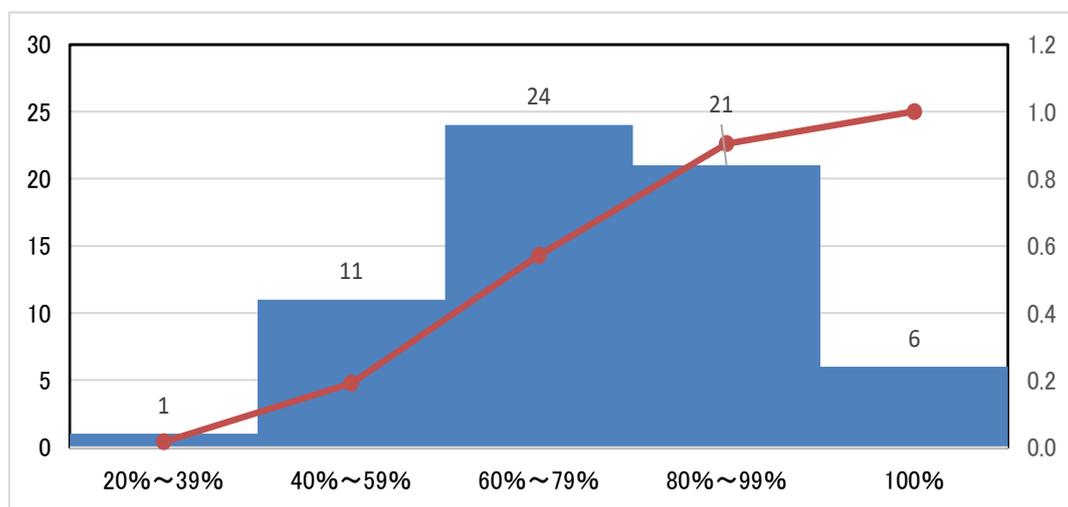
小学校				中学校			
学校名	交付決定額	確定額	執行率	学校名	交付決定額	確定額	執行率
柏四小	372,700	272,728	73.2%	柏四中	435,800	222,068	51.0%
柏五小	408,800	245,003	59.9%	柏五中	503,400	500,802	99.5%
柏六小	372,700	298,150	80.0%	土中	368,200	286,175	77.7%
柏七小	375,000	252,750	67.4%	南部中	402,000	297,032	73.9%
柏八小	338,900	199,007	58.7%	逆井中	503,400	499,350	99.2%
豊小	372,700	261,849	70.3%	富勢中	469,600	290,550	61.9%
旭小	372,700	370,240	99.3%	田中中	503,400	357,075	70.9%
旭東小	338,900	132,422	39.1%	西原中	435,800	363,848	83.5%
高田小	338,900	240,440	70.9%	光ヶ丘中	503,400	281,350	55.9%
名戸ヶ谷小	338,900	293,456	86.6%	酒井根中	503,400	358,518	71.2%
光ヶ丘小	408,800	408,646	100.0%	松葉中	503,400	326,750	64.9%
酒井根小	372,700	171,750	46.1%	中原中	435,800	285,697	65.6%
酒井根東小	375,000	227,877	60.8%	豊四季中	503,400	494,650	98.3%
酒井根西小	305,100	187,012	61.3%	風早中	404,300	404,300	100.0%
中原小	372,700	208,365	55.9%	手賀中	334,400	257,728	77.1%
土小	338,900	265,489	78.3%	大津ヶ丘中	503,400	489,200	97.2%
増尾西小	372,700	265,964	71.4%	高柳中	469,600	469,600	100.0%
土南部小	338,900	338,900	100.0%	柏の葉中	435,800	262,126	60.1%
逆井小	614,900	527,879	85.8%	合計	9,669,000	7,519,471	77.8%
藤心小	341,200	330,692	96.9%				
富勢小	372,700	372,700	100.0%				
富勢西小	305,100	180,328	59.1%				
富勢東小	305,100	149,100	48.9%				
田中小	408,800	384,900	94.2%				
花野井小	338,900	213,850	63.1%				
田中北小	343,500	218,015	63.5%				
西原小	406,500	374,395	92.1%				
松葉一小	406,500	347,870	85.6%				
松葉二小	372,700	255,446	68.5%				
十余二小	372,700	188,330	50.5%				
風早南部小	338,900	338,900	100.0%				
風早北部小	406,500	350,205	86.2%				
手賀西小	305,100	305,032	100.0%				
手賀東小	305,100	301,912	99.0%				
高柳小	372,700	326,153	87.5%				
大津ヶ丘一小	338,900	254,901	75.2%				

小学校			
学校名	交付決定額	確定額	執行率
大津ヶ丘二小	341,200	341,200	100.0%
高柳西小	338,900	338,705	99.9%
柏の葉小	448,200	343,890	76.7%
合計	15,492,700	12,007,987	77.5%

(出典:市提供データより監査人作成)

次のグラフは、上表より、小中学校を合わせた学校運営費補助金の執行率の分布状況を示したものである。執行率が60%～79%の学校が24校で最も多く、80%から99%の学校が21校で次いでいる。

図表 65 学校運営費補助金の執行率の分布状況



学校運営費補助金について、交付決定額を無理に使い切る必要はないが、学校運営に関する財源が必ずしも潤沢ではない状況を鑑みると、全体的に執行率が低い印象を受ける。

学校運営費補助金の対象経費の範囲や事務手続に見直すべき事項はないか、交付決定額の決定方法が学校の実情に合っているのかなど、市教育委員会においては、学校運営費補助金のあり方を検討することが望ましい。

【意見 37】学校運営費補助金の実績報告書の様式について

学校運営費補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則その他法令等に定めるもののほか、柏市立学校運営費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の定めるところによるとされている。

柏市補助金等交付規則第 12 条に実績報告の定めがあるが、この定めは学校運営費補助金にも適用され、学校は、補助対象事業等が完了したときには、市教育委員会に実績報告書を提出する必要がある。

実績報告書の様式は、執行状況により、「補助金等実績報告書」(以下「報告書」という。)&「補助金等変更申請書兼実績報告書」(以下「変更申請書」という。)に区分されている。

変更申請書には「変更の理由」欄が設けられており、このことが報告書との相違点であるが、学校が市教育委員会に提出している変更申請書を確認すると、変更の理由は概ね次の 4 項目に限られている。

「クラブ活動における大会参加等が多かったため」

「学校運営事業に係る物品購入費等の経費が想定より多かったため」

「市内陸上大会、音楽大会のバス代の経費が多かったため」

「校外活動事業のバス借り上げ料が想定よりも高かったため」

変更の理由について、特段、詳細な記載は求められていない。そうであるならば、報告書と変更申請書を分ける必要性は低く、現状の報告書に新たに変更理由の記載欄を設け、該当する学校のみがその欄に記入することでも問題はないと思われる。

市教育委員会においては、実績報告書の様式のあり方を見直すことが望ましい。

【意見 38】学校運営費補助金の実績報告書の記載内容と添付書類について

学校は事業年度末に「令和 4 年度 柏市立学校運営費補助金事業収支決算書」(以下「事業収支決算書」という。)を市教育委員会に提出している。

事業収支決算書には対象事業等とされている「学校運営」、「研修事業」、「クラブ活動事業」、「校外活動事業」の 4 区分ごとに予算額と決算額が記載されている。

また、学校は、事業収支決算書とともに「令和 4 年度 柏市立学校運営費補助金事業実績報告書」(以下「事業実績報告書」という。)を提出している。

事業実績報告書には、補助金の対象として実施した事業の内容が記載されているが、それぞれの事業の金額が記載されていない。そのため、事業収支決算書とのつながりが不明確となっている。

さらに、学校は、交付要綱に基づき、実績報告書の添付書類として次表の書類を提出する必要がある。

図表 66 実績報告書添付書類

添付書類	学校運営 研修事業 クラブ活動事業(⑦⑧を除く) 校外活動事業	クラブ活動事業	
		⑦大会 参加費等	⑧海外交流 活動費
事業収支決算書	○	○	○
事業実績報告書	○	○	
補助金精算書	○		
支出の明細が分かる書類	○		
領収書又は支出を証明する書類	○	○	○
海外交流活動実施報告書			○
参加者名簿			○

(出典: 交付要綱より監査人作成)

交付要綱により学校は、対象事業等ごとに事業収支決算書と事業実績報告書を提出する必要がある。補助金等実績報告書には金額が記載されており、これを作成しているのならば、金額の記載されていない事業実績報告書をあえて作成する必要性は低いと考える。

あるいは、対象事業等ごとに作成している事業実績報告書を添付書類とするのではなく、集約して補助金等実績報告書とすることも考えられる。

いずれにしても、市教育委員会においては、学校運営費補助金の実績報告のあり方を見直す必要がある。

【意見 39】領収書又は支出を証明する書類の取扱いについて

クラブ活動事業(大会参加費等)の添付書類を確認したところ、旅行代理店などに対して 80 万円を超えるなど、多額の支払いを行っている手書きの領収証が散見された。

領収証そのものに問題は見受けられなかったが、支払金額の大きさから現金払いではなく口座払いを行っていると推測される。口座払いを行っているのであれば、手書きの領収証は別途、旅行代理店などから入手していると思われる。

交付要綱は、「領収書又は支出を証明する書類」と規定しており、領収書に限定していない。口座払いを行っているのであれば、そのことを証する証憑で問題はなく、手書きの領収書を入手する必要はないと考える。

市教育委員会においては、交付要綱に定める「領収書又は支出を証明する書類」の取扱いを改めて検討し、見直す事項があればそのことを学校に周知する必要がある。

4. 教育振興関係事業（高等学校費）

（1）事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

市立柏高等学校の吹奏楽部をはじめとした部活動が、関東大会以上に出場した場合に、その経費の一部を補助するもので、交付要綱に基づく補助である。

② 事業費の推移

（単位：千円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	4,710	4,370	4,370
決算額	1,300	3,670	3,215

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和4年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	3,215	大会参加補助金 3,215
合計	3,215	

（2）監査の結果

指摘すべき事項はない。

（3）監査対象事業に対する意見

【意見 40】大会参加補助金の実績報告書の添付書類について

大会参加補助金に関する添付資料を確認したところ、令和5年3月31日に貸切バス代及び有料道路代として、1,053,455円の支払いを行っており、銀行振込で支払ったため領収証はないとの記録があった。

交付要綱は、「領収書又は支出を証明する書類」と規定しており、領収書に限定していない。口座払いを行っているのであれば、そのことを証する証憑を提出する必要がある。

市教育委員会においては、交付要綱に定める「領収書又は支出を証明する書類」の取扱いを改めて検討し、見直す事項があればそのことを学校に周知する必要がある。

Ⅶ 指導課

1. 教育課程に関する事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

近年、学校では、児童生徒や地域等の実態に即して、どのような方法と内容で教育するかを明確にし、特色ある教育課程を編成することが求められており、学校の重点目標を明確化した上で、全教員がそれぞれの思いや意見を出し合い、目標の具現化に向け、全員の総意で学校の教育課程を編成する必要がある。教育委員会では、柏市教育行政重点化を通じて柏市としての重点化ポイントを明らかにし、これを基礎に各学校で重点目標を定め、計画的な教育実践が行えるようにする必要がある。

教育委員会では、各学校が特色ある教育課程を編成し、重点目標の達成に向けた学習指導が適切に行われるようにするため、「執務計画・記録簿」や「指導計画・記録簿」を全教員に配付し、これを活用して学習指導の管理を図り、適切な教育課程の編成と実践が行われるよう管理・指導を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	1,018	1,023	1,018
決算額	825	770	938

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	938	「執務計画・記録簿」「指導計画・記録簿」 の印刷製本(1,933部)
合計	938	

④ 時数管理について

教育委員会では、各学校において学習指導要領で定められている標準時数が達成されるように管理し、年度末に未履修科目が生じないようにしており、この管理ツールとして「指導計画・記録簿」の情報を一部利用している。

具体的には、年度初旬の教務主任研修会を通じて時数管理の徹底を通知した

上で、学期毎に時数報告を各学校に依頼し、教育委員会で時数報告データを確認・分析した後に、履修状況に偏りがある学校に対して指導を行っている。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 41】時数管理の効率化について

学期毎に行われている時数管理の業務フローは以下の通りである。

図表 67 時数管理の業務フロー

実施者		実施時期	業務内容
学校	教員	日々	・ 日々の学習指導内容を指導計画・記録簿に記載
	教務主任	学期毎	・ 各教員が指導計画・記録簿に記載した学習指導内容から、科目と時間を集計する(1次時数データの作成)
	管理者		・ 1次時数データを学校単位で取り纏める(2次時数データの作成) ・ 2次時数データを Excel 形式で教育委員会にメールで報告する
教育委員会	指導課		・ 各学校の 2次時数データを集計し、標準時数に対する達成度を管理する ・ 達成度が不十分な学校に対して指導を行う

(出典:ヒアリングに基づき監査人作成)

上記の通り、時数管理の元となる情報は「指導計画・記録簿」に記載されているアナログデータであり、これを各学校で Excel 形式のデジタルデータに変換・集計し、教育委員会が当該データを利用して時数管理を行っている。時数管理の目的が標準時数の必達としている点を考えると、確認の頻度は学期毎ではなく随時であることが望ましいが、元となる情報がアナログデータであることが随時確認の実現を阻んでいる。

教育委員会では、令和 5 年 5 月よりデジタル校務システムを導入し、出席簿や通知表等の一部機能を当該システムで運用している。当該システムには時数管理に

必要となる指導実績を入力・管理できる教務支援機能が実装されており、この機能を利用することで時数管理を随時実施することが可能となる。

ただし、教務支援機能を運用するためには、全教員が操作方法を習得するだけでなく、単元や授業シフト等を予めマスタ登録する必要がある。教育委員会では、この教務支援機能を令和7年度から全校で運用することを計画しているが、運用実施に向けては多くの者が関与することになるため、運用までの詳細なスケジュールを策定し、進捗状況の管理等を含め、計画的な導入を進めていく必要があると考える。

2. 調査研究

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

情報化社会の仕組みの変化に伴い、教育への関心・期待が高まっている。近年、ベテラン教員の退職に伴い初任者の採用が増加しており、教員の人材育成は非常に大きな課題であり、教員の授業力向上が急務となっている。また、児童生徒の学ぶ意欲と習慣を身につけるためにも、ICT を効果的に活用した教員の指導力向上が重要になっている。

こうした背景を受け、教員に対して ICT 等を活用した授業実践事例や指導案等の資料を教育委員会の WEB 上に公開し、児童生徒の学力向上に向けた授業改善が行えるように支援している。また、児童生徒が身近な環境・話題に触れることで地元への興味関心が高まり、知識や理解の定着に役立つ社会科デジタル副読本(わたしたちの柏及び郷土かしわ)を作成している。

また、令和 2 年度において児童生徒に 1 人 1 台端末を導入し、令和 3 年度からその運用を開始している。これに伴い、1 人 1 台端末の環境下における児童生徒の情報リテラシー育成と情報モラルの習得が必要となっており、当該教育を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	4,931	5,473	891
決算額	4,321	987	740

令和 2 年度は決算額において印刷製本費が 4,145 千円生じている。これは、社会科デジタル副読本を令和 2 年度まではオフライン用 PDF 版を印刷製本していたためである。当該副読本は令和 3 年度にクラウド版(インターネットから閲覧できるバージョン)へ変更しており、以降は当該副読本に係る印刷製本のコストは発生していない。なお、令和 3 年度の予算執行率が著しく低い(18.0%)のは、当該副読本のオフライン用 PDF 版からクラウド版への改修コストが当初想定していた予算額よりも安価で済んだことによる。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	146	印刷製本費(1人1台端末の活用事例リーフレット 2300部)
委託料	594	デジタル副読本改修作業委託
合計	740	

④ 情報リテラシー・情報モラル教育の推進について

情報化社会の進展により、インターネットやスマートフォンなどの普及が急速に進む中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれる事件が多発している。また、学習指導要領では情報活用能力(情報モラルを含む。)が言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力として育成が求められ、柏市においても児童生徒に1人1台の端末が貸与される等教育環境も大きく変化しており、児童生徒に適切な情報活用能力を身に付けさせるために、小中学校における情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実が求められている。

教育委員会では、小中学校9年間の発達段階に応じた情報リテラシー及び情報モラルのカリキュラムを作成し、各学校で実践することにより、児童生徒の情報活用能力及び情報モラルの育成を図っている。

具体的な方策は以下の通りである。

- ア 小中学校9年間を見据えた「情報リテラシーカリキュラム」及び「柏市情報モラル育成プログラム」を作成し、学校での実施を促す
- イ 情報モラル教育教材(ネットワーク配信型教育用コンテンツ)を活用し、情報モラル教育の指導を実施する
- ウ 夏季情報活用研修講座の中に、情報リテラシーと情報モラルに関する指導力育成を図る講座を実施する

令和4年度における情報モラル教育教材(ネットワーク配信型教育用コンテンツ)の活用実績は下表の通りである。また、令和4年度に実施した教員向けの情報リテラシー及び情報モラルに関する研修の実施状況は下表の通りである。

図表 68 情報モラル教育教材（ネットワーク配信型教育用コンテンツ）の活用実績（令和4年度）

区分	回数	児童生徒数	1人当り回数
ログイン			
小学生	55,312回	21,948人	2.5回/年
中学生	2,047回	10,538人	0.2回/年
eラーニング			
小学生	15,438回	21,948人	0.7回/年
中学生	45回	10,538人	0.0回/年

（出典：市提供データ、令和4年度版柏市教育年報より監査人作成）

※ 児童生徒数は令和5年5月1日現在のデータを記載している

図表 69 教員向け情報リテラシー及び情報モラルに関する研修の実施状況（令和4年度）

研修名	概要	形態	参加人数	定員
Google 活用研修	初任者及び他市からの異動教員を対象に Google の授業での活用方法における基礎内容について、ICT を活用しながら体験を通して学んでいくもの	希望	192人	—
夏季情報活用研修講座① 教科でのプログラミング	プログラミング的思考を育むための具体的な指導方法についてICTを活用しながら体験を通じて考えるもの	希望	22人	25人
夏季情報活用研修講座② Google Classroom 等初心者コース	ICT 活用に慣れていない教員を対象に Google Workspace の特性を理解するために、各アプリを児童生徒の立場で ICT を活用し体験しながら、アプリ活用のイメージをつかんでいくもの	希望	25人	25人
夏季情報活用研修講座③ ICT 端末を活用した個別最適な学びと協働的な学び	全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現のために、どのように ICT が活用できるのか、具体的な学習場面について、体験を通じて考えていくもの	希望	25人	25人
夏季情報活用研修講座④ ICT 端末を活用した探求的な学び	探求的な学習の過程のプロセスについて、ICT を活用しながら体験を通して考えていくもの	希望	24人	25人
夏季情報活用研修講座⑤ ICT 端末環境での情報	柏市では情報モラル教育の充実を図るため、「事例で学ぶ Net モラル」が導入されており、この教材を	希望	10人	25人

研修名	概要	形態	参加人数	定員
モラル教育	より効果的に活用する方法について、体験を通して考えていくもの			
夏季情報活用研修講座 ⑥ ICT 端末を活用した情報活用能力の育成	学習指導要領で「基礎となる資質能力」とされている情報活用能力について「課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現、振り返り・改善」を具体的な学習場面を通じて、ICT を活用しながら、体験を通して考えていくもの	希望	24 人	25 人
夏季情報活用研修講座 ⑦ Google Workspace 活用力向上研修 基礎編	Google Workspace の主要アプリに関する理解を深め、基本技能について ICT を活用しながら体験を通して学んでいくもの	希望	25 人	25 人
夏季情報活用研修講座 ⑧ Google Workspace 活用力向上研修 応用編	Google Workspace のアプリをどのような学習場面で有効に活用することができるのか ICT を活用しながら体験を通して考えていくもの	希望	25 人	25 人
夏季情報活用研修講座 ⑨ 働き方改革と ICT	学校業務の効率化や軽減を図るため、柏市の環境でどのようなことができるのか実際に ICT を活用し、意見を交流しながら考えていくもの	希望	23 人	25 人
夏季情報活用研修講座 ⑩ 著作権と SARTRAS	授業目的での著作物の利用にあたって、「必要と認められる限度」や「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」について、基本となる考え方を ICT を活用しながら学んでいくもの	希望	12 人	25 人
小 5 対象 プログラミング研修(算数)	小学校 5 年生を担当する教員に対して、プログラミング教育における理論及び学習指導要領の 5 年生の学習として例示されている内容の指導方法を ICT を活用しながら体験を通して学んでいくもの	悉皆	42 人	42 人
小 6 対象 プログラミング研修(理科)	小学校 6 年生を担当する教員に対して、プログラミング教育における理論及び学習指導要領の 6 年生の学習として例示されている内容の指導方法を ICT を活用しながら体験を通して学んでいくもの	悉皆	42 人	42 人

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 42】中学生向けの情報モラル教育の実施について

情報モラル教育は令和 3 年度から実施されており、ネットワーク配信型教育用コンテンツの利用が開始されたのも令和 3 年度からである。情報モラル教育教材(ネットワーク配信型教育用コンテンツ)の活用実績を見ると、中学生における情報モラル教育教材の利用度が著しく低い。中学校においては、小学校と異なり教科担当制を採用しているため授業での活用が困難であることや、教育カリキュラムの面から情報モラル教育の時間を作るのが困難である等が、中学生における情報モラル教育教材の低利用の要因とのことである。

しかしながら、高度な操作が可能となる中学生がインターネット上でトラブルに巻き込まれる可能性は高くなっており、義務教育の過程で情報モラルを身に付けることは生徒の将来にとって非常に重要であり有益なことである。中学生の教育カリキュラムが小学生と異なるのは当然であり、小学生と中学生双方に対して同様のアプローチを考えること自体に無理があるように感じる。

まずは情報モラル教育を実践する教員の意識改革を促し、他の市町村における事例も含め、中学校における情報モラル教育の好事例等の紹介、また事件等がネットニュース等で取り上げられたタイミングで実際の事例を用いた指導等、柏市において実行可能な具体的方法を検討していく必要があると考える。

【意見 43】ICT を活用した授業の実践について

令和 3 年度より児童生徒に対し 1 人 1 台端末を活用した授業を実施している。柏市では「1 人 1 台端末を活用した授業改善検討委員会」を設置し、多くの事例を作成・収集している。作成・収集した好事例は教育委員会の Web サイトやリーフレットを通じて広く共有されている。また、教員向け情報リテラシー及び情報モラルに関する研修の実施状況にある通り、主に夏季において ICT を活用した授業の実践に向けての研修講座を複数開催している。

そのうち、夏季情報活用研修講座は 5 日間で 10 講座が開催され、延べ 215 人が参加している。令和 4 年度版柏市教育年報によると、令和 5 年 5 月 1 日現在の柏市の教員数は小学校が 1,208 人(県費負担教員の人数であり、臨時的任用教員は含まず。中学校も同じ。)、中学校が 644 人の合計 1,852 人であり、複数受講者を考慮外とすると研修参加率は 11.6%に留まっている。

夏季情報活用研修講座は実機を使った操作系研修であるため、元々大人数の研修を想定しておらず、すべての教員が ICT を活用した授業の実践に向けての現行研修を受講することは不可能に近い。しかしながら、教育現場においては ICT を活用した授業を実践しなければならないというプレッシャーもあり、多くの教員が不安を抱えていることは想像に難くない。

現在のところ、研修には参加定員が決まっていることもあり、希望制という形をとっているものが多いが、研修のオンライン配信や研修の収録・動画配信について検討されたい。また、教員全体のスキルアップを図るために、県、他市の教育委員会等と連携し、学校訪問型研修等によって全教員に研修の機会を提供することが望まれる。「GIGA スクール構想に関する教育関係者へのアンケートの結果及び今後の方向性について(令和 3 年 9 月 3 日デジタル庁他)」で紹介されている「学校現場での工夫事例⑧」(P.51「教員一名で複数教室・複数校にリアルで授業動画を配信し、担当教員はそのサポートに回ることを何度か行った。これにより、授業の準備時間の削減、上手い教員が授業を実施するため授業の質が向上、若手教員の勉強にもなることが期待されている。」)のようなことが実施できれば、当該授業に参加することによる研修、もしくは当該時間を他の ICT 研修の時間に使うことも可能になるなど、多くの教員に研修の時間を作ることができるのではないだろうか。ICT 活用が軌道に乗るまでは、教員の主体性に任せるのではなく、全教員に研修の時間を作っていくことが重要ではないかと考える。

また、先に引用した工夫事例では、

- ・ ICT 機器を活用した授業を単元毎にパッケージ化して共有する仕組みを作った
- ・ 職員アンケートや資料共有をタブレット端末で行うことで、ICT に苦手意識を持つ教員に「取り敢えず触れる機会」を初期に週 1 回以上設定した

等参考になる事例が掲載されている。

まずは、各学校の教員組織の中において、ICT 担当者とその補助者で構成する複数担当者制を導入し、ICT 支援員等とも連携しながら、とにかく身近なところからでも構わないので、ICT に触れる機会をできるだけ増やすことから始めるのが良いのではないかと考える。

3. 学校図書館活用推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

学校図書館法の一部改正(平成 9 年)及び学習指導要領の改訂(令和 2 年)に伴い、教育課程における学校図書館の果たす役割が益々重要になっており、児童生徒が自ら課題を持ち、自ら調べ、課題解決を図る力(21 世紀型能力)の育成に学校図書館の活用は欠かせないものとなっている。

学校図書館法の一部改正(平成 9 年)
学校図書館の読書センター・学習情報センターの機能の充実が求められる中で、その運営の中心的な役割を担う司書教諭の計画的な育成・発令の促進を図るもの。
学習指導要領の改訂(令和 2 年)
学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

教育委員会では、学校図書館の環境を整え、活用を推進し、児童生徒の情報活用能力や読解力を育成することを目的として、市内全小中学校に学校図書館指導員等を配置している。学校図書館指導員等の状況及び学校図書館の活用状況は下表の通りである。

図表 70 学校図書館指導員等の状況 (令和 4 年度)

職種	人数	業務内容等
学校図書館アドバイザー	1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員(勤続年数 5 年) ・ 学校図書館指導員に対する研修会の企画・運営・講師 ・ 学校図書館への巡回訪問、学校図書館活用教育に係る助言
学校図書館コーディネーター	1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員(勤続年数 5 年) ・ 学校の管理職及び教職員に対して、学校図書館活用教育方針の配信、学校図書館を活用した授業研究会等の講師、体制作りへの指導助言等
学校図書館指導員リーダー	4 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員(勤続年数 6～10 年) ・ 小中学校に配置 ・ 学校図書館指導員の職務に加え、担当指導員の支援、指導員研修会の運営等

職種	人数	業務内容等
学校図書館指導員	59人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員(勤続年数2～15年) ・ 各小中学校に配置 ・ 学校図書館を活用した学習支援等 ・ 授業で活用する資料準備、教材作成補助等 ・ 情報メディアを活用した学習支援 ・ 司書教諭の業務補助

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 71 学校図書館の活用状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平均貸出冊数			
小学校	63.7冊/人	62.6冊/人	59.6冊/人 【目標値:50.0冊/人】
中学校	5.7冊/人	4.8冊/人	4.9冊/人 【目標値:15.0冊/人】
教科指導利用回数			
小学校	13,567回	29,921回	28,162回
中学校	1,374回	3,292回	3,015回

(出典:市提供データより監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	93,499	91,001	103,943
決算額	87,770	86,005	100,253

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	55,814	会計年度任用職員報酬 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校図書館アドバイザー 1,149 ・ 学校図書館コーディネーター 2,308 ・ 学校図書館指導員リーダー 4,155 ・ 学校図書館指導員 48,201
職員手当等	10,914	上記会計年度任用職員期末手当(年2回)
役務費	12,165	デジタル百科事典の年間ライセンス料

節	令和4年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	16,914	図書館蔵書システム・機器等リース料
その他	4,445	
合計	100,253	

④ デジタル百科事典について

児童生徒が自ら課題を持ち、自ら調べ、課題解決を図る力(21世紀型能力)の育成に努める一環として、全児童生徒及び教員の個人用端末で利用できるデジタル百科事典を導入している。このデジタル百科事典は、平成13年に柏市の要望を採り入れた機能を搭載した形で試験導入し、平成26年12月からIP版のライセンスを購入し、令和3年度まで継続使用していた。令和4年度より同製品が児童生徒の端末でも使用可能となり、年間ライセンスを購入した上で使用している。令和4年度におけるデジタル百科事典の利用状況は下表の通りである。6月の利用が突出して高いのは、5月末に司書教諭と学校図書館指導員対象の研修会を実施し、デジタル百科事典の機能紹介及び授業における活用方法等を研修したことで、各学校において利用が高まったものと考えられる。

図表 72 デジタル百科事典の月別利用状況（令和4年度）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	
検索回数	213	25,779	120,107	33,370	3,794	32,927	216,190	
ログイン数	147	6,604	29,233	8,885	1,203	8,406	54,478	
項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年度計
検索回数	34,297	27,810	12,064	11,033	9,352	3,872	98,428	314,618
ログイン数	8,215	7,590	3,488	3,563	3,206	1,204	27,266	81,744

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 44】随意契約の妥当性について

デジタル百科事典の年間ライセンスに係る契約先を選定するに際し、下記理由により一者随意契約としている。

契約の相手方を選定した理由

オンライン接続による百科事典「A」のサービス「最近の出来事検索」「随時情報の更新」「検索方法はフリガナ対応、検索方法は画面タップ方式」「Web画面が50音日本キーボード表示及びNDC日本十進分類法表示」「司書教諭・学校図書館指導員を対象とした研修」などの機能は他社にはない特徴であり、小中学校向けオンライン百科事典としては先進的であり、B社1社だけである。については、製品の販売者であるB社を確定することとしたい。

監査人が調べたところ、小中学校向けのデジタル百科事典は上記業者に限られることはなく、幾つかの業者が同様のデジタル百科事典を提供している。随意契約とした理由の主旨は、本製品が有している「最近の出来事検索」等の機能が実装されている点と考えられるが、これらの機能の必要性を再検討することで、他の業者による同様の製品を採用する余地が生じ得ると考えられる。この場合には、競争原理の働く競争入札により、より経済的な予算執行の可能性がある。

したがって、デジタル百科事典に求める仕様の精査及び他の業者のデジタル百科事典の調査を実施し、より経済的なデジタル百科事典の使用の可能性について検討されたい。

【意見 45】中学校における学校図書館の利用状況について

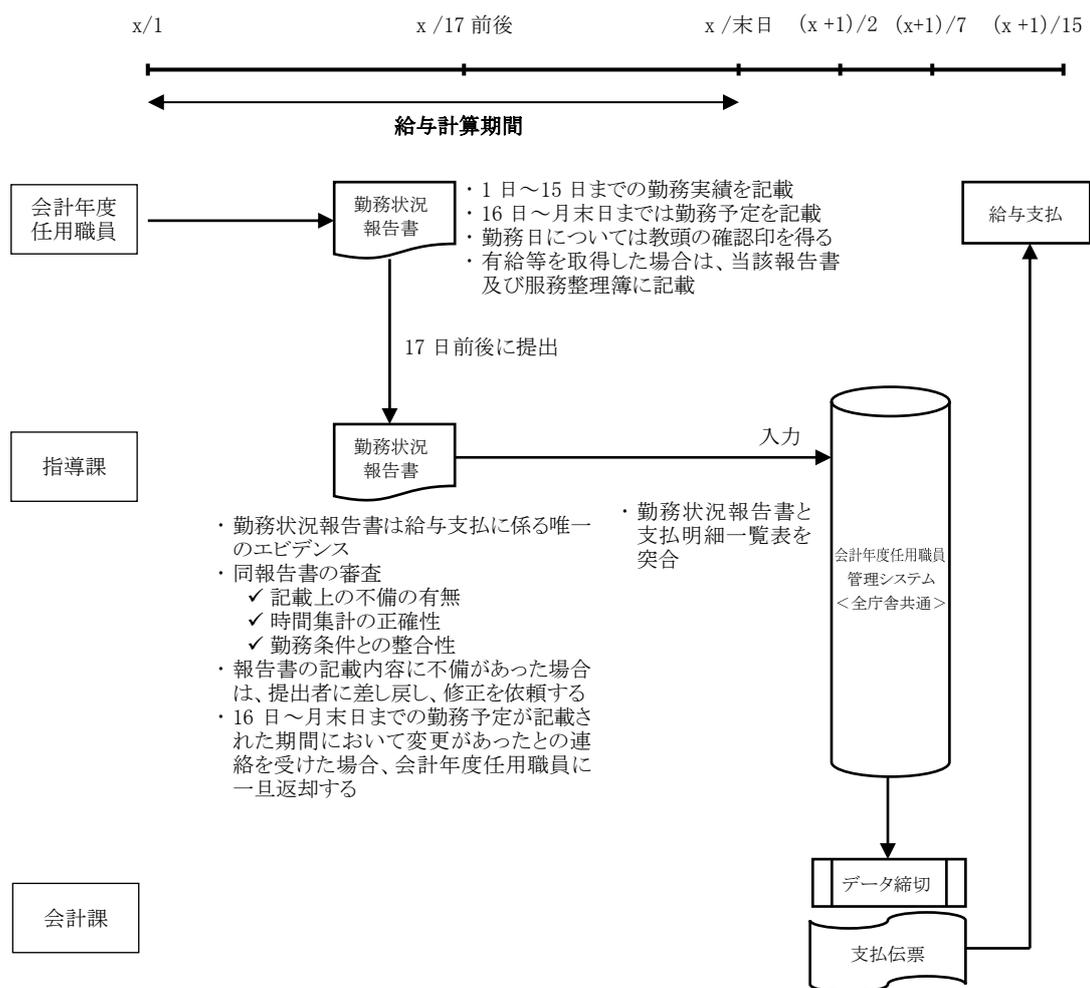
令和4年度の中学校における平均貸出冊数の目標値15冊に対して、実績は4.9冊と目標の30%程度に留まっており、直近3年間の実績も横ばいである。目標値を達成している小学校も中学校同様、各小学校に1名の学校図書館指導員が配置されており、小学校と中学校で環境整備のレベルに大きな違いは見られない。

ただし、小学校では、1週間に1回は授業の一環として学校図書館を利用する機会を設けており、このことが目標値達成の1つの要因となっている。中学校では、教科毎に教員が変わるため、小学校と同じような利用機会の創出が困難であることは理解できるが、中学校の利用状況が著しく低位であることは事実であり、学校図書館コーディネーターを中心として、中学生の実態を踏まえた上で、小学校とは異なる中学校向けの学校図書館を活用した授業の研究や学校内の体制作りを積極的に行っていただきたい。

【意見 46】会計年度任用職員の勤務状況管理について

会計年度任用職員である学校図書館指導員等に係る勤務実績確認と給与支払は月次単位で行われており、1 カ月単位の概略は下図の通りである。

図表 73 会計年度任用職員の給与支払事務の概要



上図の中で、指導課における毎月 17 日前後に会計年度任用職員から提出された紙の勤務状況報告書の審査とその確定及び集計に 4～5 日程度を要するとのことであり、当該業務に最も時間を費やしているとのことであった。

現在、市立の全小中学校において、インターネットに接続されている校務支援システムが導入されており、会計年度任用職員個人に ID とパスワードが付与されていれば、職員室にある共用端末から会計年度任用職員が校務支援システムにアクセ

スすることは可能である。指導課では、学校図書館指導員だけでなく複数の職種の会計年度任用職員を多数管理しており、今後、校務支援システムに会計年度任用職員の勤務状況を管理するアプリケーションが備われば、指導課における審査や入力が短縮化され、行政事務の効率化を図ることが期待できるため、検討されたい。

4. 学校体育の促進関連事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

近年、児童生徒の体力や運動能力の低下が社会問題の一つとして指摘されている。生活習慣の乱れ、児童生徒の多忙化、運動習慣の二極化など様々な問題が原因とされているが、運動習慣の改善を中心とした学校体育による解決の期待が大きい。

こうした背景を受け、進んで運動に取り組む児童生徒の育成を図り、昭和60年代の体力を身に付けさせ、様々な学校体育の機会を通じて、生涯にわたって運動に親しむ資質を育て、自らの健康や食生活を意識し、健康な生活を送るための基盤を身に付けさせるための施策を講じている。

具体的には、小学3年生を中心とした「小学校体育サポート教室授業」や小学生を対象とした「小学校水泳指導委託事業」の他、千葉県小中学校体育連盟や各種大会参加費の補助を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	20,151	17,536	29,191
決算額	5,380	13,338	26,383

令和2年度の執行率が低い理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校教育活動の一部が制限されたことによるものである。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
委託料	18,339	・ 小学校体育サポート教室事業 1,366 ・ 小学校水泳指導委託事業 16,963
負担金、補助及び交付金	8,013	負担金 ・ 千葉県小中学校体育連盟 873 補助金 ・ 千葉県小中学校体育連盟柏支部 4,778 ・ 各種大会参加 2,312
その他	30	
合計	26,383	

④ 小学校体育サポート教室授業について

児童のスポーツへの苦手意識の克服、運動することへの意欲付け及び教員の指導力向上を目的として、小学 3 年生を中心として小学校において実施されている。講師は民間スポーツクラブ講師(2 名程度)が務めている。本事業の実施状況は下表の通りであり、概ね各校 4 年間に 1 度の実施頻度となっている。

図表 74 小学校体育サポート教室授業の実施状況

No	学校名	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		実施数 (回)	参加児童数 (人)	実施数 (回)	児童数 (人)	実施数 (回)	参加児童数 (人)
1	柏一小					6	89
2	柏二小						
3	柏三小			5	166		
4	柏四小					3	106
5	柏五小			5	155		
6	柏六小						
7	光小						
8	土小			10	278		
9	富勢小					3	95
10	田中小			8	265		
11	田中北小			2	44		
12	土南部小						
13	柏七小			4	114		
14	柏八小						
15	酒井根小					6	94
16	西原小	4	106				
17	旭小						
18	藤心小						
19	中原小	6	180				
20	酒井根西小			1	22		
21	高田小			3	74		
22	名戸ヶ谷小	2	69				
23	増尾西小					9	98
24	逆井小	2	55				
25	富勢東小			2	34		
26	豊小	3	98				
27	酒井根東小						

No	学校名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実施数 (回)	参加児童数 (人)	実施数 (回)	児童数 (人)	実施数 (回)	参加児童数 (人)
28	旭東小					2	52
29	松葉一小	4	114				
30	花野井小					8	46
31	松葉二小	6	204				
32	富勢西小			1	27		
33	十余二小	4	108				
34	風早南小						
35	風早北小					4	117
36	手賀西小			1	20		
37	手賀東小					7	57
38	高柳小	4	110				
39	大津一小						
40	大津二小						
41	高柳西小	4	117				
42	柏の葉小	5	166			6	204
合計		44	1,327	42	1,199	54	958
実施学校数(校)		11		11		10	

(出典:市提供データより監査人作成)

⑤ 小学校水泳指導委託事業について

小学校の水泳指導については、プール施設の修繕や水道光熱費等の維持管理コストが上昇していること、異常気象による水泳指導の可能日数が減少傾向にあること、水泳指導を実施するに際し教員の負担が増加していること等を背景に、民間の水泳施設及びインストラクターを活用した水泳指導を部分的に実施している。本事業の実施に先立ち長期的なコスト削減効果を検証しており、その結果は下表の通りであり、委託した場合の方が小学校における水泳事業のコストが低減するものとなっている。

図表 75 自校方式と委託方式のコスト比較

ア 自校方式

(単位:千円、校)

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	合計
維持管理コスト	18,263	30,439	60,878	91,317	182,634	255,687	639,219
対象校数	3	5	10	15	30	42	—
・ 令和8年度で市内全小学校が委託方式に切り替わる前提である(委託方式も同じ)							

・ 1校当たりの年間維持管理コストは年間管理コスト(水道光熱費、薬品等)及び建替投資コストの年間負担額(耐用年数 50 年と仮定)から 6,087 千円と設定している

イ 委託方式

(単位:千円、校)

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	合計
委託コスト	6,996	18,626	25,413	41,103	88,173	143,829	324,144
対象校数	3	5	10	15	30	42	—
コスト削減額	△11,266	△11,812	△35,464	△50,213	△94,460	△111,857	△315,074

・ 委託コストは児童 1 人当り委託費 6 千円/年に対象校の児童数を乗じて計算している
 ・ 令和 8 年度に追加される 12 校のうち 5 校については、築年数の浅いプール施設、または民間の水泳施設から遠方のため自校のプール施設にインストラクターを派遣する形態を想定しており、委託コストには自校のプール施設の維持管理コストが含まれている

(出典:市提供データより監査人作成)

民間の水泳施設は温水プールであるため、実施期間は 5 月から 2 月とほぼ通年で水泳指導を行うことが可能である。ただし、民間による水泳指導ではあるが学校教育活動の一環であるため、施設の場所が該当校からバスで概ね 15 分以内に制限されている関係で、実施対象校が限定される。本事業の実施状況は下表の通りである。

図表 76 小学校水泳指導委託事業の実施状況

学校名	令和 3 年度		令和 4 年度	
	授業数	児童数	授業数	児童数
柏六小	4	552	3	545
旭東小	4	313	4	323
富勢西小	4	172	4	169
柏七小	—	—	3	780
松葉二小	—	—	3	622
合計	12	1,037	17	2,439

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 47】小学校体育サポート教室授業の実施回数の偏りについて

本事業は年間 30 授業(実施数は年間 60 回)を想定して計画されている。令和 4 年度における実施校別の授業数、実施回数及び実施数は下表の通りである。

図表 77 小学校体育サポート教室事業の実績(令和 4 年度)

実施校	授業数 (クラス数)	実施回数 (回)	実施数 (回)	参加児童数 (人)
柏一小	3	2	6	89
柏四小	3	1	3	106
富勢小	3	1	3	95
酒井根小	3	2	6	94
増尾西小	3	3	9	98
旭東小	2	1	2	52
花野井小	2	4	8	46
風早北小	4	1	4	117
手賀東小	2	3.5	7	57
柏の葉小	6	1	6	204
合計	31	19.5	54	958

(出典:市提供データより監査人作成)

上表を見ると、各校で想定している年間実施回数は 2 回であるところ、半数が 1 回の実施に留まっている。この理由としては、授業の準備や調整に時間を要すること、及び夏場の実施を避けること等により、本事業の実施日程を 9 月中旬から 2 月末にしているところ、対象校では本事業の目的である「体づくり運動」のカリキュラムの実施時期と本事業の実施時期が合わないため、対象校によっては実施希望回数が少ないとのことである。

本事業の趣旨は、児童にとっては専門家からの指導を直接受けられることであり、教員にとっては専門家と共に指導を行うことで体育授業のスキルアップを図ることであり、実施時期が年度後半であることをもって利用実績が少ない対象校が存在する理由にはならないと考える。

本事業は各校とも概ね 4 年間に 1 度の頻度で実施されており、教育委員会においては少なくとも次年度の対象予定校は把握しているはずであり、例えば、対象予定校が体育授業の年間カリキュラムを策定する前にその旨を通知し、当該カリキュラムに本事業を組み込んでもらうことは可能だと考えられるため検討されたい。

【意見 48】水泳指導事業の委託について

上述のとおり、小学校の水泳指導については、自校でプール施設を維持管理するよりも民間の水泳施設を利用した水泳指導委託の方が経済的であるとの検証結果がある。本事業は令和3年度から段階的に実施されたものであり、令和4年度においては市内小学校42校中5校で本事業が実施されている。教育委員会では令和8年度を目標に市内全小学校で本事業が実施できるよう進めているが、施設の場所の制限(現在、該当校からバスで概ね15分以内)の設定方針、不要となった既存プール施設の取壊し費用、取壊し後の跡地の有効活用等についても併せて検討されたい。

また、現時点での本事業は小学校を対象としているが、中学校においても同種の課題が存すると考えられるため、中学校の水泳指導事業の在り方についても検討されたい。

5. 国際理解教育に関する事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業は、外国語教育に係る事業と日本語支援に係る事業で構成される。

ア 外国語教育に係る事業

近年、グローバル社会を生き抜くためのコミュニケーション能力を有する人材の育成が求められている。義務教育においては、令和2年度より小学校における外国語教育が必修化されており、小学校から外国語教育を充実させ、中学校に繋げるための施策が必要となっている。また、新学習指導要領においても、世界的な視野を持ち、英語を運用してコミュニケーションのできる人材の要求が高まり、英語教育、国際理解教育が喫緊の課題として高まっている。

このような背景を受け、教育委員会では、児童生徒に対して小中学校外国語教育の充実により、英語による一定のコミュニケーション能力の獲得及び世界の様々な異文化に積極的に向き合う姿勢、態度を身に付けさせることを目的に、小学校及び中学校それぞれにおいて下表の施策を実施している。

図表 78 外国語教育に係る人員の状況（令和4年度）

職種	人数	関与		業務内容等
		小	中	
外国語教育コーディネーター	1人	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員（勤続年数8年） ・ 指導主事と共に ALT や小学校外国語授業支援員に対する研修の企画・運営 ・ 指導主事と共に小中学校を訪問し、ALT や小学校外国語授業支援員への指導・助言
外国語教育アドバイザー	1人	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員（勤続年数8年） ・ 英語を母語とする者、あるいは同等の語学力を有する者で、かつ教育に関する資格を有する者 ・ 外国語授業の支援（教員等指導者の補助。必要に応じて個別指導） ・ 指導主事と共に外国語担当教員及び ALT (ALT 等) に対する研修の企画・運営 ・ ALT の労務管理 ・ 指導主事と共に外国語の授業参観への

職種	人数	関与		業務内容等
		小	中	
				参加及び ALT 等への指導・助言 ・ 国際交流会等の国際理解教育の計画、準備、実施等
小学校外国語授業支援員	37 人	●		・ 会計年度任用職員 ・ 英語によるコミュニケーションができる者（英語を母語とする必要なし） ・ 外国語授業の支援（教員等指導者の補助。必要に応じて個別指導） ・ 外国語授業に活用する教材等の準備 ・ 専科のいる小学校のうち1校には配置なし ・ 小規模校において兼務となっている当該支援員は4名
外国語指導リーダー	6 人	●	●	・ 会計年度任用職員 ・ 英語を母語とする者、あるいは同等の語学力を有する者 ・ 外国語授業の支援（教員等指導者の補助。必要に応じて個別指導） ・ 外国語授業に活用する教材等の準備 ・ 外国語教育に係る研修・イベント等においてリーダー的役割を担い、外国語教育アドバイザーと協力して、計画・立案に携わる
外国語指導助手 (ALT)	16 人	●	●	・ 労働者派遣契約による ・ 通常 ALT15 名及び産休代替 ALT1 名 ・ 英語を母語とする者、あるいは同等の語学力を有し、標準的な英語の発音、リズム、イントネーションができ、かつ指導ができる者 ・ 外国語授業においてティームティーチングによる授業支援 ・ 外国語授業で使用する教材作成の補助等 ・ 教員対象の研修会の補助 ・ 指導課主催行事（国際交流会等）の協力・補助

ALT: Assistant Language Teacher
 (出典: 市提供データより監査人作成)

イ 日本語支援に係る事業

年々増加する日本語を母語としない児童生徒に対して、当該児童生徒の支援、学校現場の負担軽減のために、日本語支援体制を整備し、安心して一人一人が学校生活を送ることができる環境を整備する目的で、学校からの当該児童生徒に対する日本語支援要請に対し、日本語指導者を100%配置している。

具体的には、市とA団体が毎年度、「柏市児童生徒日本語支援事業に関する協定書」を締結し、同会の会員が日本語支援を必要とする児童生徒が在籍する学校において日本語支援を行うものであり、市は支援者に対して謝金を支払う、所謂、有償ボランティア(1コマにつき1,000円)による実施体制である。同会の運営は会員の会費から賄われており、市からの補助金等の交付は受けていない。同会の支援方針は最初の3年間でしっかりと日本語を身に付けてもらうことを重視し、支援期間は原則3年としており、担任制を基本としている。令和4年度の支援を実施した児童生徒の出身国別内訳及び日本語支援実施回数は下表の通りである。

図表 79 支援を実施した児童生徒の出身国別内訳（令和4年度）

中国	日本	フィリピン	ネパール	パキスタン	モンゴル	スリランカ	
27人	5人	7人	8人	8人	2人	5人	
ミャンマー	インドネシア	ベトナム	オーストラリア	バングラデシュ	ロシア	台湾	合計
1人	2人	4人	3人	3人	2人	1人	78人

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 80 日本語支援実施回数（令和4年度）

項目	1学期	2学期	3学期	合計
実施コマ数	2,224コマ	2,883コマ	1,795コマ	6,902コマ
実施会員数	44人	45人	47人	50人
平均実施コマ数	50.5コマ	64.1コマ	38.2コマ	138.0コマ
未実施会員数	17人	16人	14人	11人

(出典:市提供データより監査人作成) ※人数は実人数

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	151,088	154,164	159,983
決算額	145,270	139,514	146,621

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	54,971	会計年度任用職員報酬 ・ 学校教育アドバイザー報酬 3,374 ・ 外国語教育コーディネーター報酬 1,894 ・ 小学校外国語授業支援員報酬 31,627 ・ 外国語指導リーダー報酬 18,067
職員手当等	10,523	上記会計年度任用職員期末手当(年2回)
報償費	6,902	日本語指導者謝礼金 6,902
役務費	67,991	外国語指導助手派遣 67,991
その他	6,232	
合計	146,621	

(2) 監査の結果

【指摘 17】ALT 派遣料の支払方法について

ALTの労働者派遣契約書において、派遣料金の支払条件は下記のように定められている。

第14条 (派遣料金の額等)

2 派遣料金のうち派遣期間に含まれる各月(以下「各月」という。)に乙(派遣元)が第1条の規定により労働者を派遣したこと及び甲(柏市)の指揮命令に従って派遣業務に従事させたこと(以下「各月分派遣業務」という。)に係るもの(以下「各月分派遣料金」という。)の額(消費税額及び地方消費税額を含む。)は、毎月月末締めにて算定をする。

上記の条項によれば、各月の派遣料は役務提供量(派遣日数)によって変動するものと解されるが、各月の派遣料支払額を確認したところ、契約総額を12等分した金額を目安に毎月の支払が行われていた。この点、本派遣契約は総価契約となっており支払総額の上限は契約で決められているが、総価契約であることを以て各月の派遣料支払額を契約総額の12分の1とすることは、上記契約書の規定と異なる支払方法と言わざるを得ない。

本契約に基づく各月の派遣料支払額を契約総額の12分の1とすることに合理性があり、そのような支払い方法とする場合には、契約書における支払条件に係る条項を企図した内容に修正する必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 49】日本語支援の実施体制について

日本語支援は、協定に基づいた A 団体の会員の助けを借りて成り立っている側面がある。グローバル化の更なる進展により、柏市において日本語を母語としない児童生徒が増加することは想像に難くない。令和 4 年度の日本語支援実績を見ると、支援を必要とする児童生徒 78 人に対して支援を実施した会員は 50 名であり、支援を実施した会員の半数程度が 2 人の児童生徒を担当している計算になる。

令和 4 年度までは支援を必要とする児童生徒に対して 100%の支援を実施することができたが、同会会員の高齢化等や近隣市町村においても柏市同様、支援を必要とする児童生徒が増加している状況を鑑みると、支援者の確保を含め、日本語支援自体の継続性に大きな不確実性があると考えられる。

これは監査人の印象ではあるが、本事業における同会の役割が、実際の支援だけでなく、人材の確保や学校及び会員の日程調整等多岐に渡っており、有償ボランティアとはいえ若干負担が大きいと思われる。本事業の持続可能性を考えるなら、教育委員会と同会の役割を今一度明確にし、将来を見据えた実施体制を検討されたい。また、同じ学年でも日本語能力はまちまちである児童生徒に対して、ICTを活用した個別プログラムの提供等も併せて検討されたい。

6. 開かれた学校づくり推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

市内小中学校の学校概要を編纂した「柏市立小・中学校要覧」を年 1 回作成し、各小中学校、教育委員会及び市長部局に配布している。

また、市内小中学校で栽培・収穫した作物に関して、放射性物質の有無及び数値の程度を把握するため必要な検査を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	1,376	1,389	1,418
決算額	1,405	1,388	1,403

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 4 年度 決算額	主な内容
需用費	490	印刷製本費(学校要覧 170 部) 484
委託料	913	放射線物質測定委託 913
合計	1,403	

④ 学校栽培作物放射性物質検査業務委託について

平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を受け制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)により、柏市全域が汚染状況重点調査地域に指定(令和 5 年 4 月末現在、指定解除の予定なし)された。

これを受け、教育委員会では、市内小中学校で行う生活科等教育課程内で栽培・収穫した作物に関して、放射性物質の有無及び数値の程度を把握するため必要な検査を行い、これにより、収穫した作物に関して学校や家庭での食用についての判断材料にするものとして、本事業を実施している。

本事業は年間 90 検体を上限として、検査を希望する学校長が教育委員会にその旨を伝えることで実施されるものであり、令和 4 年度の検査実績は下表の通りである。なお、直近 3 年間において基準値を超えた等の問題のある結果は生じていない。

図表 81 学校栽培作物放射線物質検査の実績（令和 4 年度）

実施校	実施校数	未実施校数	実施割合	実施検体数
小学校	28	14	66.6%	64
中学校	7	14	33.3%	12
合計	35	28	55.5%	76

（出典：市提供データより監査人作成）

（２） 監査の結果

指摘すべき事項はない。

（３） 監査対象事業に対する意見

【意見 50】学校栽培作物放射性物質検査業務委託の実施対象の選定及び終了基準について

本事業は、柏市全域が放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されていることを背景に実施されている。

同特措法において、汚染状況重点調査地域とは「その地域の平均的な放射線量が 1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、市町村単位で指定されるもの」であり、指定を受けた市町村は、調査測定の結果に基づき、具体的に市町村内で除染実施計画を定める区域（1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト以上の地域が対象）を判断していくことになる。柏市環境政策課が配布している「令和 5 年度 柏市の放射線対策」によれば、国からの汚染状況重点調査地域の指定解除はないものの、市内の空間放射線量は国の基準値である 1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルトを大きく下回る数値で安定して推移しているとのことである。

本事業実施の理由として、柏市全域が放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されていることであるなら、本事業の趣旨が学校で栽培・収穫した作物の安全性を検査することである点からすると、検査の要否を放射線の専門家ではない学校長が判断することには無理があり、少なくとも検査要否の判断材料は教育委員会が示す必要があると考える。また、市内の空間放射線量は国の基準値を大きく下回っており、近年、本事業の検査からも基準値を超える検査結果が出ていないことを鑑みると、本事業の終了基準についても関係各課と協議の上、検討されたい。

7. 児童生徒の作品展示会等事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

児童生徒及び教員が日頃の学習活動の成果を発表し、他校の作品や発表を見聞きすることにより、自分たちの活動を振り返り、他校の素晴らしい点を学び、学習意欲向上を目指し、昭和 43 年度から行われている事業である。また、展示会等の企画、運営を通じて教員の指導力向上に資する面もある。さらに、一般市民からの意見や評価を採り入れることで展示会等を活性化させ、地域と学校の連携強化を目指している。展示会等の実施状況は下表の通りである。なお、中止とあるのは新型コロナウイルス感染症拡大防止のためである。

図表 82 展示会等の実施状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
科学展 場所:さわやかちば県民プラザ			
開催日数	中止	中止	2 日間(土、日)
来場者数	—	—	2,119 人
音楽発表会 場所:柏市民文化会館			
開催日数	中止	中止	4 日間(火～木)
来場者数	—	—	2,000 人
技術・家庭科作品展 場所:さわやかちば県民プラザ			
開催日数	2 日間(土、日)	2 日間(土、日)	2 日間(土、日)
来場者数	890 人	981 人	890 人
柏っ子造形展 場所:さわやかちば県民プラザ(令和 2、3 年度は WEB 開催)			
開催日数	8 日間	30 日間(木、金)	3 日間(土、日、火)
来場者数	—	—	約 3,000 人

(出典:市提供データより監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	2,830	3,049	3,058
決算額	538	1,278	2,364

令和 2 年度及び 3 年度の執行率が低い理由は、新型コロナウイルス感染症に伴う展示会等の中止によるものである。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	457	印刷製本費(賞状) 289
委託料	1,007	・ 運搬委託 825 ・ 会場運営等委託 182
使用料及び賃借料	758	会場使用料
その他	141	
合計	2,364	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 51】展示会等の周知方法について

展示会等の開催に係る周知は、学校から児童生徒を経由して保護者に案内文が配付されるほか、会場の掲示板に開催予告を掲示する方法を採っているが、この方法によると展示会等の開催事実を知り得る者が限定される。

本事業の目的の一つに、一般市民からの意見や評価を採り入れることで展示会等を活性化させ、地域と学校の連携強化を目指すことが含まれている。例えば、市の広報誌(広報かしわ)への掲載や SNS での発信を通じ、展示会等の開催やその魅力をより広く知らしめることができると考えられるので、周知方法について検討されたい。

8. 理科支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

近年、児童生徒の「理科離れ」が進んでおり、科学教育の充実が求められている。このような課題に対応するため、児童生徒が理科実験・観察に主体的に取り組めるよう、理科教育支援員を市内の全小中学校に配置し、当該支援員の専門的な知見を活かし、教員と協働して魅力的な授業づくりを行い、併せて、理科担当教員や小学校教員の理科教育の支援及び指導力向上を図っている。令和4年度の理科教育支援員等の状況は下表の通りである。

図表 83 理科教育支援員等の状況（令和4年度）

職種	人数	業務内容等
理科教育支援アドバイザー	1人	<ul style="list-style-type: none">・ 会計年度任用職員(勤続年数4年)・ 小中学校での勤務経験がある者、若しくは理科教育に関して優れた実践経験がある者・ 理科教育支援員を掌握し、支援活動における研修・支援内容の充実を図る・ 理科教育支援員及び教員の指導・支援・ 学校の状況に応じた自由研究室・実験教室等の計画
理科教育支援員	63人	<ul style="list-style-type: none">・ 会計年度任用職員(勤続年数1～9年)・ 各小中学校に配置・ 理系大学を卒業した者、または、理科の実験や観察のスキルを有する者・ 理科授業の支援・ 理科実験・観察の準備・ 理科授業に活用する教材等の準備・ 理科室及び理科実験室の整理整頓

(出典:市提供データより監査人作成)

また、教育委員会では「教科書に掲載された理科の実験を児童生徒が行った割合」を本事業の成果指標としており、その結果は下表の通りである。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため各学校での理科の実験の実施状況に差が見られたため、実施状況の調査は行われていない。

図表 84 教科書に掲載された理科の実験を児童生徒が行った割合

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	目標(令和 7 年度)
—	72%	77%	100%

(出典:市提供データより監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	67,634	79,701	77,833
決算額	68,718	73,703	72,271

令和 2 年度は補正予算として 5,909 千円が追加計上されている。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う小中学校の臨時休校を長期にわたり実施した結果、授業数が減ってしまったため、夏休み期間を短縮して授業数を増やしたことで、理科教育支援員等の報酬が増加する見込みだったためである。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 4 年度 決算額	主な内容
報酬	57,770	会計年度任用職員報酬 ・ 理科教育支援アドバイザー報酬 2,019 ・ 理科教育支援員報酬 55,750
職員手当等	11,358	上記会計年度任用職員期末手当(年 2 回)
その他	3,142	
合計	72,271	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 52】成果指標の充実について

本事業の成果指標としては、前述の通り、教科書に掲載された理科実験を児童生徒が実施した割合を設定している。当該指標は、児童生徒が理科実験に主体的に取り組むことができるようにするという本事業の趣旨に沿ったものであり、目標の実施割合 100%に向けて引き続き取り組んでいただきたい指標である。

一方、児童生徒の「理科離れ」の背景には、理科や科学に興味がない、若しくは理科や科学が嫌いな児童生徒が多く存在していることも要因として考えられる。本事業は、理科教育支援員等及び ICT を活用して魅力的な授業づくりを行い、児童生徒に理科や科学を好きになってもらうことも大事な目的ではないかと考える。については、毎年度策定している「教育に関する事務の点検・評価報告書」における英語に関する指標で測定しているような、「理科の授業が好きだと答える児童生徒の割合」を成果指標に追加することを検討されたい。

9. 個性が輝く特色ある学校づくり促進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

平成 10 年度中央教育審議会答申以降、児童生徒の実態や地域の特色等を考慮しながら、各学校の教育方針の下で特色ある学校づくりに努めなければならないとされている。また、教育委員会では平成 29 年度に教員の業務負担等を背景に、学校及び教員だけでは部活動を支えきれなくなっていることから、部活動の今後の在り方の方向性について協議を重ねてきた。教育委員会ではこれらの課題に対応するための支援として、専門的な知識・能力を備えた指導者を必要とする小中学校に対し、民間の部活動指導者を派遣し、部活動の充実を支援する「柏市小中学校部活動指導者派遣事業」を実施している。

さらに、類似する事業として会計年度任用職員である部活動指導員を中学校 2 校に配置している。部活動指導者と部活動指導員の主な違いは、部活動指導者が有償ボランティアによる部活動顧問(教員)のサポートであるため、部活動指導者のみで児童生徒を指導することができないのに対し、部活動指導員は会計年度任用職員であるため、部活動顧問(教員)が不在の場合でも児童生徒を指導できる点である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	13,435	17,158	19,015
決算額	7,581	10,017	13,949

毎期 5 百万円超の不用額が生じている主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、部活動指導者の派遣回数が予定回数に満たなかったためである。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 4 年度 決算額	主な内容
報酬	1,020	会計年度任用職員報酬 ・ 部活動指導員報酬 1,004
報償費	7,185	部活動指導者謝礼金 7,099
委託料	3,854	・ 地域部活動推進研究事業委託 3,410

節	令和4年度 決算額	主な内容
		・ 学習会業務委託 439
その他	1,889	
合計	13,949	

④ 地域部活動推進研究事業委託について

本事業は、土日の部活動を中心に社会体育団体等の学校外の団体へ部活動を移行(部活動の地域移行)するための費用や学校の働き方改革への影響、専門的指導による効果等について研究し、推進協会等の運営団体を組織することを目的としている。令和4年度における本事業の内容は下表の通りである。

図表 85 地域部活動推進研究事業委託の内容（令和4年度）

項目	内容
事業の概要	<p><地域における現状・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在校等時間の上限内(月 45 時間内)で、教員が部活動の指導を行うと考えると、土日の指導はできない ・ 既存の部活動数では、各部活動に複数の顧問を配置することは困難 ・ 部活動の在り方について、保護者の考えも多様化 ・ 教員への意識調査の結果、土日の部活動指導を望まない者が多数 ・ 部員数不足により、一部、学校単位での部活動が困難 <p><実践研究における取組目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生の体育的な活動の振興を目的として設立・活動する社会体育団体等によって、学校施設を利用した地域部活動の実践 ・ これにより、顧問教員が土日の部活動指導を行わない体制を構築 ・ 専門的指導により、参加生徒の満足度 80%以上達成を目標 ・ 運営に係る受益者(参加生徒)負担額を試算

地域連携や地域移行の推進に向けた体制整備の取組み	<p>令和 5 年度以降、柏市の補助金(部活動地域移行支援事業補助金:令和 5 年度当初予算 31,650 千円)を活用し、以下の施策を実施する。</p> <p>① 部活動地域移行を統轄する運営団体(A 法人)の立上げに伴うインシヤルコストの補助</p> <p>② 指導者募集や報償金(謝金)支払のためのシステム導入</p> <p>体制整備後の本事業関連者の役割等は下表の通りである。</p>	
	関連者	役割等
	A 法人	<p>立上げ後は自力運営とし、ランニングコストは A 法人の収入から賄う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者、参加希望生徒の募集 ・ 指導者研修 ・ イベント(試合)運営 ・ 集金・指導報酬(謝金)の支払 ・ 相談窓口の設置
	各種団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加生徒への指導の場を提供 ・ A 法人が地域クラブを立ち上げる ・ 人数の少ない近隣校が合同で活動するケースあり
	地域指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者募集システムに登録し、審査・研修を経て指導者登録(指導員、指導補助員、ボランティア) ・ 地域クラブに派遣され指導 ・ 教員については兼職兼業可(週当たり 3 時間以内、又は月 15 時間以内)
参加生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する地域クラブ(部活)に所属 ・ 参加費用の負担:年会費 5,000 円、月会費 2,000 円 	

実践研究校における取組	<実践研究校>	
	項目	内容
	実践研究校	大津ヶ丘中学校
	実践研究部活動	・ ソフトテニス(男)、ソフトテニス(女)、卓球、 野球、バドミントン ・ 各クラブ 20～30 人
	運営主体	B 団体
	指導者人数	6 人
	指導者属性	教員 OB、兼職兼業教員、地域実業団指導者
	活動日	土日どちらか 1 日
	活動場所	当該校体育施設
	謝金単価	5,000 円/回(3 時間)
参加会費	徴収あり(1 人当り保険料 800 円/年)	
実践研究の成果と今後の課題	<参加者の声(抜粋)>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土日の部活動指導時間が削減され、ゆとりをもって仕事に取り組めるようになった(教員) ・ 参加者(生徒)の意識改革のため、一定の参加費負担は必要だと感じる(指導者) ・ 他校と交流することで学ぶものが増える(保護者) 	
実践研究の成果と今後の課題	<成果>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費用を試算し、統括団体(A 法人)設立に向けた準備を実施 ・ 令和 5 年 1 月から指導員の募集を開始し、令和 5 年 9 月より全市展開 	
実践研究の成果と今後の課題	<地域移行における今後の課題と対応>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加費用や指導理念に地域差が生じないよう、統括団体(A 法人)による管理を徹底する ・ 経済的事由により土日の部活動を選択できないことが起こらないよう、国・県の動向を注視・対応する 	

(出典:市提供データ、地域クラブ NET(WEB)より監査人作成)

⑤ 塾連携学習会業務委託について

本事業は、市内中学校の3年生に在籍する生徒を対象に学習会を実施し、基礎学力の向上及び家庭学習の習慣化を図り、進路選択の可能性を広げることを目的として平成29年度より実施されている。本事業の実績推移は下表の通りである。

図表 86 塾連携学習会業務委託の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施校		逆井中学校 南部中学校	逆井中学校 南部中学校	逆井中学校 南部中学校
受講者	上段:逆井中、	25人	18人	25人
	下段:南部中	18人	15人	17人
委託料		564千円	481千円	439千円

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 53】部活動指導者派遣事業の実施要領について

部活動指導者派遣事業の年間派遣回数及び1回当たりの謝礼金は「部活動指導者派遣事業実施要領」に以下のように規定されている。

3 実施方法
(2) 派遣回数
年間 24 回
※地域部活動推進研究校においては、学校長と協議の上、上限回数を設定する。
6 謝礼金
(1) 金額
予算の範囲内で、1回 3,400 円を限度に支払う。

令和4年度の部活動指導者の派遣及び支払の実績表を閲覧したところ、派遣回数が24回を超えた者に対して、謝礼金の支払を一律24回で打ち切っていた。これは、予算要求時の1人当たり最大配置予定数を24回としており、この回数をもって謝礼金の報酬支払回数の上限として運用しているとのことであった。

前述の通り、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で派遣回数が予定通り達成できなかった部活動指導者が多くいた関係で、当初予算 10,860 千円に対して決算額 7,185 千円と 3,674 千円の不用額が生じている。

この状況を実施要領に当てはめると、謝礼金は予算の範囲内で支払う旨規定されているが、ここで言う予算が、予算要求時に当該者に設定した最大配置予定数に基づく予算を指すのか、部活動指導者派遣事業全体の予算を指すのかが不明確である。部活動指導者が有償ボランティアの性格を有しており、予算要求時の 1 人当り最大配置予定数を謝礼金の支払回数上限とする現行方針に異論はないため、その旨を実施要領に明確に規定する必要があると考える。

【意見 54】塾連携学習会業務委託の公平性について

本事業は市内中学校 21 校のうち 2 校のみで限定的に実施されており、事業内容は民間の塾講師による学習支援を参加生徒に無償で受けさせるものである。

このような学習支援は受益者負担の原則に基づき、各家庭が自己負担で受けさせるものであり、公費を投入し、かつ、特定の生徒のみにその機会を提供することは事業の公平性に悖るものであり、事業の廃止を検討すべきである。

なお、本事業は令和 4 年度をもって終了している。

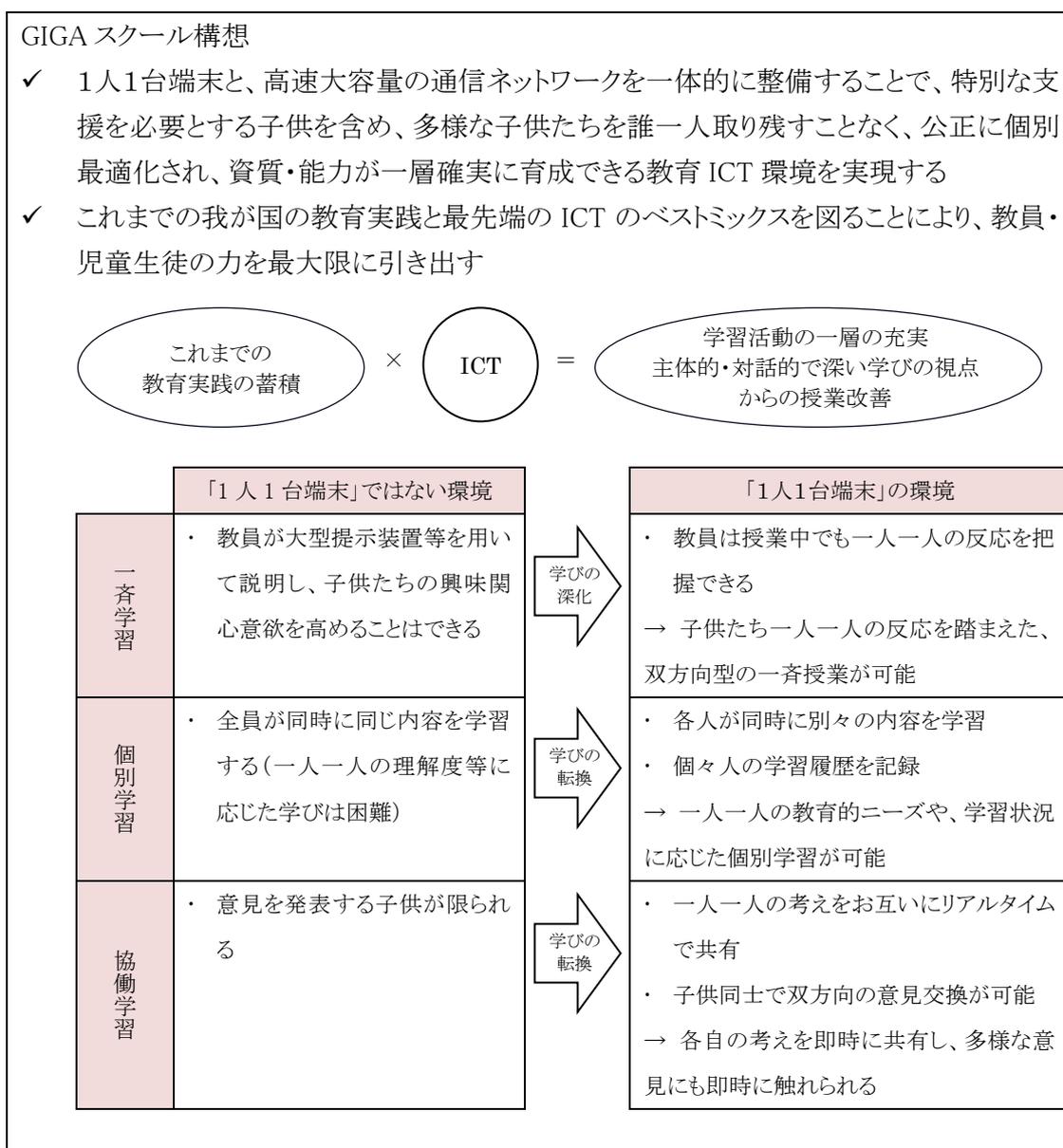
10. 情報教育の推進 ※指導課とICT推進室の共同事業である。

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業は、GIGA スクール構想によって実現する児童生徒 1 人 1 台端末、高速大容量のネットワーク、クラウド活用等の整備を行い、学習活動の一層の充実や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を目指す GIGA スクールをハード・ソフトの両面から推進している。

GIGA スクール構想とは、文部科学省の「GIGA スクール構想の実現へ」によると、下記のように説明されている。

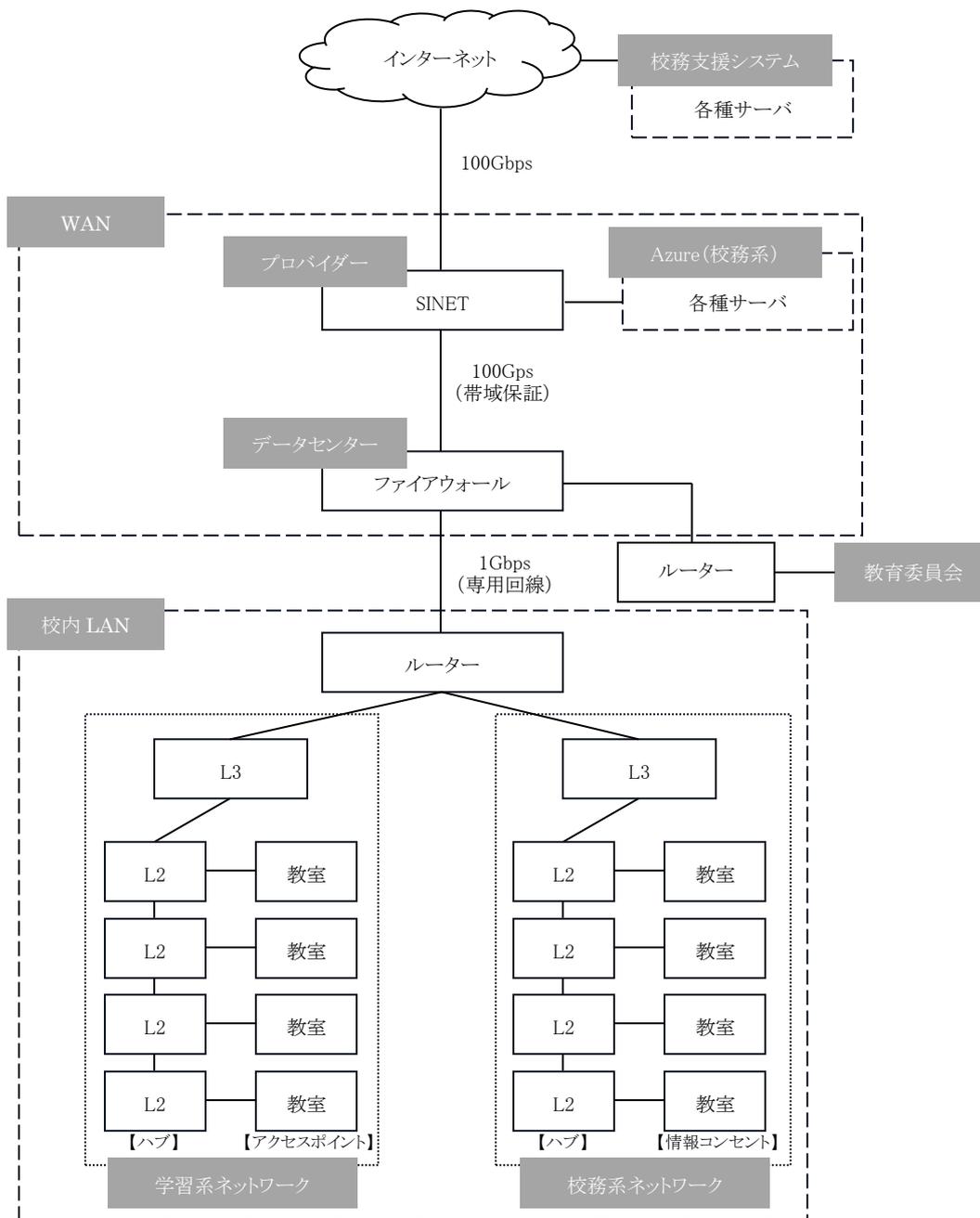


GIGA スクール構想においては、ICT の「学び」への活用により、情報活用能力の向上や各教科の学びの深化を促すことを想定している。

“すぐにも” ”どの教科でも” ”誰でも”使えるICT	
検索サイトを活用した調べ学習	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人が情報を検索し、収集・整理 子供たち自身が様々な情報にアクセスし、主体的に情報を選択する
一斉学習の場面での活用	<ul style="list-style-type: none"> 誰もがイメージしやすい教材提示 一人一人の反応や考えを即時に把握しながら双方向的に授業を進める
文章作成ソフト、プレゼンソフトの利用	<ul style="list-style-type: none"> 子供たち一人一人が考えをまとめて発表 共同編集で、リアルタイムで考えを共有しながら学び合い
一人一人の学習状況に応じた個別学習	<ul style="list-style-type: none"> デジタル教材を活用し、一人一人の学習進捗状況を可視化した 様々な特徴を持った生徒によりきめ細やかな対応を行う
“1人1台”を活用して、教科の学びを深め、教科の学びの本質に迫る	
国語 書く過程を記録し、よりよい文章作成に役立てる	<ul style="list-style-type: none"> 文書作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を用いて助言しあう 文章作成ソフトの校閲機能を用いて推敲し、データを共有する
算数・数学 関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する	<ul style="list-style-type: none"> 画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を変化させて動かしながら、二次関数の特徴を考察する 正多角形の基本的な性質をもとに、プログラミングを通して正多角形の作図を行う
外国語 海外とつながる「本物のコミュニケーション」により、発信力を高める	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人が海外の子供とつながり、英語で交流・議論を行う ライティングの自動添削機能やスピーキングの音声認識機能を使い、アウトプットの質と量を大幅に高める
社会 国内外のデータを加工して可視化したり、地図情報に統合したりして、深く分析する	<ul style="list-style-type: none"> 各自で収集したデータや地図を重ね合わせ、情報を読み取る 分析した情報を、プレゼンソフトで、わかりやすく加工して発表
理科 観察、実験を行い、動画等を使ってより深く分析・考察する	<ul style="list-style-type: none"> 観察、実験を動画等で記録することで、現象を科学的に分析し、考察を深める 観察、実験のレポートやプレゼンテーション資料などを、写真やグラフを挿入するなどして、一人一人が主体的に作成する

このような国による GIGA スクール構想の実現に向け、柏市では令和 2 年度より本構想に基づいた教育情報ネットワーク環境の整備を**図表 87**のように進めている。

図表 87 教育情報ネットワーク概要図



(出典:市提供データより監査人作成)

また、柏市では ICT の「学び」への活用について下表の通り段階的に実施しており、令和 4 年度は、教科での簡単な活用である Step1 から、教科での深い学びにつながる Step2 への段階的推進を行っており、併せて、学校へのサポートとして、IT 教育支援アドバイザー (ICT 支援員) の増員等のソフト面での対応を行っている。

図表 88 柏市における GIGA スクールの展開方針

フェーズ	時期	目標	具体的な内容
Step0	令和 3 年度	日常的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 朝、休み時間、授業において、いつでもちょこっと使う習慣を身に付ける
Step1	令和 4 年度	教科での簡単な活用	<ul style="list-style-type: none"> Step0 の経験を生かして各教科の学習に取り入れる 7 つの学習場面(個に応じた学習、調査活動、思考を深める学習、表現・制作、発表や話し合い、協働での意見整理、協働制作)の意識 個の学びと協働的な学びの一体的な充実
Step2	令和 5 年度	教科の学びを深める	<ul style="list-style-type: none"> 教科の見方、考え方を身に付ける 情報活用能力の育成 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 課題の設定 ✓ 情報の収集 ✓ 整理・分析 ✓ まとめ・表現 ✓ 振り返り・改善(PDCA サイクル)
Step3	令和 6 年度	教科の学びをつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> 情報活用能力の発揮 探求的な学び
<p>これらを支える土台として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT 支援員の配置 ・ 柏市 GIGA スクール研究校の実践 1 人 1 台端末を活用した授業改善検討委員会の実践 柏市 GIGA スクール Web や掲示板にて情報提供等を実施している。 			

(出典:市提供データより監査人作成)

ICT を所管する部署については、文部科学省が進める GIGA スクール構想が令和 3 年度から開始されたこと等に伴い、下記理由から指導課内に主に ICT 環境の整備を担当する ICT 推進室を令和 4 年度に新たに設置した。

【主な設置理由】

- GIGA スクール構想の実現やデジタル教科書への対応等、市内小中高等学校における ICT 化は加速度的に進んでおり、教育の ICT 化に適切かつ迅速に対応するため、ICT に特化した専門部署の設置が求められている

- ・ 令和 3 年度からスタートした柏市 GIGA スクールにより、管理する端末数が 5 倍強(約 36,000 台)と急激に増加した
- ・ 回線は現在、SINET へ接続しているが、今後オンプレミスで管理しているサーバについてもクラウド化を検討しており、高度な専門性が必要となる
- ・ 情報セキュリティについて、サーバクラウド化への対応、内部監査の実施、教育情報に係るシステム利用者への意識の向上を図る必要がある

新たに設置された ICT 推進室の分掌事務は下記の通りである。

- | |
|---------------------------------------|
| 1 市立小中高等学校 ICT 環境整備計画に関すること |
| 2 市立小中高等学校 ICT 機器の構築・維持管理に関すること |
| 3 教育情報ネットワークの構築・維持管理に関すること |
| 4 教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティの総括に関すること |
| 5 柏市情報政策との連携に関すること |

なお、これまでは ICT 関連の業務は指導課で実施していたが、令和 4 年度から上記のように ICT 関連の業務が ICT 推進室に移管されたことに伴い、ICT 関連の費用のうち指導課が支出している費用は、ICT の活用推進のための指導・助言を主な業務とする教育研究専門アドバイザー(会計年度任用職員)の人件費及び授業に際しクラウドを経由して著作物を使用する際の著作権使用料となっている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
当初予算額	238,833	641,738	指導課	840,688
			ICT 推進室	—
			合計	840,688
決算額	1,627,422	999,327	指導課	10,477
			ICT 推進室	676,229
			合計	686,707

令和 2 年度は補正予算として 606,172 千円、繰越事業費として 1,208,130 千円が追加計上されている。主な補正予算の内容はネットワーク再構築委託 281,588 千円、SINET 接続設定等委託業務等 306,168 千円であり、繰越事業費は新校内 LAN 整備工事の完了予定が令和 3 年度になることによる。令和 3 年度は補正予算

として 54,605 千円、繰越事業費として 354,948 千円が追加計上されている。主な補正予算の内容は学級増に伴う教室整備及び GIGA スクール用端末の年度更新委託であり、繰越事業費は校内 LAN 機器の入れ替え及びそれに伴う諸設定等による。令和 4 年度は、令和 3 年度において翌年度の予算編成を行っていた段階では、指導課から ICT 推進室が新設分割することが未確定であったため、ICT 推進室の予算についても指導課で予算措置を行っていたところ、令和 4 年 4 月 1 日付で ICT 推進室が新規設置されたため、当初予算額のうち 829,105 千円を ICT 推進室に配当替している。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 4 年度 決算額	主な内容
指導課		
報酬	2,760	会計年度任用職員報酬 ・ 教育研究専門アドバイザー報酬 1,978 ・ 教育研究指導員報酬 781
職員手当等	541	上記会計年度任用職員期末手当(年 2 回)
使用料及び賃借料	5,383	・ 著作権使用料 5,383 小中高の児童生徒数に応じて
その他	1,792	
合計	10,477	
ICT 推進室		
役務費	111,035	ASP (Application Service Provider) 及び SaaS (Software as a Service) 利用料 ・ デジタル教科書関連 53,016 ・ デジタルドリル関連 45,856 ・ コンテンツフィルタリング関連 6,600
委託料	424,337	・ ネットワーク設定、環境更新・保守委託 107,338 ・ 学校 ICT 整備委託 88,627 ・ 学校用ネットワーク保守・運用委託 99,524 ・ IT 教育支援アドバイザー事業委託 90,675 ・ ヘルプデスク委託 34,293

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	126,250	・ 学校用ネットワーク関連機器等リース 99,525 ・ 電算システム、機器等リース 25,331
その他	14,606	
合計	676,229	

④ 柏市 IT 教育支援アドバイザー事業委託について

本事業委託は、民間のコンピュータ取扱能力等の高い者を市内小中高等学校等におけるインターネットやコンピュータを活用した授業の支援、研修、教材作成等のためのアドバイザーとして活用し、もって教育の情報化の推進に資することを目的に令和2年度からの3年契約で実施されており、業務内容は下表の通りである。なお、IT教育支援アドバイザーは、通常規模の学校には週1回、大規模小学校(25校)には週2回配置されている。また、管理責任者及び副管理責任者各1名は、教育委員会に配置され、学校現場に配置されているIT教育支援アドバイザーの管理監督のほか、アカウント管理や共通マニュアルの作成等を行っている。

図表 89 柏市 IT 教育支援アドバイザーの業務内容

業務内容
ア コンピュータやインターネットを利用する教員の操作技術に関する指導補助
イ コンピュータやインターネットを利用する際の技術支援や教材及び教育用コンテンツの作成
ウ コンピュータやインターネット利用に関する教員の研修指導及び情報教育推進のための研修事業に関すること
エ 教育委員会の統計・処理及び年度更新作業やリプレイスに関すること

⑤ デジタルドリルについて

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため登校規制が引かれた令和2年度において、児童生徒の学習保障を担保する必要がある旨の方針が文部科学省から示されたことを受け、国の補助金(補助率 1/2)を活用して、すべての児童生徒にデジタルドリルを市費で供与した。令和3年度以降、国の補助金は廃止されたものの、下記理由をもって市費でデジタルドリルを購入し、すべての児童生徒に供与している。令和4年度におけるデジタルドリル関係の支出は、小学校で31,805千円、中学校で14,050千円である。なお、デジタルドリルの選定については、各学校の代表

者で構成される教育の情報化推進委員会において複数のドリルを試用した上で、各学校の実態に合ったデジタルドリルを選定している。

【主な理由】

- ・ 自動採点機能があり、児童生徒が正誤を確認しながら自分のペースで学習を進めることができる
- ・ 収録されている問題から学年・単元・教科別に自分の実態に合わせた問題を解くことができる
- ・ AI 機能により、個々の学習状況から個別の実態に合った問題を作成し、児童生徒に取り組みさせることができる
- ・ 児童生徒の取り組み状況を教員の端末上で確認することができる

⑥ 1人1台端末に対応したコンテンツフィルタリングについて

文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に対応するため、有害又は違法なサイトに児童生徒がアクセスできないようにするフィルタリングシステムを導入している。本フィルタリングシステムは、危険と認識されたサイトに児童生徒が接続しようとした場合でもブロックする仕組みとなっている。

運用上、教員がアクセス可能な危険サイトを発見した場合には、指導課にフィルタリングの設定を依頼し、指導課が対応している。また、フィルタリングされているサイトではあるが、学習現場で閲覧したい場合も、教員が指導課にフィルタリングの解除を依頼し、指導課が対応している。ただし、解除の場合には、解除に伴い不適切なサイト(ショッピングやゲーム等)へのアクセスが可能となってしまう場合があるため、慎重な対応を行っている。

なお、令和4年度まで採用していたフィルタリングシステムには夜間利用制限が実装されていなかったため、教員や保護者から児童生徒が夜遅くまで端末を利用しており、夜間利用の制限を設けて欲しいとの要望が上がっていた。この点、令和5年度にフィルタリングシステムを変更し、夜間利用制限を設定できるシステムを導入している。

⑦ 令和5年2月20日受付の柏市GIGAスクールに関する住民監査請求について

令和5年2月20日付で受け付けられた柏市GIGAスクールに関する住民監査請求に係る概略をまとめると以下の通りである。なお、当該住民監査請求に係る監査委員の監査結果は令和5年4月20日に公表されており、この概略も併せて以下に記載している。

柏市の GIGA スクールに関する措置請求

【事案の整理】

- ・ 平成 29 年度から市内小中学校において順次、校内 LAN の構築を開始(4 年間で構築完了の計画) (以下、「当初整備」という。)
- ・ 導入した校内 LAN 機器は保守点検を含んだ 5 年間の複数年契約(所謂、リース契約)としていた
- ・ 当初整備時点においては、校内 LAN の整備に関する仕様に係る指針等は文部科学省から示されておらず、近い将来の 1 人 1 台端末は想定外であった
- ・ 令和元年 12 月に文部科学省から GIGA スクール構想が示され、4 年をかけて 1 人 1 台端末の環境を整備する方針が示された
- ・ その後、令和 2 年 4 月に文部科学省から GIGA スクール構想の前倒しが示され、令和 3 年 4 月から全小中学校の全学年において 1 人 1 台端末を実現する必要が生じた
- ・ また、令和 2 年度中に 1 人 1 台端末の環境整備を行った場合、端末代(補助対象は児童生徒数全体の 2/3 台分、補助割合は定額補助、補助上限は 4.5 万円/台)並びにインフラ整備代(補助率は文部科学省が定めた補助単価により算定した工事費の 1/2)につき補助金が交付されることとなった
- ・ 前倒しの方針が示された時点において、当初整備で構築していた校内 LAN の仕様(特に学習系)では、1 人 1 台端末に伴う通信料の増加によりネットワーク障害が発生する可能性が懸念された
- ・ 当該懸念を受け、ネットワークの安定性と機器トラブルが生じた際の円滑な障害対応を重視した前市長の意向により、当初整備で構築した既存リース機器のうち学習系校内 LAN に係る機器を撤去し、全校統一した新しい学習系校内 LAN に係る機器を買取りにより入れ替えた(以下、「令和 2 年度整備」という。)
- ・ 撤去された学習系校内 LAN に係る機器は別の場所に保管され、当該リース契約に基づくリース料の支出が続けられており、撤去された機器に対する支出額は今後の予定も含め、令和 3 年度で 10,107 千円、令和 4 年度で 46,825 千円、令和 5 年度で 26,885 千円、令和 6 年度で 10,381 千円の合計 94,199 千円となり、この点が二重投資に当たるとの訴えである

【監査委員による監査結果】

① 当初整備に係る契約について

- ・ 当初整備に係る契約書においては、解約時の一括返済について明記されていないものの、実態としては、途中解約は原則できず、解約等に際しては違約金として残存リース料の一括返済義務が生じるファイナンス・リース取引としての認識は持っており、当時の担当者が契約の相手方に契約金額の減額や契約解除について電話で照

会したところ、解約の際は違約金として残存リース料を一括返済する必要があること、減額になる部分はない旨の回答を得ている

- ・ そのため、解約することによる市へのメリットはないと判断された
 - ・ また、これと並行して行政課にも当該リース契約の解除に係る見解を求めたところ、残存リース料相当額の損害賠償金を請求されることが予想されることのほか、契約の相手方は契約解除に伴う機器返還により得た利益を清算する義務を負う可能性があるとの見解を得た
 - ・ 最終的に、変更契約(契約解除)することによる市へのメリットはないものと判断し、リース料の支払を継続するに至った
 - ・ 契約の相手方への調査の結果、当初整備の契約書は市の指定様式であり、契約書上、ファイナンス・リース又はオペレーティング・リースを区分することはできない点、また、本事案は当該契約書による解除事由には該当せず、市の一方的な都合による契約解除・変更には応じられず、当事者間の協議により、残存リース料を支払うことで契約解除・変更を検討する余地があることが確認された
- ② 令和2年度整備に係る意思決定の手続について
- ・ 指導課、関係市長部局への調査の結果、当初整備で構築した学習系校内 LAN を撤去し、令和2年度整備による新たな学習系校内 LAN に入れ替えることを検討したエビデンスが残されていないと結論付けられた

【監査委員による判断】

- ① 令和2年度整備について
- ・ 全小中学校の全学年における1人1台端末の環境整備に伴い、将来を見越した安定的な通信ネットワークの構築及び障害発生時の迅速な対応が可能となる保守管理体制を必要とした前市長の政策的判断であり、監査委員の判断が及ばないとしている
- ② 当初整備で構築した学習系校内 LAN 関係機器を撤去した後のリース料の支出について
- ・ 当初整備で構築した学習系校内 LAN 関係機器を撤去し、令和2年度整備による新たな学習系校内 LAN に入れ替える選択肢が現れた時点で、速やかに契約の相手方との間で契約内容やリース機器の取扱い等についての確認及び協議を実施し、またその内容を踏まえ、教育委員会内での慎重な検討や関係部署との調整を行った上で、市として取るべき適切な対応を決定するべきであった
 - ・ 一連の意思決定について、検討過程に関する公文書を作成していないことは、「所管事務に係る意思決定は、公文書を作成して行うものとする」と規定し、かつ、「所管事務に係る実績の記録は、公文書を作成することにより行うものとする」と規定する柏市教育委員会公文書管理規則第8条に違反していると言える

- ・ しかしながら、仮に当初整備に係る契約を解除・変更した場合であっても、残存リース料全額の支払が必要となるため、総支払額は契約解除・変更前と変わらず、契約の相手方が当該リース機器の返還により利益を得られるかは定かではなく、利益の清算による市の減額の可否は不確定であるため、撤去した機器に対しリース料の支払を続けていることが市に損害を与えているとは言い切れないと判断した

【監査の結果に基づく監査委員の意見】

- ・ 撤去したリース機器を市の施設に保管し続けることは、市の施設を不要な機器の保管に占有するのみならず、その保管に善管注意義務を負うことから適切ではなく、契約の相手方と十分な協議を行い、市として取るべき最善の方法を速やかに検討すること
- ・ 当該リース契約に係る契約書及び仕様書について、リース機器返還時の機器の撤去・搬送に係る費用負担等についての記載がなく、契約条件に疑義が生じた点があったため、仕様書や契約書の記載事項に不足がないように十分留意すること
- ・ GIGA スクール構想関連事業の令和 2 年度、令和 3 年度の決算額は約 41 億円に及ぶ大規模事業であることを踏まえれば、その意思決定に至る過程や事務事業の実績を検証することができるよう公文書の作成・保存を適切に行い、市民への説明責任を果たさなければならないため、公文書作成の必要性を強く認識し、今後の方策を組織として検討・共有すること
- ・ 令和 3 年 4 月までに全小中学校の全学年において 1 人 1 台端末を実現させる環境整備に向け、時間や人員がひっ迫した状況であったことは理解できるが、今後の市内小中学校における教育環境に大きな影響を与える重要かつ大規模な事業を少数の職員に担わせ、情報共有も不十分なまま、市として組織的な対応が行われていなかった点につき、内部統制に問題があったと言わざるを得ない

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 55】デジタルドリルの供与について

先述の通り、令和2年度よりデジタルドリルの活用を開始し、令和3年度以降、デジタルドリルを市費で購入し、すべての児童生徒に供与している。

義務教育課程の教科書については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めて、その負担(国費)によって実施されている。当該制度は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」(昭和37年3月31日公布、同年4月1日施行)及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(昭和38年12月21日公布、同日施行)に基づき、昭和38年度に小学校第1学年について実施され、以後、学年進行方式によって毎年拡大され、昭和44年度に小・中学校の全学年に無償給与が完成し、現在に至っている。教科書無償給与の対象となるのは、国・公・私立の義務教育諸学校の全児童生徒であり、その使用する全教科の教科書である。

学校で使用する紙のドリルについては、教科書とは異なり国による無償給与の対象外であり、保護者が購入している。一方、デジタルドリルについては、令和2年度に導入されたことを契機に、全額を市費で賄っている。教育委員会においては、デジタルドリルを市費で賄うことの原因(⑤ デジタルドリルについて参照)について整理しているが、当該原因はいずれも紙のドリルとデジタルドリルを比較した場合のデジタルドリルの優位性であり、この優位性をもってこれまで受益者負担の考えの下、保護者が負担していたドリルの購入費用を、デジタルドリルについては市が全額負担する理由としては合理性に乏しいと考える。今後もデジタルドリルの購入を市費で行うとする場合には、市費で行うことの合理性を十分に検討した上で行われることを望む。

【意見 56】セキュリティ内部監査について

柏市教育委員会では、情報セキュリティに係る基準として「柏市教育情報セキュリティ対策基準」(以下「対策基準」という。)、 「柏市教育情報セキュリティ対策基準に係る実施手順(学校版)」(以下「実施手順」という。)、 「柏市教育情報セキュリティ内部監査規程」(以下「監査規程」という。)を策定し、安全で安心な教育情報システムが運用される体制を構築している。

情報セキュリティに係る最上位規程である対策基準は、文部科学省が制定する「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂に伴い、令和5年3月に改訂されており、実施手順及び監査規程も併せて改訂されている。

監査規程については、内部監査人が監査において遵守すべき事項を規定してい

る。実際の内部監査に際しては、市内全小中学校の校長及び教員に対し Microsoft Forms を利用して教育情報セキュリティに係る自己点検を行い、自己点検結果に異状が認められる学校に対して個別監査を実施している。令和 4 年度の自己点検結果は下表の通りである。令和 4 年度については、小学校は校長の回答がなかった 2 校、中学校は重大なインシデント等やインシデントに至らない所謂「ヒヤリハット事例」が発生した 3 校を対象に個別監査を実施しており、重大な不備は発見されていない。

図表 90 自己点検結果（令和 4 年度）

小学校					中学校				
No	学校名	校長回答	教員		No	学校名	校長回答	教員	
			回答率	適合率				回答率	適合率
1	柏一小	○	72.7%	86.7%	1	柏中	○	93.3%	87.4%
2	柏二小	○	63.0%	89.3%	2	柏二中	○	16.6%	81.4%
3	柏三小	○	83.3%	92.4%	3	土中	○	16.6%	90.0%
4	柏四小	○	54.5%	88.4%	4	富勢中	○	45.7%	80.2%
5	柏五小	○	93.3%	92.7%	5	田中中	○	57.1%	82.0%
6	柏六小	○	67.7%	87.1%	6	光中	○	23.5%	85.1%
7	光小	○	90.2%	87.2%	7	柏三中	○	38.2%	91.6%
8	土小	○	64.3%	85.4%	8	柏四中	○	62.9%	84.6%
9	富勢小	○	73.5%	84.0%	9	南部中	○	88.0%	87.5%
10	田中小	○	33.3%	90.7%	10	柏五中	○	69.4%	90.4%
11	田中北小	○	77.3%	88.2%	11	酒井根中	○	38.2%	86.2%
12	土南部小	○	77.8%	80.8%	12	西原中	○	26.4%	92.3%
13	柏七小	○	70.3%	91.8%	13	逆井中	○	58.8%	87.0%
14	柏八小	○	74.2%	91.4%	14	松葉中	○	63.1%	93.9%
15	酒井根小	○	58.8%	88.5%	15	中原中	○	55.5%	89.9%
16	西原小	○	83.3%	84.8%	16	豊四季中	○	83.3%	89.0%
17	旭小	○	74.2%	88.7%	17	風早中	○	78.2%	91.0%
18	藤心小	○	54.2%	98.4%	18	手賀中	○	84.6%	91.8%
19	中原小	○	94.1%	99.7%	19	大津ヶ丘中	○	56.4%	85.3%
20	酒井根西小	○	94.4%	90.0%	20	高柳中	○	72.2%	88.8%
21	高田小	○	66.7%	87.6%	21	柏の葉中	○	96.0%	87.2%
22	名戸ヶ谷小	○	70.8%	83.5%					
23	増尾西小	○	79.4%	88.1%					
24	逆井小	○	45.5%	88.0%					
25	富勢東小	○	54.5%	83.3%					
26	豊小	×	92.6%	90.4%					

小学校				
No	学校名	校長回答	教員	
			回答率	適合率
27	酒井根東小	○	57.7%	88.7%
28	旭東小	○	85.7%	88.8%
29	松葉一小	○	80.6%	84.9%
30	花野井小	○	77.8%	95.8%
31	松葉二小	○	83.3%	87.6%
32	富勢西小	○	87.5%	90.7%
33	十余二小	○	53.1%	89.4%
34	風早南小	○	88.9%	89.5%
35	風早北小	○	52.5%	92.3%
36	手賀西小	○	85.7%	88.3%
37	手賀東小	○	90.9%	96.0%
38	高柳小	×	85.7%	89.1%
39	大津一小	○	92.3%	94.6%
40	大津二小	○	90.0%	87.3%
41	高柳西小	○	85.0%	83.5%
42	柏の葉小	○	29.8%	96.5%

(出典:市提供データより監査人作成)

上表の教員回答率を見ると、市内 63 校のうち回答率が 100%の学校は 1 校も存在しない。教員向けの自己点検チェックリストを閲覧したが、設問数は 10 問であり、設問内容も情報セキュリティに係る基本的な理解や対応を問うているものであり、回答に要する時間は 10 分程度で済むと思われる。

当該自己点検は、主として教育現場におけるセキュリティ意識を涵養するために行われており、個別監査の対象校を選定する際にも利用されているものでもあるが、自己点検チェックリストの設問内容を鑑みると、回答率は当然に 100%であるべきであり、個別監査の対象校は当該チェックリストの回答内容から選定すべきである。

【意見 57】住民監査請求が提出された事案について

令和5年2月20日付で受け付けられた柏市 GIGA スクールに関する住民監査請求については、令和5年4月20日に監査委員の監査結果が公表されているところではあるが、当該事案について監査委員の意見以外で監査人が気付いた点は以下の通りである。

① 情報システム担当部署の脆弱性

令和2年度当時の指導課(令和5年12月現在は ICT 推進室)は、大規模な教育情報システムを管理・統轄する唯一の情報システム担当部署であるにも関わらず、職員は情報システムに係る専門性を必ずしも十分に有している訳ではなかった。また、市長部局の情報政策担当を所管する情報・業務改善課(現 DX 推進課)との連携も当時は十分ではなかった。

本事案については、仮に結果は変わらなかったとしても、令和2年度整備に係る意思決定の際に、当初整備で構築した学習系校内 LAN が1人1台端末下では安定しないことを十分に検証しておくべきであったと考える。当該検証が行えなかったのは、令和3年4月から全小中学校の全学年において1人1台端末の実現に向け、時間や人員が不足するひっ迫した状況であったこともあるが、教育委員会内に十分な専門性を有する情報システム担当部署が存在しなかったことも大きな要因と考える。

将来的には現在の教育情報ネットワークの更新が必要になるであろうし、運用・保守業務は日常的に発生しており、ICT 推進室の職員については情報システムに係る専門性の研鑽に努めていただくことを期待する。また、ICT 推進室と DX 推進課との連携を密にし、良好な協働関係の構築を進めていただきたい。

② リース契約書について

監査委員からリース契約に係る契約書の不備について意見が付されているところであるが、当初整備に係る長期賃貸借の経済的実態はファイナンス・リースであり、通常ファイナンス・リースの契約書に記載される下記趣旨の条項が契約書に規定されていれば、担当職員は当該条項に則った協議が自然とできたはずであり、残存リース料の一括支払は免れなかったものの、リース料の支払を継続するという判断は避けられたものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 賃借人は、リース期間中の解約(中途解約)はできない・ 解約する場合には、残リース料または残リース料相当額の違約金を一括で支払う |
|--|

ICT 推進室が令和 5 年度に作成・締結した「柏市校務系ネットワーク基幹システム更新賃貸借契約書」を閲覧したところ、リース期間を 5 年間とするファイナンス・リース取引であったが、当該契約書上、中途解約の条項は規定されていない。

通常、リース期間中の中途解約は想定されていないとはいえ、中途解約が生じた際の双方の法的立場を事前に明示しておくことは取引の安定性に資するものであり、ファイナンス・リースに係る契約書の見直しを検討すべきである。

1 1. 教職員の指導力向上事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

現在の学校教育には確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成が求められており、直接児童生徒への教育にあたる教員の資質や指導力の向上が必要である。

教育委員会では、各教科や領域において教員の専門性を高め、資質・指導力の向上を図るべく、パーソナルサポート事業を展開し、各学校の要請に応じ、校内研修の講師や個別教員への指導助言を行っている。パーソナルサポート事業は教科別の教育専門アドバイザーと教育委員会在籍の指導主事が担っている。令和 2 年度の本事業の状況は下表の通りである。なお、パーソナルサポートの訪問・派遣実績が低位なのは、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため派遣要請が少なかったことによる。

図表 91 教育専門アドバイザーの状況（令和 4 年度）

職種	人数	業務内容等
教育専門アドバイザー	5 人	<ul style="list-style-type: none">・ 会計年度任用職員(勤続年数 1～4 年)・ 教員への指導助言が求められるため、指導主事又は管理主事の経験がある者、若しくは小中学校の各教科領域に関して優れた実践経験がある者・ 学校現場への教員への指導助言・ 各教科領域に関する指導・ 本事業で措置されている教育専門アドバイザーの専門分野は「体育・書写、小中体連」、「道徳・総合的な学習の時間」、「小学校体育」、「体育・小中体連」、「小学校外国語・中学校英語」の 5 分野・ 「国語」は学校図書館コーディネーターが、「理科」は理科教育専門アドバイザーが、「算数・数学」及び「社会」は指導主事がパーソナルサポート事業の教科別専門アドバイザーを担っている(ただし、これらの人件費等の経費は別事業で計上されている)

(出典: 市提供データより監査人作成)

図表 92 教科別のパーソナルサポートの訪問・派遣状況（令和4年度）

（単位：回）

区分	年度	国語	社会	算数 数学	理科	英語	生活	音楽	図工 美術	体育	技術	家庭	道徳	特活	総合 学習	特別 支援	他 ※	合計
小学	R2	52	1	49	3	10	—	1	1	3	—	—	11	1	1	121	11	265
	R3	101	19	131	28	60	13	20	—	6	—	2	15	7	10	241	277	930
	R4	78	5	175	23	6	8	3	6	29	—	—	28	2	31	257	198	849
中学	R2	15	18	11	12	13	—	3	6	16	4	—	6	—	—	18	8	130
	R3	35	32	31	65	69	—	6	5	21	12	4	19	4	3	26	70	402
	R4	33	22	22	49	43	—	15	13	14	16	1	36	1	1	48	127	441
合計	R2	67	19	60	15	23	—	4	7	19	4	—	17	1	1	139	19	395
	R3	136	51	162	93	129	13	26	5	27	12	6	34	11	13	267	347	1,332
	R4	111	27	197	72	49	8	18	19	43	16	1	64	3	32	305	325	1,290

※ 算数プロジェクトによる定期訪問、パーソナルサポート及び特別支援教育の巡回指導等を含む。

（出典：市提供データより監査人作成）

② 事業費の推移

（単位：千円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	11,786	8,542	8,456
決算額	5,739	5,559	2,917

当初予算額に対して決算額が少ない要因は、採用を希望する社会科を専門とする教育専門アドバイザーの採用が叶わなかったこと、パーソナルサポートの要請が当初想定よりも少なかったことに起因する。

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	1,623	会計年度任用職員報酬 ・ 教育専門アドバイザー報酬 1,623
職員手当等	373	上記会計年度任用職員期末手当（年2回）
負担金、補助金及び交付金	729	・ 教職員大学院等派遣研修負担金 400 ・ 千葉県教育研究会補助金 329
その他	190	
合計	2,917	

④ 千葉県教育研究会補助金について

本補助金は、学校教育の振興を図り、授業、校内研修等で学んだ事項の実践及び情報交換を目的として、小中学校の教員をもって組織される千葉県教育研究会柏支会に対して、教育に関する研究会、発表会、講習会等の開催並びに視察調査及び資料収集に係る事業経費のうち、部会運営費及び事務局運営費(交際費、食糧費及び旅費を除く)の7分の3(ただし、上限1,565千円)を補助するものである。

本補助金は、令和2年度の包括外部監査において、「千葉県教育研究会柏支会では、千葉県教育研究会本部に対して負担金を支出しているが、当該負担金は補助金の対象経費に含まれている。平成23年の補助金の見直し時に、負担金は補助金の対象経費に含めないとされたが柏市千葉県教育研究会柏支会補助金交付要綱の変更がされていなかった。」との指摘を受けており、令和4年4月1日付で要綱の変更を行い、令和4年度から千葉県教育研究会本部に対する負担金が対象経費から除かれている。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 58】必要な教育専門アドバイザーの確保について

教育委員会では、教科別の教育専門アドバイザーを選任し、学校現場の教員に対して専門性の高い指導助言を行っている。このため、「教育専門アドバイザー要領」において、本アドバイザーの資格として以下の2要件を定めている。

- ・ 指導主事又は管理主事の経験がある者
- ・ 若しくは、小中学校の各教科領域に関して優れた実践経験がある者

しかしながら、本アドバイザーの職務は、学校現場において現役の教員に高度に実践的な指導助言を与えるものであり、結果的に、本事業の教育専門アドバイザーはすべて柏市立小中学校の校長経験者となっている。この点、本アドバイザーの職務を鑑みると市立小中学校の校長経験者である者がより適切に職務を遂行できることに異論はないが、それ故、例えば、社会科を専門とする教育専門アドバイザーを採用することができず、これが社会科のパーソナルサポートの訪問・派遣状況が主要五教科の中で最低である要因にもなっていると考えられる。

本事業を長期継続するためには、有能な教育専門アドバイザーの確保が重要になってくるため、早い段階から広く候補者を選定し、場合によっては他市町村にまで

範囲を広げた上で候補者リストを策定する等の工夫が必要と考える。

12. ICT 推進室

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

ICT 推進室では、市内の市立小中高等学校の情報システムの構築・維持管理及び情報セキュリティに係る業務を担当している。ホームページによると、ICT 推進室の業務内容は以下のとおりとなっている。

- ・ 市立小中高等学校 ICT 環境整備計画に関すること
- ・ 市立小中高等学校 ICT 機器の構築・維持管理に関すること
- ・ 教育情報ネットワークの構築・維持管理に関すること
- ・ 教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティの総括に関すること
- ・ 柏市情報政策との連携に関すること

近年では、柏市は「柏市GIGAスクール」構想のもと、校内 LAN の整備、小中学校の全ての生徒に 1 人 1 台の端末を貸与、ネットワークの再整備など、最先端の ICT 教育を取り入れる試みを行っており、ICT 推進室は、その業務主体となっている。

② 事業費の推移

1) 小学校管理運営業務

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	30,643	30,571	31,265
決算額	26,542	27,000	29,973

2) 教育振興関係経費 (小学校)

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	443,303	475,569	425,468
決算額	1,582,631	497,108	483,575

3) 中学校管理運営業務

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	15,433	19,004	17,198
決算額	13,982	15,132	16,644

4) 教育振興関係事業 (中学校)

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	221,424	183,534	143,586
決算額	785,010	210,684	170,748

③ 事業費の主な内訳

1) 小学校管理運営業務

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	29,973	(注)電算システム・機器等借上料(長期継続契約)
合計	29,973	

2) 教育振興関係経費 (小学校)

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	3,066	情報処理用機器等修繕料
役務費	8,048	データ通信接続料
委託料	15,242	情報機器端末導入支援委託 情報機器端末運用支援委託
使用料及び賃借料	406,338	(注)学校用ネットワーク関連機器等借上料 学校用ネットワーク関連機器等借上料(長期継続契約)
備品購入費	50,880	振興用備品代
合計	483,575	

3) 中学校管理運営業務

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	16,644	(注)電算システム・機器等借上料(長期継続契約)
合計	16,644	

4) 教育振興関係事業(中学校)

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	1,397	情報処理用機器等修繕料
役務費	3,964	データ通信接続料
委託料	7,621	情報機器端末導入支援委託 情報機器端末運用支援委託
使用料及び賃借料	132,241	(注)学校用ネットワーク関連機器等借上料 学校用ネットワーク関連機器等借上料(長期継続契約)
備品購入費	25,524	振興用備品代
合計	170,748	

(注)は、いずれも業者との契約による賃借料である。具体的には、管理運営業務は事務室・職員室その他学校運営に係る管理経費であり、教育振興関係事業は、授業で使用する教具等の振興経費である。

令和4年度の賃貸借の状況は以下のとおりとなっている。

図表 93 管理運営業務及び教育振興関係事業の賃貸借の状況

(単位:円)

	件名	請負者	小学校費 (決算額)		中学校費 (決算額)	
			小学校 管理運営業務	教育振興関係 事業	中学校 管理運営業務	教育振興関係 事業
1	柏の葉小学校増築校舎プロジェクト等賃貸借	A		1,316,040		
2	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等(柏の葉小学校他4校)	A		3,934,920		
3	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等(南部中学校他7校)	A				5,920,200
4	柏の葉中学校教育用コンピュータシステム賃貸借等	A				1,289,640
5	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等(田中北小学校他4校)	B		3,894,000		
6	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等(柏中学校他7校)	B				5,808,000
7	事務職員用パーソナルコンピュータ賃貸借等	A	6,712,596		3,306,204	
8	校内ストレージ用無停電電源装置賃貸借(柏第一小他61校)	A	807,840		380,160	

	件名	請負者	小学校費（決算額）		中学校費（決算額）	
			小学校 管理運営業務	教育振興関係 事業	中学校 管理運営業務	教育振興関係 事業
9	小学校プロジェクト等賃貸借（田中北小学校他8校）	C		5,878,656		
10	中学校プロジェクト等賃貸借（柏中学校他15校）	D				19,349,280
11	小中学校校務事務処理用コンピュータシステム賃貸借等（柏第一小他60校）	A	12,402,720		6,389,280	
12	小学校プロジェクト等賃貸借（柏第一小学校他9校）	A		19,828,800		
13	柏の葉中学校教室増教員用パーソナルコンピュータ等賃貸借	A				1,454,112
14	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等（柏第一小学校他4校）	B		37,497,060		
15	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等（柏第五小学校他4校）	B		36,529,920		
16	新整備基準モデル事業小学校教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等	A		10,051,140		
17	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等（風早中学校他3校）	A				35,389,200
18	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等（柏第二小学校他4校）	B		48,510,000		
19	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等（柏第六小学校他4校）	A		48,932,400		
20	小中学校プロジェクト等賃貸借（柏第二小学校他13校）	A		19,688,064		5,233,536
21	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等（令和元年度学級増対応）	A	3,358,080		3,637,920	
22	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等（柏三小学校他5校）	A		54,390,600		
23	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等（富勢小学校他5校）	B		52,838,280		
24	小学校プロジェクト等賃貸借（柏三小学校他11校）	A		24,525,600		
25	教育用パーソナルコンピュータ等賃貸借（令和3年度学級増対応）	A	2,859,780		1,760,220	
26	Chrome対応プリンタ賃貸借等（富勢西小学校他3校）	A	618,420		205,920	

	件名	請負者	小学校費（決算額）		中学校費（決算額）	
			小学校 管理運営業務	教育振興関係 事業	中学校 管理運営業務	教育振興関係 事業
27	教育用パーソナルコンピュータ貸借等（令和2年度学級増対応）	A	1,980,000		435,600	
28	柏中学校他16校教育用パーソナルコンピュータ等貸借	A				44,866,800
29	田中北小他9校教育用パーソナルコンピュータ等貸借	A		23,839,200		
30	風早南部小他8校プロジェクト等貸借	A		11,251,680		
31	柏中他16校プロジェクト等貸借	B				12,831,720
32	教育用パーソナルコンピュータ等貸借（令和4年度学級増対応）	A	1,233,540		528,660	
33	田中北小学校プロジェクト等貸借	C		79,200		
34	柏の葉中学校教育用コンピュータシステム貸借等	A				99,000
35	教育用パーソナルコンピュータ貸借等（柏の葉小学校）	A		105,600		
36	教育用パーソナルコンピュータ貸借等（柏第一小学校他4校）	B		1,642,740		
37	教育用パーソナルコンピュータ貸借等（柏第五小学校他4校）	B		1,604,240		
合計			29,972,976	406,338,140	16,643,964	132,241,488

現在、柏市 GIGA スクール構想のもと、生徒 1 人に 1 台の端末（小学校1, 2 年生は iPad、3 年以上は Chromebook、中 1～3は Chromebook）の提供を行っている。また、授業を持っている先生 1 人に 1 台の提供も合わせて行っている。端末は、購入端末である。

賃貸借契約は、主に PC とプロジェクトに分けられるが、PC は 4 年リース及びその後 1 年の再リースでの契約を行っており、プロジェクトは原則 5 年間のリース契約を行っている。よって、令和 4 年度の支出は、令和 4 年度契約における令和 4 年度支出分及び過年度契約における令和 4 年度支出分がある。令和 4 年度の支出の状況は以下のとおりである。

図表 94 令和 4 年度の支出の状況

開始年度	学校名		教育用 PC		PJ		
H29	1	田中北小	業者 B	業者 A R4.10.1~R8.9.30(長期)	業者 C H29.10.1 ~ R4.9.30	R4.10.1~ R5.3.31 再リース	R5.4.1~ R9.9.30 新設校分
	2	風早南部小	R4.4.1~			業者 A R4.10.1~R9.9.30 (長期)	
	3	風早北部小	R4.9.30				
	4	手賀西小	再リース				
	5	手賀東小	再リース				
	1	高柳小	業者 A				
	2	大津ヶ丘第一小	R4.4.1~				
	3	大津ヶ丘第二小	R4.9.30				
	4	高柳西小	再リース				
	5	柏の葉小	再リース				
H29	1	柏中	業者 B R4.4.1~ R4.9.30 再リース	業者 A R4.10.1~ R8.9.30 (長期)	業者 D H29.12.1 ~ R4.11.30	業者 B R4.12.1~R9.11.30 (長期)	
	2	富勢中					
	3	田中中					
	4	柏三中					
	5	柏五中					
	6	西原中					
	7	松葉中					
	8	豊四季中					
	1	南部中	業者 A				
	2	柏二中	R4.4.1~				
	3	土中	R4.9.30				
	4	光ヶ丘中	再リース				
	5	柏四中	再リース				
	6	酒井根中	再リース				
	7	逆井中	再リース				
	8	中原中	再リース				
1	柏の葉中	業者 A R4.4.1~ R4.9.30 再リース	校務サーバ プリンタのみ 6 か月間再リ ース	PC 契約に 含め 業者 A R4.4.1~ R4.9.30 再リース			
	柏の葉中増教室	業者 A H31.3.1 ~ R5.2.28	R4.10.1~ 上記契約に 含める				
H30	1	柏第一小	業者 B	業者 B	業者 A		
	2	柏第四小					

開始年度	学校名		教育用 PC		PJ
	3	西原小	H31.2.1～R5.1.31	R5.2.1～	H31. 2.1～R6.1.31
	4	花野井小		R5.3.31	
	5	十余二小		再リース	
	1	柏第五小	業者 B H31.2.1～R5.1.31	業者 B	
	2	土南部小		R5.2.1～	
	3	柏第八小		R5.3.31	
	4	高田小		再リース	
	5	名戸ヶ谷小			
R1	1	柏第二小	業者 B R1.10.1～R5.9.30		
	2	田中小			
	3	旭小			
	4	旭東小			
	5	富勢西小			
	1	柏第六小	業者 A R1.10.1～R5.9.30		
	2	光ヶ丘小			
	3	酒井根西小			
	4	逆井小			
	5	豊小			
R1	1	風早中	業者 A R1.10.1～R5.9.30		
	2	手賀中			
	3	大津ヶ丘中			
	4	高柳中			
R2	1	柏第三小	業者 A R2.10.1～R6.9.30	業者 A R2.10.1～R7.9.30	
	2	柏第七小			
	3	増尾西小			
	4	酒井根小			
	5	中原小			
	6	土小			
	1	富勢小	業者 B R2.10.1～R6.9.30		
	2	藤心小			
	3	富勢東小			
	4	酒井根東小			
	5	松葉第一小			
	6	松葉第二小			

(注1) 事務処理用 PC、UPS、事務職員用 PC の契約を除いている。

(注2) は、主な令和 4 年度契約分である。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 59】指名競争入札における業者選定について

図表 94 の令和 4 年度契約は、図表 93 の No.28 から 31 に該当する。それぞれの契約の概要は以下のとおりとなる。

1. 柏中学校他16校教育用パーソナルコンピュータ等賃貸借(図表 93 の No.28)
契約期間令和 4 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日(4 年間の長期契約)
入札日令和 4 年 6 月 27 日
指名競争入札実施(指名業者 12 者)(内、辞退 4 者)
落札者 A 社(落札金額 358,934,400 円(税込み))
令和4年度支出額 44,866,800 円)
2. 田中北小他9校教育用パーソナルコンピュータ等賃貸借(図表 93 の No.29)
契約期間令和 4 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日(4 年間の長期契約)
入札日令和 4 年 6 月 27 日
指名競争入札実施(指名業者 10 者)(内、辞退 2 者)
落札者 A 社(落札金額 190,713,600 円(税込み))
令和 4 年度支出額 23,839,200 円)
3. 風早南部小他8校プロジェクト等賃貸借(図表 93 の No.30)
契約期間令和 4 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日(5 年間の長期契約)
入札日令和 4 年 6 月 27 日
指名競争入札実施(指名業者 10 者)(内、辞退 2 者)
落札者 A 社(落札金額 112,516,800 円(税込み))
令和 4 年度支出額 11,251,680 円)
4. 柏中他16校プロジェクト等賃貸借(図表 93 の No.31)
契約期間令和 4 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日(5 年間の長期契約)
入札日令和 4 年 6 月 27 日
指名競争入札実施(指名業者 10 者)(内、辞退 2 者、無効 1 者)
落札者 B 社(落札金額 192,475,800 円(税込み))

令和 4 年度支出額 12,831,720 円)

ここで、柏市指名業者選定基準によると、指名業者数にはルールがあり、

- ・ 発注金額 1,000 万円未満が 5 社以上、
- ・ 1,000 万円以上 5,000 万円未満が 7 社以上、
- ・ 5,000 万円以上 2 億円未満が 10 社以上、
- ・ 2 億円以上は 12 社以上

を指名しなければならないこととなっている。

令和 4 年度の上記 4 契約の内、3 契約は 5,000 万円以上 2 億円未満なので 10 者を指名の上入札を行っており、残りの 1 契約においては 2 億円以上なので 12 者を指名している。

いずれの賃貸借事業においても、指名した業者の内、2 者から 4 者の辞退が生じている。また、その内の 1 者は 4 業務すべてにおいて指名を受けているが、全て辞退している。今回確認した 4 業務は、いずれも同じ時期に入札を行っているため、それぞれ他の業務の辞退の状況を把握した上で指名業者を決定することは難しいが、今後指名する際には、入札に参加する見込みのない業者は指名しないなど、過去の案件の辞退の状況を踏まえつつ業者を選定することが望まれる。

【意見 60】業務の平準化について

令和 4 年度の 4 契約は、いずれも同じ 6 月 27 日に入札を行っている。これは、学校での作業が容易となる夏休み期間に作業を行うためであるが、いずれの契約においても多くの小学校又は中学校の教育用 PC ないしプロジェクトの賃貸借を行うものであり、受注する業者の負担も大きいことが予想される。したがって、年間を通して発注時期を分散して行うことも、業務の平準化のために検討することが必要である。

なお、4 契約内 1 契約については、契約日も異なることから、少なくとも当該契約については入札日をずらすことの検討は必要であった。

【意見 61】参考見積の徴収について

現在、ICT 推進室では、入札に先立って設計価格算定のために、業者から参考見積書を徴収している。今回確認した 4 事業においても参考見積書を徴収しているが、いずれも同じ業者からのみ 1 者からの徴収となっている。本来であれば、公平性の観点から、複数業者からの徴収が必要であった。

今後は、設計価格算定のための参考見積書は、複数業者から徴収することが必要である。

【意見 62】柏市指名業者選定基準の記載について

柏市では、「柏市指名業者選定基準」を定め、柏市が行う指名競争入札に係る指名業者の選定に関し必要な事項を定めている。ここで、前述のとおり、指名業者数は、「発注金額に応じて」決定している。しかしながら、発注金額は、本来であれば入札後の契約時でなければわからないものである。よって、本来であれば、発注金額ではなく予定価格又は設計価格によって決めなければならないと考える。

今後、「柏市指名業者選定基準」の見直しが望まれる。

Ⅷ 児童生徒課

1. 就学相談事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業の目的は、就学前や小中学校在籍の児童生徒の保護者に寄り添った形で、当該児童生徒に適した就学先を見つけていくことを目的としている。

本事業の内容は主に就学前や小中学校在籍の児童生徒の保護者から申し込みを受けて、就学先について相談を行う事業である。具体的には、保護者からの申し込みを受けて発達検査や行動観察を行い、就学先について通常の学級にするのか、特別支援学級にするのか、県立の特別支援学校に行くのかを保護者と相談しながら決めていくものである。

就学相談の一般的な流れについては、まず保護者からの申し込みを受けて、主に指導主事と就学相談心理士(臨床心理士・臨床発達心理士等の資格を有する者、会計年度任用職員)が、保護者と初回面談(インテーク)を行い基本情報や要望を把握する。

その後、指導主事や就学相談指導員(教員免許もしくは保育士資格を持ち、学校・幼稚園・保育園・こども園での勤務経験及び運転免許証を有し車の運転が可能な者、会計年度任用職員)が当該児童生徒の在籍園や在籍校に出向き、児童生徒の実態を把握するという行動観察を行う。また、就学相談心理士により児童生徒の発達検査の実施も行う。

そして、医師や学識経験者等で構成される教育支援委員会で当該児童生徒の就学先について報告や審議を行う。

保護者に教育支援委員会の審議の結果報告を行うとともに就学先の合意形成を図っていくという流れで行われている。

なお、教育支援委員会の審議前に保護者と就学先の合意形成ができる場合には、教育支援委員会では報告のみ行われるものもある。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	9,692	10,239	10,330
決算額	8,800	9,507	9,802

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	6,910	教育支援委員会委員報酬 176, 就学相談 指導員報酬(専門)674, 就学相談心理士 報酬(専門)6,060
職員手当等	1,475	
旅費	204	
需用費	299	消耗品費
役務費	72	通信運搬費
使用料及び賃借料	686	賃借料
備品購入費	156	
合計	9802	

(2) 監査の結果

【指摘 18】就学相談受付票のチェック漏れについて

就学相談の受付方法は、保護者からの電話または来所での受付を行っている。その際に、職員が聞き取りを行い就学相談受付票に記載していくが、同受付票の確認事項のところにチェックが付けられておらずチェック漏れがあるものが散見された。必要な事項を確認したのか、確認ができていないのかが書面上は分からない状況が生じるため、確認事項のところは漏れなく記載していく必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 63】業務の無駄の削減について

児童生徒課は沼南庁舎に置かれているが、就学相談についてはウェルネス柏という沼南庁舎とは一定の距離がある離れた場所で業務が行われており、就学相談事業に必要な主な資料もウェルネス柏で管理・保管されている。そして、内部決裁や公印の押印等は、ウェルネス柏ではなく児童生徒課が置かれている沼南庁舎で行われる。

内部決裁については、令和4年度の途中から電子決裁に変更されたものの、個人情報を含むものはシステム上にのせることはできず、依然、紙ベースで確認が行われる。

本事業は個人情報を含むものが多いため、内部決裁のために紙でウェルネス柏から沼南庁舎に持って行き、児童生徒課内で内容の確認が行われ、資料原本は確認後ウェルネス柏に戻される。しかし、電子決裁に変わり、決裁をする際に別途回覧されている紙資料とつき合わせて確認する必要が生じたり、紙資料につけている稟議書への押印が認められなくなったりしたため、確認漏れが起りやすくなり、再度沼南庁舎に確認してもらうために持って行くこともあるとのことである。これは、ウェルネス柏へ書類を返却する際に、沼南庁舎の児童生徒課内で、確認漏れがないかどうかチェックすればこのような業務の無駄は生じないものである。

また、公印を使用する場合には、内部稟議書の公印使用検印の欄に検印を押す必要があるが、公印は沼南庁舎にしかない。また、公印を押す際には、決裁日等の記載は、手書きは不可で印字でないといけないというルールになっている。そのため、沼南庁舎で内容を確認した後、わざわざウェルネス柏で再度、決裁日等の印字をしたものをプリントアウトして、その書面を再度、ウェルネス柏から沼南庁舎まで持って行く。決裁日等の印字が必要なのであれば、書面内容の確認後、沼南庁舎で印字したものをプリントアウトすれば、ウェルネス柏から沼南庁舎まで書面を持って行く必要がなくなるわけであり、業務の無駄を削減できると考えられる。

【意見 64】相談記録の書式等について

就学相談については、相談者ごとに受付から初回面談、検査結果、最終的な就学先まで相談内容と経過を1枚に記載する相談記録が作成されている。

しかし、相談記録の書式については、経過の流れに沿って記載していくと記載しづらい箇所もあり、実際、例えば諸検査の日付等が記載漏れとなっているもの等も散見された。

そのため、書式について、経過の流れに沿った形に変更する等、記載漏れがなく、かつより分かりやすい形で記載できる書式に変更すべきである。

【意見 65】就学相談の迅速かつ十分な実施に関する課題について

就学相談の件数は基本的には毎年増加傾向にあり、就学相談指導員の勤務日数を増やすなどして対応している。しかし、現状は、案件が増えているため、就学相談の申込があっても、迅速に相談を入れることができず、場合によっては初回面談が2カ月以上も先になってしまう件もある。

また、就学相談心理士も件数の増加に伴い検査実施回数も増えている。検査については、検査実施にかかる時間だけでなく、その検査結果を書面で作成することにも時間がかかるものである。また、面談を担当する指導主事自身が行動観察や就学後の経過観察も行くことが望ましいが、十分に行くことができていない現状もある。

現在、就学相談事業に割り当てられているウェルネス柏の部屋は2部屋である。

相談を迅速に実施するためにも、時期によっては、3部屋を割り当て、指導主事や就学相談心理士を増員し、現状は同時刻には2組のみの対応しかできないところ、3組の対応をしていくことができるようにする体制構築等の検討も必要であるとする。

また、事務職員が1名いるが毎日来ているわけではないため、事務職員が増員されれば、事務職員が不在のときに電話受付や受付予約、来所時の対応等を指導主事等が行う必要もなくなり、就学相談事業により集中することも可能となるので、事務職員を増やす等の対策も検討すべきであるとする。

図表 95 就学相談件数の推移（相談申込、来所相談、発達検査、行動観察、経過観察の合計） （単位：件）

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1,515	1,496	1,801	2,106

図表 96 新規相談件数（インテーク済の数） （単位：件）

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
252	259	314	356

図表 97 就学相談件数の推移（審議児童生徒数）

（単位：件）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
就学前児童	181	200	250	269
在学学生	38	30	33	42
合計	219	230	283	311

【意見 66】就学後の学校訪問結果について

就学相談を行った児童生徒のうち、就学相談を実施したが合意形成を図れなかった児童生徒、情緒通級指導教室に行くことになった児童生徒、通常の学級で経過観察がついた児童生徒等一定の児童生徒については、就学後も学校訪問を行い、経過観察を行っている。経過観察の結果については、担当者のメモや教育支援委員会での報告事項として一部記録が残ってはいるとのことである。

しかし、本事業では、就学相談をした児童生徒毎に記録化してファイリングしていることから、就学後経過観察を行った児童生徒については、対象児童生徒毎のファイルに経過観察結果を記録として残していくべきである。

2. 教育相談事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業は、児童生徒及びその保護者の心の悩み等を中心にカウンセリングを行い、心の安定を図り、子どもの健全な発達を促すとともに安定した学校生活につなげることを目的としている。

事業の内容は具体的には、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラースーパーバイザー(公認心理士又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士の資格を有する者等、会計年度任用職員)が、柏市内の小中学校の児童生徒及び保護者のカウンセリングを行う。カウンセリングの内容は、不登校、発達に関するものが多いがその内容に限らない。

また、教育支援室において、教育相談心理士(財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士の資格を有する者等、会計年度任用職員)や教育相談員(小中学校の教員免許状を有する者や実務経験を有する者、会計年度任用職員)が、柏市内の幼稚園・保育園児、小中学校の児童生徒及びその保護者に対して、不登校や子育て、発達にかかわること等について電話での聞き取りや対面での発達検査の実施やカウンセリングを行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	24,224	25,776	25,601
決算額	23,527	24,762	24,779

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	19,919	教育相談員報酬(専門)2,035, 教育相談心理士報酬(専門)5,464, スクールカウンセラー報酬(専門)11,243, スクールのカウンセラースーパーバイザー報酬(専門)1,177
職員手当等	3,827	
旅費	321	
需用費	152	消耗品費
役務費	130	通信運搬費

節	令和4年度 決算額	主な内容
委託料	103	PC設定変更業務委託99, 健康診断委託4
使用料及び賃借料	171	賃借料
備品購入費	156	
合計	24,779	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 67】予約待ち状況の改善について

教育支援室では、相談件数の増加に伴い、相談希望者が予約をとろうとしても1カ月以上待ちが続く状態となることもあり、相談希望に十分応えられているとは言えない状況である。予約を入れた日から相談日までの平均日数を指標化し、人員増加等により待ち日数を減少させていくなどして、早期に相談ができる体制を整えていくべきである。

図表 98 教育支援室における教育相談件数（就学相談を除く）

(単位:件)

相談形態	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
電話	414	514	653	688
来室	1,082	807	1,035	1,004
合計	1,496	1,321	1,688	1,692

【意見 68】発達検査について

教育支援室では、発達検査を行って欲しいという要望も多い。しかし、発達検査の実施には、検査に2, 3時間かかり、またその検査所見をまとめることに2時間くらいかかる。1日6時間の枠であるため、検査を実施すると相談が1件しか入れることができず、相談予約が滞留してしまう。そのため、年間に行う発達検査の件数に上限を設けている状態であり、この点でも児童生徒側のニーズに十分応えることができているとは言えない状況である。そのため、発達検査を行うことができる教育相談心理士を増員することや、発達検査を外注等することが可能かどうか検討されたい。

【意見 69】Web 等での相談実施について

教育支援室は、田中北小学校の一部屋にて電話相談・面談相談にて対応している。また、相談だけでなく、必要性や要望により、発達検査も実施している。ただ、面談相談を希望しても時間的に田中北小学校まで来ることができない保護者も一定数存在する可能性がある。相談方法を多様化し、より広く相談のニーズに対応するためにも、Web 等の相談実施やそのための Web 環境整備についても検討していくべきである。

【意見 70】スクールカウンセラー等の配置基準について

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラースーパーバイザーについては、柏市教育委員会スクールカウンセラー及びスクールカウンセラースーパーバイザー配置要領が作成されている。

しかし、同要領5条に配置手順について記載されているが、配置の決定基準については「最も効果が期待できる教育機関に配置する」という曖昧な記載があるのみである。

スクールカウンセラーについては相談を希望する者が多く、対応しきれないことから、その配置の判断は重要である。そのため、要領等において、配置を決定する際に考慮する事項をより具体的に記載することや、配置の判断に至った過程や分析結果も記録化・ファイリング化することにより検証可能性を確保し引継ぎがあった際にもスムーズな引継ぎができるようにすることも検討すべきである。

3. 生徒指導推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業は柏市の児童生徒の学習生活が有意義で充実したものになることを目指して生徒指導を推進するために行われる事業である。

本事業の具体的な内容は、個別支援教員(生徒指導・不登校支援、教員免許を有する者、会計年度任用職員)が市立中学校に配置され、問題行動・非行傾向にある生徒への個別支援を行い、また、不登校支援室・相談室などへ別室登校している生徒への学習指導等を行う。

学級経営アドバイザー(千葉県内の市立小中学校において管理職経験を有する者、会計年度任用職員)は、市立小中学校において、講師や学級がうまく機能しない学級の担任への指導・助言を行うとともに、保護者対応をはじめとした困難な事例に関する管理職の支援を行っている。

スクールサポーター(千葉県警において職務経験を有する者及びスクールサポーターとしての勤務経験を有する者、会計年度任用職員)は、いじめや不登校等、生徒指導上の課題を有する市立小中学校及び関係機関等において、学校生活の安定を図るために児童生徒に対する個別指導を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	54,777	88,172	119,047
決算額	51,454	80,671	105,791

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	75,999	委員報酬 600, 学級経営アドバイザー報酬(専門) 19,188, スクールサポーター報酬(専門) 17,072, 個別支援教員報酬(教育) 39,139
職員手当等	13,458	
共済費	2,000	
報償費	207	報償金 170, 報償品 37
旅費	1,795	

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	454	食料費 4, 消耗品費 450
委託料	2,041	健康診断委託 113, ネットいじめ防止事業 支援業務委託 1,928
負担金, 補助及び交付金	9,836	社会保険料 8,806, 労災保険料 91, 雇用保 険料 885, 校外学習参加負担金 54
償還金, 利子及び割引料	1	償還金
合計	105,791	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 71】スタンドバイの有効活用について

本事業では、いじめ等の対策として、スマートフォンやタブレット等から、教育委員会に対して、いじめや家族、学校や日常のことを匿名で報告・相談できるシステム（画像や動画も添付可能）を委託により導入している。

いじめ等が深刻化する前に早期発見するためには、生徒児童が SOS を出しやすい環境の整備が重要である。

現在、市立高等学校・中学校では導入されているが、市立小学校においては6年生のみに導入されている。過去に、小学校5年生に対してテスト導入したことがあるが相談件数が0件であり利用されることが少ない可能性があったことや、現状の人員体制では相談件数が増加すると教育委員会で対応しきれなくなる恐れがあることから現在、小学校5年生以下については導入されていない。

しかし、近年はいじめ問題が増加・深刻化していることから、児童生徒からの SOS を早期に受ける体制づくりは必要である。

現在、いじめに関する状況として SOS を出す相手・手段があると考えられる児童生徒の割合について、内部的には指標化しているとのことであり、割合は下表のとおりである。目標値としては、100%を目指すべきであり、具体的には、小学校5年生以下にもスタンドバイを導入することや、スタンドバイ等の SOS が出せる手段の存在を児童生徒やその保護者により周知することも必要である。

また、相談件数が増加して教育委員会で対応しきれない場合は、相談業務について外部の専門機関等に委託することを検討することも有用である。

図表 99 いじめに関する状況 SOSを出す相手・手段があると考える児童生徒の割合

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
小学校	83.8%	—	—	79.4%	83.3%
中学校	87.4%	—	—	88.6%	88.5%

※ 令和元年度については新型コロナウイルス感染症の影響により数字は把握しておらず、令和2年度については柏市学力・学習状況調査を実施していないことから数字は把握できていないとのことである。

【意見 72】スクールサポーターの統合について

学校や年度により異なるところもあると考えられるが、以前は中学校で生徒による非行が一定程度みられたこともあり、千葉県警において勤務した経験を有するスクールサポーターの必要性は高かったといえる。

しかし、現在、中学校での非行数は減少傾向にある。そのため、スクールサポーターが担っているいじめや不登校等の児童生徒に対する個別指導を行う業務自体は必要なものであるが、現在は、小中学校において業務を行う別の会計年度任用職員が様々な形でその業務をフォローすることが可能な部分もあると考えられる。そのため、スクールサポーターを他の会計年度任用職員と統合することも検討されたい。

4. 不登校児童生徒の支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業は長期欠席児童生徒及びその保護者への支援を充実させることを目的とする事業である。

事業内容は、具体的には、小中学校における支援だけでなく、学校外施設である学習相談室(令和4年度時点で3か所だったが、令和5年に1か所増設)やきぼうの園における支援、家庭訪問等を行っている。

スクールソーシャルワーカー(社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者等、会計年度任用職員)は、市立中学校区に配置され、問題を抱える児童生徒、保護者、教職員等に対して関係機関とのネットワークの構築、連携、調整を図りながら、相談・支援等を行っている。

学習相談室指導員(次のいずれかに該当する者、教員免許状を有する者、小中学校での勤務経験がある者、大学・大学院で心理学を学んだ者、会計年度任用職員)は、不登校等の問題を抱える児童生徒や保護者等に対する相談・学習支援及び不登校児童生徒の家庭への訪問を行っている。また、学習相談室アドバイザー(次のいずれかに該当する者、教員免許状を有する者、学校での実務経験を有する者のうち、管理職経験のある者、会計年度任用職員)は学習相談室の管理運営や学習相談室指導員の指導調整に関すること等を行っている。

きぼうの園指導員(次のいずれかに該当する者、中学校の教員免許状を有する者、学校での実務経験がある者、会計年度任用職員)は不登校児童生徒への学習支援を行っている。きぼうの園アドバイザー(次のいずれかに該当する者、中学校の教員免許状を有する者、学校での実務経験を有する者のうち管理職経験のある者、会計年度任用職員)はきぼうの園の管理運営やきぼうの園指導員の指導調整に関すること等を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	74,358	87,622	97,178
決算額	70,438	83,159	93,390

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	69,815	きぼうの園指導員報酬(専門)5,130, きぼうの園アドバイザー報酬(専門)1,869, 学習相談室指導員報酬(専門)20,527, 学習相談室アドバイザー報酬(専門)5,605, スクールソーシャルワーカー報酬(専門)36,684
職員手当等	13,186	
報償費	1,262	報償金
旅費	1,727	
需用費	1,273	消耗品費 517, 燃料費 2, 光熱水費 754
役務費	1,125	通信運搬費 1,095, 手数料 2, 保険料 28
委託料	464	施設清掃委託(長期継続契約)345, 警備委託(長期継続契約)72, 保守・点検等委託33, 健康診断委託14
使用料及び賃借料	3,916	使用料 15, 賃借料 3,901
備品購入費	353	
負担金, 補助及び交付金	269	傷害保険料 80, 不登校児童・生徒支援事業補助金 189
合計	93,390	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 73】スクールソーシャルワーカーの配置時間の増加について

不登校児童生徒は人数が多く、近年はさらに増加傾向にあることから支援のためにスクールソーシャルワーカーを増員する必要性は高いと考えられる。そのため、スクールソーシャルワーカーの増員が図られ、ようやくすべての中学校に配置することとなった。そして、小学校については、同地区にある中学校に配置されているスクールソーシャルワーカーが支援を行う形をとっている。

スクールソーシャルワーカーは会計年度任用職員であり、週3・4日勤務が多い状

況である。スクールソーシャルワーカーを全ての小学校に配置することが望ましいが、大幅な人員確保や予算が必要となることから実現可能性は低い。そのため、本事業による支援のより一層の充実を図るために、スクールソーシャルワーカーを週5日のフルタイムで各中学校に配置すること(各スクールソーシャルワーカーの勤務日数を増やす方法もあるが、各スクールソーシャルワーカーによっては勤務日数を増やすことが難しい場合もあるため、増員も含めて検討すべきである。)を目標として指標化し配置時間の増加を図っていくことを検討されたい。

図表 100 長期欠席者数の推移（人）

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
小 1 年生	26	20	15	22	35
小 2 年生	26	23	29	36	39
小 3 年生	37	38	36	44	64
小 4 年生	49	47	60	62	81
小 5 年生	61	67	56	95	100
小 6 年生	70	101	88	97	141
中 1 年生	108	117	129	175	178
中 2 年生	184	157	164	178	269
中 3 年生	193	181	170	199	231
合計	754	751	747	908	1,138

図表 101 スクールソーシャルワーカーの配置人数（人）

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
人数	3	4	6	11	13	16	21

図表 102 対応児童生徒数（人）

学校種	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
小学生	44	62	85	113	132	195	253
中学生	21	57	119	202	288	339	449
高校生	0	2	0	1	0	0	0
合計	65	121	204	316	420	534	702

【意見 74】指標の設定について

不登校児童生徒は増加傾向にあり支援がより重要になってきている。本事業では、スクールソーシャルワーカー等により学校への登校復帰を支援するだけでなく、学校外施設であるきぼうの園や学習相談室を設置し不登校児童生徒の居場所や学習の支援も行っている。また、同施設に来ることができない児童生徒に対しても、家庭訪問を実施するなどして支援を行っている。

しかし、これらのいずれの支援も受けていない児童生徒も存在する。

不登校児童生徒の支援については、登校の再開ということに拘ることなく、何かしらの形で不登校児童生徒を支援していくことが重要であると考えられる。現在、どの機関からも支援を受けていない児童生徒の数を集計しているが、そのような生徒の数を 0 人とするを目標として適宜達成度合いや改善方法の検討をすること及び、その検討内容や結果を书面化していくことも検討すべきである。

図表 103 学習相談室・きぼうの園の利用者数推移（人）

平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
81	87	100	109	137

図表 104 不登校児童生徒のうち、支援を受けていない児童生徒の数（人）

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
小学校	1	2	0	11	9
中学校	9	7	9	23	16
合計	10	9	9	34	25

※支援を受けていない児童生徒とは、担任等による児童生徒への電話・家庭訪問による指導・安否確認、学習相談室等への通室や家庭訪問等ができていない、病院・診療所・保健所・精神福祉保健センター等とも繋がっていない児童生徒をさす

【意見 75】きぼうの園指導員等の資格要件について

学習相談室指導員及び学習相談室アドバイザーについては、配置要領の資格については、「教員免許状を有する者」等とされ、教員免許状に限定はされていない。一方、きぼうの園指導員及びきぼうの園アドバイザーについては、配置要領の資格については、「中学校の教育免許状を有する者」等と記載され、中学校の教員免許状に限定されている。

これは、過去中学校に不登校生徒が多かったことから要領は中学校に限定されているが、現在では小学校でも不登校生徒は一定数存在しており、実際小学校の教員免許状しか有しない者も「学校での実務経験がある者」として採用されている。

よって、現在においては、きぼうの園指導員等についての資格について、教育免

許状を中学校に限定する必要はないと考えられるので、要領の改訂を検討すべきである。

5. 特別支援教育の推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業の目的は、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個々に合った適切な指導・支援を行っていくことを目的としている。

本事業としては、学校が通常の学級に在籍する児童生徒や保護者からの申し出を受け、合理的配慮の内容を決定し、個別の教育支援計画を本人及び保護者と合意形成しながら作成していく際にサポートする事業を行っている。

また、個別支援教員(学校配置、教員免許を有する者、会計年度任用職員)が、主に市立小学校の通常学級に在籍し特別な支援を要する児童に対して、学級への入りこみによる指導(支援)や必要に応じて個別の取り出し指導を行っている。

教育支援員(学校配置、次のいずれかに該当する者、小・中学校1種又は2種普通免許状取得した者、保育園等において保育の仕事又は福祉的な仕事に従事した経験のある者等、会計年度任用職員)は、主に市立小中学校において特別支援学級に在籍する児童生徒に対して生活及び学習の支援を行っている。

医療的ケア看護師(学校配置、看護師免許を有する者、会計年度任用職員)は、市立小中学校において医療的ケアを必要とする児童生徒に対して医療的ケアを行うことで支援を行っている。

その他、小中学校からの依頼を受け、教育委員会から特別支援教育巡回相談員(学校配置、元特別支援学級担任や元特別支援学校担任等、会計年度任用職員)が市立小中学校を巡回し、特別な支援を要する児童生徒への指導内容や授業の在り方等について、教諭等へ指導助言を行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	275,800	342,096	386,866
決算額	287,450	325,781	340,908

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	246,546	特別支援教育巡回相談員報酬(専門)1,915, 医療的ケア看護師報酬(専門)7,470, 教育支援員報酬(教育)195,785,

節	令和4年度 決算額	主な内容
		医療的ケアコーディネーター報酬(専門) 2,248, 個別支援教員報酬 39,128(教育)
職員手当等	47,503	
共済費	5,924	
災害補償費	10	
報償費	271	報償金
旅費	4,941	
需用費	71	消耗品費
委託料	5,211	健康診断委託 673, 訪問看護委託 4,538
使用料及び賃借料	5	使用料
負担金補助及び交付金	30,425	負担金(校外学習参加負担金 502, 年会費 204, 社会保険料 26,334, 労災保険料 513, 雇用保険料 2,334), 補助金(柏地区特別支援教育研究連盟補助金 538)
償還金, 利子及び割引料	1	償還金
合計	340,908	

(2) 監査の結果

【指摘 19】巡回相談派遣申請の期限について

特別支援教育巡回相談員については、柏市教育委員会特別支援教育巡回相談員派遣要領が作成されている。同要領5条2項では、巡回相談の派遣を希望する市立小中学校長は、柏市巡回相談派遣申請書により派遣希望日より2週間前までに児童生徒課長に依頼するものと規定されている。

しかし、書類監査によると、2週間をきって申請されている同要領違反の申請が多くみられる状況であった。ヒアリングによると、実際には児童生徒課に内諾をとった上で、申請していることが多いとのことであるが、要領違反となっていることは問題であるため、要領を遵守するか、要領が実態と合わない場合には要領を改定する等して要領違反状態の改善を図るべきである。

【指摘 20】要領の記載内容訂正について

柏市教育委員会教育支援員配置要領6条1項では、教育支援員の配置を希望する学校長は、配置調査書を柏市教育委員会に提出しなければならないと規定されている。しかし、現状では、配置調査書は使用されておらず、配置要望書を提出する運用となっている。既に使用していない書式であるので要領の記載内容を現実にあわせた形に変更する必要がある。また、現在の運用では、要望する学校から、教育支援員の活用計画書の提出も必須としているため、活用計画書等、提出を必須としている書類は要領に記載することも検討すべきである。

【指摘 21】確認印の押印漏れについて

ファイル監査において、教育支援員活動報告書(後期)の中で小学校校長の確認印について押印漏れがあるものがあつた。

また、会計年度任用職員(教育支援員)人事評価シートで、上司の確認印が押されていないものもあつたので、改善されたい。

【指摘 22】柏地区特別支援教育研究連盟補助金の限度額について

本事業では、柏地区特別支援教育研究連盟に対して柏市柏地区特別支援教育研究連盟補助金交付要綱に基づき、補助金を交付している。同連盟は、特別支援学級を設置する柏市立小学校及び中学校等の教員等をもって組織する団体であり、障害児に係る教育及び福祉の向上を主な目的として活動している。

ファイル監査において内部決裁資料をみると、補助金限度額が53万8000円と記載されているが、同要綱では、補助金の限度額は3条2項で56万8000円と記載されている。そのため、内部決裁資料の記載は要綱に反した不正確なものであるため、内部決裁資料も要綱にあわせて記載すべきである。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 76】教育支援員の配置について

現在、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加の一途をたどっており、今後とも増加していくことが見込まれる。それに対して教育支援員の配置人数をパートタイム勤務の教育支援員を2分の1で計算してフルタイムで換算して計算してみると、配置人数は微増にとどまる。

その結果、担任と教育支援員を合わせた指導者一人当たりの児童生徒数は増加の一途をたどっており、児童生徒1人当たりに十分な支援ができていない可能性が

あり、その傾向は今後も悪化していく恐れがある。

各学校からの教育支援員配置要望に対しての充足率は50%前半ではあるが、予算との兼ね合いもある。そのため、現実的な目標指標としては、特別支援学級数に対してフル換算配置人数で1学級1名配置できるようにすることが望ましいと言える。なお、令和4年度は特別支援学級数が194学級に対して、フル換算した配置人数は114.5人とどまる。

また、個別支援教員にかかる報酬金額総額は大きいことから、配置についてはどのようなことを考慮して配置決定を行ったのか等、課内の議論や決定の過程を記録化・ファイリング化していくべきである。

図表 105 特別支援学級に在籍する児童生徒数と学級数

区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
児童生徒数	627	681	759	860	900	959	1,057
特別支援学級数	119	129	143	161	167	178	194

図表 106 特別支援学級の指導者（担任＋フル換算教育支援員）当たりの児童生徒数

区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
児童生徒数	627	681	759	860	900	959	1,057
指導者数	213	221.5	245.5	269.5	281	291.5	308.5
指導者一人当たりの児童生徒数	2.94	3.07	3.09	3.19	3.20	3.29	3.43

図表 107 各学校からの教育支援員配置要望に対する充足率及び特別学級数

区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
要望人数	174	188	204	202	210	210	222
フル換算配置人数	94	92.5	102.5	108.5	114	113.5	114.5
充足率	54%	49.2%	50.2%	53.7%	54.3%	54.0%	51.6%
特別支援学級数	119	129	143	161	167	178	194

【意見 77】個別支援教員(特別支援)の配置について

個別支援教員(特別支援)は、市立小学校において主に通常の学級で特別な支援を要する児童に対して、学級への入りこみによる指導(支援)及び、必要に応じて個別の取り出し指導を行っている。個別の取り出し指導もできることから、小学校からの配置要望が多い。

令和4年度は、小学校 32 校が配置を要望して、18 校しか配置することができていない。平均の数値では、通常学級において特別な支援を要する児童は1クラスにつき2名程度在籍する計算もあることから、可能な限り希望する小学校には多く配置することが望ましい。そのため、希望する小学校に対する充足率を指標化することを検討すべきである。

また、柏市教育委員会個別支援教員(特別支援)配置要領をみると、配置基準については、「市立小学校の配置要望等に基づき、毎年配置人数を決定する」と記載されているが、どのような基準で配置の決定がなされているかが不明瞭である。配置要望を出した学校のうち約半数しか配置できない現状では、要領もしくは内部基準として一定程度の決定の際に考慮する事項や、決定の過程を書面化・ファイリング化していくことが望ましい。

さらに、各小学校が配置要望を出す際には、配置要望書の提出を必須とし、活用計画書も提出させていることから、その手順についても要領で明確に記載することが望ましい。

【意見 78】医療的コーディネーターの業務内容について

医療的ケアコーディネーター(看護師資格を有し、小中学校等において医療的ケアの業務経験を有する者、会計年度任用職員)は、医療的ケア看護師への指導助言、医療的ケアに係る就学相談業務、関係機関との連絡調整等を業務内容とし、市内小中学校において実施される医療的ケアにおいて専門的な立場から補助することを目的として配置されている。

そして、柏市教育委員会医療的ケアコーディネーター配置要領では、業務内容の一つに、医療的ケア看護師が欠勤した際の代理業務を行うことも記載されている。

しかし、例えば酸素療法が必要な児童生徒等、柏市教育委員会の中でこれまで経験がない医療的ケアが必要な場合は、最初の一定期間は医療的ケア看護師ではなく、経験がある医療的ケアコーディネーターが医療的ケアを行うことも想定される。

そのため、要領において、医療的ケアコーディネーターの業務内容に欠勤した際の代理業務だけでなく、そのような場合に医療的ケア業務を行うこともできることを記載することを検討すべきである。

【意見 79】看護委託について

医療的ケアについては、外部の訪問看護ステーション等に、訪問看護委託をしていることもある。

ただ、その看護内容はお昼の食事のときのみの看護という短時間の看護委託となっていることもある。しかし、その場合でも委託費用が、医療的ケア看護師が1日勤務したときよりも高額になっている。

医療的ケア看護師は、柏市教育委員会医療的ケア看護師配置要領6条7項で、医療的ケアの他に、必要に応じて生活及び学習支援を行うこともできると規定されている。上記のようなケースでは、医療的ケア看護師であれば、お昼の看護が必要な時間だけでなく、それ以外の時間にも別の支援を行うことができる。そのため、費用面でも支援の業務面でも、可能な限り外部委託ではなく医療的ケア看護師を配置することを検討すべきである。

【意見 80】特別支援教育巡回相談員のミーティング報告書について

特別支援教育巡回相談員については、1年に3回ミーティングを行っている。ファイル監査では、ファイルに綴られていた年度末ミーティングの報告書において、巡回相談員からの意見等がなされたとの記載があった。しかし、その意見の内容については報告書に記載されておらず、その意見の内容が分からなかった。

参加者各人がメモをとっているとのことであるが、巡回相談員の意見は現場の情報として有用な情報であると考えられることから、その内容も報告書に記載すべきである。

6. 防犯教育推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

本事業では、「かしわ子ども安全ハンドブック」を新1年生が小学校に入学した際に配布し、ランドセルカバー、ホイッスル、反射シール等の安全備品を、各学校を通じて配布することで、児童生徒の防犯知識の習得や被害者にならないための危機管理能力の習得を図っている。

パンフレットの内容については、基本的に児童生徒・保護者に伝えたい内容は毎年大きな変更はないため、柏警察署管内の少年非行状況のデータを最新のものに更新変更する程度で、毎年ほぼ同じ内容のものを作成・配布している状況である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	360	371	371
決算額	352	357	368

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	240	印刷製本費
委託料	128	教材等集配業務委託
合計	368	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 81】パンフレット配布について

「かしわ子ども安全ハンドブック」は、児童生徒に対してどのようなことが危険なのか、危険なことがあったらどうした方がよいのかを伝える内容となっている。また、保護者に対しても児童生徒が被害や危険な目にあった際にどこに相談した方がよいのかといった相談窓口一覧の記載されているものである。

毎年一度は各学校において交通安全教室や防犯教室を開催しているとのことであるが、本パンフレットについては入学時に配布するのみで、パンフレットについて口頭等による説明はなされていない。子供の安全について有意義かつ大事な内容が記載されているものであり、ただ配るだけでは中身まで読まれない可能性もあるため、配布の際に簡単な説明を可能な限り行った上で配布する等より有効に活用できるようにすべきである。

7. 防犯活動推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

「すくすくメールかしわ」というメール配信システムを導入し教育委員会や学校からの連絡事項や緊急情報を保護者に配信することや、市民等への注意喚起と見守りを促すために新小学校1年生へ黄色帽子の購入・配布、児童生徒が安全に通学することができるようボランティア用のベスト等の購入・配布等を行う事業である。

「すくすくメールかしわ」は、教育委員会や学校からの連絡事項や緊急情報を、登録した保護者のメールアドレスへ配信することで注意喚起等を図るシステムである。

配信される情報は、不審者が出現したという不審者情報、夏休み前には危ない所に行かない等の防犯情報、台風や雪などの防災情報が主であるが、他の課からの依頼により新型コロナや季節性インフルエンザの流行に備えるための情報や、障害者週間のイベントについての案内等を流すこともある。

配信は、教育委員会から行うだけでなく、各学校においても各学校の保護者に対してのみを宛先としたメール配信をすることもできる。

なお、登録のメールアドレスを変更する場合は、保護者自身で変更することはできず学校や教育委員会へ申告して変更する形となる。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	4,233	3,857	3,821
決算額	3,581	3,364	3,475

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	2,082	消耗品費
委託料	1,393	スクールメール配信システム運用委託
合計	3,475	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 82】「すくすくメールかしわ」への登録促進について

「すくすくメールかしわ」は教育委員会だけでなく、各学校が連絡事項や緊急情報を保護者に対してタイムリーに送信することができる有効な情報伝達手段であるといえる。特に、不審者情報等は緊急性が高く児童生徒の安全にとって非常に有効な手段となるものである。

ただし、本情報伝達手段を導入していても保護者が登録をしなければ意味がないものである。現在、登録については、毎年教育委員会から各小中学校校長宛に、新入学生を対象にした入学前の登録案内を促す書面を送付している。

しかし、入学後や進級の際には、教育委員会から各小中学校に対して積極的に「すくすくメールかしわ」に未登録の保護者に対して登録を促すような告知等はされていない。登録を明確に拒否する保護者も存在する可能性はあるものの、周知を十分に行えば登録をする未登録保護者も存在する可能性がある。

また、以下の図のように「すくすくメールかしわ」の登録者数は増えているが、各学年やクラス毎にどのくらいの割合で登録されているかの指標化はなされていない。そのため、登録率なども指標化し、登録を促すような施策をとることも検討されたい。

図表 108 すくすくメールかしわ登録者数 (単位：人)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
37,539	39,127	44,100	49,837	57,280

【意見 83】「すくすくメールかしわ」の管理・運用方法について

「すくすくメールかしわ」については、教育委員会からは平均して2カ月に1度程度は情報配信を行っているとのことである。しかし、各学校がどのような情報を配信しているかについて教育委員会では十分に把握しているとは言えない。そのため、場合によっては、学校が配信すべき情報を入手しているにもかかわらず、担当者の判断で配信がなされていない可能性もある。

また、卒業等で柏市の生徒でなくなった際には登録を削除することになっているが、削除漏れの可能性もあるとのことである。

「すくすくメールかしわ」については、現在要綱・マニュアル等は明確に作成していないとのことであるが、本事業の重要な一内容となっているものである。配信権限を誰が有し、配信方法を誰が承認していくのか、どのような内容の情報を配信するのか、配信内容を学校と教育委員会で共有する方法、登録や登録促進のための告知方法、登録削除の方法等を定めた要綱やマニュアル等を作成し、担当者が交替した場合でも適切な管理が継続できる体制を構築することを検討されたい。

【意見 84】保護者に対する情報配信の手段について

現在、学校によって、「すくすくメールかしわ」に加えて、「スクリレ」といったデジタル連絡ツール(アプリ)や、「ライン」(アプリ)も導入されており、複数の連絡ツールが存在する状況となっている(今後、「安心でんしょぼと」と呼ばれるルーム専用アプリも開始されるとのことである。)。そして、連絡内容によっては、「すくすくメールかしわ」とラインに同じ内容のものが二重に配信されてくることもあるとのことである。また、担当においても、「すくすくメールかしわ」で連絡したのか、「スクリレ」で連絡したのか混乱が生じているケースもあり、それでは保護者も混乱してしまう。

たしかに、1つの連絡ツールのみであると、その連絡ツールが使用できない保護者が漏れてしまうことから複数の連絡ツールを併用することは有用なこともある。

しかし、このように複数の連絡ツールが存在し、内容によっては同じ内容のものが二重で配信されていることもあることは、保護者に対しては混乱を生じさせる可能性があるものであり、配信側も二重に手間がかかり非効率である。

そのため、各連絡ツールや連絡内容を整理し、場合によっては統廃合が可能なものは統廃合するなどの整理を検討すべきである。

また、当日学校が午後から休校になるといった情報も当日流されてくることがあるが、メール配信だと保護者が気が付かないことがある。アプリ化するなどすると、通知機能により保護者がより早く配信されたことに気が付くこともあるため、その点も検討されたい。

8. 交通安全推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

児童生徒が交通事故に遭わず安全に通学できるよう、通学路上の危険箇所の調査・抽出、通学路の安全対策工事、通学路表示板の設置、交通安全誘導業務の委託、横断旗の配布、交通安全教育等を行っている。

また、道路管理者、警察、学校関係者、教育委員会等で構成された「柏市通学路交通安全対策推進会」を開催し、各機関と連携・協力しながら通学路の交通安全対策を実施している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	10,190	9,098	10,233
決算額	9,061	8,488	9,403

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	220	消耗品費
委託料	1,770	通学路標示板設置委託, 交通安全誘導業務委託
工事請負費	7,413	通学路安全対策工事
合計	9,403	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 85】早期対応が難しい危険箇所についての対応について

柏市通学路交通安全対策推進会議は、柏市児童生徒課が主催し、国・県・市の道路管理者及び警察、柏市小中学校校長会、柏市 PTA 連絡協議会等が参加して行われる会議である。

本会議においては、各学校が通学路上の危険箇所を調査した結果が報告される。そして、その危険箇所について、国・県・市の道路管理者や警察、教育委員会が対策を協議する。必要に応じて各道路管理者や警察等と現地で合同調査を実施することもある。そして、対策実施が可能なものについては、必要性や緊急度の高いものから適宜安全対策を実施している。一方で、対策が不可である等の理由で安全対策時期が未定になっているものも一定数存在する。

同会議にあがってくる危険箇所の状況としては、例えば交通量が多く歩行が危険、歩道が狭い、表示が消えている箇所があるといったものがある。

学校等からあがってくる対策の要望内容については、路面表示やグリーン線を引いて欲しい、表示の塗り直しをしてほしい、歩道の確保や拡張をしてほしい、横断歩道の設置をしてほしい、ガードレールを設置してほしい、信号機を設置してほしいといった要望がある。

これに対して会議で決定する安全対策の内容としては、路面表示を行う、塗り直しを行う等の速やかに対策が実施できるものもある。一方で、歩道幅の要望については用地買収を伴うため早期実現が難しいものや、ガードレール設置要望についても現状の道路の幅員ではガードレール設置が困難なものがある。また、信号機の設置要望については現状では設置不可であるが将来の道路整備の進捗により適切なタイミングで検討する。横断歩道設置の設置要望については、各種要望を踏まえて総合的に判断するので時期は明示できない。車がはみ出ないようにポールを建てて欲しいという要望に対しては、道路の幅員上不可等の早期解決が難しい等、早期の対策が難しいものも一定数存在する。

危険な箇所について早期対策が難しい場合には、多くの場合対策を行う担当は県・市の道路管理者や警察が担当とされており、教育委員会は担当とはされていない。しかし、早期対策が困難なものについては、児童生徒の安全の早期確保という観点から、各学校において通学路の変更等を検討した方がよいものもあると思われる。

通学路変更については、各学校に基本的に任せているとのことであるが、同会議を受けて、早期対策が難しい箇所については、教育委員会から各学校に対しても通学路の変更等の検討等、危険箇所についての早期かつ適切な対応を教育委員会と学校で適宜協議していくべきである。

【意見 86】保護者等からのさらなる情報の吸い上げについて

昨今、児童生徒が通学中に負傷するという痛ましい交通事故が発生していることに鑑みると、児童生徒の通学の安全は重大な事項である。そして、通学における危険については、その通学路を使用する児童生徒の保護者がより状況を把握している可能性もある。

そのため、各学校や教育委員会においては、保護者から通学路の危険や問題点についてより情報を吸い上げることができるような仕組み作りを検討すべきである。例えば、各学校に通学路についての目安箱を設置したり、相談窓口を設置するなどの方法も考えられるところである。

Ⅸ 市立柏高等学校

1. 市立柏高等学校の事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的、内容及び成果

市立柏高校の事業は、大きく1)高等学校の管理運営、2)教職員・生徒の保健衛生、3)教育振興関係事業、4)振興備品整備事業及び5)高等学校施設整備事業に分けられる。それぞれの、目的、内容は以下のとおりとなっている。

1) 高等学校の管理運営

昭和 53 年に開校した市立柏高校は、開校から長い年数が経過していることから施設の老朽化が進んでいる。また、平成 23 年度には、アリーナ・多目的棟・プール・セミナーハウス棟の使用も介しており、多くの施設を有している。高等学校の管理運営では、これら多くの施設を有している市立柏高校の生徒、職員の教育実践を支える財務施設管理全般を行っている。具体的には以下のとおりである。

まず、委託については、バス運転業務委託、学校警備委託、剪定除草委託等を行っている。次に修繕については、職員が修繕したものと業者に委託して修繕したのものがある。さらに、学校ネットワーク関係として、成績処理システム賃貸借、校務用情報機器賃貸借などがある。

令和 2 年度には、マイクロバスの買い替え(購入)、令和 4 年度には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用して、生徒用タブレット端末機 1,000 台等を購入している。

2) 教職員・生徒の保健衛生

生徒及び教職員の健康状態を把握、維持するために、学校保健安全法第 13 条及び第 15 条に基づき、生徒及び教職員の健康診断をおこなうものである。具体的には、尿検査(生徒)、胸部・胃部 X 線検査(1 年生)、心臓健診(1 年生)、定期健康診断(職員、会計年度任用職員)、歯科及び鼻腔の健診(生徒)を行っている。

【学校保健安全法】

(児童生徒等の健康診断)

第 13 条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

(職員の健康診断)

第 15 条 学校の設置者は、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

い。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

3) 教育振興関係事業

社会情勢の変化や技術革新など様々な社会的な要求や教育に対する評価、生徒の学習要望、学習指導要領の改正などの対応が求められる教育課程や授業などにおいて、生徒や教職員の教育活動に必要な機材・教材等を確保するものである。

具体的には、消耗品及び負担金について、教職員からの要望に基づく消耗品の購入及び負担金の支出を行い、学校ネットワーク関係について、教科用情報機器等、PC 教室及びサーバー室等情報機器、普通教室等情報機器、普通教室等プロジェクター等の委託及び賃貸借の契約及び更新を行っている。

4) 振興備品整備事業

教育振興関係事業と同様に様々な対応が求められる教育課程や授業などにおいて、生徒及び教職員の教育活動に必要な教科教材及び部活動備品の修繕及び購入、図書館図書を購入を行っている。

具体的には、令和 4 年度には、各種備品、理科備品純水器、波動説明器、音の可視化演示実験セット、運搬整備箱ワゴン、滅菌用圧力釜の購入等を行っている。

5) 高等学校施設整備事業

老朽化が著しい既存施設において、不具合が生じている施設等の改修、不要物件の撤去を行っている。

令和 4 年度は、外壁工事・屋上防水改修工事(3 年計画の 3 年目)、グラウンド防球ネット設置工事等を行っている。

② 事業費の推移

1) 高等学校の管理運営

(単位:千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	155,104	150,524	165,995
決算額	114,749	117,209	251,863

2) 教職員・生徒の保健衛生

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	11,080	11,132	11,408
決算額	9,921	9,720	10,678

3) 教育振興関係事業

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	62,633	62,083	66,748
決算額	59,699	59,122	65,979

4) 振興備品整備事業

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	6,421	5,969	5,569
決算額	5,700	5,451	4,876

5) 高等学校施設整備事業

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	241,000	242,000	114,275
決算額	186,226	238,492	113,879

③ 事業費の主な内訳

1) 高等学校の管理運営

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	23,311	非常勤・委嘱講師報酬 15mil 他
職員手当等	3,899	
共済費	160	
報償費	760	
旅費	9,475	
需用費	78,358	光熱水費 46mil、修繕費 25mil 他
役務費	1,218	
委託料	25,780	施設清掃委託 10mil、バス運転委託 9mil

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	15,809	
備品購入費	91,912	管理用備品代 91mil 他
負担金、補助金及び交付金	973	
公課費	209	
合計	251,863	

2) 教職員・生徒の保健衛生

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
報酬	4,182	
職員手当等	513	
共済費	82	
報償費	145	
旅費	125	
需用費	419	
役務費	47	
委託料	2,401	
使用料及び賃借料	115	
備品購入費	145	
負担金、補助金及び交付金	2,504	日本スポーツ振興センター負担金 2mil 他
合計	10,678	

3) 教育振興関係事業

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	6,391	
委託料	5,111	
使用料及び賃借料	53,720	賃借料 54mil 他
負担金、補助金及び交付金	757	
合計	65,979	

4) 振興備品整備事業

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
需用費	675	
備品購入費	4,201	
合計	4,876	

5) 高等学校施設整備事業

(単位:千円)

節	令和4年度 決算額	主な内容
委託料	1,518	
工事請負費	112,361	校舎外壁・屋上防水改修工事 100mil、グラ ンド防球ネット設置工事 12mil 他
合計	113,879	

④ 事業の課題について

1) 高等学校の管理運営

各種施設の老朽化に対応するため、事業予算の確保が求められる。

2) 教育振興関係事業

学校ネットワーク関係は、教育に係る機器の選定等が難しいが、この点教育委員会(ICT推進室)でも小中学校に対して同様の事業をおこなっていることから、将来的には教育委員会での学校ネットワーク事務の教育委員会(ICT推進室)への一本化の可能性を検討する必要がある。

3) 振興備品整備事業

教員からの備品購入の要望に全て答えることができない。引き続き、適切な選択を行っていく必要がある。

4) 高等学校施設整備事業

今後、事業予算を確保の上、大規模修繕計画を適切に実行していく必要がある。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 87】生徒用・教職員用タブレット端末等の購入について

市立柏高等学校では、令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、生徒用タブレット端末機 1,000 台等を購入している。これにより、令和5年度から全校生徒を対象にタブレットの貸与が始まり、在学中は自分で購入することなくタブレットを利用することが可能となる。これは、柏市が進めている「柏市GIGAスクール」構想の1つでもある。

現在、「柏市GIGAスクール」の運用は、教育委員会学校教育部指導課・ICT推進室が中心となって進められている。ICT推進室では、主に小学校1,2年を対象にiPadの各1台の貸与、小学校3年生～6年生及び中学校1年生～3年生を対象にノート型PC(chromebook)の各1台の貸与を行っている。一方、市立柏高等学校は、高校が直接生徒用タブレットの購入を行っている。

ここで、「柏市GIGAスクール」の運用については、ICT推進室にノウハウが蓄積されており、柏高校におけるタブレット端末の購入も含め、ICT推進室に当該業務を移管するなど、業務を一元化することも検討の余地がある。今後検討が望まれる。

【意見 88】指名業者について

令和4年度の高等学校施設整備事業として、校舎外壁・屋上防水改修工事及びグラウンド防球ネット設置工事を実施している。ここで、校舎外壁・屋上防水改修工事については一般競争入札によって業者を決定し、一方グラウンド防球ネット設置工事については指名競争入札によって業者を決定している。



防水改修後の屋上(監査人撮影)



防球ネット(設置後)(監査人撮影)

グラウンド防球ネット設置工事については、3者指名の上、令和4年11月18日に入札が行われ、落札額11,000千円(予定価格12,405千円)で業者が決定されている。ここで、指定された3者はいずれも建設会社であるが、グラウンド防球ネット設置工事という特殊性を考慮すると、ネット工事の専門メーカーなども指名業者に含めることも検討すべきであったと考える。また、柏市指名業者選定基準によると、10,000千円以上の業務においては、5者以上の指名業者数が求められるところ、3者の指名となっており、基準に反している。